

平成31年旭市議会第1回定例会会議録目次

第1号（2月27日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	3
開 会	4
追 悼	4
議長報告事項	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議会運営委員会委員の選任	6
東総衛生組合議会議員の補欠選挙	6
議長報告事項	7
議案上程	8
議案第 1号 平成31年度旭市一般会計予算の議決について	
議案第 2号 平成31年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について	
議案第 3号 平成31年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 4号 平成31年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について	
議案第 5号 平成31年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 6号 平成31年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について	
議案第 7号 平成31年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について	
議案第 8号 平成31年度旭市水道事業会計予算の議決について	
議案第 9号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第10号 平成30年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第11号 平成30年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について	
議案第12号 旭市森林環境整備基金条例の制定について	

議案第 1 3 号	旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の制定について	
議案第 1 4 号	旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 1 5 号	旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 1 6 号	旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 1 7 号	旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 1 8 号	旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 1 9 号	旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 2 0 号	旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 2 1 号	旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 2 2 号	旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 2 3 号	旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 2 4 号	旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 2 5 号	市道路線の認定、廃止及び変更について	
議案第 2 6 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
議案第 2 7 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
施政方針並びに提案理由の説明	9
議案の補足説明	2 4
散 会	6 5

第 2 号 (3月4日)

議事日程	6 7
本日の会議に付した事件	6 7
出席議員	6 7
欠席議員	6 7
説明のため出席した者	6 8

事務局職員出席者	6 8
開 議	6 9
議長報告事項	6 9
議案質疑	6 9
議案第 2 6 号、議案第 2 7 号直接審議（先議）	1 5 5
常任委員会議案付託	1 5 5
常任委員会請願付託	1 5 6
常任委員会陳情付託	1 5 6
散 会	1 5 7

第 3 号（3月6日）

議事日程	1 5 9
本日の会議に付した事件	1 5 9
出席議員	1 5 9
欠席議員	1 5 9
説明のため出席した者	1 5 9
事務局職員出席者	1 6 0
開 議	1 6 1
一般質問	1 6 1
7 番 有 田 惠 子	1 6 1
2 0 番 高 橋 利 彦	1 7 3
9 番 高 木 寛	2 0 5
1 2 番 伊 藤 保	2 1 7
散 会	2 3 2

第 4 号（3月7日）

議事日程	2 3 3
本日の会議に付した事件	2 3 3
出席議員	2 3 3
欠席議員	2 3 3

説明のため出席した者	233
事務局職員出席者	234
開 議	235
一般質問	235
4番 林 晴 道	235
15番 伊 藤 房 代	253
18番 木 内 欽 市	259
緊急質問の件	273
9番 高 木 寛	273
散 会	278

第 5 号 (3月19日)

議事日程	279
本日の会議に付した事件	279
出席議員	280
欠席議員	280
説明のため出席した者	280
事務局職員出席者	281
開 議	282
常任委員長報告	282
質疑、討論、採決	286
常任委員長請願報告	296
質疑、討論、採決	296
常任委員長陳情報告	297
質疑、討論、採決	298
発議案上程	301
発議第 1号 会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書の提出について	
提案理由の説明	301
質疑、討論、採決	302

議案上程	303
議案第28号 工事請負契約の締結について	
議案第29号 工事請負契約の締結について	
議案第30号 工事請負契約の締結について	
議案第31号 工事請負契約の締結について	
提案理由の説明	303
議案の補足説明	303
議案質疑	306
討論、採決	306
事務報告	308
閉 会	308

平成31年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第1号）

平成31年2月27日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 追 悼
- 第 3 議長報告事項
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 議会運営委員会委員の選任
- 第 7 東総衛生組合議会議員の補欠選挙
- 第 8 議案上程
- 第 9 施政方針並びに提案理由の説明
- 第10 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 追 悼
- 日程第 3 議長報告事項
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 7 東総衛生組合議会議員の補欠選挙
- 追加日程 議長報告事項
- 日程第 8 議案上程
- 日程第 9 施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第10 議案の補足説明

出席議員（17名）

1番	片桐文夫	2番	平山清海
3番	遠藤保明	4番	林晴道
6番	米本弥一郎	7番	有田恵子
8番	宮内保	9番	高木寛
10番	飯嶋正利	11番	宮澤芳雄
12番	伊藤保	13番	島田和雄
15番	伊藤房代	16番	向後悦世
18番	木内欽市	19番	佐久間茂樹
20番	高橋利彦		

欠席議員（1名）

17番 景山岩三郎

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	伊藤義隆
行政改革 推進課長	小倉直志	総務課長	飯島茂
企画政策課長	阿曾博通	財政課長	伊藤憲治
税務課長	石毛春夫	市民生活課長	宮負賢治
環境課長	井上保巳	保険年金課長	遠藤茂樹
健康管理課長	木内喜久子	社会福祉課長	角田和夫
子育て 支援課長	小橋静枝	高齢者 福祉課長	浪川恭房
商工観光課長	小林敦巳	農水産課長	宮内敏之
建設課長	加瀬喜弘	都市整備課長	鶴之沢隆
下水道課長	高野和彦	会計管理者	松本尚美
消防長	川口和昭	水道課長	加瀬宏之
庶務課長	栗田茂	学校教育課長	佐瀬史恵
生涯学習課長	高安一範	体育振興課長	花澤義広
監査委員 事務局長	伊藤義一	農業委員会 事務局長	赤谷浩巳

事務局職員出席者

事務局長

大 矢 淳

事務局次長

池 田 勝 紀

開会 午前10時 0分

○議長（向後悦世） おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思ひます。

◎日程第1 開 会

○議長（向後悦世） ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより平成31年旭市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 追 悼

○議長（向後悦世） 日程第2、追悼。

去る2月8日に逝去されました故平野忠作議員のご冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思ひます。

ご起立をお願いいたします。

黙禱。

（全員黙禱）

○議長（向後悦世） 黙禱を終わります。

ありがとうございました。ご着席願ひます。

◎日程第3 議長報告事項

○議長（向後悦世） 日程第3、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思えます。

また、去る1月24日に高橋秀典議員から、議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、同日に許可いたしましたことをご報告いたします。

◎日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（向後悦世） 日程第4、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

11番、宮澤芳雄議員、12番、伊藤保議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第5 会期の決定

○議長（向後悦世） 日程第5、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの21日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの21日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思えますので、ご協力をお願いいたします。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時 4分

再開 午前10時30分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議会運営委員会委員の選任

○議長（向後悦世） 日程第6、議会運営委員会委員の選任。

議会運営委員会委員が2人欠員となっていますので、旭市委員会条例第8条の規定により、議長指名により選任いたします。

議会運営委員に佐久間茂樹議員、伊藤房代議員。

以上のとおりであります。

◎日程第7 東総衛生組合議会議員の補欠選挙

○議長（向後悦世） 日程第7、東総衛生組合議会議員の補欠選挙。

東総衛生組合議会議員の補欠選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によって行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

東総衛生組合議会議員に、遠藤保明議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました遠藤保明議員を当選人に定めることにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(向後悦世) ご異議なしと認めます。

よって、遠藤保明議員が当選されました。

ただいま当選されました遠藤保明議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選を告知いたします。

◎追加日程 議長報告事項

○議長(向後悦世) おはかりいたします。議長報告事項を本日の日程に追加し、直ちに議題にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(向後悦世) ご異議なしと認めます。

よって、議長報告事項を日程に追加し、直ちに議題といたします。

先ほど、文教福祉常任委員会において副委員長の互選が行われましたので、その当選結果につきまして報告いたします。

文教福祉常任委員会副委員長に伊藤房代議員。

以上のおりであります。

以上で議長報告事項を終わります。

○議長(向後悦世) 市長より送付を受けております議案は、議案第 1 号から議案第 27 号までの 27 議案であります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 配付漏れないものと認めます。

議案の説明のため、市長、副市長、教育長、ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第 8 議案上程

○議長（向後悦世） 日程第 8、議案上程。

議案第 1 号から議案第 27 号までの 27 議案を一括上程いたします。

- 議案第 1 号 平成 31 年度旭市一般会計予算の議決について
- 議案第 2 号 平成 31 年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について
- 議案第 3 号 平成 31 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 4 号 平成 31 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 議案第 5 号 平成 31 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 6 号 平成 31 年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議案第 7 号 平成 31 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
- 議案第 8 号 平成 31 年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 10 号 平成 30 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 11 号 平成 30 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 12 号 旭市森林環境整備基金条例の制定について
- 議案第 13 号 旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

議案第 24 号 旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第 25 号 市道路線の認定、廃止及び変更について

議案第 26 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 27 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第 9 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（向後悦世） 日程第 9、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

初めに、私からも一言、哀悼の言葉を申し上げさせていただきます。

去る 2 月 8 日急逝されました故平野忠作議員の長年にわたる市政発展にご尽力いただきましたことに、改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。志半ばでさぞ残念だとは思いますが、旭市の発展にみんなで頑張っていくことをお誓いいたしますとともに、心から哀悼の誠をささげ、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

本日ここに平成 31 年旭市議会第 1 回定例会を招集し、平成 31 年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件について、ご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、新年度における市政運営について所信の一端を申し上げます。

初めに、総合戦略・国土強靱化地域計画について申し上げます。

総合戦略については、本市の新しいまちづくりの指針として、平成 28 年 2 月に策定し、毎年 P D C A サイクルによる進行管理を行いながら、将来都市像の実現に向けて取り組んできたところであります。

平成 31 年度は計画期間の最終年度となることから、地方創生の目的である人口減少問題をはじめ、市全体の活性化や市民生活の向上など、本市が引き続き重点的に取り組むべき施策を整理し、国や県の動向を踏まえながら、次期旭市総合戦略の策定に取り組んでまいりま

す。

国土強靱化地域計画については、平成 27 年 3 月の計画策定以来、東日本大震災での被害を教訓に、平時から大規模自然災害等に備えた地域づくりを推進してまいりました。策定から 5 年目を迎える本年は、現状の把握や諸情勢の変化等に対応するため、再度、脆弱性評価を実施し、プログラムや指標の見直しなどの必要な改定を行いながら、引き続き災害に強いまちづくりに努めてまいります。

「地方創生」と「国土強靱化」を二本の柱とし、攻めと守りの両面を兼ね備えた総合的なまちづくりを展開してまいります。

次に、総合戦略の中で、平成 31 年度に取り組む重点施策を四つのプロジェクトに沿って申し上げます。

一つ目は、地域振興プロジェクトであります。

初めに、道の駅「季楽里あさひ」を活用した交流拠点の形成について申し上げます。

本市の産業や観光、地域振興を目的に整備いたしました道の駅「季楽里あさひ」は、毎年 100 万人を超える来場者があり、売上げも順調に伸びております。

今後も全国トップレベルの農業産出額を誇る「食の郷あさひ」の農水産物を PR するなど、本市のさまざまな魅力を発信する拠点となるよう取り組んでまいります。

次に、観光資源創出プロモーション事業について申し上げます。

本市の魅力を広く全国へ発信するため、マスコミや旅行関連企業と連携し、地元産品や景勝地を利用した観光資源の創出や、旅行商品化への取り組み、また、昨年 6 月に「恋する灯台」に認定された飯岡灯台や、本市で撮影された映画やドラマなどを活用したプロモーション活動を展開してまいります。

次に、観光イベント事業について申し上げます。

本年で 23 回目を数える袋公園桜まつりは、4 月 1 日から 12 日までの 12 日間の開催を予定しております。4 月 6 日には観光大使の桂竹千代さんによる落語をはじめ、さまざまな催しを計画しております。

また、夏期イベントとして、砂の彫刻美術展、いいおか YOU・遊フェスティバル、七夕市民まつり、サーフィン大会への支援、さらには海水浴場の開設など、海の資源を最大限に活用し、元気な旭市を PR していきたいと考えております。

これらの観光プロモーション活動やイベントの支援により、本市の知名度の向上と、さらなる観光客の誘致を推進してまいります。

次に、創業者等への支援について申し上げます。

創業希望者を対象として、商工観光課内に設置しているワンストップ相談窓口における相談体制のさらなる充実を図るとともに、市内で創業、起業を目指す方のために創業セミナーを開催するなど、商工会や関係機関等と連携し、支援を行ってまいります。

二つ目は、「子宝育成プロジェクト」であります。

初めに、出会いの場創出事業について申し上げます。

後継者の結婚対策を推進するため、民間のノウハウを活用したさまざまな魅力ある婚活イベントを開催し、男女の出会いの場の提供に努めてまいります。

次に、少子化対策について申し上げます。

特定不妊治療費助成事業については、不妊に悩み、不妊治療を受ける夫婦が増加している中、高額な治療費を要する特定不妊治療費の一部を助成し、治療に伴う経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

旭市子ども・子育て支援事業計画については、計画期間が平成 31 年度をもって終了することから、平成 32 年度からの 5 年間を計画期間とする第 2 期旭市子ども・子育て支援事業計画を策定してまいります。策定にあたりましては、平成 30 年度に実施した旭市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の分析結果等を踏まえ、教育・保育の提供体制の確保や、子ども・子育て支援事業の円滑な実施に向けて、市の実情に即した計画を整備してまいります。

三つ目は、「故郷創出プロジェクト」であります。

初めに、定住促進奨励金交付事業について申し上げます。

本市では、人口減少対策の一環として、平成 25 年度から定住促進奨励金交付事業を実施しておりますが、若者の移住・定住をより促進させるため、本年 4 月からは最大で 150 万円を交付できるよう、事業内容の拡充を図ってまいります。

次に、地域公共交通の利便性向上について申し上げます。

地域公共交通については、市民にとって利用しやすい公共交通体系を構築するため、昨年度策定した地域公共交通網形成計画の方針に基づき、コミュニティバスルートの再編やデマンド交通の導入などを盛り込んだ地域公共交通再編実施計画の年度内策定に向け、取り組んでおります。

策定後は、スムーズに再編が行えるよう十分な周知期間をとりながら、早期実現を目指し

て取り組んでまいります。

次に、ふるさと応援寄附推進事業について申し上げます。

新たにふるさと納税サイトを追加したことにより、市外の個人寄附額が大幅に増加しており、本年1月末現在の寄附申込額は約4,400万円となっております。今後も魅力ある返礼品の拡充に努め、産業の振興に結びつけていきたいと考えております。

次に、幽学の里で米作り交流事業について申し上げます。

大原幽学先生ゆかりの水田を活用した米作り体験では、市民と都市住民の交流を通じて、収穫する喜び、食べる喜びなどの農業の魅力を感じていただくとともに、「食の郷あさひ」のPRに努めてまいります。

四つ目は、「安心形成プロジェクト」であります。

初めに、地域包括ケアシステムの充実について申し上げます。

市では、高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、介護や医療、住まいや生活支援などが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しております。

地域包括支援センターでは、市直営の基幹型地域包括支援センターが中心となり、昨年6月に増設した2か所の委託地域包括支援センターと緊密な連携を図りながら、高齢者やその家族からの相談に応じる相談支援機能の強化と、地域包括ケアシステムの充実に取り組んでまいります。

次に、震災復興・津波避難道路整備事業について申し上げます。

飯岡地域の横根三川線については、飯岡中学校への進入路部分について供用を開始し、一部区間で工事に着手しているところであります。

また、旭地域の椎名内西足洗線についても一部区間で工事に着手しており、今後は2路線とも用地取得が調った区間の工事を順次進めてまいります。

なお、未取得地については、引き続き関係地権者の皆様にご協力をお願いし、事業を進めてまいります。

次に、防災について申し上げます。

東日本大震災の発生から、間もなく8年が経過しようとしております。

この震災を教訓に、地震や津波といった大規模な災害に備え、市民一人ひとりが適切な避難行動がとれるよう、津波浸水想定区域を対象とした津波避難訓練を3月3日に実施いたします。

今回の訓練においては、矢指地区に完成した日の出山公園を新たな避難場所として加えた

ため、避難経路の確認のためにも、積極的な参加を呼びかけております。

また、千葉県により進められている海岸基盤整備事業の河川開口部対策については、開口部 10 か所のうち既に 2 か所が完成しており、現在 6 か所の工事が進められているところであります。

なお、残り 2 か所の未整備箇所についても、平成 31 年度に工事に着手する予定と伺っております。

次に、生涯活躍のまち構想について申し上げます。

生涯活躍のまち・あさひ形成事業の事業主体となる民間事業者の選定については、公募により 2 者から提案をいただき、1 月 11 日のプロポーザル審査委員会において、イオンタウン株式会社を代表事業者とするグループを最優秀提案者に決定したところであります。

今後は、まちの魅力を高めるべく、提案された事業計画等について、旭市生涯活躍のまち推進協議会において、ご意見等を伺ってまいります。

また、計画予定地については、県が行う土地改良事業の受益地になっておりましたが、その受益地からの除外に係る変更計画が 2 月 8 日に確定した旨の通知をいただいたところであり、本構想の実現に向け、大きく前進できたものと思っております。

今後も引き続き、市役所一丸となって全力で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、平成 31 年度基本施策の概要を、総合戦略に掲げた四つの基本目標に沿って申し上げます。

第 1 は、「魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり」であります。

初めに、農水産業の振興について申し上げます。

農林水産省より昨年公表された平成 28 年の市町村別農業産出額においては、本市は全国第 6 位であり、順位は前年と変わらなかったものの、産出額は 19 億円増の 567 億円でありました。このうちの 188 億円を占める養豚については、平成 29 年度からの継続事業で実施した畜産競争力強化対策整備事業により、畜舎及び関連施設が完成し、さらなる産出額の増加が期待されるものであります。

園芸生産強化支援事業については、県内トップレベルの産地として、さらなる強化、拡大を図るため、生産施設の整備や省力化機械等の導入に対し支援してまいります。

畜産については、生産組合の事業活動支援や自給飼料の生産、堆肥を有効利用する機械の導入など、飼育環境改善のための取り組みを進めてまいります。

また、家畜伝染病対策については、各農場での飼養衛生管理の徹底を図るとともに、ワクチン接種を支援してまいります。

水田農業構造改革推進事業については、平成 30 年産から国による米の生産数量目標の配分がなくなりましたが、需要に即した米作りを推進するため、引き続き飼料用米等による戦略作物の作付を支援し、水田農業の経営安定を図ってまいります。

農業基盤整備については、水田の大区画化や担い手への農地の集約化などを目的とする県営土地改良事業の早期完成を目指し、事業施行中の飯岡西部地区、春海地区、豊和地区について、支援を継続してまいります。

新規就農総合支援事業については、次世代の農業を担う人材を確保するため、市内はもとより市外からの新規就農希望者に対しても、関係機関との連携により必要な支援を行い、市内での就農を推進してまいります。

水産業については、漁業者の安定的な経営や水産資源の回復のため、貝類の種苗放流などを推進するとともに、千葉県が行う飯岡漁港の航路のしゅんせつなどの水産基盤の整備を推進してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

商業活性化事業については、地域商業の振興策として、プレミアム付き共通商品券発行事業のほか、商店街が実施するイベント事業などの商業の活性化を目的とする事業に対し、商工会と連携を図りながら支援してまいります。

工業振興支援事業については、本定例会に提案いたしました旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の制定により、税制面での優遇や奨励措置を実施し、企業の生産環境の整備を促してまいります。

次に、雇用の確保について申し上げます。

企業誘致事業については、新たな条例の制定により、新規企業の進出を促すとともに、県及び関係機関はもとより、地元金融機関などと連携を図りながら誘致活動を推進してまいります。

また、旭市雇用対策協議会が実施する合同企業説明会を支援し、若者への雇用の場の提供と定住促進に努めてまいりたいと考えております。

第2は、「結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり」であります。

初めに、保健の充実について申し上げます。

あさひ健康応援ポイント事業については、健康診断の受診や健康目標への取り組みに対しポイントを付与し、健康づくりに役立つ景品を進呈することにより健康づくりを推進しておりますが、より多くの方に参加していただくようPRしてまいります。

感染症予防対策事業については、各種予防接種の実施により、感染症の拡大防止を図ってまいります。

また、風疹予防対策として、風疹抗体検査費用や予防接種費用に対して助成することで、風疹の感染拡大を防ぎ、先天性風疹症候群の発生予防を図ってまいります。

がん検診、特定健康診査等事業については、対象者が受診しやすいような日程の調整や、女性専用日の設定などにより、利便性と受診率の向上を図ってまいります。

骨髄移植ドナー支援事業については、骨髄等のドナー及びそのドナーを雇用し、ドナー休暇を与えた事業所に対して助成することで、骨髄バンク登録の推進や、より多くの骨髄等移植の実現を図ってまいります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

各種スポーツイベントの開催については、市民の一体感を醸成する事業として、市民体育祭、市民駅伝大会のほか、誰でも気軽に参加できる軽スポーツの集いなどを開催してまいります。

また、千葉県東部五市体育大会、世界ジュニア卓球選手権大会男女日本代表選考会、千葉県高等学校駅伝競走大会、関東高等学校選抜新人陸上競技選手権大会などのスポーツ交流事業を推進し、市の知名度アップを図ってまいります。

体育施設については、良好なスポーツ環境の充実を図るため、老朽化した施設の改修工事を行うとともに、旭市旧中学校跡地利用検討委員会の報告を踏まえ、旧飯岡中学校跡地にサッカー場を中心としたスポーツ施設の整備に係る基本設計を進めてまいります。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

育児支援事業については、安心して育児が行えるよう、子育て学級や離乳食教室などを実施し、育児相談や発達相談などの相談支援体制を充実してまいります。

次に、海上保育所改築事業について申し上げます。

今年度まとめた実施設計に基づき、平成31年度は木造平家建ての新園舎を建設し、園庭及び送迎駐車スペース等を整備いたします。また、隣接する滝郷診療所との連携を図り、病児保育事業の実施に向けた準備を進めてまいります。

次に、公立保育所運営事業について申し上げます。

園児への質の高い保育サービスを提供するため、全ての公立保育所において英語教育を導入するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、保育料に含まれない3歳以上児の給食の主食部分を市で提供してまいります。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

学校いきいきプラン事業については、子どもたち一人ひとりがいきいきと輝く特色のある教育活動を支援するため、補助金を交付し学校教育の充実を図ってまいります。

課外活動支援事業については、平成31年度から、中学校の部活動の顧問として新たに部活動指導員10名の配置を予定しております。専門的な知識や技能を有する部活動指導員の配置により、顧問教諭の部活動指導に係る時間の負担軽減を促進するとともに、中学生の精神的な成長を助け、技術の向上などを図ってまいります。

小・中学校教諭補助員配置事業については、教諭補助員を2名増員し、28名の配置を予定しております。教諭補助員の配置により、国語や算数、数学などの基礎学力の向上や、小学校外国語活動の充実を図るとともに、特別な支援を必要とする児童・生徒へのきめ細かな指導、支援を行ってまいります。

小・中学校の適正規模・適正配置については、旭市学校のあり方検討委員会において、次代を担う子どもたちへの教育効果を第一に検討が重ねられ、昨年、教育委員会に対して提言書が提出されたところであります。

今後は、この提言書を踏まえ、新たな検討委員会を立ち上げ、より望ましい教育環境が提供できるよう取り組んでまいります。

小学校大規模改修事業については、屋内運動場の非構造部材の耐震化対策として、干潟小学校、共和小学校、矢指小学校、滝郷小学校の防災機能強化工事を実施してまいります。

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

社会教育施設再編事業については、干潟公民館の機能を干潟支所へ移転するために必要な改修工事と併せ、長寿命化に向けた大規模改修を実施してまいります。

また、既存の干潟公民館については、平成31年度に解体するための設計業務を委託し、平成32年度の解体工事の実施後は、駐車場として整備を進める予定であります。

次に、文化振興事業について申し上げます。

文化振興事業については、市民の文化意識の高揚を図るため、市民音楽祭やあさひのまつり等の市民参加型文化事業を実施するとともに、優れた芸術文化に市民が接する機会を増やすため、国際文化交流コンサートやプロによる演芸など幅広いジャンルで芸術文化事業を展

開してまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

旭市の新しい次代を担う青少年が、社会のルールを守る意識や協力し合う態度などを身につけ、地域社会にかかわっていただけるよう、関係団体と連携を図りながら、通学合宿や海上キャンプ場宿泊体験などの各種活動を展開してまいります。

第3は、「ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり」であります。初めに、交流の促進について申し上げます。

スポーツ交流については、旭市飯岡しおさいマラソン大会をはじめ、卓球やパークゴルフ等のスポーツを通じて都市住民等との交流を促進し、本市の認知度と好感度のさらなる向上に努めてまいります。

オリンピック事前キャンプ地誘致については、平成29年にドイツ連邦共和国を相手国として、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンに登録されました。今後は、ドイツ卓球チームの事前キャンプに向けた準備を進めますとともに、ホストタウンとして各種交流事業や、日本人オリンピックアンによる講演会、体験会等を開催し、市民のオリンピックへの機運をさらに高めたいと考えております。

次に、安全で快適な道路の整備について申し上げます。

市民から要望が多い市道の整備については、安全で円滑な交通の確保と生活環境の改善を図るため、道路改良工事、道路維持補修など、要望に対応できるよう事業予算を拡充し、計画的な整備に取り組んでまいります。

旭中央病院アクセス道の整備については、一部区間の工事に着手しており、平成31年度は国道126号線から北側780メートル区間の工事に着手してまいります。

飯岡海上連絡道の整備については、一部区間の供用を開始しており、平成31年度には用地取得が調っている区間の工事を進めるほか、軌道横断部の工事に着手するため、JR東日本千葉支社と工事委託を締結する予定であります。

南堀之内バイパスの整備については、一部区間の工事に着手しており、平成31年度も用地取得が調った区間の工事に着手してまいります。

いずれも早期完成に向けて、引き続き関係地権者のご協力をお願いしてまいります。

千葉県により進められている銚子連絡道路の整備については、平成30年10月から、動植物や騒音等の環境調査に着手しているところであります。

また、清滝バイパスの整備については、トンネル本体工事の着手に向けて準備を進めてい

るところであります。

2路線とも本市にとりましては重要な路線でありますので、今後も早期完成に向け要望してまいります。

次に、安全・安心な水の供給について申し上げます。

水道事業については、昨年度に引き続き、今後の水道事業を安定的に継続して運営するための施設管理計画、災害対策としての施設耐震化計画などの長期計画を策定いたします。

また、災害等に対する安全対策としての配水管布設工事を行い、安全・安心な水道水の安定供給に努めてまいります。

次に、公園事業について申し上げます。

平成 30 年 7 月に供用開始した日の出山公園については、都市公園としてより多くの方に快適に利用していただけるよう、公衆トイレを設置いたします。また、その他の公園についても、市民の憩いと交流の場として安全に安心して利用できるよう、適切に維持管理を行ってまいります。

次に、良好な生活環境の形成について申し上げます。

都市計画区域の見直しについては、市民の制度に対する理解と合意形成が重要でありますので、制度を分かりやすく解説したパンフレット等を活用し、市民や各種団体を対象とした説明会を行うほか、地元高校生など、若い世代に向けた周知活動を展開してまいりたいと考えております。

次に、住宅リフォーム補助事業について申し上げます。

市民の居住環境の向上等を目的として実施しております本事業については、予算額を拡充の上、継続してまいります。

今後、消費税率の引き上げによる景気への影響が懸念される中、個人住宅のリフォームに対する補助を通じて、地域経済の活性化が図られるものと考えております。

公共下水道については、施設の効率的な維持管理を行うとともに、供用開始区域の下水道への接続を促進してまいります。

蛇園南地区流末排水整備事業については、平成 31 年度に残り区間約 140 メートルの工事に着手する予定で、これをもって幹線排水路の事業が完了することとなります。

今後、蛇園地区の面整備工事を進めるため、計画地域全体の詳細設計業務を行ってまいります。

冠水対策排水整備事業については、平成 31 年度も引き続きサンモール西側の排水路、太

右衛門川の整備を進めてまいります。

次に、良質な環境の保全について申し上げます。

環境ボランティア活動の支援については、環境の保全や美化を推進するため、市民やボランティア団体の皆様にご協力をいただきながら、きれいな旭をつくる運動を展開してまいります。

3Rの推進及びごみの減量化については、限りある資源を有効に活用する循環型社会の実現を目指して、市民や事業者の皆さんによるごみ減量化や3Rへの取り組みを支援してまいります。

住宅用省エネルギー設備については、家庭における地球温暖化対策の促進及びエネルギーの安定確保のため、環境への負担が少ない太陽光発電設備等を設置する方への支援について、今後も継続してまいります。

ごみ処理広域化の推進については、東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市野尻町地区を広域ごみ処理施設の計画地として、また、銚子市森戸町地区を広域最終処分場の計画地として事業を進めております。

両施設の工事の進捗状況であります。広域ごみ処理施設については1月から建物の工事が始まっており、また広域最終処分場については準備工事に着手しており、3月から本格的な造成工事を行う予定となっております。

今後も計画どおり平成32年度末の完成を目指し、組合及び構成市と連携を図ってまいります。

第4は、「将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり」であります。

初めに、高齢者福祉の充実について申し上げます。

介護予防の推進については、引き続き介護予防教室や講演会、介護予防サポーター養成講座などを開催してまいります。また、生活機能の低下を予防するための「あさピー☆きらり体操」は、住民主体の通いの場の設置支援と併せて、さらなる推進に努めてまいります。

次に、震災からの復興について申し上げます。

東日本大震災の津波により被害を受け、市内に住宅を再建した世帯に支援を行う旭市津波被災住宅再建支援事業については、受付期間を平成31年度末まで延長し、引き続き支援を実施してまいります。

次に、消防力の強化について申し上げます。

消防体制の充実については、消防活動の充実強化を図るため、老朽化し機能低下した消防ポンプ自動車等を、整備計画に基づき更新を進めてまいります。

また、火災予防の観点から、継続的に住宅用火災警報器の普及啓発を行い、消防力の充実強化と市民の防災意識の高揚を図ってまいります。

次に、消費者の保護について申し上げます。

消費者保護対策事業については、消費生活センターの体制を維持、強化し、悪質商法などによる被害者や多重債務者を救済するため、消費生活相談員の研修の充実や、庁内関係各課及び関係機関との連携を図ってまいります。

また、消費者被害を未然に防ぐため、各種講座等の啓発活動や消費生活サポーターとの連携の強化に努め、幅広い年齢層への情報提供を行ってまいります。

次に、行政経営の推進について申し上げます。

行政改革については、第3次アクションプランに基づき着実に進めているところでありますが、平成31年度は現行の総合戦略に合わせて計画期間を最終年度とするため、次期計画となる第4次アクションプランの策定に取り組んでまいります。

策定にあたりましては、次期総合戦略の実現を目指すために必要な、将来にわたって持続可能な行財政運営基盤の確立が図られるよう、具体的な取り組み事項を掲げてまいります。

新庁舎建設については、現在、建設工事の入札受け付けを行っているところであり、3月12日に開札を予定しております。

平成31年度は、新庁舎で使用する机や椅子などの什器選定や、情報発信システムなどの選定に取り組むこととし、引き続き、議会や市民の皆様方のご理解を得ながら、本市の未来をつくる拠点としての庁舎整備を進めてまいります。

次に、自立のための財政の推進について申し上げます。

自主財源の安定的な確保については、市税を中心とする債権の回収に積極的に取り組んでまいります。市民負担の公平性を確保するため、債権所管課相互の連携を図りながら、収納率の向上と滞納額縮減を目標として、全庁を挙げて徹底した収納業務に努めてまいります。

次に、資産マネジメント体制の確立について申し上げます。

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画については、全ての公共施設の具体的な長寿命化や再編の方策、時期などを定めるため、計画策定に取り組んでいるところであります。今後は、横断的な調整を行いながら、本年9月の策定を目指してまいります。

平成31年度の予算編成方針について申し上げます。

本市の財政状況は、これまで定員適正化や行政改革を着実に推進してきたことなどにより、平成 29 年度決算においても良好な結果となり、財政調整基金をはじめとした各種基金についても着実に積み増しを行ったところであります。

しかし、歳入面においては、市税をはじめとした自主財源に大幅な伸びは期待できず、また歳入総額に占める割合の最も高い普通交付税は、合併算定替の段階的縮減が平成 31 年度には 70%となるなど、今後の歳入を取り巻く環境は厳しくなることが予想されております。

一方、歳出面においては、市民の安心と生きがいつくり、産業の振興や人口減少対策等を積極的に推進していく中、高齢化等の進行による社会保障関係経費の増加や、公共施設の老朽化などによる維持、更新に係る経費は増加傾向にあり、さらには新庁舎建設事業をはじめ、市政発展のために必要不可欠な大型事業が進捗していくことなど、市の財政需要は今後も増加していくものと見込まれております。

また、国において本年 10 月に予定されている消費税率の引き上げや、幼児教育・保育無償化といった新たな政策が予定されており、本市の財政運営においても大きな影響があると考えております。

このような状況の中、平成 31 年度の予算編成にあたっては、合併による国の財政支援の終期を見据えた歳出の見直しを進めながら、旭市総合戦略や旭市公共施設等総合管理計画などの各種計画に掲げる諸施策を着実に推進しつつ、本市の一体性の確立と均衡ある発展を目指すことを基本とし、一般会計の予算額を 300 億 8,000 万円としたものであります。

特別会計は、病院事業債管理、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業、下水道事業、農業集落排水事業の 6 事業で 193 億 6,000 万円、企業会計は、水道事業の 1 事業で 16 億 7,413 万 7,000 円となり、市全体の当初予算の規模は 511 億 1,413 万 7,000 円としたところであります。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第 1 号は、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ 300 億 8,000 万円であります。

歳入の主なものは、1 款市税に 75 億 5,417 万 7,000 円、9 款地方交付税に 98 億 5,000 万円、13 款国庫支出金に 29 億 8,307 万 3,000 円、14 款県支出金に 18 億 840 万 8,000 円、20 款市債に 29 億 9,230 万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2 款総務費に 31 億 1,614 万 4,000 円、3 款民生費に 95 億 1,474 万 1,000 円、4 款衛生費に 55 億 3,416 万 9,000 円、8 款土木費に 29 億 4,934 万

2,000 円、10 款教育費に 30 億 3,203 万 6,000 円、12 款公債費に 30 億 1,622 万 1,000 円を計上したところであります。

議案第 2 号は、平成 31 年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ 43 億 1,400 万円とするものであります。

議案第 3 号は、平成 31 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ、事業勘定で 84 億 9,000 万円、施設勘定で 9,100 万円とするものであります。

議案第 4 号は、平成 31 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ 6 億 2,900 万円とするものであります。

議案第 5 号は、平成 31 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ 52 億 600 万円とするものであります。

議案第 6 号は、平成 31 年度旭市下水道事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ 5 億 5,900 万円とするものであります。

議案第 7 号は、平成 31 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ 7,100 万円とするものであります。

議案第 8 号は、平成 31 年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を 2 万 488 件、年間給水量を 624 万 2,002 立方メートルと見込み、事業収益を 16 億 7,825 万 2,000 円と予定いたしました。

議案第 9 号は平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 5,300 万円を追加し、予算の総額を 319 億 7,900 万円とするものであります。

議案第 10 号は、平成 30 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出それぞれ 8,500 万円を追加し、予算の総額を 51 億 2,000 万円とするものであります。

議案第 11 号は、平成 30 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出それぞれ 300 万円を追加し、予算の総額を 8,500 万円とするものであります。

議案第 12 号は、旭市森林環境整備基金条例の制定についてでありまして、平成 31 年度、税制改正により、森林環境譲与税が創設されることに伴い、森林環境整備に要する経費の財源に充てるため、基金を設置するものであります。

議案第 13 号は、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の制定についてでありまして、奨励措置の対象となる業種の拡大や雇用奨励金の創設などにより、新たな企業の誘致と既存企業における再投資を促し、さらに雇用の促進を図るため、既存の旭市企業誘致条例を廃止し、新たに本条例を制定するものであります。

議案第 14 号は、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の改正に準じて、個人情報の定義を明確化するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 15 号は、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国が推進する働き方改革により民間労働法制が改正され、この趣旨に基づき、国の人事院規則及び千葉県条例が改正されることから、本市においても所要の改正を行うものであります。

議案第 16 号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法施行令の改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 17 号は、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、井戸野石尊児童遊園及び大間手児童遊園を廃止するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第 18 号は、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 19 号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、本年 10 月 1 日に予定されている消費税率の引き上げによる介護保険の第 1 号被保険者保険料の低所得者軽減強化について、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 20 号は、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、扶養義務者がいない児童が転入した場合においては、国民健康保険条例の適用対象としない旨の規定を追加するものであります。

議案第 21 号は、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、防火対象物の消防用設備等の状況が法律等の規定に違反する場合は、その旨を公表することができるものとするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 22 号は、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例の制定についてでありまして、学校教育法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 23 号は、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、飯岡児童体育館を廃止するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第 24 号は、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、学校教育法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 25 号は、市道路線の認定、廃止及び変更についてでありまして、農業基盤整備事業万力Ⅱ期地区の譲与により 26 路線を認定し、1 路線を廃止し、また、道路整備により 1 路線を変更するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第 26 号及び議案第 27 号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち平成 31 年 6 月 30 日をもって任期満了となる委員について、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

私は、林業枝氏及び多田恭子氏が適任であると考え、提案するものであります。

以上、新年度を迎えるにあたり、市政運営に対する基本的な考え方をお示しし、重点的に取り組む施策の概要とともに、今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。

詳しくは事務担当者から説明し、またご質問に応じてお答えいたしますので、何とぞご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（向後悦世） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

ここで、11 時 35 分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 27 分

再開 午前 11 時 35 分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 議案の補足説明

○議長（向後悦世） 日程第10、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） 議案第1号、平成31年度旭市一般会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書をご用意ください。

予算の内容について、前年度と比較しながら、主なものを説明いたします。

それでは、1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を300億8,000万円と定めるもので、対前年度比20億9,000万円、7.5%の増となりました。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債につきましては、後ほど説明いたします。

第4条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

次の2ページから8ページまでは歳入歳出予算であります。これらの内容につきましては、11ページ以降の事項別明細書の中で説明いたします。

9ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。表の1番目から6番目までは、例年設定している農業、漁業、中小企業に係る利子補給と損失補償について、また、7番目以下は、道路排水路等清掃委託料、道路補修委託料、交通安全施設維持補修委託料、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備委託料について、それぞれ記載のとおり期間と限度額を設定するものです。

10ページをお願いいたします。

第3表、地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額として29億9,230万円を計上しております。

次の11ページと12ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省略しまして、13ページの歳入から順を追って説明いたします。

それでは、13ページをお願いいたします。

1 款市税のうち、1 項 1 目個人市民税は、対前年度比 0.3%の増で、31 億 122 万 2,000 円を見込みました。

2 目法人市民税については、対前年度比 6%の増で、4 億 8,610 万 9,000 円を見込みました。

2 項 1 目固定資産税は、土地、家屋、償却資産全て増収見込みにより、対前年度比 2.8%の増で、30 億 655 万 2,000 円を見込みました。

14 ページをお願いいたします。

3 項 1 目軽自動車税は、対前年度比 2.6%の増で、2 億 1,548 万 7,000 円を見込みました。

4 項 1 目市たばこ税は、対前年度比 4.8%の減で、4 億 8,026 万 5,000 円を見込みました。次に、15 ページの一番下になります。

2 款地方譲与税から 18 ページの 9 款地方交付税までは、地方財政計画や県の推計などを考慮して見込んだもので、主なものを申し上げますと、まず 15 ページの一番下、2 款 1 項 1 目地方揮発油譲与税は、対前年度比 1.1%の減で、9,200 万円を見込みました。

16 ページをお願いいたします。

2 項 1 目自動車重量譲与税は、対前年度比 4.3%の減で、2 億 2,500 万円を見込みました。

3 項 1 目森林環境譲与税は、森林の適切な管理や整備を進めることを目的に、平成 36 年度から創設される森林環境税を財源に、平成 31 年度から前倒しで交付されるもので、300 万円を見込みました。

下の 17 ページをお願いいたします。中段の下寄りのところです。

6 款地方消費税交付金は、対前年度比 5.2%の増で、12 億 1,000 万円を見込みました。

7 款自動車取得税等交付金は、9 月末で廃止される自動車取得税の交付金と、10 月から新たに課税される自動車税環境性能割の交付金について計上するもので、1 項 1 目自動車取得税交付金は、対前年度比 36.7%の減で 7,600 万円を、また、2 目自動車税環境性能割交付金は 2,000 万円を見込みました。

18 ページをお願いいたします。

8 款地方特例交付金は、従来の住宅ローン減税分に加え、自動車税環境性能割の軽減分、それと幼児教育・保育の無償化に伴う地方負担分の財源として、子ども・子育て支援臨時交付金を新たに計上しました。

このうち 1 項 1 目地方特例交付金は、住宅ローン減税分、自動車税環境性能割軽減分として、対前年度比 9.5%の増で、4,600 万円を見込みました。

また、2項1目子ども・子育て支援臨時交付金は、1億1,400万円を見込みました。

9款地方交付税については、まず、普通交付税が、合併算定替の縮減があるものの、合併特例債などの償還額について公債費として算入される額が増えること、また、特別交付税も震災復興分の増などを見込み、地方交付税全体では対前年度比13.2%の増で、98億5,000万円を見込みました。

少し飛びまして、22ページをお願いいたします。下段になります。

13款国庫支出金です。1項1目民生費国庫負担金は、対前年度比13.4%の減となっておりますが、これは主に、3節児童福祉費国庫負担金の中に昨年度は計上していた子どものための教育・保育給付費負担金が、国庫補助金へ移行したことなどによるものです。

23ページの下段になります。

2項1目総務費国庫補助金は、対前年度比9.2%の減となっておりますが、これは主に、説明欄2、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の減によるものです。

24ページをお願いいたします。

2目民生費国庫補助金は、対前年度比424%の大幅な増となっております。主な理由は、2節児童福祉費国庫補助金のうち、説明欄3、子どものための教育・保育給付交付金が国庫負担金から移行したことなどによるものです。

3目衛生費国庫補助金は、対前年度比14.3%の増となっております。主な理由は、説明欄3、母子保健衛生費補助金の増によるものです。

4目土木費国庫補助金は、対前年度比31.7%の減となっております。主な理由は、1節道路橋梁費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金の減によるものです。

5目教育費国庫補助金は、対前年度比45.6%の増となっております。主な理由は、25ページの一番上になりますが、2節小学校費国庫補助金のうち、説明欄1、学校施設環境改善交付金の増によるものです。

26ページをお願いいたします。

14款県支出金ですが、1項1目民生費県負担金は3.9%の増で、主な理由は、3節児童福祉費県負担金、説明欄4、子どものための教育・保育給付費負担金の増によるものです。

27ページをお願いいたします。

2項2目民生費県補助金は16.3%の減で、主な理由は、3節児童福祉費県補助金において、前年度に計上していた子育て安心応援事業費補助金の減によるものです。

28ページをお願いいたします。

3目衛生費県補助金は10%の増で、主な理由は、説明欄7、住宅用省エネルギー設備導入促進事業費補助金の増によるものです。

4目農林水産業費県補助金は16.2%の減で、主な理由は、説明欄7「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業費補助金の減によるものです。

下の29ページをお願いいたします。

5目商工費県補助金は63.9%の減で、これは千葉県消費者行政推進事業費補助金の減によるものです。

6目土木費県補助金は83.6%の減で、主な理由は、前年度に計上していた空き家等対策推進事業費補助金の減などによるものです。

7目消防費県補助金は189.3%の大幅な増で、これは主に、説明欄1、千葉県消防防災施設強化事業費補助金の増によるものです。

30ページをお願いいたします。

8目教育費県補助金は115.9%の増で、主な理由は、1節中学校費県補助金で、部活動指導員配置事業補助金の増によるものです。

3項1目総務費委託金は34.5%の増で、主な理由は、5節選挙費委託金で、説明欄1、参議院議員選挙費委託金の計上などによるものです。

下の31ページをお願いいたします。

15款財産収入です。1項1目財産貸付収入は100.9%の増で、主な理由は、説明欄5、道の駅施設貸付料を新たに計上したことによるものです。

少し飛びまして、33ページをお願いいたします。

17款繰入金です。下段になります。

2項1目財政調整基金繰入金は、財源確保のため、予算ベースでは平成27年度以来となる8,000万円を計上しました。

2目庁舎整備基金繰入金は、対前年度比710万円減の890万円を計上しました。

3目震災復興基金繰入金は、対前年度比3,613万1,000円減の4,848万円を計上しました。

4目東日本大震災復興交付金基金繰入金は、対前年度比6,148万7,000円減の2億6,067万6,000円を計上しました。

34ページをお願いいたします。

5目地域振興基金繰入金は、対前年度比3,495万2,000円減の1億2,400万7,000円を計上しました。

6目ふるさと応援基金繰入金は、対前年度比1,980万円増の4,000万円を計上しております。

36ページをお願いいたします。上から二つ目の段です。

19款諸収入の中の、5項4目旭中央病院共済費は、対前年度比222万6,000円増の6億1,941万7,000円を計上しました。

37ページをお願いいたします。

20款市債は、全体では次の38ページの一番下になりますが、対前年度比8億470万円の増となっています。

恐れ入ります、37ページに戻っていただきまして、1目総務債は、新庁舎建設事業債を計上しております。

2目民生債は、保育所整備事業債などを計上しています。

3目衛生債は、1節保健衛生債として、説明欄1、保健センター整備事業債から説明欄3、水道事業一般会計出資債までの3本と、広域ごみ処理施設整備事業債を計上しています。なお、対前年度比2億3,200万円増の主な理由は、広域ごみ処理施設整備事業債の増によるものです。

4目農林水産業債は、農業基盤整備事業債、農業水利施設改修事業債、広域営農団地農道整備事業債を計上しています。

5目土木債は、説明欄1、蛇園南地区流末排水整備事業債から、次の38ページになりますが、説明欄8、交通安全施設維持補修事業債までの8本を計上しています。

6目消防債は、全て消防施設整備事業債で、常備消防自動車、非常備消防自動車などを計上しています。

7目教育債は、小学校大規模改造事業債、中学校施設改修事業債、社会教育施設改修事業債、社会体育施設改修事業債、学校給食センター整備事業債を計上しています。なお、対前年度比6億3,000万円増の主な理由は、小学校体育館における防災機能強化工事と、干潟公民館の干潟支所移転に係る改修工事などです。

8目臨時財政対策債は、22.2%の減を見込みました。

以上で歳入の説明を終わりにして、続いて歳出について、前年度と比較しながら、主な事業を説明いたします。

それでは、40ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費は、対前年度比126万4,000円減の2億2,622万2,000円を計上しま

した。

次に、2款総務費ですが、少し飛びまして53ページをお願いいたします。

1項2目人事管理費は13.1%の減で、主な理由は、55ページの上の段になります。説明欄3、一部事務組合等負担金のうち、退職手当負担金の減などによるものです。

また、少し飛びまして61ページをお願いいたします。

7目企画費は85.5%の増で、主な理由は66ページになります、上の段です。説明欄10、ふるさと応援基金積立金の増などによるものです。

また少し飛びまして70ページをお願いいたします。

10目地域振興費は6.5%の増で、主な理由は、72ページになります。説明欄7、デマンド交通運行事業の新規計上などによるものです。

73ページをお願いいたします。

11目庁舎建設費は9,253万3,000円の減で、主な理由は新庁舎建設のための実施設計が終了したことなどによるものです。なお、新庁舎建設に係る工事請負費については、12月定例議会における平成30年度補正予算において議決をいただいております。

74ページをお願いいたします。

12目諸費は2,926万3,000円の減で、主な理由は、75ページになります。説明欄2、市バス運営事業のうち、前年度に計上していたバスの購入が終了したことによるものです。

少し飛びまして、78ページをお願いいたします。

2項2目賦課徴収費は21.7%の増で、主な理由は、説明欄1、調査賦課事務費のうち、13節委託料における不動産鑑定委託料の増によるものです。

81ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費は17.7%の減で、主な理由は、説明欄3、住民基本台帳事務費のうち、各種証明書のコンビニ交付がスタートしたことで、前年度に計上していた導入経費が減となったためです。

84ページをお願いいたします。

4項2目参議院議員選挙費については、平成31年度に執行予定の通常選挙の経費を計上したものです。

次に、3款民生費ですが、少し飛びまして105ページをお願いいたします。

1項4目国民健康保険費は増で、主な理由は、説明欄2、国民健康保険事業特別会計繰出金の増によるものです。

また少し飛びまして 110 ページをお願いいたします。

2 項 4 目介護保険費は 5.9%の増で、主な理由は、111 ページになります。説明欄 3、介護保険事業特別会計繰出金の増によるものです。

続いて 3 項 1 目児童福祉総務費は 6.7%の増で、主な理由は、114 ページになります。説明欄 9、認定こども園施設型給付事業の増などによるものです。

また少し飛びまして 119 ページになります。4 目児童福祉施設費は大幅な増で、主な理由は、説明欄 2、海上保育所改築事業によるものです。

121 ページをお願いいたします。

6 目保育所費は 6 %の増で、主な理由は、説明欄 1、保育所関係職員給与費の増と、それと 122 ページになります。説明欄 3、公立保育所運営費の増で、職員人件費や臨時雇賃金、調理業務委託料の増によるものです。

次に、4 款衛生費です。130 ページをお願いいたします。

1 項 1 目保健衛生総務費は減で、主な理由は、135 ページをお願いいたします。135 ページの一番下になります。説明欄 11、旭中央病院負担金の減によるものです。

また少し飛びまして 143 ページをお願いいたします。

4 目環境衛生費は大幅な増で、主な理由は、説明欄 2、環境衛生事務費のうち、144 ページの上になりますが、19 節の東総地区広域市町村圏事務組合負担金の増によるもので、内容は、広域ごみ処理施設建設事業の負担金です。

次に、5 款労働費ですが、また少し飛びまして 156 ページをお願いいたします。

労働費については 1.3%の増となっております。

次に、6 款農林水産業費です。162 ページをお願いいたします。

1 項 3 目農業振興費は 14.5%の減で、主な理由は、164 ページをお願いいたします。下のほうになります、説明欄 9、園芸生産強化支援事業における「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金の減によるものです。

少し飛びまして 169 ページをお願いいたします。

5 目農地費は 15.1%の増で、主な理由は、170 ページになります。説明欄 4、農業基盤整備事業の増、それと下の 171 ページですが、説明欄 8、農地・水保全管理事業の増によるものです。

次に、7 款商工費です。また少し飛びまして 183 ページをお願いいたします。

1 項 3 目観光費は増で、主な理由は、185 ページになります。説明欄 3、観光施設管理費

の増、それと次の 186 ページの一番下になります。説明欄 4、観光施設整備事業の増によるものです。

次に、8 款土木費になります。193 ページをお願いいたします。193 ページの下段になります。

2 項 1 目道路橋梁総務費は減で、主な理由は、説明欄 1、道路橋梁事務費のうち、194 ページになりますが、13 節の調査測量委託料の減によるものです。

同じ 194 ページの下段になります、2 目道路維持費は 9,599 万 5,000 円の増で、主な理由は、195 ページの一番下になりますが、説明欄 2、道路維持補修事業の増、それと 196 ページの下になりますが、説明欄 4、急傾斜地崩壊対策事業の増によるものです。

197 ページをお願いいたします。

3 目道路新設改良費は 14.6%の減で、主な理由は、198 ページになります。説明欄 5、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業において、鉄道横断工事に係る委託料が増えているものの、下の 199 ページになりますが、説明欄 7、震災復興津波避難道路整備事業は減、さらに、次の 200 ページになりますが、説明欄 8、冠水対策排水整備事業も減となったことなどにより、全体では減となっております。

次に、同じ 200 ページの下段です。

4 目橋梁維持費は減で、主な理由は、橋梁長寿命化修繕事業のうち、前年度に計上していた橋梁改修工事の減によるものです。

203 ページをお願いいたします。一番下になります。

3 項 4 目公園費は 15.6%の増で、主な理由は、説明欄 1、公園維持管理費の増によるものです。

206 ページをお願いいたします。下になります。

4 項 1 目住宅管理費は減で、主な理由は、前年度に計上していた市営住宅改修事業の減などによるものです。

次に、9 款消防費です。214 ページをお願いいたします。

1 項 1 日常備消防費は 7.6%の増で、主な理由は、216 ページになります。説明欄 4、消防車両整備事業の増、それと説明欄 5、消防広域化・共同化基盤整備事業の増によるものです。

217 ページになります。

2 目非常備消防費は減で、主な理由は、前年度に計上していた消防庫整備事業の減などに

よるものです。

220 ページをお願いいたします。

3 目災害対策費は 37.1%の減で、主な理由は、221 ページの下になります。説明欄 3、防災行政無線等整備事業の減などによるものです。

次に、10 款教育費です。少し飛びまして、231 ページをお願いいたします。

2 項 1 目学校管理費は 36.8%の増で、主な理由は、234 ページになります。234 ページ上の段です。説明欄 4、小学校大規模改造事業の増によるものです。

237 ページをお願いいたします。

3 項 1 目学校管理費は減で、主な理由は、240 ページになります。上の段です。説明欄 4、中学校大規模改造事業の減によるものです。

大きく飛びまして、265 ページをお願いいたします。

4 項 11 目大原幽学記念館費は増で、主な理由は、説明欄 2、大原幽学記念館管理費の増によるものです。

269 ページをお願いいたします。中段になります。

4 項 13 目社会教育施設再編費は新規の計上で、内容は、干潟公民館の干潟支所への機能移転に係る大規模改造工事費や、施工監理委託料、備品購入費などです。

272 ページをお願いいたします。

5 項 2 目体育施設費は 42%の増で、主な理由は、276 ページをお願いいたします。一番下になります。説明欄 5、社会体育施設改修事業の増、それと 277 ページの下のほうになります。説明欄 7、サッカー場整備事業の新規計上によるものです。

次に、12 款公債費です。少し飛びまして、288 ページをお願いいたします。

1 目の元金は増、2 目の利子は減となっております。

次に、13 款諸支出金です。290 ページをお願いいたします。中段になります。

2 項 1 目水道事業公営企業費は大幅な増で、主な理由は、説明欄 1、水道事業会計繰出金が高料金対策費補助により増となったためです。

292 ページをお願いいたします。

14 款の予備費は、前年度と同額の 5,000 万円を計上しております。

以上で歳出の主な内容についての説明を終わりにして、続いてその下、293 ページをお願いいたします。

ここから 298 ページまでは給与費明細書となっております。今ご覧いただいております 1、

特別職の表は、長等、議員、その他の特別職について、本年度と前年度を比較したものです。

次の 294 ページをお願いいたします。

2、一般職のうち、(1)の総括は、一般職の職員数、給与費、共済費について、前年度と比較したものです。職員数は前年度と比べて3人の減で、金額は合計で362万6,000円の増となっております。

このほかの内容は、295ページ以降に記載のとおりでございます。

次に、少し飛びまして、299ページをお願いいたします。

この表は、新庁舎建設事業の設計等委託料及び建設工事に係る平成29年度から平成32年度までの4年間の継続費に関する調書となっております。

次に、300ページをお願いいたします。

ここから302ページまでは債務負担行為に関する調書で、支出が平成31年度以降にわたるものについての支出予定額を記載したものです。

最後に、303ページをお願いいたします。

この表は、地方債に関する調書です。

一番下の計の欄をご覧ください。

左から順に、平成29年度末の現在高が273億5,213万8,000円、その右が、30年度末現在高見込額で303億1,953万7,000円、その右が、31年度中の起債見込額で29億9,230万円、その右が31年度中の元金償還見込額で28億5,605万3,000円です。一番右は、31年度末の現在高見込額で304億5,578万4,000円となる見込みです。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時10分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第 2 号について、企画政策課長、登壇してください。

(企画政策課長 阿曾博通 登壇)

○企画政策課長(阿曾博通) 議案第 2 号、平成 31 年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の 305 ページをお願いいたします。

第 1 条にありますように、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 43 億 1,400 万円といたしました。

少し飛びまして、311 ページをご覧ください。

歳入の 1 款諸収入として、貸付金元利収入 19 億 7,700 万円を計上しました。これは、病院事業債の元利償還金分として、地方独立行政法人からのものです。

また、2 款市債として、病院債 23 億 3,700 万円を計上いたしました。これは、法人が行う看護師宿舎の整備と、医療機器を購入するために貸し付ける長期貸付金の財源として借り入れるものです。

312 ページをご覧ください。

歳出の 1 款事業費ですが、貸付金として 23 億 3,700 万円を計上いたしました。これは、歳入で計上いたしました病院債をそのまま法人に貸し付けるものでございます。

2 款公債費は、1 目元金 15 億 8,461 万 1,000 円及び 2 目利子 3 億 9,238 万 9,000 円、合わせて 19 億 7,700 万円を計上いたしました。これは、歳入で計上しました貸付金元利収入をそのまま償還するものです。

313 ページをご覧ください。

説明申し上げました歳入歳出の結果、平成 31 年度末の病院債現在高は、表の一番右側になります。223 億 2,510 万 8,000 円と見込んでおります。

以上で、議案第 2 号の補足説明を終わります。

○議長(向後悦世) 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第 3 号、議案第 4 号について、保険年金課長、登壇してください。

(保険年金課長 遠藤茂樹 登壇)

○保険年金課長(遠藤茂樹) 議案第 3 号、平成 31 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

予算書の 315 ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を事業勘定 84 億 9,000 万円、施設勘定 9,100 万円と定め

るものです。

第2条の一時借入金は、限度額を事業勘定1億円、施設勘定で1,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算中、款内において流用できる経費を保険給付費と定めるものです。

次の316ページから324ページまでは、歳入歳出の項立て予算及び事項別明細書の総括でございますので、説明を省略させていただきます。詳細につきましては325ページ以降でご説明いたします。

それでは、325ページをお願いいたします。

初めに、事業勘定の歳入からになります。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は19億9,516万7,000円を見込み、前年度比較3.0%の減となりました。

2目退職被保険者等国民健康保険税は340万円で、前年度比較77.7%の減となっております。

326ページをお願いいたします。

国民健康保険税の総額は19億9,856万7,000円を見込み、前年度比較3.5%の減となっております。要因は、主に被保険者数の減少によるものです。特に、退職被保険者につきましては、経過措置の最終年度に当たるため、大幅な減少となっております。

327ページに移りまして、4款県支出金は59億1,488万円で、前年度比較13.0%の増となりました。説明欄記載の医療分に対し全額交付される普通交付金が58億2,717万3,000円、保健事業などに対する特別交付金が8,770万7,000円になります。増加要因は、県の医療費推計により、本市の高齢者割合が高く推計されたことにより、医療費見込みが増加したためでございます。

6款繰入金は5億562万3,000円で、前年度比較1.3%の増を見込みました。前年度同様に、ルール分のみの繰り入れとし、財源補填のための法定外繰り入れや財政調整基金からの繰り入れは行っておりません。

328ページをお願いします。

8款1項延滞金及び過料には2,020万円を見込み、3項の受託事業収入には、後期高齢者に対する特定健診の費用として2,333万5,000円を見込みました。

4項雑入の主なものとしては、第三者納付金や人間ドックの自己負担収入など、2,711万1,000円を見込んでおります。

なお、下段の国庫支出金及び次のページの療養給付費等交付金は、過年度精算が終了したため、廃款といたしました。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

331 ページに移りまして、1 款 1 項総務管理費は 4,293 万 4,000 円で、前年度比較 50.1% の増となりました。主な要因は、法改正に伴うシステム改修費用などを計上したためでございます。

332 ページをお願いいたします。

2 項徴税費は、税務の事務費として 1,654 万 7,000 円を計上いたしました。

2 款 1 項療養諸費は、334 ページに移りまして、総額で 51 億 28 万 5,000 円、前年度比較 13.9% の増となりました。主な要因は、歳入での県支出金と同様に、本市の高齢者割合が高く推計されたことによるものです。なお、医療費分につきましては、普通交付金として県から全額交付されます。

2 項高額療養費は 7 億 2,838 万 8,000 円で、前年度比較 17.0% の増となりました。こちらにも同様に県から全額交付されます。

336 ページをお願いいたします。

4 項出産育児諸費は、前年度同額の 3,361 万 7,000 円を計上いたしました。

3 款保険事業費納付金は、1 項 1 目医療給付費分として 14 億 9,970 万円、2 目後期高齢者支援金分として 6 億 3,064 万 2,000 円、3 目介護分として 2 億 4,450 万 2,000 円となり、総額は 23 億 7,484 万 4,000 円で、前年度比較 5.0% の減となっております。要因は、県内全体の医療費推計が減少したことによるものです。

338 ページをお願いいたします。

4 款保健事業費は、1 億 2,285 万 1,000 円を計上いたしました。主なものは、説明欄 1 の特定健康診査等事業に 7,744 万 6,000 円、説明欄 2 の特定保健指導事業に 357 万 8,000 円、説明欄 3 の短期人間ドック事業に 3,937 万 2,000 円となります。

341 ページの下段をお願いいたします。

7 款 3 項の直営診療施設補助金は、1,682 万円となります。これは中央病院に対する補助金で、旭中央病院が行う各種事業に対し県から交付される額を、国保事業勘定を經由して全額補助するものでございます。

342 ページをお願いいたします。

4 項の繰出金 138 万円は、診療施設の運営や施設の整備費用などに対し県から交付される

額を、事業勘定を経由して施設勘定へ繰り出すものです。今回増額となった理由は、例年施設運営分として交付されている 30 万円に加え、老朽化による医療機器の買い替え費用分の補助として新たに 108 万円の追加交付を見込んだためでございます。

8 款予備費は、前年度同額の 3,000 万円を計上いたしました。

続きまして、施設勘定についてご説明いたします。

飛びまして、347 ページをお開きください。

歳入からになります。

1 款 1 項外来収入は 6,483 万 2,000 円で、前年度比較 4.3%の減を見込みました。患者数は微増傾向にありますが、薬価の引き下げなどの影響を受けまして、若干減少するものと見込んでおります。

2 項その他の診療収入は、493 万 7,000 円を見込みました。各種健診や予防接種などの収入でございます。

349 ページをお願いいたします。

4 款 1 項他会計繰入金は 848 万円で、前年度比較 108 万円の増を見込みました。要因は、老朽化した医療機器の更新費用に対する新規補助金分 108 万円を説明欄記載の事業勘定繰入金に増額計上したためでございます。

2 項基金繰入金は 1,000 万円で、560 万円の増となります。これは、先ほどの医療機器に対する更新費用などの補填財源として取り崩しを行うものでございます。

5 款繰越金は、230 万 6,000 円を見込んでおります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。351 ページをお願いいたします。

1 款 1 項施設管理費は 4,609 万 1,000 円で、前年度比較 2.8%の増となりました。ブロック塀など、施設の改修費用を見込んだためでございます。

354 ページをお願いいたします。

2 款医業費は 4,281 万円で、前年度比較 12.7%の増を見込みました。増額要因は、先ほど申し上げました医療機器の更新費用を計上したためでございます。

357 ページから 360 ページは、給与費明細書となります。

以上で、議案第 3 号の補足説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第 4 号、平成 31 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算について補足説明を申し上げます。

予算書の 361 ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を6億2,900万円と定めるものです。

次の362ページから366ページまでは、歳入歳出の項立て予算及び事項別明細書の総括でございますので、説明を省略させていただきます。詳細につきましては367ページ以降で説明いたします。

それでは、367ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

1款保険料は4億4,096万6,000円で、前年度比較0.4%の増を見込みました。内訳は、説明欄にあります年金から天引きする現年度分特別徴収保険料に3億181万7,000円、納付書等で納める現年度分普通徴収保険料に1億3,793万6,000円と、滞納繰越分普通徴収保険料に121万3,000円でございます。

2款繰入金は、一般会計からのルール分に対する繰り入れで、説明欄に記載のとおり、事務費分として1,211万4,000円、保険料軽減分に対する保険基盤安定繰入金1億6,796万8,000円、合わせまして1億8,008万2,000円となります。保険基盤安定繰入金につきましては、全額広域連合へ支出するものであります。

3款の繰越金は、500万円を見込みました。

368ページをお願いいたします。

4款2項償還金及び還付加算金は、納め過ぎた保険料の精算で、広域連合から全額補填されるものでございます。

3項受託事業収入135万6,000円は、広域連合からの保険料決定通知や歯科健診などの通知業務を行うための収入でございます。

4項雑入の減額理由は、前年度計上しておりました電算システム改修に対する補助金が改修終了に伴い廃止となったためでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。370ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費は、広域連合に代わって各種届出を処理するための事務的経費で、1,096万8,000円を見込みました。

2項徴収費は、保険料の徴収に要する経費で、250万2,000円を見込んでおります。

2款広域連合納付金は、6億893万4,000円を見込みました。これは、徴収した保険料と保険料の軽減分に対する繰入額を全額広域連合に支出するものでございます。

3款諸支出金は、保険料の還付金など159万6,000円を見込みました。歳出する額は、全額広域連合より補填されます。

372 ページをお願いいたします。

4 款の予備費は、前年度と同額の 500 万円といたしました。

以上で、議案第 4 号の補足説明を終わりにさせていただきます。

○議長（向後悦世） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第 5 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 浪川恭房 登壇）

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第 5 号、平成 31 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の 373 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を 52 億 600 万円と定めるものです。

第 2 条では、歳出予算中、各項において流用できる経費は保険給付費とするものです。

次の 374 ページから 380 ページまでは説明を省略させていただきます、381 ページの歳入から、予算の内容について主なものをご説明いたします。

381 ページをお願いいたします。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は 11 億 4,650 万 1,000 円で、保険料基準額は年額 6 万 1,200 円、納付義務者数を 2 万 66 人と見込み、対前年度 0.7%の減で計上いたしました。内訳は、1 節現年度分特別徴収保険料を現年度分の 90.9%に当たる 10 億 5,118 万円とし、2 節現年度分普通徴収保険料には 8,902 万 7,000 円、3 節過年度分普通徴収保険料には 629 万 4,000 円を見込みました。

2 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金には 8 億 6,277 万 9,000 円を、2 項 1 目調整交付金は、介護保険の財政調整を行うために交付されるもので、保険給付費の 4.97%、2 億 4,176 万 3,000 円を見込み、2 目地域支援事業交付金には 7,708 万 5,000 円を見込みました。

382 ページをお願いいたします。

3 目保険者機能強化推進交付金は、自立支援、重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みを推進することを目的に平成 30 年度に新たに創設された交付金で、700 万円を見込みました。

3 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金は、第 2 号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、13 億 1,364 万 2,000 円を見込みました。

2 目地域支援事業支援交付金は、4,360 万 8,000 円を見込みました。

4 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金は、7 億 1,845 万 7,000 円を見込みました。
383 ページをお願いいたします。

2 項 1 目地域支援事業交付金は、3,854 万 3,000 円を見込みました。

6 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金には 6 億 816 万 8,000 円、2 目地域支援事業繰入金には 4,060 万 3,000 円、3 目介護保険事務費繰入金には 6,432 万円、4 目低所得者保険料軽減繰入金には 3,729 万 8,000 円を見込みました。

385 ページをお願いいたします。

8 款諸収入、2 項 2 目雑入の 618 万 1,000 円は、説明欄記載のとおり、配食サービス事業の利用収入を見込みました。

以上で歳入関係の説明を終わります。

続きまして、386 ページをお願いいたします。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、介護保険一般事務費経費として 1,590 万 9,000 円を計上いたしました。

387 ページをお願いいたします。

2 項 1 目賦課徴収費は、介護保険料の賦課徴収に係る事務経費として 355 万 2,000 円を計上いたしました。

3 項 1 目介護認定審査会費は、審査会に係る経費として 2,723 万 7,000 円を計上いたしました。

388 ページをお願いいたします。

2 目認定調査費は、認定調査に係る経費として 1,680 万 8,000 円を見込みました。

390 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、ここに保険給付費の総額の記載はございませんが、総額は 48 億 6,534 万 4,000 円で、対前年度 3.5%の増を見込みました。

1 項 1 目居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与などのサービス給付費で、14 億 9,954 万円を計上いたしました。

2 目地域密着型介護サービス給付費は、原則として旭市民のみが利用できるサービスで、地域密着型の通所介護、グループホーム、小規模特別養護老人ホームなどのサービス給付費で、7 億 2,563 万 6,000 円を計上いたしました。

3 目施設介護サービス給付費は、老人福祉施設や老人保健施設、療養型医療施設などの

サービス給付費で、19億7,911万4,000円を計上いたしました。

391 ページをお願いいたします。

6目居宅介護サービス計画給付費は、2億5,832万8,000円を見込みました。

392 ページをお願いいたします。

2項1目介護予防サービス給付費は、要支援者の保険給付費で、3,517万2,000円を計上いたしました。

394 ページをお願いいたします。

3項1目審査支払手数料は、千葉県国保連合会が行う審査支払いに係る手数料で、358万円を見込みました。

4項1目高額介護サービス費は、8,963万9,000円を計上いたしました。

396 ページをお願いいたします。

6項1目特定入所者介護サービス費は、施設入所者への低所得者対策としての食費、居住費の補足給付分で、2億2,807万5,000円を計上いたしました。

397 ページをお願いいたします。

5款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスと通所型サービスなどの予防給付費で、1億3,158万2,000円を計上いたしました。

398 ページをお願いいたします。

2目介護予防ケアマネジメント事業費は、要支援認定者及び事業対象者を対象とした事業費で、2,871万3,000円を見込みました。

400 ページをお願いいたします。

3項1目包括的支援事業費は、地域包括支援センターが実施する総合相談等の経費と包括的支援関係職員給与費及び2か所の地域包括支援センターの委託費用などで、7,222万3,000円を計上いたしました。

403 ページをお願いいたします。

4項1目任意事業費は3,136万円を見込み、主なものは、説明欄1の家族介護用品給付事業に656万2,000円、404 ページをお願いいたします。説明欄3の配食サービス事業に1,665万1,000円を計上いたしました。

408 ページをお願いいたします。

7款予備費は、1,000万円を計上いたしました。

409 ページから 413 ページまでは、給与費明細書となっております。

以上で、議案第 5 号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第 6 号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 高野和彦 登壇）

○下水道課長（高野和彦） 議案第 6 号、平成 31 年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書 415 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を 5 億 5,900 万円と定めるもので、対前年度 500 万円、0.9%の減でございます。

第 2 条の地方債につきましては、後ほど 418 ページの第 2 表でご説明申し上げます。

第 3 条の一時借入金ですが、最高額は 2 億円と定めるものでございます。

416 ページから 417 ページの第 1 表、歳入歳出予算でございますが、これらの内容につきましては、後ほど 419 ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきます。

418 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、3,050 万円を計上するものでございます。

419 ページ、420 ページの事項別明細書は、歳入歳出の総括です。内容につきましては、421 ページ以降で説明させていただきます。

421 ページをお願いいたします。

初めに、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目下水道事業負担金 236 万 5,000 円は、分割での納付が完了となり納付対象者が減少したことにより、175 万 5,000 円、42.6%減となっております。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目下水道使用料は、直近 1 年間の使用料収入の決算額等から算出しており、1 億 18 万 5,000 円、204 万 2,000 円、2.1%増となっております。

422 ページをお願いいたします。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は 3 億 8,583 万 1,000 円で、263 万 2,000 円、0.7%増を見込みました。この増は、負担金等の特定財源の減額及び借入金償還費の増額等が要因となっております。

5 款繰越金は、4,000 万円を見込みました。

423 ページをお願いいたします。

6 款諸収入は、建設課で施工予定の冠水対策工事に伴う下水道管移設工事費の受託収入ですが、平成 31 年度は該当工事がないたため、648 万円の皆減となっております。

7 款市債、1 項 1 目下水道債は 3,050 万円で、560 万円、22.5%の増であります。これは、借入金の償還分として 2,370 万円及び平成 32 年 4 月に移行する公営企業移行事業債 680 万円を加え、計上いたしました。

国庫支出金の下水道事業費国庫補助金は、公共下水道事業ストックマネジメント策定が平成 30 年度で完了するため皆減となりますので、廃款いたしました。

続きまして、歳出の主なものについてご説明させていただきます。

425 ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 9,313 万 3,000 円は、本事業に係ります職員給与費及び管理経費等で、601 万 3,000 円、6.9%の増となっております。この増額につきましては、427 ページをお願いいたします。

説明欄 5、公営企業会計移行事業の 13 節委託料に、公営企業会計移行支援業務委託料として、企業会計システムの構築に係る費用 683 万 2,000 円を計上したこと等によるものでございます。この委託料に関しましては、公共下水道事業及び農業集落排水事業で同額を計上しております。

428 ページをお願いいたします。

2 款事業費、1 項 1 目維持管理費、説明欄 1、施設維持管理費は 1 億 3,352 万 7,000 円で、75 万 7,000 円、0.6%減となっております。

429 ページをお願いいたします。

2 款事業費、2 項 1 目工事費は 981 万 7,000 円で、1,505 万 2,000 円、60.5%減を見込みました。減額の要因は、公共下水道事業ストックマネジメント計画策定及び公共下水道事業計画変更図書作成業務が平成 30 年度で完了することによるものです。

説明欄の 15 節工事請負費、管渠工事 951 万 5,000 円は、公共下水道供用開始区域で新たに宅地になった土地への公共汚水ます設置工事費及びマンホールの点検、修繕の際の安全対策といたしまして転落防止装置を設置する工事費です。

430 ページをお願いいたします。

3 款公債費、1 項 1 目元金は 2 億 5,669 万 7,000 円で、999 万 1,000 円、4.0%の増、2 目利子につきましては 6,282 万 6,000 円で、519 万 5,000 円、7.6%減となっております。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

431 ページから 435 ページは、職員の給与費明細書でございます。

436 ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。

平成 31 年度末の現在高見込額は、31 億 765 万 5,000 円となる見込みでございます。

以上で議案第 6 号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（向後悦世） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第 7 号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 宮内敏之 登壇）

○農水産課長（宮内敏之） 議案第 7 号、平成 31 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の 437 ページをお願いいたします。

第 1 条は、平成 31 年度当初予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,100 万円と定めるものであります。

第 2 条の地方債につきましては、後ほど 440 ページの第 2 表でご説明申し上げます。

438 ページ、439 ページの第 1 表、歳入歳出予算でございますが、こちらの内容につきましては、後ほど 443 ページ以降の事項別明細書の中でご説明させていただきます。

それでは、440 ページをお願いいたします。

第 2 表の地方債は、起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、680 万円を計上するものでございます。

次の 441 ページ、442 ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。内容につきましては、443 ページの歳入から予算の順に追ってご説明申し上げます。

それでは、443 ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目受益者分担金は 84 万円で、前年度と同額であります。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目施設使用料は 1,722 万 6,000 円で、前年対比 0.7%の増であります。この施設使用料は、現に農業集落排水施設を使用している世帯の実績及び新規に使用する世帯の見込みで計上いたしました。

3 款県支出金、1 項 1 目農業集落排水事業県補助金は、800 万円で計上いたしました。こちらは、処理場等の機能診断調査を実施し、最適整備構想を策定するための補助金でござい

ます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金は3,529万6,000円で、前年対比5.5%の増であります。これは、歳入歳出の差し引き不足額を一般会計から繰り入れするものでございます。

444ページをお願いいたします。

5款繰越金、1項1目繰越金157万4,000円は、前年度繰越金であります。

445ページをお願いいたします。

6款諸収入、3項1目雑入は126万2,000円、平成30年度分の消費税の確定申告に伴う還付金を見込んだものでございます。

7款市債、1項1目下水道債680万円は農業集落排水事業債でありまして、前年対比48.9%の減であります。

以上で歳入の説明を終わります。

446ページをお願いいたします。

続きまして、歳出になります。

1款総務費、1項1目一般管理費は、本事業に係る職員給与費及び管理経費等2,694万9,000円で、対前年度1,617万円の増であります。

主な増加理由といたしましては、説明欄2の一般管理事務費、13節委託料、計画策定調査委託料1,063万7,000円で、歳入の県支出金でご説明いたしました処理施設の機能診断調査及び最適整備構想策定の業務委託料を新規に計上したためでございます。

次の447ページの説明欄3、公営企業会計移行事業の701万3,000円は、公営企業会計システム導入等に係る経費で、先ほど下水道課長からも説明がありましたように、農水産課のほうでも検討しているところでございます。対前年比508万5,000円の増となっております。

次に、448ページをお願いいたします。

2款事業費、1項1目維持管理費は2,279万6,000円、江ヶ崎と琴田にあります排水処理施設の維持管理費で、対前年比5万2,000円の減であります。

次の449ページの2目資源循環事業費36万円は、農業集落排水処理施設から排出される汚泥の処理費用になります。

次に、450ページをお願いいたします。

2款事業費、2項工事費は、江ヶ崎地区の管路改修工事が平成30年度に完了するため皆減となりますので、廃項といたしました。

3款公債費、1項1目元金1,601万2,000円、2目利子354万3,000円は、農業集落排水

施設整備に伴う借入金の償還金であります。

次に、4款繰出金、1項1目繰出金84万円は、一般会計への繰出金であります。

以上で歳出の説明を終わります。

452ページから455ページは、職員の給与費明細書でございます。

次に、456ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。表の右側の欄、31年度末現在高見込額は、2億2,114万3,000円となる見込みでございます。

以上で議案第7号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（向後悦世） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 加瀬宏之 登壇）

○水道課長（加瀬宏之） 議案第8号、平成31年度旭市水道事業会計予算の議決についての補足説明を申し上げます。

予算書の1ページ目をお開きください。

第1条は、総則となります。

第2条は業務の予定量で、（1）給水件数を2万488件、年間給水量を624万2,002立方メートルとし、1日平均給水量を1万7,055立方メートルと予定いたしました。

続きまして、（2）主要な建設改良事業は、配水管布設工事に7,717万6,000円、配水管布設替工事に2,454万1,000円を予定いたしました。

2ページをお願いいたします。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。

なお、資本的収支の不足額1億4,259万7,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたします。

4ページをお開きください。

第5条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものであります。

第6条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

第8条は、棚卸資産の購入限度額を407万2,000円と定めるもので、これは量水器などの

購入費を予定したものとなります。

次のページからは、水道事業会計予算に関する説明書となります。

5 ページをお願いいたします。

平成 31 年度旭市水道事業会計予算実施計画となります。

収入の部は、1 款水道事業収益を 16 億 7,825 万 2,000 円、前年度と比べ 559 万円、0.3% の増を見込んでおります。

1 項の営業収益は 14 億 6,905 万 5,000 円で、このうち主なものは 1 目給水収益の 14 億 5,622 万 8,000 円で、水道料金収入となります。年間総有収水量を 593 万 7,642 立方メートルと見込んでおります。

2 項の営業外収益は 2 億 919 万 7,000 円で、主なものは 2 目他会計補助金の 8,060 万円で、このうちの 8,000 万円は高料金対策経費として、一般会計からの補助金となります。また、3 目補助金 7,038 万 8,000 円は、同じく高料金対策に要する経費として、千葉県市町村水道総合対策事業補助金を見込んでおります。

次に、6 ページをお願いいたします。

支出の部ですが、1 款水道事業費用は 14 億 6,420 万 9,000 円で、前年度と比べマイナス 2,773 万 5,000 円、1.9% の減を予定いたしました。

1 項の営業費用は 14 億 956 万 4,000 円で、このうち主なものは、1 目原水及び浄水費の 8 億 1,952 万 2,000 円、5 目減価償却費の 2 億 4,369 万 3,000 円となります。

次の 7 ページは、資本的収入及び支出となります。

収入の部ですが、1 款資本的収入は 6,733 万 1,000 円で、前年度と比べマイナス 759 万 4,000 円、10.1% の減を見込んでおります。

主な内訳といたしまして、1 項 1 目出資金の 2,750 万円は一般会計からの出資金を、2 項 1 目負担金の 1,473 万 2,000 円は消火栓設置負担金及び配水管布設工事などの負担金を見込んでおります。

支出の部は、1 款資本的支出を 2 億 992 万 8,000 円、前年度と比べ 6,099 万 6,000 円、22.5% の減を予定いたしました。主な内訳といたしまして、1 項建設改良費 1 億 5,024 万 3,000 円のうち 1 目拡張工事費は、配水管の布設工事や仕切り弁の設置工事などで 9,285 万 4,000 円、2 目改良工事費は、配水管の布設替工事や道路事業などに伴う切り回し工事で 4,775 万 1,000 円、3 目固定資産取得費は、各配水場の設備の更新などで 963 万 8,000 円を予定しております。

次の8ページから9ページまでは、平成31年度の旭市水道事業予定キャッシュ・フローの計算書となります。

また、10ページから13ページまでは、職員給与関係の明細となっております。

14ページは、債務負担行為に関する調書となります。

また、15ページから17ページにつきましては、平成31年度末の予定貸借対照表となっております。

18ページから22ページにつきましては、平成30年度の予定損益計算書及び平成30年度末の予定貸借対照表となります。

次の23ページから24ページは注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したものととなります。

内容につきましては記載のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

以上で議案第8号、旭市水道事業会計予算の議決についての補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） 議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,300万円を追加し、予算の総額を319億7,900万円とするものです。

第2条繰越明許費の補正と第3条地方債の補正につきましては、後ほど説明いたします。

2ページと3ページは歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略しまして、内容は事項別明細書により説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正は、追加と変更であります。

上の表、繰越明許費の追加は、7事業について設定するものです。

事業ごとに内容を申し上げますと、2款1項総務管理費、庁舎管理費は、海上支所の非常用発電機整備工事において、蓄電池の納期に不測の日数を要し、工期が確保できないため、繰越明許費を設定するものです。

6款1項農業費、農業基盤整備事業は、県営基盤整備事業に対して国の補正予算の配分が

あり、県が繰り越す予定のため、市の負担金についても繰越明許費を設定するものです。

次の8款2項道路橋梁費のうち道路新設改良事業は、保安林区域における道路排水工事について、関係機関との協議に不測の日数を要し、工期を確保できないため、次の蛇園南地区流末排水整備事業は、工事区域が重複する県発注の土地改良事業とスケジュールを調整する中で、土地改良事業の遅れにより市の工事工期が確保できないため、次の旭中央病院アクセス道整備事業は、電気工作物の移転に不測の日数を要し、工期を確保できないため、次の震災復興・津波避難道路整備事業は、県農業事務所や土地改良区との協議及び物件移転に不測の日数を要し、工期を確保できないためであります。

一番下の10款2項小学校費、小学校大規模改造事業は、平成31年度に予定しておりました事業が国の補正予算において今回前倒しで採択されることとなりましたので、年度内での工期が確保できないため、繰越明許費を設定するものです。

下の表は、繰越明許費の変更です。

8款2項道路橋梁費、冠水対策排水整備事業は、昨年12月に設定しておりますが、さらに電気工作物と通信施設の移設に不測の日数を要したため、その移設に係る補償金を追加し、増額変更するものです。

5ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正の追加と変更です。

上の表は地方債の追加で、社会教育施設改修事業として、干潟支所へ干潟公民館の機能を移転する工事に係る起債を追加するものです。

下の表は、地方債の変更です。小学校大規模改造事業において、当初は小学校1校分の屋内運動場の防災機能強化工事に係る起債を見込んでおりましたが、先ほど繰越明許費で説明しました国の補正予算で前倒し採択されることとなりましたので、その学校分を今回の補正で追加するものです。

次に、7ページと8ページですが、これは歳入歳出予算の事項別明細書の総括ですので説明は省略しまして、9ページの歳入から順を追って説明いたします。

9ページをお願いいたします。

9款1項1目地方交付税1,695万7,000円の追加は、普通交付税の留保額の一部を今回の補正財源として計上するものです。

13款1項1目民生費国庫負担金214万7,000円の追加は、障害児通所給付費等負担金によるもので、障害児相談支援や児童発達支援給付などの経費に対する補助金です。

2 項 5 目教育費国庫補助金 1,539 万円の追加は、学校施設環境改善交付金によるもので、屋内運動場防災機能強化工事に対する補助金です。

14 款 1 項 1 目民生費県負担金 107 万 3,000 円の追加は、障害児通所給付費等負担金によるもので、先ほど説明した国庫負担金と併せて交付される県負担金です。

10 ページをお願いいたします。

15 款 1 項 2 目利子及び配当金 739 万 9,000 円の追加は、1 節財政調整基金利子が運用している国債の売却益等の増、3 節公共施設等整備基金利子は、新規購入した県債の運用利息等の増、7 節地域振興基金利子も国債の売却益等の増によるものです。

16 款 1 項 1 目総務費寄附金 3,300 万円の追加は、ふるさと応援寄附制度による寄附金を増額するものです。

17 款 1 項 1 目介護保険事業特別会計繰入金 2,791 万 4,000 円の追加は、平成 29 年度の介護保険事業特別会計繰出金の精算による返還分です。

11 ページをお願いいたします。

2 目農業集落排水事業特別会計繰入金 42 万円の追加は、受益者分担金の受け入れに伴う農業集落排水事業特別会計からの繰入金です。

19 款 5 項 5 目雑入 50 万円の追加は、農地集積・集約化対策事業において、農地の出し手と受け手が解約を合意したことによる農地集積協力金の返還金です。

20 款市債については、先ほど第 3 表の地方債補正で説明したとおりであります。

以上で歳入の説明を終わりにして、続いて歳出について説明いたします。

12 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目一般管理費 101 万 4,000 円の追加は、歳入で説明しました公共施設等整備基金の運用利息の積立金です。

6 目財産管理費 365 万 2,000 円の追加も、歳入で説明した財政調整基金に係る国債の売却益及び運用利息の積立金です。

7 目企画費 3,300 万円の追加は、ふるさと応援制度による寄附金の増加分を積み立てるものです。

10 目地域振興費 273 万 3,000 円の追加は、地域振興基金の国債の売却益及び運用利息の積立金です。

12 目諸費 5,854 万 5,000 円の追加は、国・県支出金の精算による返還金の増です。

13 ページをお願いいたします。

3 款 3 項 5 目障害児福祉費 429 万 6,000 円の追加は、障害児相談支援や児童発達支援などのサービス利用者が増えたため、給付費を増額するものです。

6 款 1 項 3 目農業振興費 50 万円の追加は、歳入で説明しました農地集積協力金の返還金について、補助金の交付を受けていた千葉県に対し返還するものです。

10 款 2 項 1 目学校管理費 4,926 万円の追加は、小学校の屋内運動場の防災機能強化に係る工事費と設計監理委託料を計上するものです。

14 ページをお願いいたします。

4 項 1 目社会教育総務費は、一般財源から起債への財源変更です。

最後に、15 ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。事業費の変更により、平成 30 年度の起債額を 4,820 万円増額するもので、これにより平成 30 年度末現在高見込額は、一番右下になりますが、303 億 6,773 万 7,000 円とするものです。

以上で、議案第 9 号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第 10 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 浪川恭房 登壇）

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第 10 号、平成 30 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出の総額にそれぞれ 8,500 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 51 億 2,000 万円とするものです。

2 ページと 3 ページは項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5 ページと 6 ページはそれぞれ事項別にした明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては、7 ページ以降でご説明申し上げます。

7 ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

2 款国庫支出金、2 項 3 目保険者機能強化推進交付金における 719 万 9,000 円は、本年度から新たに創設された国の交付金で、介護保険の保険者機能の強化等により、自立支援、重度化防止に向けた取り組みを推進することを目的としております。

交付金の算定方法ですが、市町村では、第 1 号被保険者数と評価点数に応じて交付金が配

分されます。評価点数が高いほど交付額の上昇が期待される仕組みとなっております。

交付金の使途ですが、市町村では介護保険事業特別会計に充当され、地域支援事業等の充実に活用できます。本年度は、昨年6月に委託包括2か所を増設した包括的支援事業に充当するものであります。

3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金における298万3,000円は、平成29年度介護給付費等事業の追加交付金となります。前年度に9か月分の事業費を基に見込額で交付を受けていたものが、事業費が確定したことに伴い追加交付となったため、計上するものであります。

同項2目地域支援事業支援交付金における477万7,000円は、平成29年度介護予防・日常生活支援総合事業の追加交付金となります。介護給付費交付金と同様、前年度に9か月分の事業費を基に見込額で交付を受けていたものが、事業費が確定したことに伴い追加交付となったため、計上するものであります。

なお、支払基金交付金の交付率は、事業費の27%となります。

5款財産収入には、介護保険給付費準備基金の預金利子として1万9,000円を計上いたしました。

8ページをお願いいたします。

7款の繰越金ですが、平成29年度決算に基づく翌年度繰越額7,659万8,000円のうち、今回補正財源として7,002万2,000円を計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

4款1項1目介護保険給付費準備基金積立金には、1,208万6,000円を追加し、1,208万7,000円といたしました。これは、基金運用利息と平成29年度の剰余金を積み立てるものでございます。

5款3項1目包括的支援事業費は、歳入で説明いたしました保険者機能強化推進交付金の財源確保による財源振替でございます。

6款1項2目償還金は、7,291万4,000円を追加し7,291万8,000円とするもので、平成29年度介護給付費負担金等の確定による国・県及び市の精算分を返還するものでございます。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時35分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第11号、議案第12号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 宮内敏之 登壇）

○農水産課長（宮内敏之） それでは、議案第11号、平成30年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、予算の総額を8,500万円とするものでございます。

7ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

1款1項1目受益者分担金は、新規加入者の増加により42万円を増額するものでございます。

次の5款1項1目繰越金は、説明欄1の前年度繰越金258万円を増額し、551万9,000円とするものでございます。これは、平成30年度決算見込みの中で繰越金の増加が見込めることから、江ヶ崎地区排水施設維持管理費、維持補修費の財源とするものでございます。

8ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

2款1項1目維持管理費は、説明欄1の江ヶ崎地区排水施設維持管理費の11節需用費のうち、維持補修費258万円を増額するものでございます。内容といたしましては、江ヶ崎処理場内の機器が故障し、早急に修理する必要があるため、補正を行うものでございます。

次に、4款1項1目繰出金42万円の増は、歳入の受益者分担金の全額を一般会計へ繰り出すもので、受益者分担金が増加したため補正するものでございます。

以上で議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 12 号、旭市森林環境整備基金条例の制定について補足説明を申し上げます。

平成 31 年度から、森林環境譲与税が都道府県及び市町村へ譲与されます。この譲与税は、使途の定められた一般財源で、森林環境整備に資する事業の経費に充てなければならないもので、後年度の事業費用に充てるため基金を設置し、管理するための必要な事項を定めるものであります。

それでは、議案の条文をご覧ください。

第 1 条は、基金の設置について規定するものです。

第 2 条は、基金の原資について規定するものです。

第 3 条は基金の管理について、第 4 条は基金の運用から生じる運用収益について規定するものです。

第 5 条は基金の処分についてでありまして、基金の設置目的を達成する場合に限り、処分することができるものと規定するものです。

第 6 条は、委任事項について規定するものです。

附則につきましては、この条例の施行日を平成 31 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上で、議案第 12 号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第 13 号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 小林敦巳 登壇）

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、議案第 13 号、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の制定について補足説明申し上げます。

本議案は、旭市に新たな企業の誘致と既存企業の事業拡大や雇用増加の促進などを図るため、従前の旭市企業誘致条例を廃止し、新たに本条例を制定するものでございます。

それでは、従前の企業誘致条例からの主な変更点も含めまして、条文に沿ってご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

まず、第 1 条は本条例の目的を規定したものであり、新たに雇用の促進についても定義したものでございます。

第 2 条は各用語の意義を定義しているもので、奨励措置の対象となる業種などについて規定しております。なお、対象業種につきましては、別表において具体的な説明をいたします。

続きまして、次のページで、第3条。

第3条は、奨励措置の内容を規定しているもので、奨励措置を固定資産税の課税免除と奨励金の交付と規定しております。

第4条は、奨励措置の適用を受ける場合の要件を規定するもので、第1号は投下固定資産額の要件について規定したもので、新規立地する企業については5,000万円以上とし、既存企業の再投資については従前どおり3,000万円以上となっております。また、第2号については、常用雇用者、いわゆる正社員が5人以上であることを規定しております。

続きまして、第5条は固定資産税の課税免除に関する事項を規定しており、課税免除の期間は5年としております。

続いて、第6条は奨励金の内容を規定しており、緑化奨励金においては、工場立地法に基づく特定工場に該当する場合に整備した緑地に対して交付するもので、金額等は従前の条例と同様となっております。また、市民の雇用機会の増大を図るため、今回新たに雇用奨励金を創設いたしました。これは、市民の雇用者1人につき30万円を交付するもので、1事業者当たりの限度額を1,200万円と規定しております。

なお、従前実施しておりました排水処理施設に対する助成は、合併浄化槽を推進するために措置していたものですが、昨今の普及状況を鑑み、今回廃止といたしました。

続きまして、次のページ、第7条から9条でございます。

奨励措置の決定に関するもので、それぞれ承継や措置の取り消しなどを規定しており、内容は従前のおりです。

第10条から第14条は、次のページでございます。旭市企業誘致審議会に関する事項を規定するもので、本条例に基づく奨励措置を受ける場合には審議会の意見を受けることなどを規定しており、内容については従前の条例のおりです。

続きまして、次の5ページの附則でございます。

附則は、旭市企業誘致条例の廃止について規定したもので、廃止前に既に奨励措置を受けている者については、経過措置として従前の例によることとしているものでございます。

最後に、次のページの別表についてご説明いたします。

別表については、第2条に規定する奨励措置の対象となる業種を日本標準産業分類に基づき規定したものであります。

本表において、対象となる業種を大分類ごとに説明いたします。

まず、「農業、林業」については、右側の備考欄にございます植物工場のみが対象となり

ます。「製造業」、「情報通信業」については、該当する全ての業種が対象となります。

「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」については、中分類に記載のある業種のみが対象となります。「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」につきましては、小分類に記載のある業種のみが対象となります。

従前は製造業を対象とし、工業団地のみ道路貨物運送業などの流通に関する業種も対象としておりましたが、本条例においては、製造業や流通に関する業種のほか、情報通信業や旅館、ホテルなどを追加し、対象となる区域は業種にかかわらず市内全域といたしました。

以上で補足説明を終わりにします。

○議長（向後悦世） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案第 14 号、議案第 15 号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 飯島 茂 登壇）

○総務課長（飯島 茂） 初めに、議案第 14 号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律等が平成 29 年 5 月に施行されました。この法改正により、指紋データ、顔認識データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することが明確化されたことから、条例においても法改正と同様の改正を行うものでございます。

また、市ではこれまでも、思想、信条及び宗教に関する個人情報等の、特に配慮を要する個人情報について収集の制限を行ってまいりましたが、法改正により、これらの情報が要配慮個人情報として定義されたことから、条例においても要配慮個人情報を定義し、その取り扱いを定めるための改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

新旧対照表の 1 ページでございます。主な改正点についてご説明申し上げます。

条例第 2 条第 2 号の改正規定は、個人情報の定義を法と同様に改めるもので、同号アは、氏名、生年月日その他の記述等、従前の個人情報の定義を明確化するものでございます。

同号イは、指紋データ、顔認識データ、旅券番号等の個人識別符号が含まれるものを個人情報の定義に加えるものでございます。

同条第 3 号及び同条第 4 号の規定は、個人識別符号及び要配慮個人情報の定義について、法と同様に定めるものでございます。

なお、個人識別符号の概念につきましては、従前から個人情報とされていたものでござい

まして、個人情報の定義を拡大、拡充するものではございません。

次に、2ページ中ほどより下をご覧ください。

第5条の改正規定は、個人情報取扱事務の届出についてでありまして、個人情報を取り扱うときはあらかじめ市長に届け出ることとされており、3ページ一番上になりますが、第5号として「要配慮個人情報が含まれるとき」を加えるものでございます。

第6条第3項の改正規定は、収集してはならない個人情報の対象を、思想、信条等の具体的な列挙から法で、定義されました要配慮個人情報に改めるものでございます。

附則では、第1項でこの条例の施行期日を平成31年4月1日から施行するものとし、第2項では、この条例の施行前から要配慮個人情報を取り扱う事務に係る市長への届出につきましては、この条例の施行後、速やかに行うものとする経過措置を定めるものでございます。

以上で議案第14号の補足説明を終わりました。続きまして議案第15号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表4ページをご覧くださいと思います。

4ページ一番下になりますが、改正の内容は、第8条に第4項を追加し、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は規則で定める旨、規定するものでございます。これは、国が推進する働き方改革により民間労働法制が改正され、この趣旨に基づき、国の人事院規則及び千葉県条例が改正されることから、本市においても所要の改正を行うものでございます。

規則に委任する主な内容でございますが、長時間労働を是正するため、いわゆる超過勤務命令を行うことができる上限時間の設定等を規定するものでございます。

なお、この条例の施行期日は平成31年4月1日でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 石毛春夫 登壇）

○税務課長（石毛春夫） 議案第16号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表の5ページをお願いいたします。

今回の改正は、昨年の税制改正で地方税法施行令が改正され、国民健康保険税のうち基礎課税額（医療分）の課税限度額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものでござ

います。

今年度の県内市町村の基礎課税額、医療分の課税限度額は、54 団体中約 8 割の団体が改正を行っておりまして、本年、旭市におきましても、1 年遅れとなりますが、平成 31 年度から 58 万円に改めるものでございます。

以上で議案第 16 号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第 17 号、議案第 18 号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 小橋静枝 登壇）

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、議案第 17 号及び議案第 18 号について補足説明を申し上げます。

まず、議案第 17 号は旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

現在、市内 29 か所に設置されている児童遊園のうち旭市井戸野 1974 番地の井戸野石尊児童遊園及び旭市大間手 526 番地の大間手児童遊園の 2 施設は、遊具等の老朽化による撤去及び利用児童数の減少により地元区長から廃止の要望があったことから、これを廃止するものであります。

新旧対照表、6 ページをご覧ください。

本条例第 2 条の表中から、これら 2 か所の児童遊園の項目を削除するものであります。

続きまして、議案第 18 号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律の施行により、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当の支払い回数等が見直されます。その改正を受け、千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領の一部も改正され、これに伴って、本条例第 2 条第 1 号及び第 4 条第 1 項第 1 号の規定の一部改正を行うものであります。

新旧対照表、7 ページをご覧ください。

本条例第 2 条第 1 号中、「18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者」の後に、「又は、20 歳未満の者で、規則で定める程度の障害の状態にある者」を加え、第 4 条第 1 項第 1 号中、下から 3 行目「6 月」を「9 月」に改めるものです。

以上で議案第 17 号及び 18 号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案第 19 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

(高齢者福祉課長 浪川恭房 登壇)

○**高齢者福祉課長（浪川恭房）** 議案第 19 号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、介護保険の第 1 号保険料の市民税非課税世帯全体を対象とした軽減強化について、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

初めに、改正の概要についてご説明いたします。

介護保険料は、基準額の 6 万 1,200 円を基に、所得に応じた 11 段階によって保険料額を決定しております。市民税非課税世帯の保険料額の軽減については、平成 27 年 4 月から第 1 段階の方を対象に行っておりましたが、平成 31 年 10 月からの消費税率の引き上げに伴い、第 1 段階をさらに軽減するほか、新たに第 2 段階、第 3 段階まで対象を拡大して軽減を行うものです。

軽減幅につきましては、国が示している上限の範囲内の割合で市が定めるものであります。平成 31 年度につきましては、消費税率の引き上げが 10 月からの半年間となることから、保険料軽減幅についても半年分となりますが、半年分の軽減分を年間の保険料にならして、所得段階別の年間保険料額を設定するものであります。

なお、平成 32 年度以降については、保険料額軽減の完全実施を予定しております。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の 8 ページをご覧ください。

第 3 条は、現行の第 1 項第 12 号を削り、新たに第 2 項、第 3 項、第 4 項を加えるものです。

第 2 項は、第 1 項第 1 号の 3 万 600 円の規定にかかわらず、2 万 2,950 円とするものです。

第 3 項は、第 1 項第 2 号の 3 万 9,780 円の規定にかかわらず、3 万 2,130 円とするものです。

9 ページをお願いします。

第 4 項は、第 1 項第 3 号の 4 万 5,900 円の規定にかかわらず、4 万 4,370 円とするものです。

なお、施行日につきましては平成 31 年 4 月 1 日からとなっております。

以上で、議案第 19 号の補足説明を終わります。

○**議長（向後悦世）** 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第 20 号について、保険年金課長、登壇してください。

(保険年金課長 遠藤茂樹 登壇)

○**保険年金課長（遠藤茂樹）** 議案第 20 号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案は、児童福祉施設等に入所する扶養義務者のない児童を国民健康保険の適用対象から除外することを明文化するため、所要の改正を行うものでございます。

国民健康保険法第 6 条第 11 号において、特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは国民健康保険の適用対象から除外すると定められており、国民健康保険法施行規則第 1 条第 5 号で、その旨を条例で定めることが規定されております。

このたび追加いたします児童福祉施設等に入所する扶養義務者のない児童は、法で定める特別の理由がある者に該当するため、同規則に基づき条例を定めるものであります。

なお、適用除外された児童に係る医療費は、県が全額を公費で負担するため、当該児童に不利益は生じません。

次に、新旧対照表の 10 ページをご覧ください。

第 3 条の「被保険者とししない者」に、第 2 項として「児童福祉施設等に入所する扶養義務者のない児童」を追加するものであります。

以上で、議案第 20 号の補足説明を終わります。

○**議長（向後悦世）** 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第 21 号について、消防長、登壇してください。

(消防長 川口和昭 登壇)

○**消防長（川口和昭）** 議案第 21 号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

お手元の新旧対照表をご用意いただき、11 ページをお願いいたします。

第 16 条の避雷設備につきましては、不正競争防止法等の一部改正に伴い、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものでございます。

第 48 条の防火対象物の消防用設備等の状況の公表につきましては、近年、全国ではホテル火災や認知症高齢者グループホーム火災などで、多数の死傷者を出す火災が発生しております。このことを踏まえ、このような建物などを利用する者が防火安全性の判断をすることができるように、消防法令に違反する場合は、対象建物の違反内容を市のホームページなどに公表することができるものとしてございます。

対象となる建物は、不特定多数の人が利用する飲食店、物品販売店、ホテル、福祉施設な

どであります。

また、対象となる重要な違反は、消防機関が立入検査の際、確認した屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、これらが未設置の場合であります。

公表等につきましては、現在、千葉市など7つの消防本部が実施済みであります。今後は全ての消防本部が実施する予定となっております。

なお、改正内容につきましては、第48条から第50条までをそれぞれ1条ずつ繰り下げ、第47条の次に新たに公表に関する規定を第48条として加え、併せて関連する目次を改めるものでございます。

この条例につきましては、平成32年4月1日より施行するものでございます。ただし、第16条第1項の改正規定につきましては平成31年7月1日より施行するものでございます。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 消防長の補足説明は終わりました。

議案第22号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 佐瀬史恵 登壇）

○学校教育課長（佐瀬史恵） 議案第22号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

学校教育法の一部改正及び厚生労働省令の一部改正に伴い、放課後児童支援員の規定につきまして所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表の13ページをお願いいたします。

改正の内容でございますが、表の左側、現行の第10条第3項第5号中、「卒業した者」の次に、表の右側、改正案といたしまして、「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、専門職大学の前期課程を修了した者について、放課後児童支援員の基礎資格を有する者として、本規定の改正により対象に追加するものでございます。

附則は、この条例の施行を平成31年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第22号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 学校教育課長の補足説明は終わりました。

議案第23号について、体育振興課長、登壇してください。

（体育振興課長 花澤義広 登壇）

○体育振興課長（花澤義広） 議案第23号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

社会体育施設であります飯岡児童体育館は、市民の心身の健全な発達及び生涯スポーツの普及を図ることを目的とし、昭和 54 年 3 月に設置されました。その後、平成 29 年の台風 21 号、22 号により雨漏り等の被害がありましたが、利用団体もあつたため、応急的な修繕により対応してきたところです。

今後は、さらなる老朽化の進行により問題等の発生が予想されるため、利用期間を平成 30 年度までとし、平成 31 年度以降に取り壊す予定のため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容ですが、新旧対照表の 14 ページをご覧ください。

表の左側、現行の名称で「飯岡児童体育館」を、右側の改正案のとおり削除するものでございます。

附則としまして、この条例の施行を平成 31 年 4 月 1 日からとするものでございます。

以上で、議案第 23 号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 体育振興課長の補足説明は終わりました。

議案第 24 号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 加瀬宏之 登壇）

○水道課長（加瀬宏之） それでは、議案第 24 号、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、学校教育法及び技術士法施行規則の一部が改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

それでは、主な改正点についてご説明いたします。

新旧対照表の 15 ページをご覧ください。

旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の第 4 条及び第 5 条の資格要件について改正するものです。

学校教育法の一部改正に伴い、平成 31 年 4 月から専門職大学が創設されることとなり、当該大学における前期課程の修了者について、短期大学の卒業者と同等の資格要件となるよう改正を行うものでございます。

また、技術士法施行規則の一部改正に伴い、技術士試験の上下水道部門における選択科目の水道環境が削除されることとなり、本条例第 4 条第 8 号中の「水道環境」を削除するものでございます。

なお、附則第1項は、施行日について平成31年4月1日とするものでございます。

附則第2項は、第4条第8号について経過措置を定めたものとなります。

以上で、議案第24号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第25号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 加瀬喜弘 登壇）

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、議案第25号、市道路線の認定、廃止及び変更について補足説明を申し上げます。

市道路線の認定、廃止につきましては、農業基盤整備事業、万力Ⅱ期地区の事業が完了したため、千葉県から譲与されました地区内の道路26路線を新たに認定し、農用地内に編入されました1路線を廃止いたします。

また、市道路線の変更につきましては、旭市鎌数字川西一番地先の道路整備に伴う1路線の認定区間を延長するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第25号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 建設課長の補足説明は終わりました。

議案第26号、議案第27号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 宮負賢治 登壇）

○市民生活課長（宮負賢治） 議案第26号及び議案第27号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうち2名が平成31年6月30日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

議案第26号で推薦したい方は、旭市中谷里850番地2にお住まいの林业枝氏、昭和26年12月20日生まれの方です。

林业枝氏は、長年にわたり市職員として市行政に携わっており、常に地域住民の視点に立ち、住民福祉の向上に努めてこられ、人権問題について豊富な知識と経験があります。また、平成25年7月から人権擁護委員として積極的に活動されており、引き続き推薦するものです。

次に、議案第27号で推薦したい方は、旭市三川5289番地10にお住まいの多田恭子氏、

昭和 34 年 12 月 10 日生まれの方です。

多田恭子氏は、長年にわたり中学校の教員として子どもたちの教育に当たられており、いじめ問題など、子どもの人権問題について豊富な知識と経験があります。また、平成 28 年 7 月から人権擁護委員として積極的に活動されており、引き続き推薦するものです。

お二人とも、人権擁護委員法第 7 条第 1 項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

なお、委員の任期は 2019 年 7 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日までの 3 年間となります。

以上で、議案第 26 号及び議案第 27 号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

○議長（向後悦世） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は 3 月 4 日定刻より会議を開きます。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後 3 時 20 分

平成31年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第2号）

平成31年3月4日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 常任委員会議案付託
 - 第 3 常任委員会請願付託
 - 第 4 常任委員会陳情付託
-

本日の会議に付した事件

追加日程 議長報告事項

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第26号、議案第27号直接審議（先議）

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会請願付託

日程第 4 常任委員会陳情付託

出席議員（18名）

1番	片 桐 文 夫	2番	平 山 清 海
3番	遠 藤 保 明	4番	林 晴 道
6番	米 本 弥一郎	7番	有 田 惠 子
8番	宮 内 保	9番	高 木 寛
10番	飯 嶋 正 利	11番	宮 澤 芳 雄
12番	伊 藤 保	13番	島 田 和 雄
15番	伊 藤 房 代	16番	向 後 悦 世
17番	景 山 岩三郎	18番	木 内 欽 市
19番	佐久間 茂 樹	20番	高 橋 利 彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	伊藤義隆
行政改革 推進課長	小倉直志	総務課長	飯島茂
企画政策課長	阿曾博通	財政課長	伊藤憲治
税務課長	石毛春夫	市民生活課長	宮負賢治
環境課長	井上保巳	保険年金課長	遠藤茂樹
健康管理課長	木内喜久子	社会福祉課長	角田和夫
子育て 支援課長	小橋静枝	高齢者 福祉課長	浪川恭房
商工観光課長	小林敦巳	農水産課長	宮内敏之
建設課長	加瀬喜弘	都市整備課長	鵜之沢隆
下水道課長	高野和彦	会計管理者	松本尚美
消防長	川口和昭	水道課長	加瀬宏之
庶務課長	栗田茂	学校教育課長	佐瀬史恵
生涯学習課長	高安一範	体育振興課長	花澤義広
監査委員 事務局長	伊藤義一	農業委員会 事務局長	赤谷浩巳

事務局職員出席者

事務局長	大矢淳	事務局次長	池田勝紀
------	-----	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（向後悦世） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎追加日程 議長報告事項

○議長（向後悦世） おはかりいたします。議長報告事項を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） ご異議なしと認めます。

よって、議長報告事項を日程に追加し、直ちに議題といたします。

議会運営委員会において、委員長の互選が行われましたので、その当選結果につきまして報告いたします。

議会運営委員会委員長に佐久間茂樹議員。

次に、建設経済常任委員会副委員長、林晴道議員より副委員長の辞任願が提出され、委員会において許可されました。その後、委員会において副委員長の互選が行われましたので、その当選結果につきまして報告いたします。

建設経済常任委員会副委員長に高木寛議員。

以上のとおりであります。

以上で、議長報告事項を終わります。

◎日程第1 議案質疑

○議長（向後悦世） 日程第1、議案質疑。

議案質疑を行います。

議案第1号から議案第27号までの27議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

ここで執行部に申し上げます。議案第1号は、質疑の通告によりますと、質問項目が多岐にわたっておりますので、質問項目の順番どおりに答弁してください。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

木内欽市議員。

○18番（木内欽市） おはようございます。

平成31年度旭市一般会計予算の議決について質疑申し上げます。

ページ数でいきますと162ページ、農業振興地域整備計画策定支援業務委託料について、具体的な内容についてお尋ねをいたします。

次のページ数、163ページ、新規就農総合支援事業補助金について、具体的な内容について、事業内容についてお尋ねをいたします。

182ページ、企業誘致奨励措置助成金について、どのようなものかお尋ねをいたします。

203ページ、公園維持管理費について具体的にお答えください。

最後に269ページ、キャンプ場改修工事について、どのような改修工事を行うのか具体的にお尋ねをいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、162ページ、農業振興地域整備計画の策定支援業務委託料の内容についてということで、こちらの委託料は、平成29年度から31年度までの3か年をかけまして、市の農業振興地域整備計画の全体見直しに関する支援業務を委託したものでございます。

業務の内容といたしましては、計画にあります農家の意向調査、農地の一筆調査などを実施しまして基礎調査資料を作成するものでございます。

次に、同じく163ページの新規就農総合支援事業の内容につきましてですが、これは国の補助事業でございまして、経営開始型ということで事業を受ける方、対象となる方は、独立・自営就農年齢が45歳未満の方で、認定新規就農者が対象となって、国のほうから補助金を交付するようなものでございます。31年度は、個人で7件、夫婦で3件を見込んで予算を計上したところでございます。

農水産課からは以上でございます。

○議長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから、182ページ、企業誘致促進事業についてご説明いたします。

本事業は、新規企業の誘致及び既存企業の設備投資に支援することで、産業経済の発展と雇用の促進を図ることを目的としております。

こちらに予算計上しております主な内容でございますが、19節の負担金補助及び交付金、この中で企業に対する奨励金の措置であります。こちらに計上しておりますのは、企業が一定の要件のもとで整備した緑地について、1平米当たり2,000円の交付をする緑化奨励金でございます。

そのほかに、県等が開催する企業誘致に関する説明会、また、企業とのマッチングイベントなどへの参加費用、また、奨励措置を行う際に、旭市企業誘致審議会において申請内容を審議いただくことになっておりますが、その委員の報酬などを計上しております。

予算内容については以上でございます。

○議長（向後悦世） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 都市整備課からは、203ページの公園維持管理費の1億75万7,000円の内容についてお答えいたします。

この予算は、都市整備課が所管している都市公園12か所、その他公園7か所、宅造公園44か所の維持管理及び県立九十九里自然公園内、これは海岸沿いでございますが、ここに設置されております公衆トイレ3か所の維持管理に関する費用です。

主な内容ですけれども、施設の光熱水費に467万5,000円、維持補修費に300万円、公園内の草刈り、樹木等の剪定や消毒、それからトイレの定期清掃などの委託料が5,790万5,000円です。

また、工事費として、防犯カメラ設置工事5基が378万円、日の出山公園のトイレ設置工事が1,475万4,000円、海上コミュニティ運動公園の遊具改修工事410万4,000円が含まれております。

都市整備課からは以上です。

○議長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） それでは、生涯学習課より海上キャンプ場運営事業の工事請負費の内容についてお答えいたします。

給排水設備改修工事につきまして、6人用のバンガロー4棟の周辺にある給水設備等が現在機能していない状況でございます。このため、台風や大雨等の影響で雨水がたまってしまふことから、新たに排水設備を設置するものでございまして、キャンプ場改修工事につきましては、炊事棟の改修工事でございます。炊事棟は既に耐用年数を超過しており、屋根、換気扇、照明器具等が経年劣化により破損、亀裂、機能低下が生じているところから、屋根等の塗装、換気扇、照明器具等の交換工事を行うものでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは再質問を行います。

最初の質問は理解いたしました。

次の163ページ、新規就農支援事業でございますが、これはだいたい幾らぐらい支給されるのか。それと、この場合に、よく分からないんですが、いろいろ基準があると思うんですね、国のお金ですから。どういうものが、例えば後継者が後を継いだ場合には、これは出ないんでしょう。例えば、農家の後継者が高校を卒業して継いだ場合には、これは出ませんよね。どういう場合にこれが対象になるのかお尋ねをいたします。

それとあと、いろいろありますので、これ、よそから来たやつとか新規就農とかありますが、そういうのを、何だかこれ、新規就農総合支援事業、あと新規転入事業者支援事業、あと農林水産業後継者育成事業補助金、これはどういう違いがあるのか。あと、その対象人数ね。どのぐらいになったのかということをお尋ねをいたします。

続いて、182ページ、企業誘致奨励措置助成金ですが、私、これは、緑化事業とかそういうものの補助金で、あと会議とか、そういうものと言いましたが、誘致のための運動とかであります。旭市には工業団地、ご存じのようにありませんよね。そういう場合にはどういったところに企業誘致を、そのような話はなさるんでしょうかね。そこのところをお尋ねいたします。

それと、キャンプ場のほうですが、最近の利用者数、どのぐらいあるのか。ちょっと市内、市外に分けて、年間の利用者数、それと利用収入が分かれば、分からなければ結構ですが、分かればお答えください。

以上で2回目の質問です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、月幾らかというようなお話がありましたので、まず、国の新規就農総合支援事業のほうになりますが、個人の場合ですと年間150万円、月額にいたしますと12万5,000円程度でございます。夫婦の場合ですと年間225万円で、月にいたしますと18万7,500円でございます。

基準はどういうことなのかということで、初年度は前年の収入等を考慮しませんが、2年目以降は所得金額等に応じまして金額のほうが少なくなっていく。要は、農業で生計が成り立つまでの生活の準備金といいますか、そういったものに使っていただくようなものになっておるところでございます。

それで、どのような方が対象になるのかということで、親と一緒に農業をやっている場合も対象になるのかというようなお話でございますが、本来、独立就農というようなことでございますので、親元と一緒に農業をやっているにしても経営を別にするというようなこと、それと、出荷だとか、そういったものを明確に分けて、本人があくまでも生産して出荷したというようなものが確認できるようなことが条件になるというようなことでございます。あとは、当然それに見合まして、これは5年間の補助対象期間がございますので、そういった5年間の就農の営農計画といいますか、そういったものを作りまして、認定農家ではありませんが、認定新規就農者になっていただくというようなものが条件となっているところがございます。

次に、よそから来た方に対する支援ということで、予算書のほうでいきますと163ページで、19節で新規転入農業者支援事業補助金ということで210万円を計上させていただいております。

こちらにつきましては、新規に転入農業者の方があった場合に、市単独で補助を行うものがございます。市外から転入して新規に農業を始めていただいた方に対しまして、農業用の機械・施設の取得に係る経費や、農地の賃借に係る経費に対して支援を行うというようなものがございます。それによりまして、旭市への新規の就農者の増だとか、人口減少の歯どめをかけるようなもので、新たな政策としまして平成29年度に事業を起こしたものであります。まだ今のところ実績がないのが現状でございます。

次に、後継者関係で、同じく163ページになりますが、農林水産業後継者育成事業補助金50万円というものを計上させていただいております。こちらは、農林水産業の後継者育成事業としまして市単独の補助事業でございます。市内で農林水産業に従事している40歳前の方が、講演会の開催だとか公的機関が実施いたします研修会等に参加した場合に対しまし

て支援を行うというようなものでございます。

こちらは、平成28年に制度を見直しまして実施をしているところでございます。実施状況につきましては、今のところ実績はゼロというようなことでございます。

以上でございます。

失礼しました。すみません。答弁漏れがありましたので、あと、今の後継者のほう、対象事業、対象人数はというようなことでご質問があったわけですけれども、こちらにつきましては、内容的に人数等というのはないんですけれども、希望があった場合というようなことで、ちょっとすみません。またちょっと確認して、また答弁させていただきますが、取りあえずそういった助成制度だということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは再質問のほうにお答えいたします。

まず、現在、工業団地はもう既にいっぱいであるということで、どこに誘致ということでございます。

今、県のほうで企業誘致のイベントがございます。一つは、空き公共施設、市町村等で持っている公共施設に企業を誘致しましょうというイベントがございます。それと、これは企業誘致だけではないんですが、定住促進の関係で、旭市に定住促進していただくというイベントがございます。このイベントのほうに私どもも参加しまして、空き公共施設については、ちょっと現在うちのほうでは、今、農道沿いにもとの直売所、農産直売所だったんですかね、あそこがちょっとあいていると思ひます。今のところ、その1か所なんですけど、それをもちまして、県内の企業、だいたい30社か40社参加します。その方々とそこでお話をしてるところでございます。実際に誘致には結びついておりませんが、そこで情報も得ておりますし、うちのほうからも発信をしております。

それから、定住促進のイベント。定住促進なんですけど、中には起業も考えている方がいらっしゃるということでございますので、その辺でも私どものほうで情報提供をしているところでございます。

それと、今、金融機関のほうも、この企業誘致のほうに大分関心を持っておりまして、いろいろ情報交換をさせていただいておりますので、そちらとも連携しまして、何とか市のほうに起業をしていただくように努力しているところでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） それでは、生涯学習課よりお答えさせていただきます。

利用人数でございますけれども、直近のこの平成30年度の1月と昨年の29年度1月を比べますと、今回6,485人でした。前年が5,632人でございます、19%の増でございます。体育館につきましては7,250人で、前年は6,128人ございましたので、18%の増となっております。

市内、市外ですけれども、今ちょっと手持ちの数字がございませんけれども、ただ、この3年間の状況をちょっと把握しているところでは、おおむね市内利用者が45%、市外利用者が55%と、そういう比率を私は記憶しております。

続いて、利用料金の収入でございますけれども、キャンプ場の収入が221万500円、前年197万6,700円でしたので12%の増、体育館収入は83万40円で、前年58万9,270円でございます、41%の増となっております、いずれも増という傾向となっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） すみません。先ほどお答えできなかった部分、数字が出ましたのでお答えさせていただきます。

研修会等の人数でございますけれども、最大の限度額がございますので、50万円に対しまして2名程度を見込んでいるところであります。または、あとは研修会が限度額10万円ということで考えていますので、そちらの研修会がない場合には、最高で2名までというようなことで考えているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） この163ページ、今ご答弁いただきましたが、この関係ですが、後継者のこれ、年間225万円という結構助かりますよね。この場合には、経営体が、例えば自分の家で親がイチゴを作っていたとするでしょう。それで、子どもが今度、じゃ、同じイチゴで経営が別で、自分たちでハウスを建ててやるという場合には、こういうものは対象になるのでしょうか。あるいは作物が違わないと駄目なんですか。同じやつで経営を別にする、出荷も全部別にするという場合に、対象になるのであれば非常にいいなと思うんですが、ちょっとそこのところ、具体的にもう少し詳しく、どうしたらこういうのを使えるのかというのを教えていただければと、このように思います。

それと、203ページ、公園維持管理費については、今回大分予算が増えてはいますが、

これは、日の出山公園とか、ああいうのが増えた、そのトイレの費用とかということで増えたんでしょうか。

そんなところですね。以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、親と同じ作物でもいいんでないかというようなことでございますが、国のほうの要綱等を見ますと、どうしてもやはり違う作物で新たな経営戦略を立てるといようなことがメインとなっておりますので、その辺、現在のところ、同じものでないものというような計画を作っていたというのが現状でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 木内欽市議員の再質問についてお答えいたします。

昨年度、30年度の予算に比べまして、本年度、公園維持管理費のほう、だいたい1,900万円ぐらい増というふうになっておりますけれども、先ほどご質問にありましたが、主なものとしましては日の出山公園のトイレ設置工事、これが1,400万円、1,500万円弱ですので、これが大きいと思います。そのほかに、公園維持管理委託料のほう600万円ちょっとぐらい増になっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の質疑を終わります。

続いて、片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） おはようございます。平成31年度旭市一般会計予算の議決について質問いたします。

最初に、62ページ、2款1項7目の企画費の姉妹都市助成金についてであります。具体的な内容と条件、昨年度の実績についてお尋ねいたします。

次に、63ページの「がんばろう！旭」復興支援補助金についてです。イベント等へ復興分として補助金を増額していますが、その増額補助金は、以前聞いた話では32年度で終了するとお聞きしましたが、その大もとの基金がいつまであるのかお尋ねいたします。

次に、65ページ、キャラクターデザイン作成業務委託料についてです。その具体的な内容についてお尋ねいたします。

最後に、221ページ、9款1項3目の災害対策費の自主防災組織補助金についてです。そ

の具体的な内容についてお尋ねいたします。

議案第1号は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 私からは、62ページの姉妹都市宿泊助成事業についてお答えいたします。

この助成事業は、市民の皆様が、旭市の姉妹都市であります長野県茅野市内の宿泊施設を利用した場合、宿泊費の一部を助成するものです。具体的な助成額ですけれども、宿泊費の2分の1以内で、上限額は、中学生以上の大人が3,000円、小学生が2,250円、未就学児が1,750円です。

なお、対象者は、市民税のほうに滞納のない方で、利用日数は同一年度内に1人につき2泊までです。昨年度の実績についてですけれども、大人から未就学児までの合計で304名です。

以上です。

○議長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 「がんばろう！旭」復興支援事業でございますが、これは、千葉県から交付された「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金を原資としたものであります。

これにつきましては、もとの基金の年度ということでございまして、こちらは末については明記ございませんが、「がんばろう！旭」復興支援基金につきましては32年度末で終了ということが明記されております。金額のほうも32年度末で使い切る予定となっております。

以上です。

それと、キャラクターデザインの製作業務のほうですが、これは、内容としましては、名刺の台紙、缶バッジ、クリアファイル、縫いぐるみ、ストラップ、ポケットティッシュ、資料用袋などを作成いたします。また、平成30年には、あさピーを応援してくれるサポーター制度をスタートさせ、会員に配布するメンバーズカードも作成したところでございます。

それで、今年度は着ぐるみを新たに1体追加で製作する予定となっております。あさピーの着ぐるみにつきましては現在2体ありますが、イベントでの使用のほか、貸し出しも行っているところでありますが、年々その利用件数が多くなっております。使う方のほうは週末の借用の希望が多くて、日程が重なって、希望があっても貸し出しできないケースも出てき

ております。そのことから、今回製作するという事にいたしました。

以上です。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうからは、4番目、221ページの自主防災組織補助金について具体的な内容ということのご質問に対して答弁をさせていただきます。

まず、自主防災組織は、市内の区、自治会、その他、日常の生活圏を単位として組織された団体のうち、自主的に防災活動を行っている団体でございます。

防災組織への補助金は、旭市自主防災組織補助金交付要綱に基づき交付しているものでございまして、具体的な補助の内容につきましては、組織が主催する防災訓練や、防災に関する研修会、それから防災用資機材の購入などが対象となっております。

補助金の額は、事業に要した費用の3分の2に相当する額とし、10万円を限度としております。また、組織の設立時に防災用資機材を購入した場合には、20万円を限度として交付しているものでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 先ほど、私の答弁、姉妹都市宿泊助成事業の中の答弁で、助成の対象者ということで滞納のない方ということを行った時に、市民税というようなことでお答えしましたけれども、これはちょっと間違いで、市税です。市民税だけでなくほかの税も含んでいますので、市税ですので、訂正させていただきます。失礼しました。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） それでは、最初に姉妹都市助成金についての再質問なんですけれども、先ほど、昨年の利用者が304人、1人の限度回数が2泊までというようなお話をお聞きしましたが、もし団体で行った場合の、団体旅行だとか、そういった場合の確認はどのように行っているのかお尋ねいたします。

あと、復興支援補助金なんですけれども、先ほど課長のほうからお話がありましたように、32年度で一応「がんばろう！旭」復興支援補助金が終わるというお話なんですけれども、各種イベントについては、市内外、県外からもたくさんの来訪者がありますので、増額補助金は、行っている実行委員にとってもすごく大きな財源だと思いますので、平成32年度で終了ではなく、引き続き補助をできるような早い段階からの取り組みをお願いしたいと思います。

キャラクターの効果について、キャラクターデザイン作成委託料なんですけれども、この

使用件数等は多くなっているというお話で、1体増、多く作るということのお話ですけれども、その使用件数等は分からないんですかね。

それと、キャラクターを使った場合の効果ですか。どういった効果があるのか。お客さんがそれで、キャラクターを着たことによって人数が増えているのかという、そういった確認をとっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 姉妹都市宿泊助成事業の、団体で行かれた方の確認ということですが、この助成事業を申請していただく時に、団体の方には名簿を提出していただいております。参加した方個人のお名前、住所等、把握しております。その中でチェックしております。

以上です。

○議長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 「がんばろう！旭」の期間延長ということでございましょうけれども、一応基金のほうはあくまでも使い切ってしまうという形になるので、新たな原資を探すということになるかと思いますが、その辺は、元基金の上乗せとして、今まで災害復興ということで頑張ってイベントを盛り上げていただくということでやってきましたので、各イベントごとの要望等もございましょうから、さらに検討していくということでご了解いただきたいと思います。

それと、あさピーの着ぐるみの件数ですが、貸し出し件数、今までの件数、ちょっと過去のものと言いますと、26年が14件、27年度は46件、28年度が54件、29年度は71件ございました。このうち、数回ダブってしまって貸せなかったということがございました。

それで、年間ですが、企画課で貸し出さないで直接使っている分もありますので、86件、あさピーが何らかのイベントに出ているという形になっております。

この効果といいますと、やはり貸し出した時は、そのイベントの内容の写真撮影をしていただいて、それでどういうふうな反応だったかとかという形で報告を各事業者からいただいておりますので、おおむね評判がよくて、皆さん喜んでくれたということで報告をいただいているところでございます。

それで、この貸し出し件数の増に伴いまして、昨年のゆるキャラグランプリで全国第14位

と、県内で第1位ということで、人気度も上がってきたのではないかとということで捉えておりますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 先ほど、再質問、ちょっと1点忘れちゃいまして、申し訳ございません。いいですか。再々なんですかね、この再質問については。

○議長（向後悦世） 再々質問。

○1番（片桐文夫） 再々ですか。じゃ、その復興支援補助金についてですけれども、「がんばろう！千葉」復興支援基金は、まだなくなるというお話ですので、先ほど私が言ったように、やっぱり早い段階から枠組みのほうをとっていただいて、来訪者に今以上に喜ばれるような行事を行ってもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

再質問のほう、先ほど忘れちゃいましたけれども、自主防災の組織のあれですね。先ほど課長のほうから、組織団体に3分の2、10万円を限度にお支払いするというようなお話でしたが、その自主防災組織は何団体あるのかお聞きしたいと思います。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） ご質問に回答させていただきます。

何団体あるかということでございまして、既存の団体は5団体でございまして、干潟小学校区内の五つの区、神西区、八軒町区、干潟区、川口2区、干潟南区、この5の自主防災組織がございまして。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 自主防災組織補助金については、先ほど5団体、干潟地区の5地区があるよというお話でしたが、まだ私も、きのう自然災害のあれに出たんですけれども、その中で、まだまだやっぱり海岸の地区で、そういった地区ごとには作ろうとかという地区があるんじゃないかなと思うんですけれども、その点のPRというかお知らせとか、あと、もしそういった団体がそういった組織を作るのに、どういった組織を作るのか、手続き等、教えていただければと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それではお答えさせていただきます。

まず1点目、PRということでございましたが、まず31年度の予算のほうを計上させてい

いただきましたのは、既存5団体を対象に50万円、それから新規2団体を対象に50万円という
ような計算で予算のほうは計上させていただいております。

PRということでございますが、毎年4月末、または5月早々に区長会の総会を行って
おります。そこでパンフレットを配ってご案内申し上げると同時に、広報等でもPRをして
いるところでございます。そして、先ほど、きのうも津波避難訓練があったということで、
いろいろそういった団体があるでしょうといった中で、手続きはということでございませ
けれども、とにかく自主的に行う団体でございますから、特にしっかりした規約がなければ駄
目とか、そういったことではございませんので、そういった意欲がある地域があれば、ご相
談をいただければ、何でも総務課のほうで具体的なサポートのほうはさせていただきたい。

とにかく地域地域でしっかりした防災意識を持っていただきたいなと思っておりますので、
よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の質疑を終わります。

続いて、林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第1号、平成31年度旭市一般会計予算の質疑を行います。

まず、予算書13ページの歳入から、1款1項1目の個人市民税です。現年課税分の30億
5,724万円、これ、徴収率が98.1%を見込んでおり、近年の徴収率は向上しております。こ
れは特別徴収の影響によるものと考えられますが、そこで、普通徴収と特別徴収の割合、そ
れから、近年の傾向が分かるようでしたら伺います。

同じく13ページ、2項1目固定資産税です。30億655万円の見込みですが、補足説明にお
いて、土地、家屋、償却資産、ともに増収を見込んでいるとのことでありました。では、家
屋の新築の棟数、これは何棟を見込んでいるのか。それから、減免制度が各種ありますので、
その種類別減免額を伺います。

次に、15ページの6項1目都市計画税です。2億5,253万円は1.1%の増収見込みでありま
すけれども、その要因を伺います。

次に、18ページ、9款1項1目地方交付税です。98億5,000万円、前年比13.2%の増収見
込みとなっておりますが、合併算定替えの影響額と合併特例債の算入額、加えて震災復興に
対する交付額を伺います。

次に、33ページの17款2項1目財政調整基金繰入金です。8,000万円の繰り入れが平成31
年度当初予算に計上されています。そこで、これまでの財政調整基金の繰り入れ状況につい

て詳細を伺います。

次に、61ページ、ここからは歳出に移りますが、7目、説明欄1の1、地方独立行政法人総合病院国保旭市民病院評価委員4人についてですが、具体的な委員の事業内容と、それに伴う委員の選考基準及び委員会の開催回数について伺います。

また、4人分の予算計上となった理由と、任期は2年となっていました、現在の委員6人は何年経過しているのかを併せて伺います。

次に、79ページの説明欄上段に、不動産鑑定委託料2,100万円が調査事務費にあります。この具体的な内容について伺います。

次に、107ページの説明欄の7、シルバー人材センター助成事業にシルバー人材センター運営補助金690万円とありますが、この運営補助金の具体的な支出の内容について伺います。

次に、114ページの説明欄9、認定こども園施設型給付事業3億3,595万円とありますが、この施設型給付費の交付状況について伺います。

次に、124ページの説明欄7、保育士処遇改善事業、3,720万円ですが、改めて、この事業の目的と具体的な内容を伺います。

次に、171ページの説明欄8、農地・水保全管理事業に多面的機能支払交付金7,219万円とありますが、この交付先と金額を伺います。

次に、200ページの説明欄8、冠水対策排水整備事業、1,430万円ですが、近年のゲリラ豪雨の影響等で多くの路線が冠水し、浸水被害に悩まされております。この事業は冠水の事実があつての整備なのか、それとも冠水のおそれがあるための工事であるのかを伺います。

また、工期が延びておりますが、その要因についても伺います。

最後に、277ページの説明欄7にサッカー場整備事業3,743万円とありますが、これはサッカー場を新設するための設計・監理委託だと思います。旧飯岡中学校の跡地利用検討委員会で、サッカー場を中心としたスポーツ関連施設の建設が望ましい旨の報告書が市長に提出されたことは承知いたしております。その報告書に何ら意見するところはありませんが、しかし、先日の予算説明の全協、全員協議会において、この基本設計業務委託料に関して、事業規模や概算での事業費、また収入、収支の見込み等を質問しましても一切回答いただけませんでした。それで、この予算を審議するのは難しいなと考えておりますので、本市の見解を求めます。

1回目、以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 税務課から、市税の収入状況についてということで、特別徴収と普通徴収の割合についてお知らせくださいということですので、割合については特別徴収が83.4%、普通徴収が16.6%、これは30年の概要調書によるものでございます。

それと、引き続きまして、近年の割合が分かればということなんですけれども、平成28年度から特別徴収の一斉指定を行ってございますので、27年度については割合が結構多く、大幅に上がっておりますけれども、28年度、29年度については、今の状況から1ポイントから2ポイントくらいの割合が増えたという、そういう状況でございます。

続きまして、固定資産税について、新築家屋についてどのくらい増があったかというご質問でございますけれども、310棟を今年度見込んでおります。

あと、減免についての内容ということで、減免の総額が8,127万8,000円ございまして、内容といたしまして、土地の減免379万7,000円、家屋が286万1,000円、償却が4,888万円となっております。

（発言する人あり）

○税務課長（石毛春夫） 家屋が2,860万1,000円でございます。すみません。合計で8,127万8,000円になります。

続きまして、固定資産税についての増の要因ということで、これについては都市計画税と固定資産税、連動してございますので、都市計画税も固定と同じ新築家屋の増を見込んでおります。

なお、都市計画税については償却資産税が含まれておりませんので、増の幅が固定と都市計画税では違っております。

以上で終わります。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 財政課から2点のご質問についてお答えいたします。

まず、18ページの地方交付税について3項目ございました。

一つ目の合併算定替えの影響でございます。平成31年度につきましては、合併算定替えの4年目ということで、上乗せ分の70%が縮減される見込みでございまして、金額ベースで見ますと約6億2,000万円程度が影響するというふうに見ております。

二つ目で、合併特例債の算入額ということでございました。ご案内のとおり、元利償還金の70%が算入されるものでございますが、平成31年度につきましては、算入額として約10億

2,000万円ということで見込んでおります。

三つ目の震災復興分の交付額ということでございました。これは特別交付税のほうで算入されるものでございまして、金額としましては約12億9,000万円と見込んでいるところでございます。

次の質問の、33ページの財政調整基金について詳細にということでございましたので、少し申し上げますと、予算ベースでは、平成27年度まで、当初予算に財政調整基金の繰り入れを計上していたところでございます。

ただ、決算ベースで見てまいりますと、最後に財政調整基金を繰り入れたのは平成22年度でございました。したがって、平成23年度から平成27年度につきましては、当初予算では計上しましたが、決算では結果として取り崩しはしていないと、そういった過去の状況でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、独立行政法人総合病院国保旭中央病院の評価委員会についてお答えいたします。

まず、委員の選考基準ということでございましたが、これは千葉県病院局長や千葉県医師会会長など、病院を取り巻く情勢や経営など、詳しい学識経験を有する者ということで、その他、前旭市長と木村代表監査委員に委員に就任していただいております。

委員数は6名でございますが、千葉市の病院事業管理者であります齋藤先生と千葉県病院局長の矢島先生は公職にありますので、委員報酬については辞退されているということで、4名分の報酬を載せているところでございます。

また、今年については、中期目標や中期計画を新たに作成することで作業量が増えますので、本年については5回を見込んで予算計上したところでございます。

委員の任期につきまして、2年だがということでございました。確かに28年、29年、それと30年、31年ということですが、これで新年度中に改選という形になることとなります。

それと、すみません。ちょっと聞き取れなかったところがあるんですが、教えてください。6年後、ちょっと、6年間。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） はい。それは先ほどベースでいいですね。分かりました。すみ

ません。

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) 全員4年経過しております。

以上です。

○議長(向後悦世) 税務課長。

○税務課長(石毛春夫) 私のほうから、79ページの不動産鑑定委託料についてご説明いたします。

この不動産鑑定委託料につきましては、3年ごとの土地評価替えに当たりまして、国の評価基準により評価替えの前年度となる32年1月1日現在の土地の価格を求めるための委託料でございます。

以上です。

○議長(向後悦世) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(角田和夫) 社会福祉課から回答いたします。P107、シルバー人材センター助成事業について回答いたします。

シルバー人材センター運営補助金についてですけれども、運営費の不足額を助成し、運営を支援するための費用で、人件費や管理費、事業費が対象となっております。

シルバー人材センターの平成31年度予算案は、歳入1億4,766万円に対し歳出1億5,456万円で、690万円が不足の見込みとなっているため、運営補助金として助成するものです。

なお、歳入の中には市と同額の国庫補助金が含まれております。

以上です。

○議長(向後悦世) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(小橋静枝) それでは、項目9の認定こども園の交付状況はというご質問にお答えいたします。

認定こども園施設型給付事業につきましては、市内の児童が市内、市外の認定こども園を利用した際に支払う事業費になります。現在、市には三つの認定こども園、そして、この給付対象になっている市外の施設は二つございます。2か所ございます。

次に、項目10の事業の目的、具体的な内容というご質問でございます。

こちらにつきましては、まず、この保育士処遇改善事業の目的は、保育士の確保・定着対策を促進し、保育環境の改善を図るためのものとして平成29年10月1日から開始しております。具体的な内容といたしましては、本年度予算要求の内容で申し上げますと、まず対象保

育士を155人見込んでおります。この155人に対し、毎月給料に2万円を上乗せし、その1年分ということで、要求額は3,720万円となりました。

以上です。

○議長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農地・水保全管理事業交付先と金額ということで、市内13地区ございますが、13地区それぞれのお名前と金額を申し上げてよろしいでしょうか。

それでは、まず鶴巻地区環境保全会につきましては537万7,680円、春海・椿海・豊和地区環境保全会につきましては285万8,900円、万力支区環境保全会につきましては1,272万400円、矢指西部環境保全会につきましては286万4,088円、野中農地水基盤管理組合218万6,310円、富浦環境保全会773万1,930円、川口資源保全会479万1,784円、足川浜農業資源・農村環境保全組合68万7,940円、東入野環境保全会139万4,600円、滝郷農地・水保全管理会2,237万2,552円、矢指中部環境保全会273万2,216円。飯岡西部維持管理組合、こちらはまだ31年度設立予定でございますので、今のところまだ金額が確定しておりませんが、見込みといたしまして334万1,500円、嚶鳴環境保全会、こちらも新規地区になりまして、今年度まだ面積確定しておりませんが、見込みといたしまして313万8,400円。

以上、市内13地区、7,219万8,300円を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、冠水対策事業の関係でご回答いたします。

初めに、冠水の実事があるの整備か、それとも、そのおそれがあるものかというご質問かと思えます。

建設課では、近年確かに集中豪雨で一時的な冠水の地域が増えております。それは十分理解しているところです。一時的な冠水が発生して、さらに広がるおそれがあると、そういう地域については、現地のほうを見ながら冠水のほうの整備をしていきたいというふうに考えております。

それと、もう一つが工期が伸びている要因という質問かと思えます。

これにつきましては、電気工作物、東電、またはN T Tの移設の關係に非常に時間がかかるというところで工期が伸びているということで、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（向後悦世） 体育振興課長。

○**体育振興課長（花澤義広）** それでは、277ページのサッカー場整備事業について、規模、事業費、収入・収支の見込みはというご質問でした。

これについては、基本設計の中で施設の配置計画を作成しまして、規模等について整備方針をまず定めて、その中で検討していきたいと思っております。

以上です。

○**議長（向後悦世）** 議案質疑は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時15分

○**議長（向後悦世）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、林晴道議員の質疑を行います。

林晴道議員。

○**4番（林 晴道）** それでは、再質問を何点か行います。

まずは歳入の市民税からですが、特別徴収を徹底することにより徴収率の向上が見込めております。では、特別徴収を行う義務があるもの、これについて伺いたいと思います。

次に固定資産税についてですが、償却資産は個人のものであるのか、または法人であるのかの詳細を伺います。

次に地方交付税ですが、特別交付金で大幅な増額となりました。その根拠について具体的に伺います。

次に財政調整基金の繰入金ですが、先ほどの答弁を伺いますと、平成23年度から平成27年度までは予算に計上したが、繰り入れはしていないとのことでありました。では、この平成31年度当初予算に計上した8,000万円の見通しについてはどのように考えているのか、分かりやすい回答を求めます。

次に、独立行政法人総合病院国保旭中央病院の評価委員4人についてですが、委員の意見はどのように反映されているのかを具体的に伺います。

次に、シルバー人材センターの運営補助金ですが、以前は、事務局に市の職員を派遣して、その給与に対する補助があったように覚えているんですが、この690万円の金額も含めて事業費もあるということでしたが、人件費に係る部分の額を教えてもらいたいと、そのように

思います。

次に保育士処遇改善事業ですが、この事業は、民間で運営されている保育士の確保、定着や、公立保育士との賃金差の圧縮のためにあるように聞いておりました。では、民間と公立の保育士で比較した場合、平均の勤務年数と同年代の年収でどれほどの違いが生じているのかを伺います。

次に多面的機能支払交付金ですが、具体的に、どのような事業や事務に対して、どの程度の財政援助をしているのかを伺います。

最後に、先ほど聞きましたサッカー場整備事業の設計管理委託についてであります。前回も聞きました、概要が出ないとね。今回、そこを聞いていないんですよ。お答えできないのであれば、できる方で構いませんので、そのような状況では、なかなかこの予算審議をするのは難しいと僕は考えるんです。本市の見解を改めて求めたい、そのように思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） ただいまの市民税の特別徴収の義務者ということでお答えさせていただきます。

所得税の源泉徴収義務がある事業者については、全て対象としておるところでございます。

あと、固定資産税について、償却資産の個人、法人ということでございますが、これについては個人も法人も両方ございます。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 地方交付税についてです。震災復興分が大幅に増えた根拠でございますが、この内容につきましては、東総広域市町村圏事務組合が進めております広域ごみ処理施設の整備事業に対する負担金に対して、特別交付税の対象となっていることで増えているものでございます。負担金は平成31年度、15億円ほどございまして、30年度と比べますと負担金ベースで13億円ほど増えております。これが特別交付税の対象となることから増えているということでございます。

次の33ページの財政調整基金でございます。今年度当初予算で計上しました8,000万円につきましては、まだ当初予算計上したばかりでございますので、なかなか見通しといっても難しいところはございますが、過去のことを踏まえますと、例えばこの夏には普通交付税が

計算として算定が出てまいりますので、その時に、当初で見ていた普通交付税と比べて上振れるようなことがあれば、その時点で財政調整基金の取り崩しというのをやめるということを考えていきたいなど、このように思っているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 委員の意見はどのように反映されているかということでございますが、いろいろ評価委員会に業務がございますけれども、中央病院のほう、直接意見というか、その業務内容について評価委員のほうには説明したりしております。それにつきまして評価委員会で、それについていろいろ評価委員から意見が出ますが、それを直接中央病院が聞いて、それを反映させて改良・改善につなげていくというようなこともございますし、各事業年度における業務実績及び中期目標期間の業務実績等については、市長のほうに意見をいただくというようなことになっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 社会福祉課から、シルバー人材センターの件についてお答えします。

人件費は額は幾らかということですが、これにつきましては、職員の給料手当が856万円、臨時雇賃金が124万円、法定福利費が178万5,000円、退職給付費用が28万9,000円、福利厚生費が3万3,000円、その他、旅費、交通費が少しあります。

以上です。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 項目10の処遇改善事業のご質問の中で、民間と公立との年数、年収の比較というご質問でございます。

この処遇改善事業を行うに当たりまして、民間事業所等に調査を行いました。その結果によりますと、市内民間5施設、教育・保育施設全体で、平均年額で申し上げますと395万6,000円です。勤続年数は約9年で、公立のほうも全く同じ条件で常勤保育所というところで比較させていただきますと、まず公立の年間給与額は389万4,000円、平均勤続年数は約8年、これは常勤というところで同じ条件で捉えましたので、公立の臨時職員を含んだ金額でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農地・水のほう、具体的などのような事業でということでご説明いたします。

まず、農地維持としまして、地域協働による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動になります。

またもう一つは、資源向上といたしまして、水路、農道等の施設の軽微な補修及び多面的機能の増進を図る活動などを行っているものに対しまして助成を行っているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（向後悦世） 明智市長。

○市長（明智忠直） サッカー場の建設整備について、私のほうからお答えをいたします。

飯岡中学校跡地検討委員会ということの中で報告をもらいました。当初から、飯岡地区の大震災の復興といいたまいますか、そういった部分では、にぎわいの復活のためにぜひサッカー場か何か、集められる、集客できるような施設を必要とするのではないかという私の思いもありまして、検討委員会で協議していただいた結果、サッカー場がいいではないかということになったわけでありまして。

今、私の考えで、まず検討委員会からもおおよその報告がありましたけれども、計画的な部分で、おおよそのレイアウトとしましては、サッカー場1面、フットサル場1面、駐車場、そしてまた管理棟といいたまいますか、着替えとかトイレとか、そういった部分を造らなければならない。基本的には、それを基本にさせていただきながら設計をお願いするということになると思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、3回目ですね。また何点か質問をしたいと思っておりますが、まず中央病院の評価委員ですが、委員からは報告、それはどのような形式で報告が上がってきて、その委員からあった意見なんかを、市はどのような目標の指示というか、その目標の提示をしたのか、そういう詳細を伺います。

次に、保育士の処遇改善事業。ちょっと年収の比較を聞いたんですが、やはり民間と公立では、賃金においてまだまだ大きな開きがあるようです。

僕は、この事業が始まる以前から、この格差是正に関して発言をしまっていました。特に本市においては、個人的な思いでありますけれども、公立保育所より民間で運営されている施設のほうが、その努力によって人気が高いなど、そのように感じております。その努力に

報いるためにも、この事業の規模はまだ拡大してもいいのではないかなど、市独自の部分でそういうことと思っておりますけれども、本事業は目的に対し適当であるのか、その部分に関して本市の見解を求めます。

あと、最後に、サッカー場の整備に関して、設計・監理委託についての予算が出ておりますが、旧飯岡中学校跡地をサッカー場にすることや、それから、旧海上中学校の跡地利用に対して僕が考えていたことと本当に似通った、全く同じような考えでございましたので、この計画自体は大賛成であります。

また、今、市長のほうから、その思いだとか、今計画していることをお話しいただいたので、前向きに捉えたいと、採決に臨みたいと、そのように思いますけれども、大まかな事業計画が分からずして、これ、議会で賛否を下すのは適当でないと考えております。もうちょっと詰まった、そういうような計画等を出してもらった上で、まず最初の設計監理の委託の予算を出すべきなんじゃないのかなど、そのようなことを申し上げて、また、その件に関して何かありましたらご答弁を頂戴いたしまして第1号を終わります。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 評価委員会の意見に対して、どのように病院のほうに指示したかというようなことでございましょうけれども、これにつきましては、意見を評価結果という形でいただいたものを文書化しまして病院のほうに渡しております。

以上です。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） では、項目9の処遇改善事業につきましてお答えいたします。

こちらの事業につきましては平成29年9月から実施されておりますが、その成果と言えるかどうかは分からないんですけれども、実際にこの事業を開始した29年度、こちらは対象保育士が実績で129名でした。30年度は約140人を見込んでおります。さらに、31年度の予算計上、この中では151人を想定しております。このようなことから、民間の保育士の確保の部分につきまして、本来の目的である保育士の確保がしやすくなっている状況ではないかと考えております。

その中で、今のところ旭市におきましては待機児童というのは発生しておりませんが、こういった事業を継続することで適当であると認識しております。

以上です。

○議長（向後悦世） 明智市長。

○市長（明智忠直） サッカー場の件でありますけれども、今年予算に組み込んでもらいたいというのは、やはり設計ができないと、やはり工事にも移行できないということの中で、そういった方向でサッカー場を造っていきたいという思いがあるわけでありますので、検討委員会の結果もそういうことになっておりますので、ぜひ早急ににぎわい復活といたしましうか、そういった部分もやっていきたいというふうな思いで当初予算で組み込ませていただきました。

議会の皆さん方には本当に、設計が本当に決まってない中での予算ということで、いろいろとご意見を頂戴しているところでありますけれども、早速にでも、そういった部分での設計を委託しながら、ある程度のレイアウト、そういったものを出させてもらいまして議会に説明をしていきたいと、そんなように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第1号、平成31年度旭市一般会計予算の議決についての質問をいたします。

まず、17ページ、地方消費税交付金について。消費税の値上げで、昨年度と比較して大幅に増えています。値上げ前の駆け込み消費に対し、値上げ後、消費が落ちると思ひます。そのような中で積算の根拠をお尋ねします。

18ページ、子ども・子育て支援臨時交付金について、具体的な内容についてお伺ひします。

それから、48ページ、13、委託料の弁護士等委託料について、具体的な内容と顧問弁護士の選定についてお伺ひします。そして、弁護士の委託金額について併せてお尋ねします。

53ページ、13、委託料の昇任試験委託料について、具体的な内容についてお尋ねします。

54ページ、19、負担金補助及び交付金の職員厚生事業補助金についてであります。昨年度と比較して大幅に減額となった理由についてお尋ねします。

55ページ、19、負担金補助及び交付金についてであります。中央病院の共済組合負担金と区市町村互助会負担金、退職手当負担金についてお尋ねします。中央病院は独法になつても共済組合負担金を支払うのかお尋ねします。

次に、互助会負担金の事業内容と、どのような目的の負担金なのかお尋ねします。

それと、退職手当負担金の旭市の状況、プラスになっているのか、またマイナスなのか、

お尋ねします。

71ページ、市民まちづくり活動支援事業補助金について具体的な内容についてお尋ねをいたします。

74ページ、調査・設計委託料について、具体的な内容についてお尋ねします。

74ページ、庁舎建設工事について、具体的な内容についてお尋ねします。

97ページ、あさひ健康福祉センター運営事業について、事業の具体的な内容と職員の配置人数、年間の利用者収入についてお尋ねします。

120ページ、保育所改修工事について、具体的な工事内容と、現在の定員人数と措置人数についてお尋ねします。また、整備後の定員人数についてお尋ねします。

122ページ、報償金844万9,000円について、先般の予算全協での説明資料では、英語授業の講師謝礼が一部計上されているとの説明ではありますが、他の部分についての内容についてお尋ねします。

123ページ、調理業務委託料について、具体的な内容についてお尋ねします。

135ページ、旭中央病院運営費負担金について、具体的な内容と支出の根拠、残財源についてお尋ねします。

144ページ、東総広域市町村圏事務組合負担金について、これはごみ処理焼却施設の負担金と思いますが、旭市の負担割合、構成市の負担割合と金額についてお尋ねします。

152ページ、塵芥処理施設運営費について、今年度の予算では運営費が約6億円ですが、直近の5年間の平均の運営費についてお尋ねします。

181ページ、商店街振興事業補助金について、具体的な内容についてお尋ねします。

185ページ、観光プロモーション支援業務委託料について、具体的な内容についてお尋ねをします。

185ページ、動画制作委託料についてお尋ねします。

196ページ、道路舗装改修工事について、何路線を維持補修するのか、また、補修を行わなければならない路線は何路線あるのか。今後、この路線を補修すると何年かかるのか、お尋ねします。

204ページ、トイレ設置工事について。このトイレの設置場所は都市公園なのか、また避難施設なのか、お尋ねします。また、工事の具体的な内容についても併せてお尋ねします。なお、これは日の出山公園の絡みでございますので、造った課に答弁をいただきたいと思っております。

それから、206ページ、公園改修工事について、具体的な内容についてお尋ねします。

220ページ、会場設営委託料について、具体的な内容についてお尋ねします。

同じく220ページ、施設改装業務委託料について、具体的な内容についてお尋ねします。

同じく220ページ、動画制作委託料について、具体的な内容についてお尋ねをします。

269ページ、大規模改造工事について、具体的な内容についてお尋ねします。

274ページ、解体・撤去工事について、具体的な内容についてお尋ねをします。

277ページ、サッカー場整備事業について、これは林晴道議員が質問しておりますが、具体的な内容についてお尋ねをします。併せて整備の目的についてお尋ねをします。

それから、299ページ、継続費について。新庁舎建設事業の平成30年度末までの支出額は22億9,400万円とありますが、これはどのようなことなのかお尋ねします。また、この金額の内訳についても併せてお尋ねします。また、この事業は当初計画より遅れているのか、お尋ねします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 17ページの地方消費税交付金についてお答えいたします。

積算の根拠でございますが、県が示しております推計値を参考として、市の予算を計上しているものでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 項目2番の子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、幼児教育の無償化に当たりまして、平成31年度に限り、消費税率引き上げに伴う地方の増収がわずかであることから、地方負担分を措置する臨時交付金として創設され、全額国費により対応するという連絡をいただいておりますが、まだ正式な通知とか、詳細につきましては全くまだ受けておりませんので、国の参考資料とか、そういった形で、今回まず市が持ち出しとなる部分について予算要求として計上させていただいております。

以上です。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） まず、私の方から3番目、48ページの弁護士等委託料について、具体的な内容、弁護士の編成、金額ということの質問に対してお答えをさせていただきます。

まず弁護士等委託料でございますが、市行政運営に係る事務処理、紛争事件等に関する法律問題を明らかにするに当たり、法律相談事務を弁護士に委託をしております。

なお、行政訴訟事件等の具体的な法律事務処理を要する案件が生じた場合におきましては、当該弁護士を受託代理人として案件の処理を委任することとなっておりますが、その手法につきましては、案件の内容に応じて、その都度協議することとなっております。

弁護士の編成ということにつきましては、合併後、長い間、これは千葉市に事務所を置く古宮弁護士という方をお願いをしておりました。ただ、30年度から、地元出身であるというふうなことも踏まえて、東京都に事務所を構えます弁護士法人サラブレッド法律事務所の加藤豊三さんという弁護士の方をお願いをしているところでございます。

金額ということでございました。1か月当たり、消費税除いて4万円ということでございます。

続いて、4番目の53ページでございます。昇任試験委託料についての具体的な内容ということでございました。

この委託につきましては、職員の人材育成や意識改革の一環として、管理職昇任選考試験とステップアップ試験ということで、これは2級主事から3級主任主事の職員を対象として行っているところでございます。

この委託料の具体的な内容につきましては、この管理職、またステップアップ対象職員につきましても小論文をお願いしてございます。管理職につきましては1,500字以内、ステップアップにつきましては1,200字以内の小論文を提出させておりますので、その小論文に対する評価というものをお願いしているところでございます。

続きまして（5）、54ページでございます。職員厚生事業補助金について、昨年との減の理由というご質問でございました。

昨年予算計上いたしておりました研修助成金、これは職員が資格取得にかかった受講料、上限1万円として予算計上しておりました15万円、これは今回予算のほうを計上してございません。なお、30年度につきましても、執行のほうは押さえているところでございます。

それからもう一点、文化教養助成金ということで、昨年度1万円という予算計上がございました。これは市が主催する、または共催する文化事業の観覧者に1回1,000円といったような助成でありましたが、これについても30年度執行はいたしておりません。それが減。

併せて、大きなところで健康管理助成金ということで、基本は人間ドックの助成金ということで、これはちょっと90万円という大きな数字でございましたが、これについても来年度、

31年度は予算計上しておりませんので、よろしく願いをいたします。

それから、6番目でございます。55ページでございます。負担金補助及び交付金の中で、予算書のほうに4項目ございます。

まず1点目、千葉縣市町村職員共済組合負担金、旭中央病院分の内容じゃなくて、それを支払うのかということございまして、これは病院のほうも支払いますが、基本は組合のほうには、国、それから地方公共団体、またはその組合員が負担するということになっておりますので、あくまでも一般会計で支払って、同額を歳入のほうで受けるといったようなことでございます。

2点目、県の市町村互助会の関係でございます。内容等ということでございます。

予算額は80万円の計上でございます。県のほうの目的につきましては、地方公共団体が共同して職員のために実施する厚生制度に併せて、会員の相互共済により福祉増進の事業を行い、もって会員及びその扶養者の生活の安定と福祉の増進を図るといったような目的がございます。内容につきましては、給付事業というようなことで、退会の餞別金であるとか、長期優良者助成金であるとか、永年勤続者の祝い金であるとか、老人介護助成金とか、もろもろ給付金のほうの対象項目がございます。

市の負担金のほう、経費につきましては、標準報酬月額1000分の3.6といったような率で、県内市町村統一の負担金となっております。

それから、この中で4点目の退職手当負担金、旭市の状況といったようなご質問でございました。その中でプラスなのかマイナスなのかといったようなことでございます。

旭市はプラスになっております。プラスといいますのは、要は退職職員が給付を受ける、その退職金と、あと退職手当のほうを組合のほうに納める、それがどうであるかということでございますが、現在、20億円ほど超えておりまして、市のほうは超過で負担金のほうを納めているといったようなことでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 私のほうからは、（7）、71ページ、市民まちづくり活動支援事業補助金についてお答えをいたします。

この補助金は、市の総合計画の基本理念であります協働によるまちづくりを推進するため、自主的で創意あふれる事業を支援するものです。

具体的には、スタート支援とステップアップ支援の二つの補助がありまして、スタート支

援は結成後2年以内の団体が対象で、事業の開始に係る経費の10分の9以内、10万円を限度として補助するもので、回数は1回限りです。ステップアップ支援は、新規事業や事業の拡大等、まちづくり活動の活性化を支援するもので、事業に係る経費の10分の8以内、30万円を限度として補助するもので、交付回数は同一事業に対して連続5回までとしております。

31年度の予算額300万円の内訳といたしましては、スタート支援3件、ステップアップ支援9件を計上しております。

以上です。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 続きまして、（8）と（9）でございますが、74ページでございます。これはともに新庁舎建設事業の中での設計委託料と庁舎建設工事ということで、まず庁舎設計のほうでございます。

委託料2,764万円につきましては、29年度から32年度までの4か年の継続費として議決をいただいております。設計等委託料、総額で3億1,860万5,000円のうち、31年度の年割額分の事業費、それから建設工事の施工監理及び什器備品の仕様書作成等になっております。

（9）の工事費のほう、1,800万円でございますが、やはりこれにつきましても、昨年12月補正予算で議決をいただいております庁舎建設工事費、30年度から32年度までの3か年の継続費、総額で57億5,300万円のうち、31年度の年割額分の事業費で、本体工事費とは別に発注を予定しております上水道の本管工事でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 社会福祉課から、（10）、P97、あさひ健康福祉センター運営事業について回答いたします。

初めに事業内容ですけれども、あさひ健康福祉センターは、地域社会の健全なる発展と福祉の増進を図る目的で平成16年に建設され、浴室、多目的室、和室、トレーニングルームがございます。

次に、職員の配置についてですけれども、職員は再任用職員が2人、臨時職員が5人でございます。

続いて利用者収入ですけれども、平成29年度では2万2,365人、収入が493万1,000円でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、11番、海上保育所改修工事の具体的な工事内容について、まず申し上げます。

こちらの工事内容につきましては、建築工事費が2億9,617万円となっております。この内容は、まず本体の建築、そして地盤改良に伴うくい工事、電気設備、機械設備、外構等を含んだものでございます。

なお、本海上保育所の園庭につきまして、本年度地盤改良の地質調査を行いましたところ、大分地盤が悪いということで、このくい工事に当たる部分で約5,100万円ほど見積もりが出てしまいました。さらには、既存園舎の解体・撤去工事に1,100万円、そして、工事監理業務委託料に723万7,000円、備品購入に522万2,000円、その他諸経費として92万1,000円を見込んで計上させていただいております。

また、現在の定員、児童数、そして改築後の整備後の人数等というご質問でございます。

まず、定員は60名、こちらは改築後も変わりません。本年度2月1日現在の児童数は45名です。改築後は、さらに病児保育事業を実施する部屋を設けておりますので、また利用児童数としては増えると期待しております。

続きまして、項目12番、公立保育所運営費の中の報償金について、英語講師への報償金を除いた部分について申し上げます。

こちらの報償金につきましては、臨時保育士への処遇改善として平成30年度から開始しております。31年度の対象見込みは49名で、勤続年数等に応じて年間2回に分けて実施してまいります。こちらは、6か月を超える勤続があった場合に5万5,000円、3年以上勤続している者に8万5,000円、5年以上勤続している者に11万円を、それぞれ年間2回に分けて一時金として支出するものでございます。

続きまして、項目13、調理業務委託料について申し上げます。

調理業務委託を行うに至った経緯につきましては、正規職員の臨時調理員が定年を迎え、年々減少しております。現在は、各公立保育所に1名以上の正規職員の配置をしておりますが、この定年退職や、体調不良等による退職等による職員によりまして、保育所の調理業務が運営できなくなってしまうことから、業者委託を今年度より始めて対応しております。

まず、30年度は飯岡保育所を実施しており、31年度は、本年度末で調理員の退職が3名おりますので、さらに3か所分を計上させていただいたこととございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 議案の質疑は途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 0分

再開 午後 1時 0分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私から項目の14番、旭中央病院負担金につきましてお答え申し上げます。

中央病院負担金のうちの運営費負担金でございます。大きく二つの内容がございます。一つは、地方交付税分の中の普通交付税、これで14億6,000万円ほど、もう一つは特別交付税分でございます、これが7億8,000万円ほどでございます。

普通交付税につきまして大きな項目を幾つか申し上げますと、病床数の分、あるいは起債の償還の分、こういったものが大きな金額を占めております。そのほか、看護師の養成所ですとか診療所ですとか救急の関係の経費もでございます。

一方、特別交付税につきましては、大きなものとして結核病床や精神病床の分、あるいは救命救急センターの分、それと周産期医療の分、こういった項目が大きな項目でございます、そのほか、小児医療の分ですとか感染症の分などもございます。

それと、根拠というご質問がございました。根拠につきましては地方独立行政法人法に基づいております。その中で、独法のほうの事業の収入では難しいというような経費、それは設立団体が負担してもよいということになっております。それを根拠にしております。

財源でございますが、財源は全て地方交付税を財源としております。

以上です。

○議長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、15項目め、東総広域市町村圏事務組合の負担金の関係ですが、一般廃棄物処理事業に係る平成31年度構成3市の負担割合及び金額についてお答えいたします。

まず、旭市につきましては、負担割合が38.29%、負担額が15億8,823万3,000円になります。銚子市、負担割合39.23%、負担額が16億2,724万2,000円になります。匝瑳市、22.46%の負担割合で、負担額が9億3,169万1,000円になります。

続きまして、16項目め、塵芥処理施設運営費についてということで、過去5年間の歳出額の決算額について申し上げます。平成25年から29年にかけての5年間となります。金額は4億7,085万1,000円になります。

以上です。

○議長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから、17番の181ページの商店街振興事業補助金についてご説明いたします。

こちらの主な内容としましては、例年実施しておりますプレミアム付旭市共通商品券の発行事業の補助でございます。こちらが1,500万円でございます。そのほかに、商店街活動を支援しております商業団体への運営費補助となっております。

続きまして、18番目、観光プロモーション支援事業委託料についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、今年の6月に日本ロマンチスト協会と日本財団から「恋する灯台」に認定されました飯岡灯台を観光資源としてさらに活用するため、灯台及び周辺のライトアップを計画しております。こちらをメディア等と連携しまして、飯岡灯台をはじめ、広く効果的に旭市の魅力を宣伝するための支援業務を委託する費用でございます。

続きまして、19番目、同じく185ページ、動画制作委託料でございます。

こちらの制作を委託する動画は、旭市をPRする動画でございます。こちらのほうは、既に現在もPR動画は作成してございますが、さらに、先ほど申し上げました「恋する灯台」を中心に、改めて新しくこのPR動画を作る予定でおります。CM動画としまして、15秒と30秒の2パターンを制作する予定でおります。こちらは市のホームページや各種イベント等で公開する予定でおります。観光客誘致に効果的に活用したいと考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、(20)の道路舗装改修工事についてお答えします。

最初に、何路線対応するのかという質問です。

今年度は、31年度の事業の予算の内訳としましては、補修工事を7路線、約2億1,000万円、それと随時対応工事分としまして約1,500万円を計上しております。

次に、補修を行わなければならない箇所はというご質問にお答えします。

建設課では道路舗装補修計画を策定しておりまして、この計画の中で76路線を予定しており、76路線の改修が必要だということで計画しているところでございます。そのほか、一般市民等からの要望・苦情の件数が年間100件ほど、100件を超えておりまして、これらは道路等の安全に直接つながるものでございますので、これらの応急的な対応も含めて実施しているところでございます。

次に、今後何年かかるのかという質問です。

修繕計画の中では、計画として10年ということで計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 都市整備課のほうからは、平成31年度予算のことですので、項目21、トイレ設置工事、予算書のP204……

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） もう一度、高橋議員。

○20番（高橋利彦） 今管理しているんじゃなく、造った時の担当課ということでお願いしてありますが。

○議長（向後悦世） 高橋議員、造った課じゃなくて、今取りあえず予算の説明ということでお願いします。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 申し訳ありません。

項目21、予算書204ページの公園維持管理費の中のトイレ設置工事1,475万4,000円についてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、これは場所は日の出山公園となります。ここは避難施設として造りましたけれども、その後、並行してですが、都市公園として計画決定して、平成30年7月より供用開始をしております。

具体的なトイレの内容ですけれども、設置するトイレは木造になります。男子用の小便器が1基、大便器が1基、それから女子用が1基、それから、その女子用の中に子ども用、幼児用を1基造ります。それと多目的、身障者用に幼児用が1基、大人用が1基、あと、おむつ替え用の台を1基設置する予定であります。

都市整備課からは以上です。

申し訳ありません。1個答弁漏れしました。（22）のほうになります。206ページ、公園

改修工事について、具体的な内容というご質問でした。

内容につきましては、この工事がスポーツの森公園の国道126号からずっと中へ入りまして、総合体育館の東側を通過して南側の道路へ抜ける公園内の車道舗装、これの改修を目的としております。ここの場所は、平成9年の利用開始以来、かなり年数がたちまして経年変化で劣化が進んでおります。道路の陥没や亀裂が激しいことから、延長で332メートル、面積で2,840メートルの舗装の打ち替えを行うものです。

申し訳ありません。以上です。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、23番、220ページであります。会場設営委託料について答弁させていただきます。

この委託料は、毎年防災の日に合わせて実施しております総合防災訓練の会場を設営する委託料でございます。主なものは、来賓や住民のためのテント等を設置するものでございまして、具体的にはテント40はり、長机35脚、折り畳み椅子260脚、それから、大変暑い中があります。ミストの扇風機、これが5台、それから車両用の下敷きの鉄板8枚と、そんなところを想定しているところでございます。

続きまして、24番、施設改装業務委託料の具体的な内容ということで答弁させていただきます。

施設改装業務委託料は、防災資料館をリニューアルするための費用でございます。展示テーマごとにゾーニングいたしまして、入り口から回廊しながら資料を閲覧できるように展示をする、遮光カーテンを設置することで、展示物にライトを当てて引き立たせるようなことをする、あと、窓際のスペース等にも展示を十分行うようにする。それから、南側の窓へ外向けにイメージグラフィック、ショーウィンドーのようにそういったものを展示して、外から一見で防災資料館と分かるようにする。あと、被災の様子などの大型パネルを作成していただくと、そのような内容でございます。

それから、25番、同じく220ページであります。動画制作委託料ということで回答させていただきます。

これは、今まで旭市での東日本大震災の記録誌として「被災地あさひ」というA4カラー版の冊子と、約21分間の動画を震災の1年後の平成24年に作成したところでございました。

これは、震災直後の被害状況を中心に、復興のスタートまでつづったものでございます。

今回作成する動画は、震災から8年が経過しようとする中で、復興事業も進んでいること

から、その復興の姿を後世へ伝え残すために映像として記録するものでございます。内容的には、飯岡中であつたり災害公営住宅であつたり、避難タワー、築山、それから建設中の津波避難道路などの紹介をすることを予定しております。

あと、寄せ書き等もいろいろと寄せられている中で、どうしても経年劣化といったようなものがありますので、そういったものを後世に引き継ぐためにデジタル化、電子媒体として後世に残したいなと思っているところでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） それでは、（26）、269ページ、大規模改修工事についてご説明申し上げます。

干潟公民館の機能を干潟支所へ移転するため、施設全体の長寿命化に向けた大規模改修を図り、干潟支所を社会教育施設として利用しやすい施設として大規模な改修工事を実施するものでございまして、工事の内容につきましては、屋根改修工事、外壁改修工事、内装改修工事等で2億2,074万円、電気設備改修工事費といたしまして、受変電設備改修工事、電灯設備改修工事で4,580万円、機械設備改修工事費といたしまして、給排水設備改修工事、空調換気設備改修工事、消防設備改修工事で9,060万円でございます。工事費の合計は4億5,000万円で、消費税10%を加えますと4億9,500万円となります。

以上です。

○議長（向後悦世） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、27番の274ページ、解体・撤去工事につきまして、内容についてお答えいたします。

解体・撤去工事の主なものは、飯岡児童体育館の解体・撤去工事費を計上したものでございます。工事内容は、飯岡児童体育館605平米を解体し、敷地の整地を行うものでございます。

続いて、28番、277ページのサッカー場整備事業の内容はということなんですけれども、こちらは、旭市旧中学校跡地利用検討委員会の報告等により、敷地の東側、旧校舎側になりますが、こちらはスポーツ施設の来客用の駐車場を計画し、西側のグラウンド側のほうですけれども、サッカー場、フットサルコート、管理棟などの関連施設を計画するもので、そのために基本設計業務を行うものでございます。

それと、目的はということのご質問ですけれども、目的なんです、こちらでも検討委員会の報告書の中で述べられているとおり、東日本大震災で津波の被害を受けた飯岡地区につい

ては空洞化が目立っており、旧飯岡中学校跡地を利用し、サッカー場を中心としたスポーツ関連施設を整備し、スポーツを通じた交流を促進、活性化を図ることにより、経済の活性化につながるものと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では最後、29番、ページは299ページでございまして、これは継続費に係る調書でございまして、高橋議員のご質問は、下段のほうの新庁舎建設事業のほうの右のほうの平成30年度末までの支出見込額22億9,400万円の内容は、内訳はというご質問でございました。

高橋議員、これは、この庁舎建設事業総額、下のほうにありますますが、57億5,300万円の40%を前払金として支出できるといったようなことで、その金額を年割額にしてありますので、その金額でありますから、その内容はと言われても、工事費については、これから契約になった暁、その業者のほうに支出をする、そのようなものでございます。

もう一点、当初より遅れているかといったようなことでございました。今年度の実施設の関係、現在入札執行の途中でございます。順調に進んでいるところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問します。

17ページの関係でございまして、私が推計しますと、昨年度の予算で1か月当たり約9,800万円となっております。そして、これは1%、1,200万円になるわけでございますが、その計算でいくと6か月間が2%増の値上げになり、約1億4,000万円強になると考えますが、これは最低の内輪で計上してあるのか伺います。先ほど県の示した数字ということでございますが、かなり内輪の数字になるわけでございますが、その中で、この増額部分は福祉関連予算と聞いておりますが、さらに交付金が増額になった場合、補正予算でこの福祉関連予算を計上するのか、併せてお尋ねをします。

次に、18ページ、子ども・子育て支援臨時給付金についてでございますが、歳出ではどのような事業の財源となっているのかをお尋ねします。

それから、48ページの13、弁護士の委託料でございまして、先ほど答弁いただきましたが、今度は弁護士が古宮弁護士から加藤弁護士になって、1か月4万円ということで、前から見ますと若干安くなっておるわけでございますが、これは、この顧問弁護士は毎年替えるよう

になっているのか。それとも、先ほどは市の業務ということでございますが、市民を含めた業務なのか、それとも、ただこの市だけの業務なのか、この顧問料なのかお尋ねします。

そしてまた、昨年度の相談件数ですか、何件相談したのかお尋ねします。

それから、次に53ページの関係でございますが、先ほど小論文を、その際みんな書いてもらうということでございますが、その小論文ですか、これも試験になると思いますが、試験の可否をもって昇格させるのか、その具体的な条件などをお尋ねします。

あと、また54ページですか、これ、昨年度も前年度と比較して大幅に減額になったわけでございますが、昨年度は他の科目に減額分の予算を計上したわけでございますが、これでは、ただ市民の目をごまかすような予算編成になっちゃうわけですね。そんな中で、先ほどのこの90万円は健康診断の関係があるという話でしたので、健康診断ですか、その関係があるという答弁でしたが、もう1回、それ、具体的にお尋ねします。

それから、55ページの負担金補助及び交付金ですね。中央病院の分はともかく、この互助会の負担金、これは中身は全く、職員厚生事業補助金、これと同じようなものだと思うんですよ。その中で、まず退職手当の負担金についてであります。今年度末に市の職員も多数の方が退職し、退職金を受給すると思うわけでございますが、その中で、31年度の負担金よりも退職金の受給者のほうが、かなり受給額のほうが大分多いと思うんですね。そんな中で、先ほど20億円納め過ぎてあるということでございますが、納め過ぎであっても、これが市の基本額になるのであれば、当然、この退職金の予算が増えると思うんですが、その辺をまずお尋ねします。

それから、県の互助会負担金については、市の単独でも厚生事業補助金として支出している中で、重複して職員に給付することがあると思うんですね。その重複する種目と給付金額についてお尋ねをします。

また、この負担金の財源は職員も負担するのか、それとも全て公費負担なのか、併せてお尋ねします。

71ページ、市民まちづくり活動支援事業補助金ですが、先ほどステップ支援とかスタート支援とかって答弁がありました。これでは我々、全然見当が付きませんので、じゃ、どういう事業なのか、具体的にそれをお尋ねします。

それから、74ページ、調査・設計委託料についてでございますが、先ほどの説明、まだ設計の委託、これも正式に終わってないということでございますが、太陽光発電システムを設置するのか、この設計の中に設置するのかお尋ねします。

また、設置する場合の費用と、売電と仮定した収入、それと設置する理由についてお尋ねします。

それから、あとは97ページですか、先ほど29年度で2万2,000人ほど利用者があったということで、そんな中で利用収入490万円という答えをいただいておりますが、利用者収入が見込めない中で、行革の中で、このあさひ健康福祉センターをどういうふうを考えているのか、お尋ねします。

また、過去の利用者数と利用者の収入の推移についてお尋ねします。

それから、120ページですか、保育所改修工事ですね。先ほど、定員は60人、それに対して今、措置人数45人ですか、そういう答弁をいただきましたが、地区懇談会などの人口推計で、将来、本市も4万5,000人程度との説明があったと記憶しています。そのような中で、この保育所管轄の人口と保育所入所児童の推計はどのようになっているのかお尋ねします。

また、以前、公立保育園再編計画があったと記憶していますが、その計画に沿って整備を行うのか併せてお尋ねします。これはちょっと課長、答弁は無理だと思うんですが、これは市長でもお願いします。

次に、122ページ、報償金の関係でございますが、この英語事業については国の指導なのか、それとも市単独の事業なのかをお尋ねします。そういう中で、民間保育所についてはどうなるのか。

また、それともう一点、この報償金の中に、臨時職員ですか、この給料の上乗せ分があるという答弁でございましたが、この公設の保育園の臨時職員については国から助成があるのか、それとも市単独の予算でやっていくのか、お尋ねします。

123ページ、調理業務委託料についてであります。私の記憶ですと、保育園の調理については全て保育所でやるということで私は記憶しているんですが、合同というんですか、一括調理をこれからはできるようになるのか、その辺をお尋ねします。

それから、136ページ、旭中央病院運営費負担金でございますが、この運営費の負担金、経営状況が悪いから支出するのかお尋ねします。

また、交付税算入分を支出するとのことでありますが、支出しなければ交付税が交付されないのかお尋ねします。

また、合併時の負担金額と現在の負担金額を比較して、どのぐらい増えているのかお尋ねします。

それから、144ページですが、構成市の財政状況が悪く報道されています。また、負担割

合の協議が進んでいないとの話がありますが、その点についてお尋ねをします。

それから、152ページですか、平均の運営費が約6億円弱ですが、ちなみに、現在建設中の組合で、ごみ処理施設の今後の維持管理負担金と、市内での収集施設への搬入経費などを含めた経費、グリーンパークなどの維持管理費、すなわち市の単独で行うごみ処理の経費と施設建設のための起債の償還金を含めた全ての経費をお尋ねします。

181ページ、主にプレミアム付商品券の関係でございますが、この事業の効果と、本市の商店街の振興策についてお尋ねします。

185ページ、観光プロモーション支援業務委託料でございますが、これは飯岡灯台のライトアップということでございますが、この事業による観光の入り込み客ですか、それから、観光物産などへの効果をどういうふうに考えているのかお尋ねします。

それから、185ページ、これ、旭市のPR、現在も作ってあるということでございますが、作った後、どのような形でこの動画を発信するのか具体的に、また、これを発信することによってどういう効果が想定されるのかお尋ねします。

それから、196ページですか、毎年区長、市民等から要望がされていると思うわけでございますが、平成30年度の要望件数ですか、それから路線本数についてお尋ねします。

そういう中で、こういう補修ですか、今度は10年程度で終わるということでございますが、従来は17年度からもっと長くかかるということであったんですが、どういう内容でこれが短縮されたのかお尋ねします。

それから、204ページですか。今度トイレを造るということでございますが、これは、当初トイレが設置されていないで、保育所のトイレを使用するという話でありました。それで、なぜ急に設置するのかをお尋ねします。どの公園でもトイレが設置されています。そういう中で、都市公園であればなおさら当初から設置すべきでなかったのかをお尋ねします。

それから、公園の改修工事でございますが、この公園、直近の利用人数についてお尋ねをします。

それから、220ページですか、これは記念館をリニューアルするということでございますが、平成30年度の利用者、市民、市民以外の人数について、また、市としてこの施設が市民に対してどのような効果があるのか、あると考えているのかお尋ねをします。

それから、220ページ、動画制作委託料ですか、これ、震災時、また現在の復興の姿を伝えるということでございますが、これはどのような場面でどのように活用するのかお尋ねします。

269ページは、これは課長に詳しく説明をいただきましたので十分理解できました。ありがとうございます。

それから、277ページ、サッカー場ですか。これは飯岡の活性化のためということですが、全協の予算説明では建築基本設計となっておりますが、なぜ予算計上には設計・監理となっているのかお尋ねします。

それと、そういう中で、監理となると、一般的には工事を監理すると思いますがいかがか、併せてお尋ねします。

また、この利用対象者、それから市内外の利用者をどのように考えているのかお尋ねします。

それから、299ページ、継続費でございますが、この予算書で見ますと、計画では30年度に22億9,000万円ほどあるんですよ。これは継続費ですからいつ使ってもいいんですが、これでは事業が遅れているということにならないんですか。その辺をお尋ねします。

以上で2回目を終わります。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私から、項目1番、17ページの地方消費税交付金についてお答えいたします。

計算の根拠もいろいろお話をいただいたところですが、まず今回、10月に改正になります地方消費税につきましては、ご案内のとおり8%から10%でございます。このうち、国の分と地方の分が分かれておりまして、2%上がる分のうちの0.5%分が地方ということになっておりますということをまずお伝えした上で、さらに、その地方分がいつ国から地方へ流れてくるかという時期につきましては、タイムラグがございまして、おおむね5か月くらい後にならないとお金が来ません。そんなことも含めまして県のほうで推計を出して、その数値を参考に予算を見積もったところでございますので、ご理解をいただければと思います。

それともう一つ、消費税が増えた時に、社会保障の予算のほうをどうするのかというようなご質問もございましたが、これにつきましては、必要な歳出は当然持っていかなければなりません。ただ、歳入が増えたからといって、その分を自動的に歳出のほうに増やすということではなくて、必要な歳出につきましては、計上する必要があるれば計上いたしますし、消費税につきましては、その財源として使うということになりますので、全体の財源を見た中で考えていくということになります。

以上です。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 項目2番の財源充当の内容について申し上げます。

幼稚園施設型給付事業へ10万8,000円、認定こども園施設型給付事業へ1,114万2,000円、公立保育所運営費に7,491万1,000円、保育所指定管理委託事業へ1,126万7,000円、民間認可保育所運営費給付事業へ1,657万2,000円となっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは3番目、48ページの弁護士等委託料について、まず、弁護士、毎年替えるのかといったようなご質問であります。昨年度までお願いをしておいた弁護士については、平成17年10月から30年末、30年3月31日まで、ずっと長い間お願いをしてきたものでございます。そのような中で、旭市出身者である弁護士という方がおりましたので、今般、30年度4月からお願いをしたところでありまして、毎年替えるといったような考えはありませんので、よろしく願いいたします。

相談内容について、行政の内部か外部かということでございますが、これは行政内部、役所がかかわったことについて、各課等よりいろいろと相談を受ける中で顧問弁護士のほうにお願いをしておるところでございます。市民の方については、やはり弁護士相談等ということで別の業務で行っております。

昨年度の実績ということでございました。29年度実績5件でございます。参考までに、今年度、現在まで4件のご相談をしたところでございます。

続いて、4番目の昇任試験委託ということで、合否の結果をどういうふうに反映しているかといったようなことであったかと思えます。

この合格者につきましては、あくまでも昇任候補者、昇任する候補者となりまして、その他、人事考課であったり、在級年数、他の要素等を総合的に判断した中で昇格等を決定させていただいているところでございます。

続きまして（5）、負担金の中で職員厚生事業ですか。昨年度は健康診断というようなことでしたが、私、答弁をちょっと間違えたというか、ちょっと違ったかもしれせん。あくまでも人間ドックの助成に対して補助でございました。単価として1人3,000円といったようなことで補助をしておりました。

続いて（6）ですか、55ページ、負担金補助及び交付金の中での、まず2番目でありまし

た県市町村互助会ですね。これは、同じ項目に県と市、給付しているんじゃないかといったようなご質問でございました。

市のほうで、確かに県の互助会と市の互助会のほうでバッティングして給付している事業がございます。例えば退会の餞別金であるとか、長期療養者の助成金とか、もろもろありますが、市のほうの互助会の給付金は、あくまで公費は充当しておりません。市の職員の掛金のほうのもので充当しておりますので、項目としては県からももらいます。市のほうからもやりますが、それは公費を充てていないということでご理解を賜りたいと思います。市のほうは公費を入れていない。

それから、もう一点、同じ場所で、退職手当の負担金について再度ご質問がありました。

ちょっと納め過ぎとか、ちょっといろいろとお話ございましたが、現在の退職手当負担金の考え方でございますが、需要額案分方式ということで、今回であれば、31年度から向こう5か年、31年、32年、33年、34年、35年、5か年の退職予定者の総額、退職手当の総額を積算いたしまして、当然毎年毎年波があるわけですが、それを単純に5で割ったもの、それが単年度の負担金というふうに、まず基本的にはなるわけでございます。

ただ、過去に、先ほど申し上げましたように、旭市としては20億円ほど退職手当への負担金として多く支払っていた部分がございます。20億円というものを10億円まで圧縮をかけましょうと、相互扶助方式の関係で増にはいたしません。あくまでも組合のほうには、10億円まではプールしておくけれども、今、旭市は20億円多く出しているよと。10億円を除いた残り、約10億円ほどは5年間のほうで削減というか、減額をしていくよといったようなことで、旭市は、単純に先ほど言った需要額案分方式であれば5億3,000万円ほどになりますが、過去の過払い部分で2億4,000万円ほど過払いがありますので、それを毎年毎年精算しますので、単年度の負担金としては2億9,000万円ほど、そのような調整をとっているところがございます。あくまでも5年間の中で調整をとっておると。

すみません。以上でございます。

○議長（向後悦世） 市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 71ページの市民まちづくり活動支援事業補助金、どういう事業かというご質問でございました。

具体的に現在活動されている内容なんですけれども、例えば、地元の観光資源を発掘したり、震災の記録を語り継いだり、心の支援を行ったり、音楽を通じた交流など、こういったまちづくりを行っております。それに当たって、スタート支援というのは、そういった取り

組みを始めようとする団体、市民団体を設立する場合の補助金になります。

それから、これは先ほども申し上げましたけれども、2年以内で1回限りということですから、その後、今度はステップアップ事業ということで、事業を継続してやっていく場合に補助があるということで、これは補助対象となるものが講師への謝礼とか、例えばチラシの印刷経費、それから会場の使用料とか機械の借上料などソフト事業が対象になっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうから、（9）番、庁舎建設の関係で、まず太陽光発電の関係のご質問でございます。設置するかということで、先般全協のほうでも説明させていただきましたが、設置をさせていただく方向で現在進めております。

設置事業費のほうは1,900万円ほどかかるであろう。やはり売電した場合の金額はということで、高橋議員のお話にもありました、今、売電して8.5円といったような前提に立てば、年間で20万円弱の売電価格になるのかなと思っております。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 失礼しました。理由につきましては、これまでもやはり何度か答弁させていただいております。あくまでも行政の責務といった中で、省資源・省エネルギー対策といったような取り組みの一環として、市役所でも太陽光発電を設置すべきだろうと、市民会議であったりパブコメであったり、いろいろとご意見等も、設置するようにといったようなご意見をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） それでは、私のほうからは、あさひ健康福祉センターについて、行革的にどのような判断があるのかということについてお答えいたします。

先ほど社会福祉課長より答弁申し上げましたとおり、あそこの施設、年間2万数千人ほどが利用しています、かなり利用率の高い施設であると考えています。それで、今般、議案、予算の中では空調の更新費を上げさせていただいているところであります。このような形で長寿命化を図りながら、これからも適切に運営していきたいというふうに行革としては考え

ております。

それと、収入が上がってこないという中でどうなんだということでした。実際今のところ、年間500万円をちょっと欠けるくらいの金額が入ってきていると。こちら、公の施設ですので、その収入だけで賄うことは最初から前提としてはおりませんが、議員おっしゃいますように適切な受益者負担というのは必要と考えます。これからも利用料の見直し等については引き続き行っていきたいと考えております。

(発言する人あり)

○議長（向後悦世） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） 費用対効果ということでございます。費用というのは、当然収入よりもかかっているということは間違いありません。ただ、その効果というものはかかる場合に、公の施設ですから、金額で見えてくるものだけではありませんし、それで、例えばですけれども、こちらの施設、高齢者の筋力トレーニング事業というようなものも行っております。高齢者福祉上も重要な施設であると思っておりますので、その辺を効果として捉えておるといところでございます。

○議長（向後悦世） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 社会福祉課から、あさひ健康福祉センターの利用状況の推移について回答いたします。

平成26年度については2万462人、平成27年度は2万364人、平成28年度は2万2,661人、平成29年度は2万2,365人で、平成30年度、今年度については1月末までで1万7,773人でありました。

以上です。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、項目11番、海上保育所の建設に伴いまして、まず保育所の利用児童の推計と市の人口推計の比較というご質問でございます。

まず、社人研の推計によりますと、旭市もかなり右肩下がりの状況でございます。ただし、直近の数字で申し上げますと、平成30年3月31日、この年度末の状況で保育所等を利用している児童数は2,142人でした。それに対して、本年2月1日現在の保育所等の利用児童数は2,172人となっております。わずかではありますが、昨年よりも多く利用されている状況でございます。

また、国がただいま打ち出されています保育料の無償化、これによって、また母親の仕事

への復帰とか、そういった社会進出が加速された場合に、ますます保育所等の利用は増えるのかなと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 市長。

○市長（明智忠直） 保育所について、公共施設、小・中学校もそうだと思いますけれども、あり方検討委員会、今後方向性としてはどうするんだということで、市長のほうからということでもありますので、私のほうからお答えをしたいと思います。

今回の海上保育所の改修につきましては、あり方検討委員会で検討をしていただきましたし、地元のアンケートも実施をさせていただきました。海上地区の皆さん方が、ぜひ残してほしい、そういった思いが強かったということもあります。あり方検討委員会でも、地域のバランス的な部分では必要ではないかと、そんなような考えでもありましたし、特に今回、老朽化という問題がかなり深刻でありまして、雨漏りもするし、このままどこかの保育所に統合するということは急にはできないわけでありまして、そういった部分では建て替えなければならないだろうという結論になりまして、その建て替えの大義といたしましうか、そういった部分で、隣の滝郷診療所との連携を図りながら病児保育、公立保育所では病児保育は保育所は一つもないわけでありまして、そういった部分で特徴を持った保育所にしようというようなことで、今回、海上保育所の改修に踏み切ったところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 続きまして、項目12番のご質疑にお答えいたします。

まず、英語教育は国の指導かというご質問です。

こちらは、特に国のほうで英語教育を導入しなさいということではございません。全く市の単独事業として実施する予定でございます。

民間におかれましては、それぞれ民間独自のいろいろな事業を展開されているところでございます。また、臨時保育士への上乗せ分につきましても、公立につきましては国の助成はありませんので、市の単独事業で実施するものでございます。

次に、13番、調理業務委託でございます。

高橋議員がご指摘のように、調理業務については、3歳未満の児童につきましては自園調理が義務づけとなっております。このようなことから、一括調理については、現在は全く未定でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 中央病院の負担金について、小さく3点ございました。お答えしていきます。

まず、経営状況が悪いから支出するののかということですが、決して経営状況が悪いから支出するという形ではございません。

二つ目に、これを支出しないと交付されないのかというご質問がございましたが、これは支出しないと交付されません。

三つ目に、合併時と現在の比較というご質問がございました。交付税の分だけでなく、ほかの分がちょっと入っていますが、申し上げますと、平成18年度の数字につきましては12億4,200万円ほどでした。29年度で申し上げるのをお許しください。30年度はまだ決定しておりませんので、29年度は23億1,600万円ほどということで、比較いたしますと10億7,300万円ほどの増となっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、15番目の東広の一般廃棄物処理事業の負担金の関係でお答えいたします。

まず1点目、構成3市の財政状況というご質問がございました。これについては、私の口からちょっとお答えするのはどうかと思いますが、新聞報道で銚子市の報道がございましたが、私どもでも、今それ以上の情報はちょっとございませんので、回答のほうはこの辺で失礼させていただきたいと思えます。

もう一点ございました。負担割合が決まっていないということでございます。これは管理運営費の負担割合ということでございまして、確かにまだ決まっておりません。平成33年の稼働を前にしておりますので、今、今年の1月から、新たに負担の協議会として、検討会議としまして、まず3市の企画と財政と環境の担当課長及び事務局を組合の総務課としまして、なお、それにアドバイザーを加えまして、今後検討していくということになっております。また、これまでございましたが、3市の副市長による検討会議のほうも新たに設置をしようということで検討しているところでございます。

いずれにせよ、33年の稼働の前ということですので、31年度、新年度辺りには決定をしていきたいということで、みんなで検討しているところでございますので、ご理解をいただき

たいと思います。

続きまして、16番目の塵芥処理施設運営費の中で、広域化の今後の維持管理の経費というご質問でございました。

現在、組合のほうでは、広域化後の年間の管理運営費を12億1,362万円と見込んでおります。この負担額を算出するためということで、先ほど申しました管理運営費がまだ決まっておきませんので、現在、平成31年度予算の市の負担率38.29%で算出しますと、旭市の負担としては4億6,477万8,000円というふうになります。これにはごみステーションから中継施設までのごみの収集運搬経費が含まれておりませんので、これを見込みますと、約7,900万円ほど見込みまして、これらを合わせた額としまして5億4,438万円ほどが広域化後のごみ処理の経費というふうに見込んでおります。

ただ、グリーンパークにつきましては、ただいまの経費には入っておりませんが、グリーンパークは将来埋め立てが完了した後は廃止することとなりまして、それまで約3,300万円ほど別途かかるというふうに見込んでございます。

なお、これに加えまして合併特例債、全体の事業の中で合併特例債を利用させていただこうと思っております。こちらが23億2,890万円ほどを予定しているということでございますので、こちらのほうの償還金のほうも加わるというふうを考えております。

私のほうからは以上です。

(発言する人あり)

○環境課長(井上保巳) 申し訳ございません。合併特例債の、私のほうで今、年間償還額は幾らになるかというのは、ちょっと申し上げることができませんので。

(発言する人あり)

○議長(向後悦世) 議案の質疑は途中ですが、2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 3分

再開 午後 2時20分

○議長(向後悦世) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 大変失礼しました。それでは、広域化後の管理運営に係る費用ということでお答え申し上げます。

負担金に係る旭市の見込みの金額ということで、これが約4億6,400万円ほどになります。これ以外に市が単独に必要な経費として、ごみの収集のための経費であるとかグリーンパークの管理運営費がございまして、こちらが1億1,100万円ほどございます。これらを合わせますと5億7,700万円ほど、管理運営費としてかかるというふうに見込んでおります。

現在の過去5年間のクリーンセンターの決算額を申し上げますと、これが25年から29年度、5年間の平均になりますが、5億7,030万円ということで、概算でございましてこういったことになっておりますので、こちらのほうの経費とほぼ変わらないというような状況になっております。

なお、先ほど合併特例債の額として23億2,890万円ほど予定しているというふうに申し上げますが、これはあくまでも現在の数字ということでございますので、概算ということでご了承いただきたいと思いますが、これに対しても30年で償還するというところでございますので、年間、単純に30で割りますと3,000万円ほどの償還が出るのかなというふうに考えております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、181ページの商店街振興事業補助金の再質問についてお答えいたします。

まず、プレミアム付商品券でございまして、こちらは以前にも申し上げておりますが、6月と12月、年2回、1万7,000セットですか、1セットは1万円、そこに10%のプレミアムがつきますので1万1,000円です。これが、どちらも即日完売という好評でございまして、こちらが額にしますと1億8,700万円でございます。これがだいたいほぼ100%に近い使用率でございまして、これがまさしく経済効果でないかなと考えているところであります。これによりまして市の消費喚起が促されているものと考えております。

また、本事業は商業の活性化を図るものであり、消費者の大型店舗への流出を防ぐ集客力の向上を図る事業であり、ひいては商店街の活性化や振興につながるものと考えているところでございます。

続きまして、185ページ、観光プロモーション支援業務委託料の再質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、時期的には、できましたら年末のスターライトファンタジーのころに合わせたらどうかと考えております。こちらのほうの事業の効果でございますが、まさしく「恋する灯台」と銘打っておりますので、できましたら若い方々に多く来ていただきたいなど。数字的にはなかなか難しいところではありますが、なるべく多くの若い方々に来ていただくように考えているところでございます。

続きまして、同じく185ページの動画制作委託料についての再質問についてお答えいたします。

まず、こちらの放映先ですが、昨年も実施しておりますがテレビ埼玉のほうで、今の動画をテレビ埼玉のほうで6月の下旬から7月にかけてCMを放映いたしております。こちらにつきまして、スポットCMとして28回ほど考えております。

この新しく作る動画につきましても、この制作時期に、この時期に間に合えば、この新しい動画で同じくテレビ埼玉のほうで放映したいと考えております。テレビ埼玉といいますと、埼玉は海のない地区でございますので、そちらのほうで放映いたしまして、できました夏の海水浴シーズンとかに来ていただきたいということを考えているところでございます。そのほかに、市のホームページ等でも視聴ができるようになっております。

こちらの事業効果でございますが、平成30年1月から12月、1年分の宿泊者数の調査の数字がございます。そちらによりますと、これは県のほうで集計しておりますが、まだ未定稿ではございますが、速報という形になりますが、こちらですと昨年、29年に比べまして、平成30年は2,700人の増があったということでございます。合計で11万人ほどの宿泊者数があったと聞いております。これも、このPR動画の効果ではないかなと考えております。新しい動画につきましても、さらにこれによりまして数が増えていくと考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、高橋議員のご質問にお答えします。

最初に、要望の件数という質問でございました。要望の件数は、区長から34件ございます。そのほかに一般市民等からの苦情、要望が約130件ほどございます。

次に、2番目に、整備年数が違うなという質問でした。

これにつきましては事業の内容が違いまして、今回答えているのは道路舗装改修工事の事業でございます。この道路舗装改修工事につきましては、老朽化による破損の道路等の補修工事、それと台風等の被害で破損した施設の補修等に要する費用でございまして、これらを

使った事業が道路舗装改修工事でございます。

もう一つのほうが道路新設改良事業といいまして、これが道路の改良工事といいます。拡幅して工事をしますよというのが一つ。それと道路の側溝を整備します。もう一つが舗装の新設工事ということで、やるものが道路新設改良工事ということでございますので、その関係で年数が違うのかなということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 続きまして、都市整備課より、高橋利彦議員の21項目め、204ページ、トイレ設置工事。日の出山のトイレ、当初はなかったと。なぜ急に設置することになったんだと、当初から設置すべきだったのではないかとというご質問についてお答えします。

都市整備課としましては、昨年、先ほど申しましたが、7月から都市公園として供用開始しました後、維持管理については都市整備課で行っております。その公園の維持管理の中で、利用状況や、それから地域の要望等を踏まえまして、平成31年度の予算に計上させていただいたものです。

続きまして22項目め、206ページ、公園改修工事、旭スポーツの森公園の改修工事ですけれども、直近の利用人数はというご質問でした。

申し訳ありません。公園の利用者人数について具体的な数字は持っておりません。ただ、スポーツの森公園のほうは、総合体育館や屋外運動施設を利用した大会とかイベントをはじめとして、あとは芝生広場や園路を活用した健康増進などで市内外から多くの利用者が訪れていらっしゃると思います。舗装の改修を行って機能の保全を図るものですので、ご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、24番目の施設改装というようなことで、要は防災資料館の利用者数、それから効果といったようなお尋ねでございました。

まず利用者数というようなことで、30年ということでありましたが、30年度は今、途中経過でありましてデータのほうをとっておりません。昨年、29年度のことで申し上げますと6,728人、過去3か年ぐらい申し上げますと約8,000人弱、平均8,000人弱の来館者数があるということでございます。

効果ということでございますが、これはまさしく東日本大震災の記憶や教訓を後世へ伝え

て、防災の知識を身につけていただき、二度と悲劇を繰り返さないこと、これが効果であろうというふうに思っているところでございます。

3.11の時の話であります、大震災の時に市内の小・中学生ほぼ全員が難を逃れたといったようなことで、釜石の奇跡というようなことが報道されていまして。一方では、多くの子どもたちが犠牲となった、これは宮城県の石巻市の大川小学校の悲劇といったようなことで、大川小学校では、児童が74人、教職員も10人が死亡して、現在でも最高裁でいろいろと係争中でございます。そのようなことで、とにかく防災教育を徹底すると。悲惨なことを二度と起こさないということがまず効果であろうと思っているところでございます。

続いて、25番の動画作成に関して、どのように使うのかといったようなことでございました。

まず内容につきましては、DVDのほうですね、20分程度のものを作成する予定でございます。これは今もあります、防災資料館の奥のほう、入って左手のほうに研修室というところがございますので。そこで来館者に視聴をしていただこうかなと思っているところでございます。

来館者、市民はもとより、市外、県外等から多くの方が来ていただいております。去年の8月には、国会議員などの超党派で作る全国災害ボランティア議員連盟というふうなことで30名ほどが来ていただきましたし、昨年12月には、渡辺復興大臣のほうも来館して施設のほうを確認をしていただいたところでございました。あともう一本、20分ほどのDVDではなくて、3分ほどのユーチューブに載せる版の短いものも作りまして、そのほうも、まさしくユーチューブで見られるよということでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、サッカー場整備事業についての再質問に対してお答えいたします。

まず、予算上の名称が、設計と監理が一体になっているということなんですけれども、これにつきましては、31年度の業務については基本設計と測量業務でありまして、監理業務のほうは含まれておりません。これは予算上の名称がそのようになっているということです。

あと、監理業務につきましては、実際建設工事の実施の際、建物も出てくると思いますので、その時に監理業務が出てくるのかなと思います。

あと、利用対象者はどのようになっているかというご質問なんですけれども、このサッカ

一場につきましては社会体育施設で整備する予定になっておりますので、市民の方、市外の方、どなたでもご利用できるという施設になるかと思えます。あと、地域の活性化ということで、大学や高校などのスポーツ合宿ですか、そういったもののご利用ということも考えられるのかなと思えます。

以上です。

(発言する人あり)

○議長（向後悦世） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） 利用者の推計につきましては、今後施設の整備計画を作っていきますので、その中で今のサッカー競技人口等を調査して、それで考えていきたいなと思っています。

(発言する人あり)

○議長（向後悦世） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） 利用人数なんですけれども、うちのほうで今把握しているのは、平成29年にサッカーのご利用が約1万1,700人、ご利用がありました。利用回数が740回ほど、利用団体は51団体ありますので、そういった方が、サッカー場ができれば当然利用していただけるのかなと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、29番目、ページで言えば299ページの継続費に絡めて、高橋議員、何か事業が遅れているように見えるといったようなご質問であったかと思えます。

高橋議員、実はこの様式は、地方自治法の施行規則に、この調書の様式のほうはうたわれているものでございまして、それにのっとって資料のほうは作成してあるものでございます。再度これを説明いたしますと、この299ページの、まず左のほうの下段のほう、新庁舎建設事業ということで、平成30年度の年割額は22億9,400万円とありますよ。その数値が右のほうに来て、平成30年度末までの支出見込額ということで、同額の22億9,400万円で、この数字につきましては、先ほど申し上げましたように、総事業費57億5,300万円の前払金ができる40%の数字を載せてあるということで、決して事業が遅れているということではありませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、3回目の質問をします。

まず17ページですが、2%増の消費税で旭市の歳出に与える財政事情、どのぐらいの金額が増えるのか。

また、この消費税値上げ分については福祉関係の予算と聞いていますが、市では、この値上げ分の福祉関連予算がどのくらい伸びたのか、お尋ねします。

それから、48ページですか。そうすると、48ページの13、弁護士の委託料でございますが、これは市の業務だけということですね。そんな中で、じゃ、5件の相談ということになりますと、結局本当の相談だけで、弁護士にとっては何のメリットもないということですね。市が相談して、それが事件になれば、弁護士にとってはメリットがあるわけですよ。この顧問弁護士料は、顧問弁護士になっているから事件をただやるわけじゃなく、事件が起きたら、その都度都度、それは弁護士協会なんかで決まっている料金でやるわけな中で、これは本当のただの相談では、弁護士にとっては何らメリットがないということだと私は思います。

また過去にも、今年も弁護士料が計上してあれば、弁護士にとっては、これはメリットがあるんですよね。顧問弁護士になった顧問料というのは、ただ仕事をとるためのあれですからね。

それから、あと54ページですか、職員厚生事業負担金。ここからは職員の慶弔見舞等は出してないということでございますが、それは、金に印がない中で、実際そう本当になっているのかどうか、私はこれはちょっと不思議に思います。

そんな中で、人間ドックの助成も今までしていたということでございますが、これは職員の健保組合ですか、こういう中では人間ドックは全然助成してないんですかね。

次に、55ページの負担金の関係でございますが、退職金の積み立て分ですか、これはだんだん積み立てが減っているということは、市の財政がそれぞれ悪いから、結局、本当に支払う分くらいしか積み立てができないという想定が、本来であれば退職金というのは、きょう全てがやめても払えるようにするのが退職金なんですよ、引当金なんですよね。それがだんだん退職金の積み立てが少なくなるということは、市の財政が、それぞれみんな厳しくなっていると。そういう中で積立金額を圧縮しているということだと私は思います。

次に、74ページですか、調査・設計委託料。これは先ほど、例えば設定したら、設定の設置費ですか、1,900万円かかる。そして売電した場合、年間20万円という答弁をいただきました。そんな中で省エネだということでございますが、費用対経費でやったら、かなりの市

としては負担増になると思うんですよ。そんな中で、これが省エネ。なぜ省エネなのか。省エネにはならないと思いますよ、これは。

いずれにしても、やはり民間の経営感覚の中で、費用対効果、それを十分検討した中でやっていただきたいと思いますが、その中で、まだ設計ができていないということであれば、また設計ができて、これは除いてもいいと思うんですよ。そういう中でどういうふうにするのか、お尋ねします。

それから、120ページですか、保育所改修工事ですが、今、海上の保育園は60人の定員に対して45人ということなんですね。今後、子どもが減る中で、これをどういうふうに増やすのか。

それから、先ほど市長が、この海上の保育園の設置についていろいろ答弁していました。地域にとっては、これはなくさないでもらいたいのが一番いいわけですよ。しかし、市としてこれから財政が厳しくなる中で、この保育所の再整備計画は昔あったわけですよ。それ今さら、今まで何でほったらかしにしておくのか。これは学校建設も同じだと思うんですよ。そんな中で、なぜ、この保育園、もっと前もって再編計画を立てた中でこれをやらなかったのかお尋ねをします。

それと、もう一つは、現在の旭市の民間保育園の定員ですか、それから公設の保育園の定員、それに対して何人入っているか。つまり措置人員は何人かをお尋ねします。

それから122ページですか、これ、先ほど課長の説明ですと市の単独だという話ですが、文部省の指導要領では、2020年から英語授業の指導が大幅に改正されまして、小学校3年でもう大幅な授業時間となります。しかしながら、1、2年生では英語の授業はないわけですね。そのようなことから、保育所での英語事業が途切れて効果的には薄いと考えますが、その点について、どのように考えているのかお尋ねをします。

それから、135ページ、先ほど課長の答弁では、中央病院、この交付税を出さなかったら、これは交付税が交付されないという答弁をいただきました。この交付税は色がついていない。出す、出さないは、これは市町村の考えなんですよ。そんな中で、交付税、入ってきたものを、中央病院分として入ってきたものを払わなかったら、支出しなかったら、その交付税は交付されないという根拠はどこにあるのか。

これは今の借金とはまた違うわけですよ。公債費ね。公債費充当分は借金ですから、これは入ってきたものをそのまま横流しですが、交付税として入ってきたものを、そこに使わなければならないという根拠がどこにあるのか、それをお尋ねします。

それからあと、185ページですか、動画制作委託料。埼玉のほうのテレビで流すということでございますが、その中で宿泊も増えているということでございますが、じゃ、その埼玉で流した、この効果がどういうふうに出ているのか、それを数字的にどのように捉えてあるのかお尋ねします。

それから196ページ。やはり大分要望が多いという先ほど答弁をいただきましたが、維持補修を実施する路線より要望路線が多くなると、毎年毎年要望があっても、年々実施する期間が延びて市民に不便を与え、市民に対しての行政サービスの低下と感じますが、財政状況がよく、基金も多額にあると市長は言っていますが、それなら早急に対応すべきではないかと考えますが、いかがお考えか。それは財政の問題ですので、財政課長に、金があるというならなぜやらないのかお尋ねします。

それから204ページ。例えば、急に雨が降ったら傘が必要になるように、公園に変更した時は、すぐにこのトイレを設置すべきではなかったのか。公園内に記念碑、まして市長の氏名まで入れることはないのではないか。記念碑を設置するなら、市民が必要としているトイレの設置が先ではなかったのかお尋ねします。これは特に市長にお尋ねをします。

それから、220ページ。市民以外の来館者に対して、この施設がどのような役割を果たしているのかをお尋ねします。

また、このような施設が、観光客に対して危険な津波の発生する市として負のイメージを植えつけてしまうということが考えられますが、いかがかお尋ねします。

そういう中で今、阪神・淡路大震災がありました。この地域でも昔はかなりこういう震災の記念館が建ちましたが、今ほとんどないというのが実態です。それから、東北でも、じゃ、役場庁舎を残す、残さないの問題で、やっぱり負のイメージを与えるということで取り壊しにということになった中でいろいろありますけれどもね。記念館というのは、逆に、先ほども申し上げましたように、ないほうが私はいいと思います。そういう中でどのように考えるのか。

それから、サッカー場整備でございますが、何回も言いますが、活性化、活性化って、ただ造ればいいんじゃないんです。造ったらそれなりの維持管理費がかかる。そんな中で、特に行革では、なるべく施設をなくすということをやっているわけですよ、それから県だって、今いろんな施設が重荷になって、そんな中で指定管理にしたけれども、それでもやり切れない。各市町村にもらってくれとやっているんですよ。そんな中で、なぜ逆行するようなことをするのかと同時に、まず建設ありき、これではあまりに議会の愚弄しているんじゃないか

と私は思います。それについてお尋ねをします。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 一つ目のご質問、地方消費税の件の中で項目二つございました。

一つは歳出への影響というご質問がございました。31年度につきましては、消費税が上がるのが10月からということですし、今予算ベースですので、なかなか影響をはじくということとは難しいと考えております。

そんな中で、今年の9月議会でございましたでしょうか、米本議員からご質問があった中で、平成29年度の決算を基に影響額というのを一度概算で試算した時がございました。その時の影響額、概算で通年ベースですと1億2,000万円ほどということで、29年度決算による試算額を出したところですが、ただ、状況は変わっておりますので、必ずしもこの数字ということではないと思っております。

もう一つ項目でございました。消費税が増えた時に予算のほうをどうするのかというようなことでございます。

先ほどのお答えと重複することになるかもしれませんが、社会保障の経費につきましては、必要なものはその時の歳出を計上しなければなりませんし、その財源として、その中の一つに地方消費税があると思っております。そもそも地方消費税は一般財源でございますので、どこの事業に直接充てるという形ではございません。全体の一般財源の中でどのように予算を組んでいくかということだと思っております。

もう一つ、それに関連してと申しますか、社会保障の経費がどのくらい増えるのかというようなご質問もございました。これも計算といいますか、それはなかなか出すのが難しゅうございます。年が変わることによる通常の増というものもございまして、いろんな要素がございまして、それらの中でというのはなかなか難しゅうございます。あえて申し上げますとすれば、今回、31年度の予算の概要をお配りしておりますが、その中で扶助費というふうに分析している経費がございまして、これ、社会保障費と言ってもそんなに遠くない数値かと思っております。その数値の増は1億2,000万円ほどということで予算を分析したところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、3番目の48ページですか、弁護士委託料について5件ほどで、実際に個別的な訴訟等の件を扱っていないので利益がないだろうというふうなことでありましたが、まさしく弁護士にご理解を賜っていただく中で契約のほうをさせていただいておるところでございます。

過去において訴訟事件まで弁護士にご協力をいただきましたのは、平成18年1件、平成24年1件、平成29年1件といったような実績があるところでございます。

続いて、（5）ですか、負担金及び交付金の関係で、先ほど、何か重複して、私がそういうような支出をしていないと、これには異論がないので意見ができないということではありましたが、とにかく私ども、内部の経理につきましては、しっかりと市の公費を入れている事業、全く組合員、職員の負担金でやっている事業、完璧に仕分けして経理をしておりますので、高橋議員、それについてはご理解を賜りたいなと思っております。

それから、人間ドックの関係につきましては、これは互助会ではなくて、共済組合からの助成といったようなものはありますので、よろしく願いをいたします。

それから、もう一点、55ページの負担金の関係で、職員手当の負担金で退職手当負担金、その負担金が減っている。市の財政が厳しいからといったようなお話がございました。

ちょっと高橋議員、この退職手当については、もう過去にいろいろ見直しをしているところで、一概にさらっと言うのも非常に難しくなっておりますが、現在は、とにかく5年区切りで、31年から向こう5か年間の旭市の職員がどれだけの人数退職して、どれだけの金額がかかるよと、毎年波がありますので、その平均というものをまず算出するよと。過去において旭市においては、退職した職員がもらっているお金より市のほうで納めていた金額が多くなっております。それは、過去においては、需要額案分方式じゃなくて一定の負担率方式ということで、いる職員の一定率、職員総給与額の一定率を負担金として納めていた時代がありまして、うちのほうは旭中央病院の関係もあって、当時は、いろいろ負担金はいっぱい納めるけれども、中央病院なんかは若くしてどんどんやめていく職員が多かったために、もらう金は少なかったよというような中で、旭市はとにかく現在納め過ぎている。その金額を今返してくださると、そのような制度になっておりますから、決して市の財政状況がどうこう影響していることではありませぬので、よろしく願いをいたします。

続きまして8番、調査・設計委託の関係で、太陽光発電について省エネなのかと、費用対効果というようなことでのご質問がございました。

高橋議員、やはり何度も私、申し上げさせていただいておりますが、あくまでも省資源、

省エネルギー対策を図るという部分で、環境に対する取り組みの一環として行っているというふうにご理解を賜りたい。旭市には旭市環境基本条例というものがあって、そこは今読みませんが、とにかく旭市として、そういった環境対策、それに取り組みをしなくちゃならない。先般、全協におきましては、私、コピー用紙について、上質のパルプ100%の紙より紙質は悪いけれども値段のほうは高い再生紙を使っている。年間80万円ほどの費用が多くかかっておりますが、それは行政の責務で行っているといったような回答はさせていただいたところでございます。

その他、市で取り組んでいる環境施策といいますのは、自動車のハイブリッドとか、それも行っておりますし、あと、直接市民のほうにお願いをしてといいますか、補助金で流しておりますのは、住宅用エネルギー設備設置補助金、29年度で言えば、43件で約400万円ほどの補助金を市民のほうに支払っておりますが、これもストレートに、やはり行政の責務と、市民が多少の負担がかかっても、それに負担を軽減するといったような施策を行っております。そのような一環の中で、市役所として庁舎の一角に、20キロであります、最低限の太陽光のほうの発電設備を設置させていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。お願いします。

以上です。

(発言する人あり)

○議長(向後悦世) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(小橋静枝) それでは、項目11の3回目のご質疑についてお答えいたします。

まず1点目、今後、人口が減る中でどのように増やしていくのかというご質疑でございます。

海上保育所につきましては、過去5年ほどの利用人数を見ますと、だいたい45人から49人で大きな変動はございません。今後も利用される海上地域の子どもについては、そんなに大きく増えること、大きく減ることというのは、ちょっと今の段階では想定しておりません。

そのような中で、今回病児保育事業を行う、公設公営で初めてとなる施設を建て替えますので、それに向けまして、まず病児・病後児保育を実施する公設公営の事業所ということで、パンフレットを作成し、PRしていく予定で今はおります。

また、病児保育事業につきましては、全く小学校3年生まで使える部分と、また海上保育所を利用している児童が、例えば保育中に具合が悪くなった場合に使える事業と、内容的に

は大きく二つございますので、こういった部分をPRすることで、海上保育所地域のみならず市外からの利用者とか、そういったものを狙っております。期待しております。

次に、ちょっと飛ばして、3点目の保育所の民間の定数と入所者数、公立保育所の定数と入所者数についてお答えいたします。

まず、本年の2月1日現在、直近の状況で申し上げます。民間保育園の定数は530人、それに対して利用児童は589人、入所率は111%です。公立保育所は定員が1,245人、利用児童は1,134人、入所率は91%となっております。

一応、2点目にありました、どうしてもっと前から再生整備計画を、あるにもかかわらずやっていないのかというご質問でございます。

多分全員協議会の際にもお答えさせていただきましたが、確かに、この再生計画というのは、過去においても計画をまず策定し、それに向けた協議・検討をしてきております。保育所関係につきましては、特に平成27年度に子ども・子育て支援法が施行になりました。これにより、新たな施設として認定こども園が誕生しています。また、国の政策である今回の保育料の無償化であるとか、こういった国の制度により大きく事情が変動する傾向にございました。そういったことも踏まえ、なかなか計画はあっても、実際、具体的な再編まで至ってこなかったというような状況でございますので、よろしく申し上げます。

続いて、項目12の英語教育です。

こちらの英語教育については、先ほど高橋議員ご指摘のとおり、まず小学校では、2020年から外国語活動として、3年生からこういった英語活動が始まるということでございます。保育所におきましては、既に民間では何か所か、もう英語教育を導入されているところもあると伺っております。

このような中、平成30年度に10年ぶりに保育指針が改定されまして、その中で、特に3歳以上の保育の内容につきまして、保育園教育要領や幼保連携型認定こども園の教育・保育要領との一切の整合性を図ることと、保育指針のほうで新たに示されたところでございます。

こういった部分を受けて、市としてこの教育の部分の乖離をどう埋めていくかと考えた時に、まずこういった英語教育や、また、英語だけでなく、体を動かす運動を交えた英語遊び、こういったものを導入することに至ったことでございます。

なお、まず、就学未満児でございますので、具体的な本当の英語というか、学校で教わるような英語ではなく、遊びや体験を通して、まず日本語以外の言語があるんだということを認識してもらおうとか、あるいは、本当に試行的に行っていますが、子どもたちがとても楽し

み、もう本当に「もっとやって、もっとやって」というような状況もございます。ですから、そういったニーズ、まず地域の子どもたちの要望に応じて公立保育所も努力してまいりたいと考え、今回導入させていただくようになった次第ですので、よろしく申し上げます。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 中央病院の負担金についてお答えをいたします。

根拠ということでございます。先ほど根拠の法令としまして地方独立行政法人法を申し上げますけれども、その規定を受けまして、さらに具体的には総務省から「地方公営企業繰出金について」というものが通知として発布されております。この中に、一般会計から公営企業会計に繰り出しを行った時は、その一部について地方交付税等において考慮するというふうになっておりまして、この通達の中の文案から、先ほど申し上げましたとおり、支出ししないと交付されないということで申し上げたところでございます。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤憲治） すみません。一部についてというのについて、もう少し申し上げますと、この繰り出し基準というので計算していきますと、今、旭市が出している額よりももっと大きな額でございます。繰り出し基準の計算の額はもっと大きな額でございますが、そのうちの一部分、地方交付税で算入された額と同じ額を支出しているというところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、動画制作委託料の再々質問ということでよろしいでしょうか。

まずテレビ埼玉のほうで放映している、その効果はどうかということだと思いますが、先ほど宿泊者が29年から30年、2,700人ほど増えていると申しました。すみません。この中で埼玉の方がどれだけ増えているかというのは、ちょっと把握しておりませんので申し訳ありません。ただ、多くの方が来ていらっしゃるものかと考えております。

また、私、夏の海水浴場等へ行きますと、埼玉県ナンバーも大分多いということを見ております。これによりまして、埼玉からも大分来ていただいておりますのではないかと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） すみません。道路の件について私から答えろということでござい

したので、私からお答えする範囲で申し上げたいと思います。

お金がいっぱいあるから、じゃ、それを使って要望に応えればいいんじゃないかというのがご質問の趣旨かと思います。確かに財政調整基金、これまでも申し上げているとおり、かなりの金額に積み増しになってきております。それにつきましては、これも何度も申し上げてきておりますけれども、合併算定替えの分で地方交付税が本来の額よりは大きい額が保障されている。一方で行政改革、特に人件費でございますが、それを進めてきた中で、お金が少し余裕が出てきた分を積み増しして現在に至っているというところでございます。このお金をどうやって使っていくかということが大事になってこようかと思います。

一番大事なことは、将来にわたって旭市の財政運営が健全に進んでいくことだと思っております。今の世代でそのお金を全部使ってしまうということではなくて、別の言い方をしますとソフトランディングと申しますか、これからそのお金を活用して、未来まで旭市が継続してできるということが一番大事なことなのかなと思っております。

本題にまた戻りまして道路の話でございますが、道路の予算につきましては、要望は多いというのは財政課の予算要求のヒアリングでも伺っております。そうした中で、現実として、当初予算に計上している額は、ここ二、三年増やしてきております。具体的には、先ほどの質問で出ておりました事業での道路維持補修事業、ここで申し上げますと、30年度と31年度では2,600万円、事業としては増やしておりますし、もう一つの柱であります道路新設改良事業、こちらでは30年度と31年度を比べますと5,690万円当初予算を増やしております。

今、30年度と31年度を比べましたが、その前の29年度、28年度と比べても、毎年少しずつ増やしてきて、要望に一本でも多く応えようとして取り組んでおりますので、ご理解を賜ればと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 明智市長。

○市長（明智忠直） 都市公園の中のトイレ設置について、市長からというような話でありましたので、日の出山公園のトイレについて、本当に後手後手になってしまったことを改めておわびをしたいと思います。

ただ、5月に開設をしまして、それからすぐ、そういう計画、トイレを造らなければならぬなというふうな事の中で、補正で出すよりは、やはり年度初めの一般会計でやろうというような事の中で今回の提案になったところでもあります。

記念碑よりトイレだと、名前を刻むよりはトイレだというような話もありましたけれども、

それぞれ考え方はあろうと思います。記念碑、後世に残す、記録に残す、記憶に残す、そういった部分で日の出山公園、その趣旨、そういったものが確かに必要ではないかなど、そのような思いの中で設置したところでありますので、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 24番、施設改装業務委託料の関係で、高橋議員、観光的な視点からマイナス面であろうと、負のイメージだと、ないほうがよいといったような高橋議員のお考えを示していただきましたが、私は、事実は事実として捉えて未来へ継承すべきことなのかなど思っているところでございます。

先ほど答弁いたしました、近年は全国で防災意識が高まっているところでございます。先ほど申し上げましたように、国会議員団も来ていただく、渡辺復興大臣も来ていただける、あとは、先ほど大川小学校のことも申し上げましたが、とにかく旭市としては、そのような悲劇を二度と出さないために防災教育にしっかりと取り組むべきであろうというふうに考えておるところでございまして、質問にはありませんでしたが、同じ防災体制強化事業の中で、実は、自動車借上料35万2,000円というものも今回計上させていただいてあるところでございます。これについては、市内小学校3年生、その子どもたち、市バスと併せてバス借上げをして、防災資料館をはじめ、避難タワーであったり築山だったり、津波避難道とか、河口部のフラップゲートとか、そういったところも、とにかく学校の授業の一環として子どもたちがしっかり学んでいってほしい。そのような強い思いがある中で、この事業を展開しておりますので、ご理解のほうよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、すみません、サッカー場の建設の関係でございしますが、今いきなり予算を出してどうなんだということで、高橋議員のほうから、管理費も多額にかかるのにというようなお話がございました。これについて、すみません、中学校の跡地検討委員会での検討状況等を踏まえまして決まったもので、その辺の経過をちょっとご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

2か所の中学校跡地については、市役所内部で合併直後からいろいろと検討してきたところでございます。そうした中、市民や学識経験者など、市役所外部の人たちからの意見を取り入れて方向性を決めていったらどうかということで、検討委員会を設置し検討していただ

くことになりました。構成委員は、副市長、議会代表2名、市民代表4人、学識経験者3人ということで、委嘱は29年10月11日でございました。会議は開催は6回行いまして、うち1回は書類開催でございました。

その中で、飯岡中学校と海上中学校の跡地については、委員の中でも比較検討しました。そうした中、飯岡中学校の跡地については、形がサッカー場に非常に適した形をしているということと、駐車場として、他のイベント、要は花火とかマラソン大会、しおさいマラソン大会だとかがありますので、駐車場を多く確保する必要もあるということで、サッカー場、サッカーを誘致したら、いろいろな大会等を誘致できればそれなりに人が集まるんじゃないかと、そういうことで民宿その他、潮騒ホテル等の宿泊に寄与できるんじゃないかということで、地域の活性化が図れるんじゃないかということでございました。

もう一つは、海上中のほうは駅に比較的近いので、何か住宅地だとか、そういう形での開発ができるんじゃないかと。そうした場合、市のほうで直接、その委員さん方も心配しておりました。委員の中には、行革の委員を兼ねている方も入っておりましたので、行革の内容もご存じでした。それで、両方とも市で作ってしまったら、大変な多額な費用をかけてしまうことになっちゃうので、どちらか一つだよねということが委員の中から出てまいりました。それで、津波を実際にかぶってしまった土地ですので、飯岡中の跡地のほうは民間開発というのは無理だろうねということで、委員の意見がまとまってまいりました。したがって、飯岡中学校の跡地にサッカー場という話でまとまってきたところでございます。

そのような中、サッカー協会とか、中学校のサッカーの担当の先生にもお話を聞いてみました。そうしたら、やはり市内に専用のサッカー場がないのは非常に困るということで、熱く先生方も語っておられて、要望したいということで言われたところでございます。

そういうことから、また、一つの参考となればですが、2020年の……

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) じゃ、いいです。この辺でいいですか。

○議長(向後悦世) 高橋利彦議員の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、3時半まで休憩いたします。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時30分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

続いて、高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、平成31年度旭市一般会計予算、議案第1号について質問いたします。

まず最初に、57ページ、行政不服審査にはどのぐらいの不服申し立てがあるのかお聞きします。

次の2項目めですが、65ページ、キャラクターデザインについては、先ほど片桐議員が質問して重複しますので、これは取り下げます。

次、3項目、ページ101、福祉タクシー利用者数は、年間何人の方が利用されているのかお尋ねします。

4項目め、118ページ、ひとり親家庭は市内に何世帯あるのかお尋ねします。

5項目め、145ページの道路排水路等清掃というのは、具体的にはどのようなものですかということですね。

次に6項目め、168ページの、さわやか畜産総合展開事業とはどのような事業かということです。

7項目め、173ページの森林環境整備基金積立は、何のために積み立てるのかお聞きします。

8項目め、195ページ、道路排水路等清掃委託は、ページ145の衛生費の支出との違いはどのようなものかということです。

次に9項目め、196ページ、急傾斜地崩壊対策事業で、のり面復旧工事の場所は何か所あるのかということです。

次に229ページ、学校いきいきプラン事業とは、具体的にはどのようなものですか。

次に、246ページの地域子ども教室事業とは、どのようなものですか。

以上の点について質問いたします。

○議長（向後悦世） 高木寛議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、私のほうから1点目、57ページ、行政不服審査には年間どのくらい不服申し立てがあるかについて答弁させていただきます。

不服申し立てにつきましては、合併以来、市の行政不服審査会に諮問した案件は一度もございません。これはといたしますか、行政不服審査法におきまして、これは内容は、行政庁の違法または不当な処分に関して不服申し立てすることができるといったような法でございます。

それから、個別法に処分庁に再調査の請求が担保されているような案件もあります。例えば固定資産評価審査委員会等でございます。そんなことで、他の団体等でも私もなかなか事例等は伺ったところがないところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） それでは、社会福祉課から、（3）、P101、福祉タクシーの年間利用者数についてお答えいたします。

この事業は、重度の障害のある方に福祉タクシーのタクシー料金の一部を助成する利用券を交付する事業です。平成29年度の利用者数は400人です。

以上です。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 項目3のひとり親家庭の世帯数についてお答えいたします。

子育て支援課の所管事務から、ひとり親医療費等助成事業並びに児童扶養手当の対象者は等しくなっておりますので、その件数でお答えいたします。

まず、29年度末の資格者数は、母子家庭が539件、父子家庭が37件、父母のいない家庭が8件で、合わせて584件となっております。

なお、この対象者につきましては、あくまでも、この手当や医療費の助成対象者でございます。この対象に当てはまらない、所得が多い家庭である場合や年金受給者は除外した件数となっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは5項目め、145ページの道路排水路等清掃委託料の内容についてお答えします。

これは、各地区で住民による側溝清掃などで発生しました汚泥の収集運搬業務並びに処分業務を委託するものです。大型排水路や集水ます、暗渠など、住民が直接実施できない部分については、要望に応じまして泥土吸引車や洗浄車により清掃を実施しております。

以上です。

○議長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、（6）のさわやか畜産総合展開事業につきまして、これは県の補助事業でありまして、畜産関係の臭気低減、堆肥化施設の機能向上や、堆肥の利用拡大に係る施設整備や機械導入に対して支援が行われるものであります。

続きまして、（7）の森林環境整備基金積立につきましては、森林環境譲与税が平成31年度から都道府県及び市町村へ譲与され、用途が森林環境整備に資する事業と定められており、次年度以降の事業費用に充てるために基金を設置し、積み立てを行うものでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、P195の道路排水路等清掃委託料についてお答えします。

道路排水路等清掃委託料でございますが、これは道路環境の保全を図るためのものでありまして、内容といたしましては、市民からの要望や、交通安全の確保と交通事故防止の観点から、市内の幹線道路等の除草業務を行うものでございます。春から秋にかけて繁茂する除草について対応するものでございます。

それと、道路植栽管理委託料というものがございまして、これは、海上支所の前から県道旭笹川線まで、通称総堀線と言っておりますが、そこに植栽されております樹木について管理するもの、もう一つは、旭の工業団地、鎌数の工業団地の外周路に街路の植栽がございまして、その維持管理を行うものです。それと併せて、干潟のさくら台の工業団地に植栽されております桜の枝等の剪定を行うものでございます。

次に、196ページの急傾斜地の関係です。のり面復旧工事の場所は何か所あるのかというご質問に対してお答えいたします。

場所ですが、海上地区の岩井地先の1か所でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 10項目め、229ページ、学校いきいきプラン事業は、市内の小学校及び中学校が、主体性を発揮し創意工夫を生かして教育の活性化を図り、特色ある学校づくりを推進するための事業でございます。

各校とも、児童・生徒一人ひとりが生き生きと輝くために、さまざまな事業を計画して行っております。具体的な内容で申し上げますと、例えば地びき網体験、著名人による講演会

や音楽鑑賞、花いっぱい運動の推進等、バラエティに富んだ事業を行っているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） 246ページ、地域子ども教室事業についてお答えいたします。

地域子ども教室事業は、学校や公民館等を利用し、指導者として地域住民にも協力をいただき、子どもたちの放課後や週末における文化活動、ものづくり活動等のさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を通して、心豊かでたくましい青少年を育てる事業でございます。

具体的には、社会教育指導員による万華鏡作成教室やキーホルダー作成教室、また、小学生生徒を対象とした子ども英会話教室、子ども囲碁教室、子ども書道教室等を実施しております。

また、予算書にあります講演等委託料につきましては、プロの劇団による子ども用ミュージカルを開催するための委託料でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、ちょっと分からない部分、再質問いたします。

168ページ、さわやか畜産総合展開事業ということですが、その168ページの下というか、畜産環境フレッシュ事業が計上されていますが、これとの違いというのはどのようなものでしょうか。

○議長（向後悦世） 高木寛議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） さわやか畜産総合展開事業と、下の畜産環境フレッシュ事業の違いはということでございますので、さわやか畜産は県単の補助事業でございます。それで、畜産の堆肥や、そういったものを作成する、飼料を製造するために関係する費用の導入等の支援でありまして、下の4の畜産環境フレッシュ事業は、市が単独で行う臭気対策というようなものでございます。そういった違いがございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 一つ、流れが申し訳ないです。

続いて、173ページで森林環境整備基金積立金というのが新しく事業として展開されますが、300万円ほど……

○議長（向後悦世） 高木寛議員に申し上げます。再質疑は一括でお願いすることになっていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○9番（高木 寛） 分かりました。

それで、300万円ほどのお金 comes けれども、これでは290万円を積立金にするということで計上されていますが、10万円はどこにということ、それから、195ページの道路排水路等清掃委託ということで、先ほどの答弁では除草作業とか植栽の管理というようなお話もありましたが、よく寄せられるのが、草がすごく繁茂して歩道のほうまで来ていると。そういうものの草刈りもぜひというような要望が住民から寄せられていますが、その辺はここには計上されているのか。

以上の点をお聞きして終わります。

○議長（向後悦世） 高木寛議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、（7）、P173の森林環境整備基金の300万円のうち290万円、次、10万円はどこにというようなことでお答ひ申し上げます。

これは林業総務費のほうで、ページは172ページになりますけれども、そこに使用料及び賃借料、172ページの14、説明欄14に使用料及び賃借料というのがありまして、そこにシステム使用料10万円というのがございます。これは森林クラウド、森林環境の台帳の関係、県が行う事業がありまして、そちらの施設使用料として10万円を充てることになっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それではお答ひいたします。

確かに市民からの要望は多数ございます。それで、路肩の草刈り、その辺のところは当然、この業務の委託料の中に入っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 高木寛議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

- 4番（林 晴道） それでは、議案の第2号、平成31年度旭市病院事業債管理特別会計予算についての質疑を1点行いたいと、このように思います。

それでは、予算書にありますのは、311ページの2款1項1目、説明欄1になります病院事業債、23億3,700万円についてですが、これは看護師宿舍の整備等によるための借り入れになるかと思えます。この看護宿舍ですが、当初、議会への説明で18億円程度というものが、直前になりまして、積算のミスにより、大変申し訳ないが22億5,000万円になりますと報告がありました。25%も違うんですよ。金額でいったら4億5,000万円、大きな差ですね。18億円が22億5,000万円と、数字の上では発言は簡単なんですけど、納税者である市民感情としては到底理解できないものかなと、そのように感じますけれども、その点、市民が理解できるような説明を求めたいんです。よろしくをお願いします。

- 議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

- 企画政策課長（阿曾博通） これにつきましては、昨年6月の全員協議会で中央病院の職員がまいりまして、議員の皆様にも説明を申し上げてお話ししたいということで説明したとおりでございますが、その時の内容につきましては、鉄筋コンクリートの8階建てで計画して、自分たちで最初に積算した時は、容積率を出すための計算式で出してしまっていて、その後、実際の建築にあっては、容積率を出す場合に含まれない廊下とか共用面積、これらについて除外したままの数値を積算に使ってしまったと。それを、実際の建築では当然廊下も必要ですし、共用面積、玄関等も必要ですので、これを入れて再度計算することになると22億5,000万円程度になるということで説明を申したところです。

これ以上の説明は私のほうではちょっと無理でございますので、ご容赦いただきたいということでお願いをいたします。

以上です。

- 議長（向後悦世） 林晴道議員。

- 4番（林 晴道） なかなか難しいということではありますが、市民感情として例えますけれども、自分の子どもが1,800万円程度の家だと業者から説明があって新築の検討をしていたら、契約の直前になって「計算の間違いでした。この規模だと本来2,250万円するものでし

たので、申し訳ない」と言われて、それで「はい、そうですか」とはなかなかならないと思いますよ。子どものためを思う親であれば、もう一度じっくり考え直すということだとか、一旦白紙にするとか、違う業者に聞いてみるか、せめて大きなミスをした業者と納得いくまで徹底的に話をすると思うんですよ。この件に関して、どの程度業者と話をしたのかと、その内容をお知らせ願いたいと、そのように思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） すみません。その設計士のほうとの打ち合わせの細かい内容については報告を受けておりませんが、これにつきましては、大の大人が間違えてしまいましたということでおおびを申し上げましたので、それについては、それでご容赦をいただきたいということで私のほうからもお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 大の大人が謝ってきたからと、そういうことで、こういうミスがないの
がいいんですが、ちょっと言いたいことがあります。納税者である市民の感情とはかけ離れているなと僕は思うんですよ。ここが言いたい。

ちなみに、この業者と新庁舎の業者は同じであります。新庁舎設計のプロポーザルで提案し、決定したその設計と、それから基本設計も違いが大きい。基本設計から実施設計では、建築種別が変わるほどの大きな変更点が多々あります。理解できないことが大変多いです。ちょっと、この辺のところは僕はどうなのかなというふうに思うんですよ。

議案とは関係ないので、では、以前、このことに対して病院側から議会に報告があった時に、当初から増額になる費用については、有利な起債の活用を含めて、市のほうと協議を調整するとのことが話がありました。覚えているんです。その後、どのような協議をしたのか具体的に伺いたい、そのように思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） これにつきましては、病院と協議をいたしまして、総トータルで22億5,000万円をうちのほうから貸し付けるということで話が調ってございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第2号、旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、312ページ、旭中央病院医療機器等整備事業貸付金について、この具体的な内容についてお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。
企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 起債対象になっております医療機器でございますが、エックス線のCT組み合わせ型ポジトロンCT装置ということで、これについては2億9,052万円でございます。それと、ダヴィンチサージカルシステムということで、これは手術の機械ですが、3億1,536万円でございました。それと、高精度放射線治療システムということで、これは4億2,120万円でございます。それと、手術用の顕微鏡でございますが、これは2,646万円ということで、もう一つ、臨床用ポリグラフということで2,296万800円、大動脈バルーンポンプということで、これ一式993万6,000円ということで、6種類の機器が起債対象となっているところでございます。借入額については、端数を切りまして10億円ということでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これは看護師マンション建設と医療機器の整備に対する起債の関係だと思っておりますが、それらの事業費に対する充当率、これに伴う交付税の算入額についてお尋ねをします。

それから、いろいろ高度な機械、今まで入れておりますが、うわさによりますと、その機械を使いこなせていないという話を大分聞いてますが、それらについてはどういうふうに検証しているのかお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。
企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 充当率ということでございました。これは端数を切ったやつ100%ということで充当しております。

それで、大変高額な機器が使いこなせていないといううわさを聞いたということでありませぬけれども、私のほうは、ちょっとそういううわさは聞いたことはございませんので、すみません。よろしくお願ひします。

交付税算入ですが、25%です。元利償還を含めて25%になります。

以上です。

○議長（向後悦世） よろしいですか。

高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） すみません。先ほどの高橋議員の時に、すみません、私、間違えて30年度の購入機器を言ってしまいましたので、予算ですから31年度の予定ということでお答えいたします。

血管造影エックス線診断装置一式で、これは約2億円程度ということと、人工呼吸器が10台ということで1億円程度、それとMRIの超音波融合前立腺生検装置というものが約4億円程度ということで予定しております。

以上です。

○議長（向後悦世） 議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案の第3号、平成31年度旭市国民健康保険事業特別会計の質疑を行います。

まず、議案書325ページの1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、19億9,856万円についてですが、前年度比で3%の減収を見込んでいます。これは保険者数の減少であるのか、または収納率の減であるのかの詳細を伺います。

次に、341ページの7款3項1目直営診療施設補助金1,682万円は、旭中央病院への補助金が国保会計を経由して繰り出しているものでありますが、15%増の見込みとなった要因と、その内訳を伺います。

最後に、347ページの1款1項外来収入、6,483万円で、前年度4.3%の減額見込みとなっております。補足説明では、患者数は増えるが薬価の引き下げの影響であると聞きましたので、薬分の金額と薬価引き下げの影響を算出した算定方法を伺います。

お願いいたします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○**税務課長（石毛春夫）** 国民健康保険の一般被保険者の調定額6,070万円の3.0%減の主な要因ということでお答えしたいと思います。

被保険者の減か、あるいは徴収率の減という、そういう問い合わせでございますけれども、被保険者の減が主な理由、要因でございます。徴収率については微増ということでお答えしたいと思います。

以上です。

○**議長（向後悦世）** 保険年金課長。

○**保険年金課長（遠藤茂樹）** それでは、まず341ページ、中央病院の補助金の15%増の要因ということでお答えいたします。

まず、増になった要因でございますけれども、31年度、新たに中央病院で実施いたします医師・看護師等確保対策分という補助分を予算に計上したためでございます。金額としては220万円の増となっております。

そのほかの事業といたしましては、例年実施しております保健事業分としての800万円、あと診療施設分としての200万円、あと、今度飯岡分の診療施設分としての30万円、あとは施設整備分として上限である432万円を乗せてございます。そちらについては以上でございます。

あと、薬価の引き下げですか、4.3%の減で、薬価の引き下げが要因ではないかということで、その引き下げの額と、どういうふうに算定したかということでございますけれども、まず、薬価につきましては、一応31年度の薬価の引き下げを0.51%、一応報道で出ているので、それを見込みました。これは消費税の改定によりまして10月からということになりますので、その影響を受けて、それを勘案して算定しております。

どのぐらい影響があるかということでございますが、引き下げ、これはちょっと、31年度分については、ちょっと10月からなので微妙な面があるんですが、29年度から30年度で薬価の引き下げが行われていますので、その時の影響額としては、約540万円ほど薬価のほう下がっているというような状況でございます。

以上でございます。

○**議長（向後悦世）** 林晴道議員。

○**4番（林 晴道）** それでは、また何点か再質問をさせていただきます。

まずは国民健康保険税ですが、先ほど質問しました市税、その徴収率と比べますと、この収納率が非常に低い状況にありますので、その要因についてを伺います。

市税と比べて、この収納見込みに対する本市の見解があれば併せて伺いたいと、そのように思います。

次の直営診療施設補助金であります。これは分かりましたので、最後の外来収入の減額見込みの要因、それとして薬価の引き下げが主な要因であるということでありましたが、ここでは薬価差益の額を伺います。

また、直近3か年の薬価差益の状況が分かれば、併せてお尋ねをいたします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 林議員の再質問に対してお答えします。

市民税に対して国保税がなぜ低いかという、その主な原因といたしましては、国保は世帯主課税でございます。一家の所得に対して世帯主が全部支払うわけですけれども、それについては、世帯主というのは高齢の方もおりますし、若い方が所得があると課税されます。そういう原因で収納率が落ちているというのも一つ原因でございますし、市税については、やっぱり特別徴収と、そういうものがございまして、そういった影響で徴収率が低いということでございます。

あと、収納状況に対しての市の考え方ということで、うちの滞納整理等につきましては、積極的な財産調査等を行いながら滞納処理を行っていくという考えで、これから徴収率を上げるように努力したいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 薬価差益の額ということでございますが、申し訳ございませんが、31年度予算の見込みということでよろしいでしょうか。

まず、外来収入で薬価が下がったということの影響額としましては、約300万円ほど影響が出ると思っております。逆に仕入れのほうで130万円ほど下がります。そうしますと、収支でいいますと、約170万円ぐらいの薬価の下がった分に対しての差益が出るのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第3号の質疑を終わります。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) 議案第6号、旭市下水道事業特別会計予算の議決についてであります
が、427ページ、公営企業会計移行支援業務委託料について、具体的な内容についてお尋ね
します。

○議長(向後悦世) 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長(高野和彦) 本委託料につきましては、平成32年4月からの地方公営企業法適
用に向けまして、企業会計システムの導入経費を計上したものでございます。

平成30年度に固定資産、予算書、決算書等の初期設定を行いまして、平成31年度は予算書
の作成等、本稼働に向け、会計システムの構築について業務委託するものでございます。こ
の委託料に関しましては、同じく平成32年4月に地方公営企業法適用に向けて準備を進めて
おります農業集落排水事業と、それぞれ同額を計上しているところでございます。

以上です。

○議長(向後悦世) 高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) それでは、公営企業会計に移行後、どのような組織編成にするのかお
尋ねをします。

○議長(向後悦世) 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長(高野和彦) 今申し上げましたように、農水産課の農業集落排水と同時に企業
会計移行ということを準備を進めております。その統合とか事務の移管ということに関しま

して、農水産課と下水道課のほうでは協議はほぼ調っております。

同時に予定しております企業会計移行に際しまして、関係機関ですとか、庁内の関係各課との協議・調整が残っておりますので、この協議と並行して、なるべく早く、できれば企業会計移行と同時に統合・移管できればいいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第7号、旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、446ページ、計画策定業務委託料について、具体的な内容についてお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、具体的な内容につきましてご回答申し上げます。

この処理場、江ヶ崎、琴田地区にあります処理場のほうがおおむね20年を経過いたしました。そこで、今後40年間の修繕の時期、工期等を取りまとめるための再整備構想を策定するため必要となりましたので、機能診断等を行うものであります。

具体的な内容につきましては、処理場内水槽のコンクリート等の劣化状況、あと管路施設の管の劣化状況、それとあと、中継ポンプがありますので、中継ポンプ場のポンプ等の点検及びマンホール等のコンクリートの劣化状況、また鉄ふたの劣化状況等、そういったものの調査になります。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これ、1回目で聞くのを忘れたんです。447ページ、公営企業会計移行支援業務委託料について、具体的な内容についてお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦の再質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、447ページの公営企業会計移行事業の具体的な内容と

いうことでありますが、先ほど下水道課長のほうが答弁いたしましたように、公営企業会計へのシステムの移行というようなことに伴います業務委託になります。

以上でございます。

(発言する人あり)

○議長(向後悦世) 高橋利彦議員、この件について通告してありましたか、議案第7号について。

(発言する人あり)

○議長(向後悦世) 6ページですね。

(発言する人あり)

○議長(向後悦世) 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第7号の質疑を終わります。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) 議案第8号、平成31年度旭市水道事業会計予算の議決について、5ページ、給水収益、水道料金について。

昨年に水道料金が改正をされ、水道料金が安くなりましたが、30年度と比較してどのようになったのか、お尋ねします。

また、31年度は、1世帯当たりの平均水道料金はどのように変わったのか、お尋ねをします。

5ページ、他会計補助金、一般会計補助金について、昨年度までこのような補助金はなかったように考えます。この補助金の内容についてお尋ねします。

同じく5ページ、補助金、千葉県市町村水道総合対策補助金について、昨年までこのような補助金はなかったように考えます。この補助金の内容についてお尋ねをします。

それから14ページ、債務負担行為に関する調書について、具体的な内容についてお尋ねします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長(向後悦世) 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） それでは、質問事項の1項目めについてご回答申し上げます。

平成31年度の給水収益は、年間有収水量を593万7,642立方メートルと想定し、14億5,622万8,000円を予定しております。当初予算において前年度と比較しますと、年間有収水量では7,905立方メートルの増となりましたが、金額では1億5,043万6,000円の減額となっております。

もう一点ですが、1世帯当たりの水道料金につきましては、1か月の平均使用量を約18立方メートルとして計算しますと、改定前と比べ、1か月当たり540円の減額となります。

続きまして、質問項目の2についてお答え申し上げます。

他会計補助金は一般会計からの補助金で、合計8,060万円を見込んでおります。内容ですが、児童手当に要する費用としまして60万円、また、今回新たに利用者の負担軽減を図るための高料金対策に要する費用といたしまして8,000万円を予定しております。

続きまして、項目の3番目についてお答え申し上げます。

千葉県市町村水道総合対策事業補助金は、水道料金の格差を是正し利用者の負担軽減を図るとともに、経営の健全化を目的に創設されたもので、その採択要件として、給水原価が県水道局の原価を超えていること、それと、一般会計から水道事業会計へ高料金対策として繰り出しがあることとなっております。

続きまして、質問項目の4番目について回答申し上げます。

旭市水道事業長期計画策定業務は、平成30年度の当初予算で、平成30年度、31年度の2か年の債務負担行為として設定したものでございます。計画の内容は、水道事業の目指すべき方向、その実現方法をまとめた水道事業ビジョンの作成、また、災害対策として施設耐震化計画の作成、また、施設の維持更新のための資金計画としてアセットマネジメント計画を策定するものでございます。これらは互いに関連することから、2か年の債務負担行為として一括して委託するものでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問します。

5ページの給水収益等についてでございますが、水道料金が安くなり市民は喜んでいますが、まだまだ他の市町村と比較すると県内でも高いように感じます。今後、料金をどのように考えているのかをお尋ねします。

それから、同じく5ページ、他会計補助金等でございますが、料金を下げたことで一般会

計から補助金を受けるのか。今まで受けなかった理由についてお尋ねをします。

それから、同じく5ページ、補助金等でございますが、この補助金は、以前は高料金対策事業補助金と言われたと記憶しています。一般会計で同等の額を繰り入れることにより受ける補助金と記憶しています。今まで受けなかった理由についてお尋ねをします。

それから、14ページ、債務負担行為でございますが、この計画をどのように活用するのかお尋ねします。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） それでは、再質問にお答えいたします。

初めの1項目めです。水道料金につきましては、県内でもまだ高額なものとなっております。現在進めております長期計画に基づきまして、3年後に改めて検討していくように考えております。

続きまして、2項目めについてお答え申し上げます。

高料金対策に要する経費としての補助は、平成17年度の合併時より、平成23年度まで総務省が定める繰り出し基準に基づき毎年補助されておりましたが、平成24年度以降は繰り出し基準に適さなくなったことから補助を受けておりません。以上の理由となります。

続きまして、3項目めですか、千葉県市町村水道総合対策事業補助金につきましては、平成24年度より平成30年度まで、採択要件の一つであります一般会計からの水道事業会計へ高料金対策として繰り出しがなかったため、補助を受けられなかったものでございます。

続きまして、4番目の再質問になります。

この計画の策定期間である、今後10年間の水道事業を安定的に、また継続して管理運営するための計画として、今後も活用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 議案第12号、旭市森林環境整備基金条例の制定についてということで質疑をいたします。

この基金の条例についての経過と、それから使途目的について詳しく、それと、旭市で林業を営む件数を教えていただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、基金条例について経過についてお答え申し上げます。

平成30年6月、森林経営管理法が制定され、森林所有者の森林経営管理の責務が明確化されたことに伴い、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定される予定でございます。

森林環境譲与税は、平成31年度から都道府県及び市町村へ譲与されますが、使途が森林環境整備に資する事業と定められております。次年度以降の事業費用に充てるために基金を設置し、積み立てを行うものでございます。

次に、（2）の使途目的についてということでもありますので、そちらにつきましては、森林環境整備に関する事業は、森林法に規定する森林の整備、林道の整備、里山の整備、また、林業の人材育成、担い手の確保事業として、研修会や研修会と一体となった移住支援、森林整備に関する普及啓発活動としてボランティア団体が行う植栽・育樹活動への助成、積み木等の木製普及啓発製品の配布等が対象となります。

また、木材利用促進事業として、千葉県産材木または国産材木を使用した木造公共施設の建設や、公共施設への木製備品等の導入で、公園の遊具の設置、小・中学校の机、椅子等の導入なども対象となります。

次に、（３）で、旭市で林業を営む件数について。

こちらにつきましては、森林環境譲与税の算出基礎となっております林業の就業者のほうの数になりますが、現在、旭市のほうではゼロ人ということになります。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） これは、環境税が森林環境整備基金ということになりましたけれども、これは1,000円ずつ個人住民税に上乗せされていくわけですので、当然旭市も譲与されるべきものだと思っております。

この中で、一つは、森林そのものは、旭市、ご覧のとおり真っ平らな地域ですので、森林そのものの概念というのはないのかなというふうに思います。それでは、じゃ、何をやるのかなという、取り崩しですね。この基金を取り崩す時に、一体何に使用するのかというのが大きな問題になってくると思うんですね。まして使用目的がしっかりと決まっておりますので、そういうもつで、北部林業とか、県は北部林業がありますけれども、そういった事業者と一緒に海岸の植林とか、そういったもの、今までやってきたことに対しての事業が継続してできるのかどうか。これが恐らくできないというふうにここには書いてあるんですけども、新規の事業のこととなると、里山整備とかそういったものになると思いますけれども、そういったこと、新規の事業は考えているのでしょうか。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 従前の事業が財源充当の対象にならないということをご存じだということで、市としましても、まだ明確にこういった方向だというのが決まっておられません。今後また北部林業等、関係する機関のほうと調整を図りまして、有意義に活用できるようなものに使っていききたいと、このように考えております。現在のところはまだ未定であります。来年、再来年辺りには事業化できるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第12号の質疑を終わります。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第13号、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の制定について、この条例により固定資産税の減免措置を受ける業種が別表にありますが、この条例で適用される業種を詳細にお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、適用業種ということによろしいでしょうか。

まず別表のほうをご覧いただきたいと思いますが、条例の別表のほうですね。まず、これは大分類、中分類、小分類、それから備考となっておりますが、例えば一番最初の大分類、農業・林業でございますが、こちらにつきましては規則で定めるとありますが、植物工場でございます。

それから、大分類のほうで製造業、それから情報通信業とございます。これはこの項目全てということで、製造業でしたら食品製造、繊維製造、金属製造、加工も含めて全ての製造業ということでございます。

それから、情報通信業につきましては、携帯電話、それから情報サービス、インターネット関連の企業が対象となります。

次に、運輸・郵便業のうち、中分類のほうで道路貨物運送業、こちらにつきましては宅配便等と、それから道路の運送関係の業者等になります。

それから、次、その下が倉庫業、これは倉庫、文字どおり倉庫業でございます。

それから、道路貨物、運輸に付帯するサービス業でございますが、これは梱包業などが対象となっております。

それから次、その下の卸売業・小売業、この中で、中分類のほうでこちらに記載しております卸売業、衣類や食品等の、それから金属加工等も全て入りますが、要は製造業と小売業の間に入る全ての卸売業となります。

続いて、学術研究専門サービス業であります。これは学術開発研究機関の大学の研究所や農業関係の試験場とか、そういうところが対象になると思います。

続いて、その下、宿泊業・サービス業の中の小分類のほうのホテル・旅館、これは文字ど

おり旅館業、ホテル業でございます。ただし、風営法の届け出や許可を要するものは対象外となります。

続きまして、その下、生活関連サービス業・娯楽業の小分類のほうで公園・遊園地、これは、有料の公園、それからテーマパーク等でございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そうしますと、今後、他市から新たに市内で事業を営むこととなった場合、ほとんどの業種が該当すると思いますがいかがか、お尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） こちらにある業種は、対象業種は全て入るものと思いますが、大前提としまして、投下資産5,000万円以上、それから従業員が5名以上、それから、再投資の場合は投下額は3,000万円以上という規定がございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 農業関連で規則で別に定めるとありますが、該当する具体的な事業者についてお尋ねをします。

また、公園・遊園地とあるが、今後市内でこのような施設が整備されるのか、また、このような施設ができることが予想されるのか、お尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは答弁いたします。

まず、植物工場はどういうものかということによろしいでしょうか。植物工場は、施設内で野菜等の植物の生育環境を制御して、植物の計画的な生産が年間を通じて可能な栽培施設でございます。具体的には、例えば太陽光を使わないで、それから、土を使わないで栽培する人工光型、それから、一部太陽光を利用する太陽光・人工光併用型というものがあると聞いております。主な収穫物につきましては、レタス類やトマト類、それからハーブなども入るかと思えます。

以上でございます。

あと、公園・遊園地等の進出はあるかということでしょうか。残念ながら、現在そのよう

なお話は来ておりません。

ただし、今回、この公園・遊園地等も対象に入れましたが、この施設が来れば観光の振興に大分役立つんじゃないかということを期待しておりまして、事業としてこちらのほうには対象としたものでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第13号の質疑を終わります。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 質疑なしと認めます。

議案第20号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番(林 晴道) それでは、通告最後であります、議案第20号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質問をいたします。

この議案は、児童福祉施設等に入所する扶養義務者のない児童を国民健康保険の適用対象から除外するという条例であります、この条例の対象となる児童の状況を施設別に伺います。

また、条例を明文化するに当たり、被保険者の場合ですと保険の対象となる人のことを表しますが、「扶養義務者のない児童」、これを担当課でも言い間違えるような「被扶養義務者の児童」としなかった理由があるようでしたら、併せて伺います。

○議長(向後悦世) 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長(遠藤茂樹) ご指摘どうもありがとうございます。

本議案の補足説明におきまして、私が、国保の被保険者としらないものとして条例に追加する内容としまして、「児童福祉施設等に入所する扶養義務者のない児童」と本来言うべきところ、「被扶養義務者のない児童」と頭に「被」をつけてご説明させていただきました。意味のない内容になってしまいますので、正しくは「扶養義務者のない児童」でございます。訂正してお詫きさせていただきます。どうもすみませんでした。

ご質問の児童の状況ということでございますけれども、この条例に該当する施設と伺いますか、児童の対象とするところは、旭市では、本市では東海学園と滝郷学園の二つの児童養護施設が対象になるかと思えます。その施設の方が、18歳未満の方になるんですが、その方が病院等にかかられた場合は全額県が負担するというご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長(向後悦世) 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第20号の質疑を終わります。

議案第21号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 質疑なしと認めます。

議案第22号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 質疑なしと認めます。

議案第23号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 質疑なしと認めます。

議案第24号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 質疑なしと認めます。

議案第25号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 質疑なしと認めます。

議案第26号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 質疑なしと認めます。

議案第27号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第26号、議案第27号直接審議（先議）

○議長（向後悦世） おはかりいたします。議案第26号、議案第27号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号、議案第27号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第26号、議案第27号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第26号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第26号は同意することに決しました。

議案第27号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第27号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（向後悦世） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより、各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第25号までの25議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表の1、議案の表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、14日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第3 常任委員会請願付託

○議長（向後悦世） 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第1号の1件であります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 配付漏れはないものと認めます。

これより、常任委員会に請願を付託いたします。

請願第1号の1件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表2、請願の表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました請願は、14日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第4 常任委員会陳情付託

○議長（向後悦世） 日程第4、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第1号から陳情第3号までの3件であります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 配付漏れはないものと認めます。

これより、常任委員会に陳情を付託いたします。

お手元に配付してあります付託議案等分担表の3、陳情の表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました陳情は、14日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（向後悦世） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は6日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時46分

平成31年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第3号）

平成31年3月6日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（18名）

1番	片桐文夫	2番	平山清海
3番	遠藤保明	4番	林晴道
6番	米本弥一郎	7番	有田恵子
8番	宮内保	9番	高木寛
10番	飯嶋正利	11番	宮澤芳雄
12番	伊藤保	13番	島田和雄
15番	伊藤房代	16番	向後悦世
17番	景山岩三郎	18番	木内欽市
19番	佐久間茂樹	20番	高橋利彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	伊藤義隆
行政改革 推進課長	小倉直志	総務課長	飯島茂
企画政策課長	阿曾博通	財政課長	伊藤憲治
税務課長	石毛春夫	市民生活課長	宮負賢治

環境課長	井上保巳	保険年金課長	遠藤茂樹
健康管理課長	木内喜久子	社会福祉課長	角田和夫
子育て支援課長	小橋静枝	高齢者福祉課長	浪川恭房
商工観光課長	小林敦巳	農水産課長	宮内敏之
建設課長	加瀬喜弘	都市整備課長	鶴之沢隆
下水道課長	高野和彦	会計管理者	松本尚美
消防長	川口和昭	水道課長	加瀬宏之
庶務課長	栗田茂	学校教育課長	佐瀬史恵
生涯学習課長	高安一範	体育振興課長	花澤義広
監査委員局長	伊藤義一	農業委員会事務局長	赤谷浩巳

事務局職員出席者

事務局長	大矢淳	事務局次長	池田勝紀
------	-----	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（向後悦世） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（向後悦世） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 有 田 恵 子

○議長（向後悦世） 通告順により、有田恵子議員、ご登壇願います。

（7番 有田恵子 登壇）

○7番（有田恵子） 議員ナンバー7番、有田恵子でございます。

今回の一般質問は、全部で四つでございます。

一つ目は、前回からの引き続きでございまして、市道58号及び59号道路改良工事一般入札情報漏えい問題についてでございます。

質問は二つです。

一つ目、匿名の手紙で寄せられた談合情報漏えいに対する市の対応についてでございます。

前回の一般質問での回答は、寄せられた手紙は匿名だから問題にしないとのことでしたが、匿名であろうとなかろうと、告発を裏づける客観的な証拠があれば、信用性があるということが言えると思います。寄せられた手紙の内容のとおりのがぴったりと起こったわけですから、今回の匿名で寄せられた情報には確実に信用性があるということが言えると思います。匿名で寄せられたゆえに問題とならないと回答した側にこそ問題があると考えます。新聞にも数回取り上げられ、警察の調べも入ったことでございます。財政課

担当者は大慌てになったとも聞いております。これらのことに対する市長の見解を伺いたいと思います。

二つ目、過去における18件もの旭市の同額落札についての市自らの検証についてでございます。

今回の58号、59号道路改良工事においても同様のことが言えます。二つの入札案件において、一つの業者が予定価格割合70%分を1円もたがわずぴたっと当てて、二つの案件を落札したということでございます。このようなことは人智では起こり得ないことと思います。確率を少しでも勉強しますと、こういうことに対しては、偶然、たまたまということは使えません。2者が全く同額であったので、最終的にはくじ引きで落札者は決定されてはおりますが、過去18件もの同額落札、このようなことはよその市には起こっておりません。旭市特有のものであると言っても過言ではございません。1件でもこのような事態が起これば、自治体は大慌てになるはずだと思います。市自ら内部における検証はされましたでしょうか。

以上、一つ目の質問でございます。

二つ目の大きな質問事項は、生涯活躍のまち・あさひの事業についてでございます。

選定されました事業の提案の中身についてでございますが、まずは農振除外されたかどうかを伺います。そして、選定された事業の提案のとおり、日程のとおり、この事業が問題なく進んでいるかどうか伺います。

二つ目、2020年までの移住者の見込みの数と、どんな方たち、高齢者、若者、外国人、いろいろ考えられますが、どういう方を移住者と見込んでいるのかについて伺いたいと思います。

大きな質問の三つ目、椎名内の日の出山公園に常設のトイレがないことについてでございます。理由を伺いたいと思います。

新庁舎予定地の文化の杜の公園内で削った面積を補うために、日の出山公園は面積の帳尻合わせだけで使って、トイレのことなど考えなかったのか、あるいは津波避難場所の確保をすることしか頭になくて、トイレのことは考えなかったのか、あるいは単にうっかりトイレのことなど忘れて設計に入れなかったのか、この三つ、どれでしょうか。

最後、大きな質問事項四つ目、全国民を震撼させました児童虐待の問題についてでございます。

質問は一つでございます。児童に関する問題についての相談の窓口は、本市ではどこに当たるでしょうか。課とか班とかいろいろあると思います。その辺のことをお伺いしたいと思います。

います。この問題に対しては、もう既に対策を練っておられるようなことも考えられますので、よろしく願いいたします。

以上です。あとは席でお伺いしたいと思います。

○議長（向後悦世） 有田恵子議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 有田恵子議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、特に指名がありましての談合情報ということで、漏えいがあったのかどうかということでご質問がありましたので、お答えをしたいと思います。

旭市公正入札調査委員会におきまして、旭市で作っておられます談合情報マニュアルに基づいて審議をした結果、漏えい、談合、そういったものはなかったというようなことで、この件につきましては、粛々と予定どおり実施したということですので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） それでは、大きな1番の入札に関しての（2）のほう、18件に上る同額落札に対して、市自らの検証ということをございました。

これにつきましては、確かに平成30年度旭市の工事入札におきまして、最低制限価格と同額で落札された案件、10月現在ということをございますが、マスコミの報道どおり18件ございました。

状況を見ますと、昨今、特に土木工事をございますが、国ですとか千葉県の中での積算基準、その多くが公表されております。積算の精度も非常に高くなっているというふうにござしております。それによりまして、落札価格が最低制限価格付近に集中する傾向をございます。最低制限価格と同額で落札する業者があると同時に、最低制限価格を下回って失格となっている業者も数多くあるという状況をございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 私のほうは生涯活躍のまちで、一つ目の質問、農振除外がもう済んだのかというご質問をございましたが、農振除外についてはまだこれからで、事業者が計画を確定させたら申請するということになります。

なお、2月8日付で、県より仁玉川ストックマネジメント事業のほうは除外が確定したと

いうことで通知をいただいております。

2番目として、2020年までの移住者は何人という問いでございましたが、2020年時点では生涯活躍のまちは完成してございませんので、移住者はカウントすればゼロということになりますね。全員協議会でもご説明したとおり、完成したら150から200を見込むということでございます。

どんな方々を見込んでいるのかということでもございましたが、これは移住者向け住宅、それから子育て支援住宅だとかの名前が提案の中に記載されておりました。ですから、子育て世代からアクティブシニアという比較的健康的な老人を含む、これら幅広い年代層をターゲットとしているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 都市整備課長。

○都市整備課長（鶴之沢 隆） それでは、有田恵子議員の3項目めの質問で、椎名内の日の出山公園に常設のトイレがないことについてというご質問について、都市整備課よりお答えさせていただきます。

ご質問にありましたように、文化の杜公園の一部を廃止しまして、その代替となる都市公園としてこれは加わったものであります。ただ、この公園は、矢指地区の津波避難施設として整備をしたので、トイレを設置しなかったというふうに聞いております。

以上です。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 市の児童に関する相談窓口についてお答えいたします。

市では、児童に関する問題についての相談を主に子育て支援課内に設置している家庭相談室にて行っております。また、このほか、保健センター、学校、保育所、子育て支援センター等でも受けております。

対策という部分では、児童福祉法に基づき、要保護児童等を支援する児童に関する協議の場としての要保護児童対策地域協議会を子育て支援課内に設置し、定期的に要保護児童の実態把握と、支援内容の検討等を行っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） これは市長からは、談合ではなかったからそれで終わりという、そういうことをお聞きしているわけではないんです。新聞等で報道されましたので、そういうこと

というのは、やはり問題がどうあれ、そういう報道されること自体の再発防止というようなことで、市の対応はどうかとお聞きしているわけでございます。談合ではなかったから終わりという回答は、ちょっとそれでは不十分だと思いますが、市長、お願いいたします。

○議長（向後悦世） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） それでは、私のほうから、旭市公正入札調査委員会において、その談合情報を議論しました。その中で、談合情報には該当しないということで、そのまま入札を実施したということであります。特に、匿名の情報の中に官製談合という記述がございました。そこを議論していたと思います。官製談合は確認した中でございませぬので、それは全くないということで、これは12月議会にもお答えしたとおりでございます。

○議長（向後悦世） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 報道の表現が官製談合とか、談合とか、これは談合というよりも情報漏えいのほうに近いかなという感じがいたします。

入札の結果等を開示で見せてもらいましたけれども、やはり同じ業者がいつも出ているわけですね。これを普通にとれますかね。私どもはびっくりする話なんですけれども、あり得ないことだと思うんです。1者が7割も、ほとんどを占めてしまっていたり、今回、58、59、同じ業者がびたっと、そういうことはあり得ない。

これが官製談合に当たらないとか、情報漏えいに当たらないとかいうような問題ではなくて、これをおかしいなと思う感覚。こういう業者をなぜ何回も懲りないで入札させているのかと。その辺も、これは別に脱税していないからいいんだとかそういう問題ではなくて、おかしいとは思わないという、皆さんの執行部の方の態度、ちょっと私としてはそれが納得できないわけですね。

これは素人考えなんですけれども、やはり市民としてはどう見ても、別に建設業界の肩を持つわけじゃないですけれども、どう見ても不平等な感じ、不公平な感じが拭い切れないという感じがします。やっぱりきれいな状態、きれいなところを見せつけるのが執行部だと思うんですよ、市役所。その辺がちょっとずれているような感じがいたします。

それで問題がないんだと、いつも副市長辺りはうまく逃げてやられるんですけれども、一般市民はそういうふうには考えませぬよ、本当に。これは冗談じゃないですよ。だから、その辺、全部ひっくるめて検証していただけないですかとか、しないんですかということをお聞きしているわけですよ。なかったから、もう言われなかったからそれでいいとかそういう問

題じゃないんですよ。いかがですか。

○議長（向後悦世） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） まず、入札の制度の中で特定の業者がということでありましてけれども、特定の業者をまず外す、これは一般的にできません。公に示してある中で、条件が合えば誰でも手を挙げられる、その条件の中で入札を行いますから、それは当然のことだと思います。

それと、先ほど財政課長がご回答しましたように、18件の確かに70%、もしくはその近くで落札しているものがある、これはあくまでも最低制限価格の中、その内容を確認しました。そうしましたところ、その18のうちの14まで、その最低制限価格の額、それより下回って入札している方が相当数いらっしゃって、それは失格になっているんです。ですから、この最低制限価格に近いところで皆さん札を入れていらっしゃる。ということは、相当やっぱり精度が上がっているんだらうな、しかも競争が相当働いているのかな、そういう感じは受けました。その客観的なデータを見た限りでの私の感想です。

○議長（向後悦世） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） いずれにしても、旭市特有のものだと思います。

前回は申し上げましたように、千葉県方式、もう予定価格を公表してしまって、あとはもう全部くじ引きというか、電子的なくじ引きでしょうけれども、そういうのにしたほうがきれいじゃないですか。これは何でそれをしないで、こういう問題が起こるようなことを言い続けられて、うるさい議員から言い続けられて、なぜこれ、ほったらかしにというか。一目瞭然の千葉県方式をとらないのか、この辺がまた不思議な感じがいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 県方式ということをございますけれども、昨年の12月議会についても議論をいただいたところをございまして、その後、市の中でも検討を進めております。この4月から少し入札制度のほうの改正も行うこととしまして、既に12月の時にホームページにも掲載しましたが、制度の改正を行っております。その中では、最低制限価格の計算方法を変えるですとか、あるいは、設計の単価についても請求があれば開示すると、こういった取り扱いもしているところをございます。

ご質問の中で、全て公表してくじ引きにすればというようなお話もございましたけれども、

くじ引きということになってしまいますと、そもそもの入札の制度がどうなのかということになってくるかと思っております。したがって、予定価格を事前に公表することは、今は考えておりません。

以上です。

○議長（向後悦世） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 入札の起案書の中での担当課からの出された起案書、最初の文書だと思えますが、その中の案件番号の所、案件番号に案件番号がなくて、予定価格の所にも予定価格が記載されていないと。しかし、案件番号の右上辺りの小さい所には、予定価格らしいものが入れているというようなことを聞いたことがあるんですけども、これは一般市民が開示を求めたときには黒塗りということをやっているんですけども、たまたま同じ時期にこの東総のごみの処理の問題が出ましたね。その時もこういう起案書、開示を求めて入手したんです。そうすると、ほとんどやっぱり似ていますね。旭市もかんだ話でございますから、その中で1枚ずつ、5枚ぐらいあるわけですけども、1枚ずつ比較しまして、ほとんど似ている。似ていて、公示番号、千葉の東総のごみ処理のほうはあるわけですよ。しかし、もう予定価格が入ってしまっているわけですよ。公表しているわけですね。黒塗りなんかいいですよ。旭市は黒塗りが案件番号の所に黒塗りがあったわけですね。それは市の稟議書の中で、20個ぐらいの判こがありますけれども、その20人ぐらいの方はもう既に知って、知っているからこそ事務ができるわけですね。市長がパソコンを打つわけではないですよ。担当者の一番下のほうの人がその価格を入れたり、実際の事務をするわけですね。その人のためにそういう数字が、予定価格が打たれているということは想像ができるわけですけども、それだったら、もう最初から予定価格を入れたらいいんじゃないですか。

ここをちょっと説明していただきたいんですよ。なぜ市の中の職員の担当の20名近い人たちは知っていて、これは公然の秘密みたいに知っていて、知らないということにして、市民から開示を受けたときには黒塗りしてというようなこんな手間暇をかけて、東総ごみ処理の所のこの用紙、記入はなかった、ここにはある。ここをちょっと説明していただきたい。そんなことする必要はないんじゃないですか。予定価格を入れてもいいんじゃないですか。結果ですよ、結果。開示した時の結果。だいぶ後でやるわけですから。

○議長（向後悦世） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 入札の起案書の中で、黒塗りになっている部分というふうなお尋ね

がございました。

その黒塗りになっている部分につきましては、事務執行上の手続きにおける番号と申しますか、そういう形でやっております。

それが、終わった後で出したらいんじゃないかというようなお話もございましたけれども、出すことによりまして、後々その意味がまた拡散いたしますと、その後の入札にも影響を与えるのではないかということで、一般に公開するときには黒塗りにしているということでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 後々にも何も、よそはそういうふうに行っているわけですから、何も特殊なことを旭市がする必要はないと考えるんですけれども、なぜそういう迂回したような発想になるのかなということです。あんな所に案件番号で、金額を入れているような自治体ありますか、多分ないと思いますよ。

○議長（向後悦世） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） どうしてそういう発想かというようなことでございますけれども、入札の事務につきまして一番大事なことは、公平公正に行うこと、あるいはその後の事務におきましても、競争がきちんと保たれるように進めていくということが大事だと思っております。

そうした中で、事務の執行の中での取り扱っている内容につきましては、ごく一部の人間に限った形で分かるような形にすると、それがあまり多くの部分に表れますと、公正公平な入札ができないということを鑑みまして、取り扱っているものでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 生涯活躍のまち・あさひについては、市はやはり5億円という税金を投入するわけですから、ほかの議員も質問の中にはあるんですけれども、まず考えてしまうことは、5億円に対する費用対効果ということしか、私なんかにはないんですけれども、今回選定された事業者がきちっと事業をやって、それなりの5億円渡してしまっただけできちっとやっていたかどうか、提案どおりやっていたかどうかということがちょっと心配になってきているわけなんですけれども、まだ農振も外していないということでありますので、こ

の話は当面見守りたいとは思いますが、別にこれはこれで終わらせていただきます。いいです。

○議長（向後悦世） 答弁いらぬですね。

○7番（有田恵子） はい。いらぬ。

○議長（向後悦世） じゃ、有田恵子議員、続いて質問をお願いします。

○7番（有田恵子） それでは、大きな三つ目の日の出山公園のトイレの話。

これ、30年5月ぐらいに何か開所式をやりましたよね。その時、パンフレットもいただいた中で、平常は都市公園、津波があった時とか災害があった時には避難所、兼用しているんだというようなことが書かれてありましたね。

そうすると、先ほど課長がおっしゃった避難をする場所だけであつたら、トイレはいらぬ、いや、それでもいるんじゃないですか。この大事な二つの機能を備えたものであればこそ、絶対トイレはいるんじゃないですか。

私は知っているんですよ。都市公園でトイレのない所はあるんです、東京にも、確かに。それはどういう例かという、河川敷でトイレを造れない、公園なんだけれども造れない場所ってあるんですよ、下水の関係で。それでも都市公園として成り立つとは聞いている。あの場所がトイレをつけられない場所かどうか問題なんです。つけられるのにつけていないということは、二つの重要な機能が発揮しないといけない場所であるのにつけていないということは、これはどう責任をとられますか。忘れただけで済みますか。

○議長（向後悦世） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 申し訳ありません。私のほうからちょっとお答えさせていただきます。

整備のほうは津波避難施設として整備したので、トイレは造らなかつたということで聞いております。実際に5月に工事が完成しまして、養生期間を置いて7月から供用開始をしました。

都市整備課のほうで管理をしていく中で、公園を利用する方々あるいは地元の関係者の方々から、やっぱりトイレは必要じゃないのかというお話もありましたので、都市整備課のほうで、来年度の平成31年度の予算に、それは計上させていただいております。来年度、ちょっと建設させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 市長から何かおわびというようなこともお聞きしましたけれども、こういうことですよ。住民から、市民、利用者とか利用予定者から要望があるから造るんじゃないくて、避難所であって、都市公園である、二つの機能がある所にトイレがないということがなぜかということ、要望があるから聞いてつけるということは答えにはならない。要するに、単に忘れていたのと違うんですか。

○議長（向後悦世） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど、有田議員、竣工式の時のパンフレットといったような質疑がございました。そのパンフレットには、「日の出山公園は地域住民の安全・安心の確保のため、津波の被害が想定される矢指地区に建設した津波避難施設です。平常時には地域の憩いの場としても利用できるよう、芝生の広場を整備しました」と。

まず、日の出山公園につきましては、ご存じのように、平成23年3月11日、東日本大震災を受けまして、その1年足らずの平成24年1月に旭市復興計画というものを決めました。その復興計画の中で、四つの基本方針がございまして、一つ目としては被災者の生活再建、二つ目としては地域経済の再興、三つ目としては都市基盤の再生、四つ目として災害に強い地域づくりといったようなことで、津波の対策といったことで、29年に築山のほうを建設したわけでございます。あくまでも主は、津波避難施設である。

やはり有田議員おっしゃいましたように、都市公園でありますけれども、それは設置義務は特別ないですし、その後のやはり住民の利用状況等を踏まえた中で、今回そのような声があったということで、トイレのほう予算化のほう都市整備課のほうで上げてもらったところでございます。住民の意向がありますので、予算のほう議決をいただいた暁には、早い段階で建設ができるよう努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 文書を読んで答えたらそれでいいというような……

（発言する人あり）

○7番（有田恵子） ちょっと黙っていてほしい。

文書を読んだらそれでいいというような話ではないと思いますよ。

私が聞いているのはそういう問題じゃない。単に忘れたのとは違うんですか。うっかりしていた。要するに、仕事が甘いのと違いますか。甘い、仕事。私、これ自分の会社だったらめっちゃめっちゃ怒りますよ。本当に。

後で市民から言われた、ああやこうや言われたから、今つける、つけたらいいや、補正予算でつけたらいいじゃないか、そういう問題じゃないんですよ。まずは、甘い仕事に対して、ちょっと反省していただきたいなと思いますよ。トイレをつけたらいいという問題じゃないです。全てこれから大きな庁舎を建設するわけですから、これ忘れた、あれ忘れた、絶対許せませんよ。

後づけって知っていますか、後づけ。私も時々やるんですけども、高くついちゃうんですよ。課長、幾らかかりますか。これ、水道と洗面と何だかんだと入れて、今から予算を組んでやるでしょうけれども、これは幾らかけるつもりですか。1,000万円ぐらいではできませんよ、多分。

○議長（向後悦世） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鶴之沢 隆） すみません。来年度のトイレの設置予算としましては、トイレ設置工事費として1,475万4,000円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（向後悦世） 有田恵子議員。

有田恵子議員、次の項目に移ってください。

○7番（有田恵子） 四つ目ね。

○議長（向後悦世） 四つ目。

○7番（有田恵子） 最後、四つ目、児童虐待の問題なんですけれども、子育て支援課ということで、それは多分そうでしょう、子育て支援課。家庭相談室、これもオーケーです。

今回、虐待問題で問題になったのは、担当官が知識が不足しているというか、理解ができないというか、心が読めないとかいうようなことが大問題になったわけです。

子育て支援課の課長がおっしゃった家庭相談室、ここの担当者はどんな人を持ってくるんですか。専門的な知識、児童に対する、国家資格保持者とか、何かそういった人たちを用意はされているんですか。それとも国が、そんなこと知らない、普通の職員で二、三年転勤族が行っていいんだというようなことですか。その辺、ちょっと教えてください。

○議長（向後悦世） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 子育て支援課内に設置しております家庭児童相談室には、学校の教諭経験者で子育てに豊富な知識、経験を有する家庭相談委員2名を配置しております。また、主任保健師1名の合計3名にて担当しております。児童育成や虐待等についての相談や、家庭児童の訪問指導等の業務を行っております。

家庭相談員のうち1名は就任後6年、もう1名は就任後1年が経過しております。また、主任保健師は今年4月からの担当ですが、医療保健業務に精通した職員を配置しております。以上です。

○議長（向後悦世） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） ちなみに、児童に関する、ほかの方も多分一般質問で出るかとは思いますが、児童の相談の中で、虐待の件数ってどれぐらい占めますかね、旭市では。これは市によってみんな違っているらしいんですよ。

私、児童相談所、銚子市のほうも実は行きまして、全部調べてきているんですけども、旭市の特徴というか、それは際立ったものというのがありますか。その辺が知りたい、全国の調査はだいたい分かるんですけども。

○議長（向後悦世） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） ただいまご質問の児童虐待の件数ということでございますが、まず、この虐待件数は、市が窓口になるものはもちろんなんですが、市が関与せずに、直接児童相談所扱いになっている件数もございます。この市内で全部で何件あるかという部分については、ちょっと詳細については把握しておりません。

まず、子育て支援課で相談等を通じて虐待が認知された直近3年の状況について申し上げます。まず、平成28年度は新規の相談が83件、そのうち虐待に関する相談が31件、平成29年度は新規の相談が109件、そのうち虐待に関する相談が64件、今年度の1月末の状況で申し上げますと、新規は75件、そのうち虐待に関する相談は11件でございました。

特徴といたしましては、まず、国のほうの状況ですと、身体的虐待よりも精神的なダメージを受けるというような、そういった虐待件数が多いというふうな資料等で確認しておりますが、旭市においては、ネグレクトと言われる育児放棄的な、そういった状況が多く相談に寄せられております。

以上です。

○議長（向後悦世） 有田恵子議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（向後悦世） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。大きく分けて4点の質問を行います。

まず、大きな1点目は、国保中央病院について。

（1）として、独立行政法人化前と直近の経営状況についてお伺いします。また、減価償却費の減った原因と退職手当負担金の精算金の取り扱いについてお伺いいたします。そして、現金預金の残高の推移についてお尋ねします。さらに、入院患者、外来患者の推移についてもお伺いします。

（2）として、平成31年度の旭市病院事業管理特別会計予算で、看護師のための宿泊施設を建設するための起債が約20億円発行される予定ですが、具体的な施設の概要、事業費、財源内容、建設目的についてお伺いします。

また、看護師の状況と現在の宿泊施設の状況も併せてお伺いします。

（3）として、旭中央病院も市から地方独立行政法人に経営が移行され、はや3年、病院のトップは理事長が経営権を担い経営を行っています。そこで、現在の理事長の任期は1年です。新理事長選任のプロセスをお尋ねします。

（4）として、財産の取得にかかわる規定について。病院では土地などの取得にかかわる規定はどのようになっているのかお尋ねします。

大きな2として、生涯活躍のまちづくり構想について。

（1）として、ホームページなどで公募した結果、何者の応募がありどのような会社に決まったのか、会社名と業務内容、会社の概要等について、また、決定に至るまでのプロセスと選定に当たっての基準についてお伺いします。また、本市のタイプはどのようなタイプなのかお尋ねをします。

（2）この事業の施設整備の事業期間、民間業者の総事業費と市の予算額についてお伺いします。また、市の予算の事業内容を詳細にお伺いいたします。併せて、市の事業予算の財源についてもお伺いします。

（3）として、市としてどのような効果を考えているのか。人口、税金などの市にとってプラスになる効果をお尋ねします。

大きな3点目、飯岡中学校跡地の活用について。

(1)として、飯岡地区の活性化のために、サッカー場を建設する具体的な事業内容について、また建設予算についてお伺いします。

(2)として、具体的な活用方法をどのように考えているのかお尋ねします。また、1年間の使用日数をどのように捉えているのかお尋ねします。そして、現在の市内のサッカー人口、そのクラブ数と、現在、グラウンドはどの場所を使用し、その使用日数はどのようになっているのか、また、中学校の部活動の状況と、市外からの利用者をどのように試算しているのかについて、併せてお尋ねします。

(3)として、施設を建設するときは起債などの有利な財源がありますが、建設後の施設の維持管理費については自主財源で対応しなければなりません。まして、海岸部は維持管理費が多くかかると思いますが、年間の維持管理費をどのように考えているのかお尋ねします。

大きな4は、旭市の財政状況についてであります。

(1) 予算編成の基本方針と特徴について。また、当初の各課からの予算要求額とカットした額についてとカットした具体的な経費についてお尋ねします。

(2)は、自主財源の確保が難しくなり、基金の取り崩しも今後ますます増加することが予想されます。庁舎整備基金などの目的基金は、その目的を達成するとなくなります。また、震災関連の基金も毎年の取り崩しが行われ、枯渇の時期も間近となっています。各基金の昨年末の残高と今年度末の見込み額、今後の推移について、基金別にお尋ねをします。

(3)として、今年度の当初予算は前年度比7.5%の伸びで、大きな建設工事などが今後予想されます。また、今後の予算でも大きな工事費が計上される予定と思われます。そのような中で、建設事業が終わり、維持管理費が将来の旭市の財政を圧迫しないのかお伺いします。

(4)でございますが、合併時の平成18年度と直近の平成29年度の交付税の総額と増減額、また、増減額については、病院と市に分けての額をお尋ねします。そして、平成29年度の交付税に算入されている中央病院分、公債費分、それ以外の市が自由に使える分の額と、それを平成18年度と比較した増減額についてお尋ねします。また、その増減の理由をお尋ねします。

(5)繰出金について。市では特別会計や事業会計に多額の繰り出しを行っています。水道会計、下水道事業会計、中央病院への平成31年度の繰出金の予算額、繰出金の根拠についてお尋ねします。

以上で1回目の質問を終わりますが、答弁漏れのないよう、また簡潔明確な回答をお願いします。

なお、質問は自席で行います。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） すみません、通告は最初、決算と経営状況ということでございましたが、ちょっと質問が、今、結構細かく多岐にわたってしまいましたので、ちょっと資料の準備もそろってはおりませんので、答弁漏れにもなるかと思えますけれども、順次そろえて答弁しますのでお願いします。

最初のは、独立行政法人になったときに前後の収支についてということでございますが、27年の当該年度純利益は6億652万664円でございます。それで、28年ですが、28年は決算額が15億1,521万円ほどで……

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） それは2番目に、議員……

○議長（向後悦世） 一般質問は途中ですが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、減価償却の増減の理由ということでございました。

独立行政法人化に際しまして、地方独立行政法人法に基づいて、移行時に積算の再評価ということでしております。それには、中身として耐用年数の延長であったり、減価償却の算定基礎となる金額が変わったこととか、独立行政法人の会計基準に基づいて再評価したものであります。それによりまして、これは減少したということでご理解いただきたいと思えます。これについては何度か説明をされているところでございますので、よろしく願いいたします。

それと、現金が幾らあるのかということで、それにつきましては、この4年間の中期計画の中で、退職者数をそれぞれの年にありますので、その退職者の数で案分したものを、各年度の歳入として、歳入というか収益としております。

それと、現金預金の推移ですか、これ。

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) 取りあえず29年でいいですか。29年末で。29年末は、132億7,019万7,000円でございます。すみません。

それと、入院患者の状況でございますが、平成28年は27万6,117人、それで29年度は27万5,557人ということで、増減としては560人ほどの減少でございますが、これにつきましては今年度はいい状況で、入院数も増えているというような状況で推移しております。

外来は、28年度が64万7,478人でございます。29年度が63万8,923人ございました。これは減少が8,555人ございました。

それから、看護宿舎の、これは去年の6月の全協の時に説明しておりますが、延べ床面積です。8,131平方メートルということで、鉄筋コンクリート8階建て、戸数は166戸、保育所・学童を併用ということで聞いております。

完成は、32年2月を予定しております。

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) 事業費ですか。これは、ほとんどのものが、こちら市側からの貸し付けが、本体は22億7,800万円だったと記憶しております。

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) 財源は、このうち22億5,000万円については市からの貸し付けになります。残りは病院の自己財源です。

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) 今年の本体のやつは、すみません、ちょっとお待ちください。

○議長(向後悦世) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 看護宿舎につきましては、30年11月27日に入札を実施しておりますので、30年の支出と31年度の支出ということに分かれておりますので、これは22億7,880万円が本体の価格ということで契約を締結しております。その他、設計費等を含めると23億4,576万円かかるということでもあります。

そのうちの本体に係る分の22億5,000万円、要は両年で、今年でいうと違いますけれども、それを市から貸し付けるという形になりますので、よろしく願いいたします。

それで、建設の目的は、全協で説明したとおり、これからの看護師の募集に際して、少しでも有利になるように新しい宿舎を用意して、看護師の確保に努めるということが目的でございます。

それと、看護師の状況ということでございました。具体的な名前を出すのもちょっと控えさせていただきたいと思っておりますけれども、近隣の病院の状況は、ベッド数の半数から七、八割程度しか看護師が確保できていないというような状況でございまして、非常に看護師確保については厳しい状況ということでございます。

中央病院ですが、今、29年4月1日の数字では、903人確保しております。

それと、理事長の選任のプロセスということで……

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） じゃ、看護師宿舎の稼働ということですかね。今現存している中央病院が持っている看護宿舎の状況ですね。

これは、古いものもございまして稼働率はいろいろでございまして、低いものだと……

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） そうですか。看護師宿舎としましては168戸、これ職員宿舎もあれですかね。168戸で、118部屋使用しているという形です。

理事長選任のプロセスということです。これは、法の定めるところによりますと、理事長については、地方独立行政法人法第14条第1項の規定により定められております。これは設立団体の長が任命するということになっております。現在は、具体的にどう進めるかというところにはまだ入っておりませんので、よろしく願いします。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） それにつきましてはまだ決めておりませんので、現在は未定と

いうことをお願いいたします。

以上です。

○議長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 病院での規程でございますけれども、財産の取得に係る規程ということでございますと、1億円以上の工事、修繕及び医療機器の購入に関しては、理事会の議決を要するというようになっております。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） これは病院理事会規程第2条ということで。

続きまして、2番目の生涯活躍でございます。

一つ目の応募状況ということでございました。何者の応募があったかということで、具体的な会社名ということでございましたが、一応会社名のほうにつきましてはちょっと控えさせていただきますと思いますので、よろしく申し上げます。

最終的には、2者から応募がありました。それを、プロポーザル審査委員会を開催しまして、提案のあった2者からそれぞれプレゼンをしていただきまして、その内容を評価・採点して手続きをしたものでございます。

それと、交付金のタイプということでございます。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） これは、採点の結果としまして、イオンタウン株式会社という所を代表事業者としたグループに決定しております。その構成員としましては、大和ハウス工業、それと阿部建設株式会社でございました。

事業内容、イオンタウンは、ショッピングセンターだとか、スーパーマーケット、百貨店、飲食店、ゲームセンター等幅広く行いまして、企画開発建設、管理運営とコンサルタント、それとか土木建築工事の請負施工等も行っているようでございます。

それと、大和ハウス工業ですが、これは小さいものは戸建て住宅から、大きなショッピングモール等の建設まで幅広く手がけておるところでございます。あとは、都市開発事業だとか、海外でも事業展開しているようでございます。

阿部建設株式会社は市内事業者でございますので、割愛させていただきます。

それと、会社の概要としましては、イオンタウンにつきましては、資本金が1億円で従業員が623名の会社でございます。本社は千葉県美浜区にございます。

大和ハウス工業でございますが、これは資本金が1,616億円と大変大きな会社でございます。

す。社員数は1万6,275人ということで、これは千代田区の飯田橋に本社がございます。

阿部建のほうはいいですね。

交付金のタイプということでございますが、現在は横展開型ということで……

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) すみません、全員協議会の際に、選定の……

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) そうですか。

それでは、プレゼンの時のプロポーザル審査委員会の状況でございますが、当日9名の方
に出席していただきまして、110点満点で5段階評価の得点方式として、合計得点の高い方
を最優秀提案者として選定しております。

それと、(2)の具体的な提案内容等についてという形で、市の予算、その内容、財源と
いうことでしたが、これは、現在はまだ最優秀提案者ということで選定されたとい
うところで、これから協議を進めまして、最終的に協定の締結がなった際には、いろいろ役
所の役割等も決まってくるということでございます。それですので、現在はちょっとまだそ
ういうところはお出ておりません。

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) これにつきましては、商業施設部分と居住施設部分で30億円ほ
どかかりますよということをお前も説明させていただきましたが、あと、そのほかにイン
フラ整備部分、市で5億円見込んでいたわけですが、その部分については7億8,000万円ほ
どかかるんじゃないかということでの提案、その中では記載がございました。この辺につい
て細部詰めていかないと、実際、この見積もりがいいのか、悪いのかということもございま
すので、その辺を協議していくことになります。

あと、市としての効果というような……

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) 今回の新年度でも、5億円については予算はまだ組んでいま
せん。協議調って必要だということになったときに予算化しますので、5億円はまだ予算化し
ていません。

それと、経済効果ということでございました。これも何度か説明させていただいていま
すが、例えばこのまちが実現して200人移住して転入してきたとして、20年間で市の収入はと
いうような試算では、約4億1,900万円ぐらいから4億5,000万円ぐらいというような試算が

出ております。

それで、経済波及効果としまして、1年間で1億6,000万円、20年間ですと32億円ぐらいの波及効果があるのではないかと。さらに、水道とか下水道とか固定資産税だとか、そういうものを含めると、40億円ぐらいの波及効果があるということで考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、3番目の飯岡中学校跡地活用についての1番目のサッカー場建設について。

その中で、まず具体的な内容ということなんですけれども、具体的な内容は、跡地検討委員会からの報告にもありますとおり、まず、飯岡中の西側、グラウンド側ですね。これは、スポーツ関連施設ということでサッカー場、フットサルコート、管理棟、そちらを今計画するところです。あと、校舎側、東側については、そのサッカー場の利用者のための駐車場ということで、そういったことで今考えているところでございます。

あと、予算はということで、工事費ということだと思いますけれども、これは基本設計業務の中で、概算工事費、それは算定していきたいなというふうに思っておりますので、現在のところは、工事費のほうはちょっと未定でございます。これは、基本設計の中で概算工事費は出していきたいなと思っておりますので。

続いて、2番目のサッカー場の具体的な活用方法ということで、ちょっと質問が多岐にわたりますので、答弁漏れがありましたらすみません、よろしくお願いします。

まず、具体的な活用方法ということで、これは社会体育施設としてまず活用していくということと、あと市外、県外からスポーツ合宿としての利用が見込めるかなと。あと、サッカー以外では、イベントの活用ということで、今現在でも跡地はしおさいマラソンとか、YOU・遊フェスティバルで使っておりますので、そういったイベントの活用が考えられるかなと思っております。

それと、1年間の利用者数ということなんですけれども、現在、うちのほうで把握しているのは、平成29年のサッカー、フットサルの利用者数ということで、1年間で1万1,700人、平成29年はありました。団体数では51団体、回数では、日数じゃなくて回数なんですけれども740回ありました。こういった方がサッカー場を利用されるのかなと。あと、実際、公園等で個人的にサッカー、フットサルをやっている方はこれに含まれておりませんので、実際、1年間の利用者としては、かなり見込めるのかなというふうには考えています。

あと、登録されているクラブ数。これは体育振興課のほうでスポーツ少年団とかそういったものに登録されている団体が、現在17団体ございます。17団体で439名の方がサッカー、フットサルで登録されているところです。

その方といたしますか、現在の活動場所なんですけれども、スポーツの森公園の芝生広場とか、主に公園の広場での利用、それとフットサルは体育館での利用もあります。

あと、聞いたところによりますと、やはりサッカー専用のグラウンドがないということで神栖市に行って練習をしたり、横芝光町のサッカー場で練習をしているということを知っています。

あと、中学校の部活動数、サッカー部なんですけれども、今、5校中3校にサッカー部がございまして。第二中学校、飯岡中学校、干潟中学校の3校でございます。

あと、市外の利用人数はどのように考えているのかというご質問なんですけれども、市外につきましては、先ほども言いましたがスポーツ合宿とか、そういった高校生とか大学生のスポーツ合宿というのは見込めるのかと思っているんですけれども、まだこの辺につきましては、うちのほうも全部把握しておりませんので、今後情報に努めていきたいなというふうに思っています。

続いて、3番目の維持管理費につきましては、これも基本設計業務の中で検討していきたいなと思います。これは、サッカー場の整備の方法で維持管理費が変わってきますので、まずそこで検討して算定していきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きな4番目の財政状況についてのうち、小さな項目で5点ございました。順次ご説明してまいります。

まず、予算編成についてでございます。基本方針でございますが、三つ、まず掲げて予算編成に取り組んだところでございます。

一つは、市民の安全・安心を高める取り組みとしまして、津波避難道路の整備など、旭市国土強靱化地域計画の目標実現に向けた重点プログラムの効果的、効率的な取り組み。

二つ目は、経済活性化対策、雇用対策、人口減少対策、さらには子育て支援対策など、地方創生実現に向けた取り組みであります。平成31年度は子育て支援のより一層の充実を図るため、公立保育所の5歳児を対象とした英語教育の実施、あるいは週2日提供してござい

た給食の主食を週5日に拡充するなど、保育サービスの充実を図ることとしております。

三つ目ですが、第3次行政改革アクションプランに掲げます実行すべき重点戦略、これを着実に実施することです。地方交付税の合併特例措置の終期、終わりを見据えまして、適正な予算規模となるよう、全庁一丸となって予算編成に取り組む。この三つを掲げました。

特徴ということがございましたが、今申し上げました三つに沿って編成をしておりますので、特徴は同じようなことになると考えております。

それと、予算の要求額に対してカットしたものであるということでもございました。

予算の要求額につきましては、国と違って編成作業を進めていく中で、新しい国からの情報等がありまして、なかなかこの数字が要求額だということをピンポイントで定められないというのが現実でございます。ただ、そうはいいまして、どこかの時点で定めるということで考えますと、予算編成の最終段階になった時点での要求額との乖離としまして、6億円ほどございました。これを最終的には予算査定という形で穴埋めをしたわけでございますが、そのまず財源のほうとしましては財政調整基金を8,000万円使わせていただくということで、その財源の足りない分をやりました。

あと、歳出のほうのカットとしましては、基本的には事業そのものをカットしたものはございません。あえて言うとする、生涯活躍のまち構想の分として、債務負担行為で1億5,000万円という形で見込んでおりましたが、それが31年度はまだ支出が見込めないということで、要求1億5,000万円ございましたが、それは査定の中でといいますか、編成の中で1億5,000万円減らしております。

じゃ、残りの分はということになってまいります、残りの部分につきましては、担当課とのヒアリングの中で30年度の決算見込みというのを精査いたしまして、少しずつ詰めていったという、そういう状況でございます。

道路の予算は、そんなに詰めてはおりません。ほぼ満額です。

それと、(2)のほうの基金の状況でございます。

基金の状況につきましては、一般会計のほうで申し上げます。一般会計の平成29年度末の全体の残高は177億7,300万円ほどでした。30年度末の見込みとしましては、一般会計全体で173億9,600万円ほどでございます。このうち大きなものを申し上げますと、財政調整基金、これにつきましては29年度が94億8,900万円、30年度末の見込みが95億1,700万円です。そのほか幾つか申し上げますと、減債基金が29年度が5億7,500万円、30年度末の見込みで、これ同じですね、5億7,500万円。あと、公共施設等整備基金、これは29年度末で10億円ほど。

30年度末も同じ10億円ほどです。あと、庁舎整備基金、これは29年度末で20億4,700万円ほど。これが30年度末で19億1,700万円ほどという形で見込んでおります。

今後の見込みというようなご質問もございました。

財政調整基金につきましては、今回、平成31年度の当初予算の中で8,000万円を取り崩すという形で予算編成をさせていただいたところでございますが、この間の議案質疑でもございましたが、この額、今後、地方交付税が出る中で、可能であれば8,000万円の取り崩しをやめるような形を模索していきたいなと思っております。

そのほかの基金で、庁舎整備基金というなお話もございました。庁舎整備基金につきましては、現在20億円ほどあるわけでございますが、庁舎の整備が完了した暁には、この基金は整理いたしまして、公共施設整備基金のほうへやっていきたいなと思っております。

基金は以上です。

次に、将来の財政状況ということでございました。維持費が圧迫するかということをご質問でいただいておりますが、庁舎につきましては、新しい庁舎ができましたら、今の四つに分かれている庁舎と比べて、ランニングコストは下がっていくのかなと思っております。広域ごみの経費につきましても、先日もお話がありましたが、ほぼ同じくらいだということで聞いております。

次に、(4)の交付税でございます。交付税につきましては、18年度と29年度を比較してということでございました。旭市の交付税の額、総額、普通交付税と特別交付税を合わせまして、18年度が76億2,000万円ほど、29年度は88億7,700万円ほどです。比較いたしますと、プラスで12億5,700万円ほどとなっております。

これの内訳ということでございました。病院分で10億7,300万円ほどの増。市分といたしますか、それを差し引きますと、残りの分が1億8,300万円ほどです。

さらに、18年度と29年度での算入額についてのお尋ねもございました。

まず、病院分ですが、18年度は12億4,200万円ほど、29年度が23億1,600万円ほどです。差し引きは、先ほど申し上げたとおりですので。

あと、公債費分ですが、18年度は5億3,000万円ほど、29年度は20億6,100万円ほどです。この二つを差し引きますと、18年度の額としては58億4,700万円ほど、29年度が45億円ほどということになっております。

続いて、(5)の繰出金についてでございます。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤憲治） 病院分と公債費分を差し引いた金額は、今ほど申し上げたとおりでございます。

それと、（５）の繰出金でございます。全部の会計でございましたでしょうか。

大きな所を申し上げます。水道につきましては、31年度の予算が出資も含めると1億810万円です。これは、ご案内のとおり高料金対策としての8,000万円が入っております。それと、病院分は先ほどのと重複いたしますが、31年度、22億7,300万円ほどです。あと、下水道は3億8,500万円ほどということになっております。下水道、農集排につきましては、今、公営企業会計の移行を進めているところでございまして、そういった経費の分が少しプラスになっていたり、あるいは31年度は消費税のアップがございますので、そういった部分が増加の要因としてなっているところでございます。

私からは以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問をします。

（1）でございますが、先ほど答弁いただきましたら、独立行政法人化前と比較して減価償却費という経費が約10億円少なくなり、また、退職手当組合負担金の清算金が約20億円の収入がありましたが、それらを加味しても独立行政法人化前より経営状態が悪くなっていると思っておりますが、市長はどのように捉えているのかお伺いします。

また、現金預金残額も毎年増加しているようには感じられませんが、それらを含めて経営状況がよくなっていると言われている中で、具体的な根拠を市長にお伺いします。

○議長（向後悦世） 企画政策課長。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 市長。

○市長（明智忠直） 先ほど来、企画政策課長のほうからお話がありましたように、収支報告を受けている中で、しっかりとした経営状況があるのではないかと私も認識しておりますし、理事会や所管委員会、そういった部分でもしっかり評価をしてもらって、順調に独立行政法人になってからも推移しているものと私は信じているところでありますので、よろしくお伺いします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 市長は今、経営いいという話でございますが、しかし実際問題、これは独立行政法人になったがために、減価償却費として経費を減らしたわけですよ。それから、退職給与引当金ですか、返ってきた分、この5億円が20億円を4年で割る5億、15億円がなかったら病院は赤字じゃないんですか。それで経営がいいと言えるんですかね。

いずれにしても、そういう中で中央病院は市民でも紹介状がないと選定療養費がかかり、市民にとっては何のメリットもないわけで、そのような中で、もう1回言いますが、市長は15億円の黒字、もうかっているという説明ですが、先ほど言いましたように、減価償却が10億円も減っているわけですよ。退職手当の負担金が5億円程度減っている中で、繰り入れている中で、営業収益としてはもうかっているわけですよ。そのような経営状態をよく分析し、市民に説明する必要があると考えますが、市長、どのようにそれを考えているのか。

それと、独立行政法人化前にありました建設改良積立金77億円の取り扱いについて、また、独立行政法人化後、退職給与引当金が105億円と、独立行政法人化以前と比べて96億円も増えたわけですよ。その要因についてお伺いします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 28年度の決算と27年度の決算を比較した状況ですと、減価償却費が7億355万円減しております。経常利益は10億6,464万円の増となっておりますので、資産の見直しの減価償却費の減少以上に収益は確保していると言えると思います。

それですね……

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） すみません、それは比較での、要はこれが見直しでこの金額になったというものでいくと、私の今申した数字でございます。医療の機器だとかは1年度の減価償却も大きいので、それで1年未満の残存期間のやつは全て移行時に落としておりますので、そういうものも入っておりますので、移行時に減ったものは、これはルールに基づいてやったわけですので、ご理解いただきたいと思います。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時53分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、この合併前と比較して、この減価償却費が少なくなっているから利益が出ているわけです。実際、それが合併前の減価償却でやったら中央病院は赤字なんですよ。そういうことで、利益が出ているというなら、結局経営状況がいいというわけなんですよ。それなら交付税が減額されるわけでないので、交付税に算入されているからといって、市から毎年20億円の繰り入れをしなくてもいいと思うんですが、まして、この独立行政法人というこれは別組織なんですよ。この出す根拠。昔は出したからって、それはまた今は今なんです。それについてお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 交付税算入分を病院へ出しているということについてですので、財政課からお答えいたします。

先ほど、出している額はお答えしたところですが、この基になっている数値は、全て普通交付税あるいは特別交付税の算入額分をそのまま病院へ出しているものでございます。

繰り出し基準でいきますと、もっと大きな額を出してもいいということになっておりますけれども、旭市におきましては合併前、もっと言えば一部事務組合だったずっと昔から地方交付税の算入分についてはそのまま病院へ出すということで取り決めが行われまして、それが現在まで続いているということですので、ご理解を賜ればと思います。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 先日の議案質疑の時にもお答えしましたが、独立行政法人の法律、それに基づいた国からの通知の中で、地方公営企業等に対する繰り出しという扱いに準じてやるということになっていまして、その中ではいろんな経費、特に不採算の部分については繰り出すことができるというふうになっております。一部を繰り出すことができると。その根拠に基づきまして出しているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは2点目ですが、この看護師マンションですが、維持費、管理費についてお尋ねをします。

以前建設された医師マンションと現在の看護師・看護学生マンションの1年間の経費についてお伺いをします。

また、今年度建設予定の施設についての年間の維持管理費についてもお尋ねします。

○議長（向後悦世） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時 0分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 看護師マンションの関係で、医師マンション等の1年間の経費ということでしたが、これにつきましては、私ども聞いている範囲では、それぞれに区分けはしておらず、全体で計上しているということ聞いておりますが、詳細のことについては差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、市が借金をして貸すわけですよ。それを全く精査しないで、貸してくれてから、中身全然分からないで貸す自体がおかしいんです。昔、医師マンションの件ありましたよ。まだ設計もできないのに予算を出してきて、市長もその時、私も憤慨しましたというように、やっぱり市が金を貸す場合、十分精査すべきだと思うんですよ。

いずれにしても、中央病院の件については、十分担当課として、これを把握した中で対処していただきたいと思います。もう、それ以上言ってもあれですから。

じゃ、次の理事長の選任の件でございますが、一般の企業は社長の独断専横がないよう外

部役員制度をとっていますが、独立行政法人では人事権を含めて理事長というのは絶対君主制なんです。それが、まるっきり人も知らない、人間関係も分からない、まして医者という特殊な世界の人事の理事長の選任に当たって、どのように考えているのか。まだ、その考えがないということでございますが、それについてお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 理事長の選任につきましては、まだ期間がありますので、これから検討していくということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これは、一課長が答えられないと思うんです。任命権は市長が持っていますから、市長はどういう考えでいるのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 理事長の選任でありますけれども、4年前もたしか高橋議員のほうからいろいろとお話がありました。そういう時期に来たのかなと、今考えているところであります。いろいろとこれから独立行政法人の中央病院としての理事長、そういった部分はしっかりと選任をしていかなければと、そのように思っているところであります。確かに高橋議員が言いましたように、高度な医療関係の、そしてまた全国的な有数な中央病院の理事長を決めるのには、私一人ではもう到底決められないことでもありますので、その人選についてはしっかりとしたプロセスの中で、その選任をしていきたいと、そのように思っているところであります。今の段階ではそういうような状況でありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、昔、民営化の時に病院のトップの方が、それなら私が医者をつれてやめるといっておどかしがあったという話も聞いていますので、一人で選任しないで何名かで選任するような対応をしていただきたいと思えます。

次に、財産の取得でございますが、病院には理事会がありまして、そのような席で土地取得に関する問題や土地取得の整備に関することについて、どのように協議を行うかをお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 先ほども答弁いたしましたけれども、1億円以上のものについては理事会のほうで承認をするということになっておりますので、具体的にどの案件がどう理事会のほうで協議されたかは、私のほうでは把握しておりません。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 土地と財産の取得に関する案件については、市に報告があるのか、それというのは、先般、もとの救急棟の入り口のコンビニエンスストア跡地を法外な価格で取得したという話を聞いているわけですが、その件について取得したことについての報告と、その活用方法についての何か報告があったのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 地方独立行政法人の財産取得については、法令においては市長への報告、許可等ということとは必要とされておりません。ただ、先ほど議員がおっしゃいましたことは、何か報告に来た中で、12月だったと思いますけれども、こういうものを買ったという報告は市長のほうにあったというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、大きな2の（1）ですか。

生涯活躍のまちの関係でございますが、事業計画の中で保育所の整備がありますが、当然、民間が設置する保育園と考えますが、今後、人口減少が予想され、児童数は減少すると考えます。そのような中で、保育所の整備が必要なのかお尋ねします。

そして、この事業計画の事業者、本当に市の状況を把握しているのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 提案の中に保育所があったよということでございますが、これについては何度も申し上げておりますが、今現在提案されたという状況でございますが、実際に実行されるかどうかというのは、これから協議をして詰めていくと。最終的に、この計画で事業者と協定の締結がされたら、その時点でその項目が決定されて事業が進捗されるということになりますので、よろしく申し上げます。

それと、市の状況を把握しているかということですが、いろいろな細部におきまして、市の総合戦略等を取り入れたような言葉も見られますので、その辺は参考にして作っているなというふうに感じております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） この大きな複合施設が建設されるわけですが、その中に市の施設もあるような計画になっていますが、どのように使用するのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） これは、提案事業者のほうから市のほうと協力して、連携して事業を運営してまいりたいということで、こういう所に市のほうも施設を出してくれたらいいんじゃないかということで提案があったわけですが、

ですから、内部についてはこれから協議をして、うちのほうでももし必要な、今の現在の市の中になような施設だとかでほしいなというものが、お互い意見が合いましたら、そういうものになっていくのではないかと推測しております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） こういう計画があるということは、業者も市にある程度の負担をさせようという考えもあるかもしれませんが、そういう中で、市に負担のかからないような検討をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それは、この事業の協議する中で、いろいろな面で協議をしながら、それがどう市に役立つのか、市民に役立つのか、そういうものも含めまして検討していきながら、費用対効果を考えながらやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、（2）ですが、この事業は民間業者が行うと考えますが、市で行う事業の具体的な内容についてお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通）　ここの部分におきまして、市が何をやるということが、今現在決まっているわけではございません。これは協議して決まっていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（向後悦世）　高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦）　ちょっと私の質問と変わっちゃった。市が約5億円補助するようになってますね。その内容です。

それと、あとこの整備地区は農振法との関係で、法的な要件があるわけですが、それらについて許可がないと提案された事業が実施できないわけですが、先ほどもこれはちょっと答弁いただいておりますが、許可の時期とこの流れですか。これについて再度お尋ねします。

○議長（向後悦世）　高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通）　市から補助を予定する、まだ補助するということが決定ではないですけれども、事業が無事締結されて事業者になった場合、5億円を補助する予定でおります。これは議会で承認をいただいたところでございますが、これは水道、下水道、上下水道とか、ガスだとか、インフラ工事という部分です。

それと、造成に係る、土を入れる部分ですね。これは市のほうで考えております。

それと、道路部分になる部分の土地代、これは結局インフラが整備された所は道路の下だとかになりますけれども、その辺は市のほうに帰属されますので、その用地代は含んでいると。そういうような形で、主なものはそういうものでございます。

それで、農振ですが、これは、これから見直しの中でやっていくとかいろいろありますけれども、仁玉川ストックマネジメントが無事受益地から除外されましたので、これからは進展が進んでいくのではないかというふうには予想しておりますが、これは農振除外、先ほども言いましたけれども、事業者のほうで作る、この生涯活躍のまちの事業の概要がきちんと決定しないと農振の申請ができませんので、そこへいつまでに進んでいけるかということになるということで考えております。

以上です。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） ちょっとすみません。

○議長（向後悦世） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時15分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 時期の見込みでございますけれども、これは31年8月を目途に、今進めているところです。

それで、スケジュールとしましては、今、最優秀事業提案者という位置づけでございます。それと協議を進めまして、最終的に市のほうと協定の締結がなったら、事業計画に基づいて農振の申請がされるという形になります。

生涯活躍のまち推進協議会のほうへ、そういうことは協議していただくということになっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、（3）ですが、この整備地域の将来の年代別人口状況と雇用の場の確保の状況についてお尋ねします。

そして、生涯活躍のまちづくり構想は、東京圏に人口が集中し、今後、高齢者が増えることから、東京圏から高齢者を地方へ定住させることを目的としています。そんな中で、現在の市の年齢別人口を見ると、高齢者率が年々高くなっている中で、この構想を推進すると、市の高齢者率はますます高くなると思います。そこで、高齢者福祉施設の建設計画がない中で、そのような高齢者施設をどのように考えているのかお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時18分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、最初に、生涯活躍のまちで、東京圏をはじめ、高齢者のということで、移住をということでありました。それはそうですが、国のほうの作っている参考資料によりますと、健康でアクティブなとか、地域社会の多世代との交流だとか、そういうものも目的の一つになっております。

それで、雇用は生まれるのかということでしたが、雇用としては、たしか提案の中での説明では、正社員、アルバイトを含めて500人程度の雇用が生まれるのではないかとということでありました。そういうことありますので、そこに若い世代も働くということの想定の中から、保育所のほうもそこにあったほうがいいんじゃないかということで、提案がされているという状況でございます。

高齢者が旭市は多いのに、また多くなってしまうんじゃないかということです。有料老人ホームは、あくまでも提案があって、それがうちのほうの計画の中で必要性が高いとなれば、その提案がうちのほうも認めて、じゃ、造ってくださいねというふうになりますし、その辺はこれからの介護事業者との協議とか、そういうことで事業が決まっていくということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 提案された事業が整備され、首都圏などから転入する人が大勢いれば、当然、市のイメージアップにつながるわけですが、そのような施策は全国津々浦々で実施されています。

そこで、こういう生涯活躍のまちですか、県内では何市町村が計画しているのか、また匝瑳市を含め、近隣では何か所あるのか、そしてどのようなタイプの事業か、事業者内容も含めてお尋ねします。

そうなりますと、そういう中で特別な優遇措置がなければ、首都圏からの転入者はないと考えますが、どのような施策をもってPRするのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 県内のこの生涯活躍のまちですが、匝瑳市と鴨川市ということ

はちょっと捉えておりますが、ほかにはちょっと取り組んでいることが……

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) そうですか。

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) すみません、国の資料では、私の持っている資料ではまだないので、ちょっと、じゃ、資料を確認しますのでお待ちください。

○議長(向後悦世) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時22分

○議長(向後悦世) 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画政策課長。

○企画政策課長(阿曾博通) 匝瑳市につきましては、先駆型ということで、交付金タイプがされているところでございます。

これは、生涯活躍のまちができることは、非常に市のイメージアップにつながるということで議員もおっしゃいましたが、私どもも全くそのとおりだということで考えております。

この生涯活躍のまちをいかに生かしてやっていくかということは、いろいろな事業を市役所でも展開していきながら、この生涯活躍のまちを含めて、他の事業もいろいろPRして、旭市をいかにイメージアップして、好感度ですかね。その辺を上げながら、旭市への、生涯活躍のまちエリアじゃない所へも移住が増えるような努力をしてみたいというふうに考えておりますし、これは事業提案者のほうもそういうことで、生涯活躍のまちのエリアには自分たちでも募集をかけるということで提案されておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

(発言する人あり)

○議長(向後悦世) 企画政策課長。

○企画政策課長(阿曾博通) それは、移住・定住促進もそうですし、今年度で商工観光課のほうで動画を作りますけれども、そういうのも利用しながら、うちのほうでもPRに努めてみたいということでございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、大きな3です。サッカー場の問題でございますが、各市町村では公共施設の廃止統合が行われています。行政改革の中では遊休用地の処分や施設の解体を行っています。そして県でも施設を市町村に移管することになっている施設が多数あります。その中で、具体的にどのような経緯で建設するのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） どういう経緯でサッカー場になったかということでございます。

飯岡中学校跡地につきましては、旭市旧中学校跡地利用検討委員会において、観光交流の拠点として、より多くの人が集まり交流できるまちづくりに重点を置いてという形で検討を重ねていただいたところでございます。その中でサッカー場ということが出てきまして、そういう形で検討委員会のほうから市長のほうに報告が上がったところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、サッカー場の天然芝を植栽して整備すると、その後の維持管理費が多額になると考えます。しかし、人工芝では一般のチームが使用するが、大学生、プロのチームでは使用しないという話を聞いています。まして、首都圏から時間的距離がある本市では、多くのチームの利用は難しいと考えます。どのような誘致活動を行うのかお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、サッカー場建設についての再質問にお答えいたします。

まず、天然芝、人工芝というお話がありました。今、どういったふうに整備するかというのは、これから基本設計の中で検討していくんですけども、今、人工芝もかなり天然芝に近いものもございます。これは、日本サッカー協会が認定した、若干芝が長い、そういったものもございますので、ほぼ天然芝と変わらないといったものも使っているサッカー場もございますので、そういうものも一応検討していきたいなと思っております。ですから、大学あるいはプロが使っても、特には問題ないのかなというふうには思っています。

あと、誘致につきましては、ホームページ、あとSNS等使って、スポーツ合宿等PRし

ていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） あのね、それで果たして誘致ができるのか。それなら旭市にだって大原幽学から何からある。みんなそれでやっているんじゃないんですか。それで、なおかつ人が来ないんでしょう。そういう中で、具体的にじゃ、どういうふうにするのかお尋ねしますよ。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） 誘致活動につきましては、ちょっといろいろとこれから研究してやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、(2)の具体的な活用方法でございますが、立派な施設を整備しても、利用者、利用日数が少ないと宝の持ち腐れになってしまうわけでございますが、小学生やセミプロなどが利用する場合、おのおのプレーのルールがあるということです。そんな中で、全ての利用者に対応するような施設での活用を図るのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） サッカー場ですけれども、基本的には一般の方のご利用もできますし、小学生ですと若干コートが狭くなるんですけれども、もちろんそういった方も利用できるような形で考えていきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、維持管理についてでございますが、当然使用料を徴収して維持管理費の財源に充てると思われますが、それだけでは年間の維持費を賄うことはできないと思います。税金などの一般財源をどの程度考えているのかお尋ねします。また、維持管理には、職員などを常駐させるのか、併せてお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） 財源については、一般財源になるのかなど、維持管理費につい

での予算は一般財源になるのかなというふうには思っています。

あと、維持管理費ですけれども、先ほど人工芝にするのか、天然芝にするのか。これによってかなり維持管理費が違います。天然芝ですと年間を通じて維持管理が必要になってきますけれども、人工芝ですとブラッシングということで月数回という形になりますので、それによってかなり維持管理費というのは変わってきます。ですけれども、これから設計の中で工事費、それと維持管理費を含めて事業費を決めていきますので、そういった中で検討していきたいというふうには思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 市長にお尋ねしますけれども、今までの答弁を聞いていますと、何の計画も目標もないわけなんです。そういう中で、なぜこんなにサッカー場を早急に造るようなことを考えたのか、その点をお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） サッカー場を飯岡中学校跡地にということで、今進めているところでありましてけれども、最大の目的はやはり2011年東日本大震災からの復興ということで、飯岡、きのうも朝日新聞の記者とインタビューをしたわけでありましてけれども、飯岡海岸地域の本当の復興が、いつ復興宣言はされるのかというような質問を受けました。現実、インフラの面では、かなり90%くらいインフラは復興になっているのではないかな、そんなような思いの中で、一番大事な人間の心の復興といいたいまいしょうか、そういった部分で飯岡海岸ににぎわいがもとのまちようになってほしいという思いで、人が集まれるような場所を作りたい。ちょうど、その飯岡中学校が移転をしたということで、中学校の大きな用地が空いているということで、人がどんどん来られるような、そして、周りのいろんな部分での波及もできるような、そんな施設をぜひやりたいと。それと同時に、サッカー愛好者からかなりの要望があって、本格的なサッカー場が旭市には1個もない、野球場はいっぱいあるけれども、サッカー場がないという、そういった要望もかなりありまして、そういった部分で総合的に判断しまして、海上中学校の跡地か飯岡中学校の跡地に、ぜひサッカー場を造っていきたい、そんなような思いでありましたので、現実、そういった検討委員会の結果も出ましたので、前向きに、そういった今事業展開を進めているところでありまして、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、4番目の（1）でございますが、市長の肝煎りで行政改革推進課を設け、行政改革は進んでいるものと考えます。しかし、市税などの自主財源は毎年減少し、市の財源もますます厳しさを増すものと考えます。

現在、市の施設の管理費、つまり物件費がどのように伸びているのか、また、今後施設の廃止統合が進まない状況で、今年度を含めて、施設整備を行う中で管理費の伸びをどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 物件費の伸びあるいは管理費の伸びをとということでございますけれども、申し訳ありません、今、正確には把握はしておりません。財政推計を考えている中で、31年度は新しい総合戦略、あるいは行政改革アクションプランの改定というのも予定されておりますので、その計画を新しいのを作るのに併せて財政推計というものをやっていきたいなど、このように考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 平成30年10月1日の人口が6万4,747人の旭市の31年度の一般会計予算額は約300億円です。しかし、近隣の同規模の人口の八街市、これは人口6万8,400人、ほぼ変わらないわけですね。その中で予算が214億円なんですよ。

合併特例期間の優遇施策も終焉し、これからの中で本市のあるべき予算額をどのように考えているのか、具体的に詳細にお伺いします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁と求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 今後のということでございます。

ご案内のとおり合併特例がだんだんなくなってきております。その中で、これまで基金のほうを蓄えてきた部分がございますので、それを活用して旭市の財政が立ち行かなくならないように努めていきたいなど、このように考えております。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） すみません。答弁漏れがございました。

八街市と比較して旭市の予算額はということでございますが、本市の予算額300億円、八街市が214億円ということでした。

これは、それぞれの団体によって置かれている状況が大きく違うと思います。八街市は合併している団体ではございません。旭市は1市3町が合併した団体でして、それに基づいたインフラの整備等も数多くやっておりますし、震災からの復興の事業というのでも取り組んでおります。そういった中で、予算規模に違いがあるのかなど、このように考えております。

以上です。

(発言する人あり)

○議長(向後悦世) 財政課長。

○財政課長(伊藤憲治) 予算規模がどのくらいであったらいいのかというようなことかと思えます。

これは、今は数字がどうのこうのということではないと思います。それぞれの事情と申しますか、時代の中で必要な予算を編成していくということになるかと思えます。

ただ一つ言えるのは、人口が減少していくというのは間違いございません。そういった中で、公共施設というのでも今重複してある部分については、統合ですとか整理というのを進めていくことによって、予算規模と申しますか、その辺は縮小していかなければならないのかなど、このように考えております。

以上です。

○議長(向後悦世) 高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) 市の説明では、旭市の財政状況は健全財政を保っているという説明でございしますが、この自主財源の確保が厳しい状況の中で、各種の事業を実施する場合、基金の取り崩しが考えられると思います。その基金もなくなると、どこかの市と同じで、企業会計からなどの借入れを行うことになってしまいます。

先日の新聞報道で、その市は今年度分の返済を行うことができなくなり、先送りすることとなりました。財政調整基金の枯渇は心配ないのかお尋ねをします。

○議長(向後悦世) 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長(伊藤憲治) ご心配、ありがとうございます。

財政調整基金、おかげさまである程度の額が今保有できているところでございます。これを将来にわたって枯渇しないように、あるいは未来の子どもたちのためにも上手に使えるよ

うに考えていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 臨時財政対策債は、交付税の代替で、本来国が交付すべき金額を地方公共団体が財源の不足する場合に起債を発行し財源に充てるものです。そのようなことから、現在の臨時財政対策債の残額120億円強は、借金しなくても、これは将来交付税に算入されるものです。言い換えれば、臨時財政対策債の借入額がそのまま財政調整基金の……

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。ちょっとお尋ねしますが、項目4の（2）の今年度末の基金の状況についてでよろしいでしょうか。

○20番（高橋利彦） そうです。

○議長（向後悦世） じゃ、お願いします。

○20番（高橋利彦） 臨時財政対策債の借入額が、そのまま財政調整基金の残高とも考えられます。現在の財政調整基金の残高をどのように考えているのかお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 臨時財政対策債と財政調整基金の関係ということでございました。

合併した団体について、だいたい同じように言えることなのですが、合併算定替の特例によりまして、ある程度財源に余裕があることから、いずれの団体も財政調整基金がある程度たまっているという状況はございます。

臨時財政対策債で借金した分がそれは増えているのではないかとということでございますが、決してそういうことではないと思っております。臨時財政対策債については、交付税の代わりに分だということで国は言っておりますし、旭市としてもそういうふうに捉えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 臨時財政対策債は、本来、借りなければ交付税として算入されるものでしょう。ですから、そんな中で臨時財政対策債が120億円あるわけですね。そういうあれからしたら、基金がこれだけなかったら、交付税の先食いをしちゃっているということになるんですよ。それについて、じゃ、お尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 交付税の先食いかというようなお話もございましたが、決してそういうことではないと思っています。

質問にもありましたが、確かに臨時財政対策債、借りられなかったとしても地方交付税のほうに算入されるということは承知をしております。そのために、平成29年度につきましては、借りられる額よりも少し圧縮して金額を設定したというところをご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 何回も……、時間がなくなっちゃいますので、じゃ、次に移ります。

（3）ですか。交付金の伸びが見込めない中で、一般財源や自主財源の伸びを見込めない状況のもとで、経常的経費が増加してどのような財政状況になるのかお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 経常経費の伸びにつきましては、これまでできるだけ伸びないように、あるいは削減できるようにということで、予算編成等も通じ、あるいは執行の中でも通じて努力してきているところでございます。

今後も引き続き、公共施設の統合整理だとか、あるいはアクションプランの実行だとか、そういうことを通じまして経常経費の削減に努めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 先日の予算全員協議会の質疑などで、中央病院の看護師マンション建設費用が2割も増加した理由を聞いたところ、廊下の面積が入っていなかったとの回答でありました。はっきり言って甚だこれは遺憾であります。優秀な職員がいて、そのような曖昧な積算、当然、市の財政状況も、健全財政といっても、そのような曖昧な財政計画ではないのか、交付税も大幅な増額が見込めない中で、どのような推移になっているのか、その根拠的数値をお示しいただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 財政の推計でございますけれども、先ほども申し上げたことと重複

するかもしれません。毎年なかなか作るというのは難しゅうございますので、平成31年度には新しい財政推計も行っていきたいと、このように考えております。その中では、将来の見込みというのもしっかり見据えた中で作成していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 次は（4）交付税ですか。

先ほど答弁いただきましたが、29年、12億円ほど交付税が増えているといっても、この中身を見れば約11億円が病院なんです。あと、市の分は1億8,000万円しか増えていないですね。中身を見ればね。

そういう中で、29年度増えている理由は、大きく中央病院の算入分、それから臨時財政対策債などの公債費の算入分で、臨時財政対策債は発行可能で算入されるもので、交付税のこれは代替え分です。本来なら国が普通交付税として交付すべき額なんです。そのようなことから、中央病院の算入分11億円、臨時財政対策債、合併特例債の公債費算入分21億円を除くと、実質、市が自由に使える分は14億円も減っているわけなんです。

それで、皆さん方が有利な合併特例債と言いますが、ただ、借金は見てくれるけれども、ほかの分を削っちゃったから、じゃ、現実には有利な合併特例債のメリットは何にもないわけなんです。そのようなことから、決して財政状況がよいとは言えない中で、不必要な事業を行うことがないように、事業を精査しなければならないと考えています。

また、交付税の現状、市民、議会などで説明しないで、旭市の財政は健全財政だとの説明をするのは、市民、議会を愚弄するものだと思います。この件について市長はどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 見方としてはいろいろと、高橋議員のような見方もあると思います。ただ、合併をした市町村はかなり事業をやっております、その事業に対する交付税の措置、そういったものが確実にあるわけでありまして、

それともう一つは、やはり人口減少対策として、いろんな事業をやっていかなければならないと、そのような思いで事業もやっているわけでありまして、無駄な事業といいましょうか、そういった部分は考えておりません。道路インフラもかなり今年には南堀之内線、中央病院のアクセス道、そしてまた避難道路と進捗が見えております。そしてまた、県の事業では

ありますけれども、清滝トンネルも着工する。そしてまた大きな事業で、塵芥処理のごみ焼却施設、最終処分場の問題、そういったものがある必要不可欠なものを行っている中で、やはりいろんな部分で国の支援、県の支援、そういったものも確実にあるわけでありますので、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 不可欠なものはしょうがないですけども、後々、市に負担のかかるもの、例えば下水道だって、結局その時、何が何でやったかは分からないけれども、今になればかなりの財政負担になっているわけですよ。

よく、動いたら腹減るから動くなという言葉がありますけれども、それと同じで、やはりなるべく無駄な事業はやらない。例えばサッカー場だってそうですよ。本当に採算とれるのか。結局、あとは一回造ったらやめるわけにいかない。維持管理費だけはかかる。そういう中で、やっぱり事業は、新規の事業はよく精査してやってもらいたいと思うわけなんです。

そんな中で、市長はこの交付、旭市は交付税を受けているわけですね。交付税を受ける地方公共団体をどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 国もやはり地域バランスといいましょうか、平等な発展といいましょうか。そういった部分はしっかりと考えてくれて、自主財源が乏しい自治体には交付税で措置をしよう、応援をしようと、そういったようなことであると私は思っているところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今、市長が答弁したように、この交付税というのは全国の市町村が一律の行政サービスを平等に受けられるようにということで算入されているわけですよ。ですから、そんな中で住民サービスをなおざりにして、市長は市長になったら、自分のやりたいことがあるからやる。しかし、金があってやるならいいんですよ。やっぱりその辺を十分見きわめて事業をやっていただきたいと思います。

そういう中で、交付税は別名地方交付団体への生活保護費と言われるわけなんです。その団体で一般的な行政運営を行う経費を自主財源で賄うことができない団体に交付されるわけですが、それからいきますと、自立できる浦安市などは不交付団体となっています。そのようなことから、市民などに不安を抱かせない行政運営を行うことが首長の務めである

と考えます。財政状況の内容を十分に把握する必要があると考えますが、いかがかお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 高橋議員からいろいろと貴重なご意見をいただきまして、そういったことを十分に精査して参考にしながら、これからの市政運営をしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、（5）ですが、特別法的根拠がない中で多額の繰り出しを行っています。特に水道事業会計では、高料金対策補助金を県から受けるために、市からの繰り出しを受けることになっています。以前は、水道事業会計が黒字になっているからと、市からの繰り出しを行っていませんでした。中央病院事業も黒字、もうかっているなら事業に繰り出しをしなくても普通交付税の額は変わらないものです。水道事業会計と同じように、病院事業会計が黒字、もうかっているなら、あえて別組織の病院に繰り出しを行わなくてもいいと考えますが、いかがかお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 繰り出しについて、二つございました。

1点目、水道ということでございました。水道への繰り出しにつきましては、以前は高料金対策の基準を満たしているという中で、繰り出しを行ってきたところでございます。

しかし、その後、水道料金改定をしまして、経営状況もよくなったという中で、また繰り出しの基準にも該当しなくなったという中で、繰り出しは行ってこなかったという経緯でございます。

ただ、今般、市民の負担を軽減するために、一般会計から繰り出すということを決めたところでございまして、そうすることによりまして、県からの補助もあると、相乗効果もございまして、今回、水道への繰り出しということで行ったところでございます。

もう一点、中央病院がございました。中央病院につきましては、先ほど別の所でもございましたが、金額につきましては地方交付税で算入されている分だけを繰り出ししているところでございます。

基準から考えますと、もう少し大きな金額を繰り出ししてもいいということになっているわ

けですが、その中で交付税に算入された分だけで、それにさらに上乘せして繰り出しはしていないというところで、ご理解を賜ればと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 発言の訂正があるようですので、発言の許可をいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、先ほどの生涯活躍のまちで、県内10市あるだろうということでございましたけれども、確認をいたしました。そうしたら10市ございましたが、これはあくまでも生涯活躍のまちの推進をする意向がある団体ということでございまして、今現在、実際に取り組んでいるのは5団体ということで、先ほど言いました鴨川市、匝瑳市のほかに長柄町と御宿町ということで、この辺は既に取り組みを開始したということでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

◇ 高 木 寛

○議長（向後悦世） 続いて、高木寛議員、ご登壇願います。

（9番 高木 寛 登壇）

○9番（高木 寛） 議席番号9番、日本共産党、高木寛です。

今回の一般質問ですが、四つの質問事項を取り上げましたので、明快な答弁を期待いたします。

第1点目です。学校教室へのエアコン設置の進捗状況について伺います。

昨年11月、第4回定例議会の補正予算で、小・中学校全ての教室に11億円余りの費用を充てて設置を決定いたしました。昨年夏の猛暑で、熱中症事件もあり、気象庁は災害と指摘していました。子どもたちの命と健康を守るために、保護者や教職員、市民がエアコン設置を求める運動に取り組み、国を動かし、地方自治体を動かしたと私は思っています。

そこで伺います。

設計業務は本年5月末完了、設置工事は6か月で完了と答弁されました。ですから、設置開始と完了予定はいつになりますか。改めて伺います。

設計ではどのようなエアコン形式にする予定ですか。これも伺います。

そして、設置業者として旭市内の業者を選定することはありますか。

また、教室にはエアコン設置が実現しますが、学校体育館にもエアコン設置の考えはありますか、伺います。

最近、自然災害が猛威を振るう時世です。体育館は避難される場所として提供されますが、空調設備の有無が避難された皆さんの健康を左右しますので、ぜひ設置すべきだと考えます。総務省の緊急防災・減災事業債で指定避難所になっている体育館にエアコンを整備することができます。これを活用すべきと思います。

次に、第2点目です。水道事業について伺います。

現在、敷設されている水道管の耐震化、老朽化の状況について伺います。

厚生労働省の調査で、震度6強程度に耐えられる耐震適合率が4割に満たないことが分かったと報道されました。この旭市では、老朽化、耐震化の状況はどうか、伺います。

水道事業の民営化の方向性について、どのような状況ですか、伺います。

水道事業の民営化を促す水道法が、昨年12月の臨時国会で成立しました。水道法は、憲法第25条の生存権の保障を基に、低廉で安全な水を全ての国民に供給することを理念にしていますが、改悪された水道法は、水道施設の所有権は公的機関に残したまま、運営権を民間に売却できるコンセッション方式の導入を促進し、民間企業の参入を促すもので、利益を最優先にする企業が参入してきたら、水道水の品質が確保されず、料金値上げだと住民負担増を招く危険があると指摘します。

次に、利用料金の引き下げ、基本料金引き下げ、基本水量の見直しについて伺います。

旭市の水道料金は、基本料20立方メートルまで5,184円で、近隣市と比べても高過ぎます。使用量の少ない家庭でも20立方メートルの料金です。この水道料金全体の引き下げとともに、基本料金の引き下げ、基本水量の見直しが必要だと要求しますが、見解を伺います。

次に、第3点目です。介護保険について伺います。

介護保険料の滞納状況はどのようになっていますか。

保険料の納め方は2種類ありますが、年金から天引きされる特別徴収には未納はないと思いますが、納付書や口座振替による普通徴収での状況はどのようですか、伺います。

現在、介護サービスを受けている市民の状況について、要支援1、2、要介護1から要介護5まで認定される皆様それぞれ何人おられますか。そして、具体的にはどのようなサービスを受けておりますか。

次に、利用者負担助成制度について伺います。

介護保険法が改悪され、利用者負担が重くなってきています。利用者の負担軽減の助成制

度が求められますが、旭市ではどのように対処していますか、お聞かせください。

船橋市では、利用者負担助成制度を作り、利用者サービスを実施しています。

次に、第4点目です。学校給食の無料化について伺います。

給食費の未収金はどのくらいですか。昨年6月の第2回定例議会でも質問しましたが、現時点での未収金世帯は何世帯で、未収額は幾らになりますか。増えている状況ですか、減っている状況ですか。答弁を求めます。

近隣自治体での無料化が増えているが、旭市でも完全無料化にする考えはありますか。

無料化にするには、2億3,000万円を超える額が見込まれ、財政への大きな影響が懸念されるとの回答がありましたが、最近は給食費完全無料化の自治体が増えてきています。完全無料化への英断を求めます。

それぞれについて、市長と担当課長の答弁をお願いいたします。

これで第1回目の質問を終わります。あとは自席での再質問とします。よろしく願いいたします。

○議長（向後悦世） 一般質問は途中ですが、2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 5分

再開 午後 2時20分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高木寛議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 設置の開始と完了予定ということでご質問いただきまして、小・中学校の普通教室及び特別教室へのエアコン設置につきましては、平成31年1月30日の入札の結果、5月末を履行期限として実施設計業務を発注したところでございます。

設計業務が完了しましたら、速やかに発注の手続きに入る予定であります。工期につきましては、現在、設計を発注した段階であり、また学校ごとに条件が違いますので一概には言えませんが、6か月程度はかかるものと見込んでおります。空調機メーカーの供給体制も懸念されるころではありますが、できるだけ早期の設置完了を目指してまいります。

次に、引き続きまして2番目の、どのようなエアコンの形式かというところでございます。

設計業務の発注の仕様書の中で、空調設備工事の部分でございまして、熱源及び供給方式は電気の個別形式を想定しているが、他の方式についても、建築物の形状、経済性及び汎用性を比較検討し、有効なものを選定するものとするとしております。設計時に比較検討し、その学校に適している設置方法で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 財政課長。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 失礼しました。それでは、4番目に質問いただきました体育館へのエアコンの設置というところで回答いたします。

今回の小・中学校のエアコンの設置に当たりましては、国の補助採択がありました普通教室及び特別教室のみで予定しております。

国におきましても、昨年の猛暑を受け、児童・生徒等の健康被害を及ぼさないよう、熱中症対策として各学級に冷房設備を整備することとされ、今回の臨時特例交付金においては、屋内運動場への空調の整備は対象外となっております。

指定避難所に空調を整備する場合の臨時防災・減災事業債の活用につきましては、文部科学省のほうからも通達が来たところではございますが、現段階で体育館へのエアコンの設置につきましては考えてはおりません。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きな1番の学校のエアコンのうち、（3）の入札における条件についてお答えいたします。

工事を発注する際には、工事の規模ですとか内容に応じて、入札に参加できる業者数等を勘案して、工事ごとに配置技術者や地域要件等の条件を設定しております。

今回のエアコン設置工事ですが、これまで同様の工事発注においては、地元企業の受注機会を確保するため、市内業者と準市内業者、これは市内に支店がある業者ですが、このような地域要件の設定をしております。

したがって、今回の工事も基本的には市内業者と準市内業者での設定となると思われませんが、学校数が多いこともありまして、市内業者と準市内業者だけでは入札参加業者数の確保が難しい場合は、近隣市町を含めた形での設定も考えられます。また、工事の規模や内

容によっては、もう少し地域を広げた設定とする場合もございます。

いずれにしましても、現在、設置工事の実施設計を行っているところでありまして、設計業務が完了した後、設計の内容により入札条件の設定を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） それでは、2番の水道事業について、そのうちの（1）配水管の耐震化及び老朽化について回答いたします。

配水管の耐震化率は、平成29年度決算での数値で3.3%となっております。配水管の老朽化につきましては、そのほとんどが埋設管ということになりますので、現状の把握が困難であり確認はできておりませんが、配水管の法定耐用年数といたしましては40年となっており、平成32年度から順次耐用年数を迎えることとなります。

続きまして、2番の民営化の方向性について回答いたします。

今回の水道法の改正により、官民連携の推進が導入されました。また、これとは別に、広域連携の推進についても、その基本方針が定められたところでございます。

現在、千葉県では広域連携について推進しており、当地域でも東総広域水道企業団を事務局とし、本市を含む4事業体で、新年度より東総地域末端給水事業統合研究会を設置し、事業統合に関する検討を行う方向で協議が進められているところでございます。

続きまして、3番目になります。料金の引き下げと基本水量の見直しについてお答えいたします。

使用料金と基本料金の引き下げにつきましては、平成30年10月1日より減額改定した料金で適用しているところであります。先ほど、高木議員のほうから、ご質問の際に、2か月20立方メートルで5,184円ということがありましたが、今現在では、この10月からの改正によりまして4,536円となっております、ご了解ください。

今後の料金改定につきましてはですが、これは事業経営状況を判断する中、3年後にまた改めて検討したいということになります。基本料金につきましても、この際、併せて検討を行いたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 高齢者福祉課からは、大きい3番の介護保険について3点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の介護保険料の滞納状況についてでございますが、介護保険料の収納状況の推移ですが、平成29年度につきましては、特別徴収は年金からの天引きで収納率は対調定100%、普通徴収の現年度分は83.8%で、過年度分は19.0%でした。合計では96.0%の収納率で、平成28年度及び平成27年度とほぼ同じ率で推移しております。

普通徴収につきましては、年金が年額18万円未満の方が対象となりますが、納付資力のない方も多く厳しい収納状況ではありますが、今後もさまざまな取り組みにより収納率向上に努めてまいります。

次に、(2)の現在介護サービスを受けている市民の状況ということで、平成31年1月末現在の要介護認定者数は2,972人で、内訳としましては、要支援1が255人、要支援2が290人、要介護1が678人、要介護2が511人、要介護3が460人、要介護4が452人、要介護5が326人となっております。

また、どのようなサービスを受けているかということでございますが、サービスの区分は、大きくは三つございます。まず1点目は、訪問介護や通所介護などの居宅サービス、もう一点は認知症対応型の通所介護、また地域密着型の介護老人福祉施設などの地域密着型サービス、3点目は、介護施設に入所して受けるサービスでございます施設サービス、この3点がございます。

続きまして3点目でございますが、(3)の利用者負担助成制度についてでございます。

現在、旭市で実施しております利用者負担助成制度としましては、サービス利用者負担額が限度額以上のときに支給される高額介護サービス費や高額医療・高額介護合算制度、そのほか、施設入所やショートステイなどを利用した低所得者の居住費や食費の負担軽減制度などがございます。

議員がおっしゃる市独自の利用者負担助成制度につきましては、現在実施する予定はございませんが、本市におきましては、現在実施しております助成制度を引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、4、学校給食費の無料化について、(1)給食費の未収金はどのくらいかについて、平成28年度、29年度の比較でお答えさせていただきたいと思っております。

平成28年度の学校給食費の滞納額は、現年分で申し上げますと213万4,883円、132世帯で

ございます。平成29年度の滞納額は252万290円で、121世帯、38万5,407円の増になっております。

続きまして、(2)旭市でも完全無料化にする考えはあるかについてお答えをいたします。

旭市といたしましては、子育て世代を中心に、多子世帯の経済的負担の軽減や少子化対策として、結婚、出産、子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくりの推進のため、各種子育て支援対策を実施しているところでございます。また、学校給食の実施に必要な経費の負担については、学校給食法第11条及び同施行令第2条に、食材料費については保護者の負担とすることが規定されております。旭市においては、平成29年4月より第3子以降の給食費無料化を実施しているところでございます。

ご質問の完全無料化を考えますと、繰り返しになりますけれども、平成31年度見込みの児童・生徒数4,804人分で、年間およそ2億3,000万円を超える額が見込まれるため、財政への大きな影響が懸念されます。

旭市の給食費は、近隣と比較しましても低額なことから、現状の内容により引き続き保護者の経済的負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、再質問いたします。

エアコン設置についてであります。先ほどの答弁では、今の設計段階で5月末で終わると。それから6か月ほどかかって工事、設置が完了するというお話でした。これは、前回、12月の補正の時に質問された議員に答えられた答弁なんですけれども、ぜひこれを早めていただきたい。確かに、全国的にかなりエアコンそのものの器具に、相当、学校が引っ張りだこというような状況が考えられますけれども、旭市としてもぜひ頑張ってください、早目、早目の設置を促してほしいと。それから、設計段階で形式は確定しませんが、ぜひ安い仕様で取り入れてほしいということを要望しておきます。

それから、工事の設置業務ということを入札の時にぜひ、市内の事業者がこの設置ができるように要望して……

（発言する人あり）

○9番（高木 寛） じゃ、すみません、失礼しました。

○議長（向後悦世） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 早期の完成をというところでございまして、市のほうとしてもなるべく早い完成を目指して、設定が完了した箇所から発注のほうを考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） じゃ、今の早く頑張ってもらいたいという要求はのんでいただけましたということで、型式ですね、どのようなエアコン形式かということでは、先ほど1回目の答えで答えられていますが、特別に再質問はありません。よろしいですか。

次に、入札においての市内業者の条件をぜひ作ってほしいという要求をいたします。市内業者であれば、市の経済効果がかなり発揮できると思うので、ぜひその利用をお願いしたいという要望をしておきます。そのお答えをお願いします。

○議長（向後悦世） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） エアコンの設置について市内の業者をですが、先ほどの1回目のご答弁と重複してしまいますけれども、まだ今実施設計を行っている段階でございますので、でき上がった時点でその状況を見まして、なるべく市内の業者を優先するような形も取り入れながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） じゃ、次の質問で、体育館への設置ということはどう考えていますかという質問です。

体育館は、先ほども1回目の質問でありましたように、指定避難所となる体育館だというふうに思います。ここでも、エアコン設置に活用できる、総務省が出している緊急防災・減災事業債、これを原資として考えてみてはどうですかということですね。この地方財政の措置として起債充当率は100%あります。うち、元利償還金の70%を交付税措置ができることとされています。ですから、実質的には地方負担は30%になる有利な制度だと思うんですね。そのお考えはありますかとお聞きします。

○議長（向後悦世） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） ただいま答弁いたしましたように、教室に最優先にやっていきたい

というところでございまして、体育館への設置につきましては、現在のところ計画はございません。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 確かに、制度というか利用する資金は違いますけれども、これは違う部署で事業債が起こせるということになっておりますので、ぜひ計画をしていただきたいと。埼玉県草加市では、この緊急防災・減災事業債を活用して2017年度から体育館にエアコン設置を始めています。これでは、総事業費が10億円と見込まれていまして、市内15の全体の体育館と三つの武道館の計18施設に整備していると報道されています。

ですから、旭市でも、教室につけるエアコンと資金の出所は違いますが、ぜひ体育館ということを押えていただいて、ましてや避難場所になる可能性があるのも、ぜひこのことを要求して答弁を求めます。

○議長（向後悦世） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） ありがとうございます。今現在、計画のほうは教室優先ということを実施しておりますので、まだちょっと今の段階で体育館に設置というところまでは至っておりませんので、すみません、ご理解のほういただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） じゃ、次の項目に移ります。水道事業についての再質問です。

水道管の老朽化、耐震化でということで質問しましたが、布設されているので見るのは困難だということで、耐用年数が40年というお答えがありました。旭市で、この40年に近い老朽化する、また耐震化に耐えられる管はどのくらいありますか。

○議長（向後悦世） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） すみません、今、データとしては持ってありませんが、耐震化率が3.3%ということですので、ほとんどの管が耐震化されていないということになるかと思っています。

以上です。

○議長（向後悦世） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） かなり耐震化ということでは、全国的にも、1回目の質問でしましたが、

国の調査でも4割程度しか耐震化はないんだということで、まさにこれからどのような大きな地震なんかが起こるといふか、それが起きたらもうライフラインが駄目になるので、耐震化されていない所も40年たっていないから安心だということではなく、ぜひこのほうを計画して、交換の計画も立てていただいて予算計上していただきたいというふうに思います。そのお考えはどうでしょう。

○議長（向後悦世） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 再々質問にお答えします。

ただいまの、去年、今年、平成30年、31年度で長期計画、この中に耐震化計画というのがございます。こちらのほうで計画を定め、順次対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、水道事業の2の方向ですね、2の項目で、民営化について反対すべきだという、私は意見ですが、政府は水道事業を民間企業に運営してもらおうと水道法を、衆議院では2日間の委員会審議、参議院では3日間の質疑で可決されました。

民営化するということは、もう世界的には40年も前からやられていたと。しかし、この世界的な流れの中で、民営化された国は見直しをしていると。最近の流れは再公営化になってきていると、そういう状況が報道されています。

当初、企業団ですか、こういう状況があつて広域連携を進めるといふお答えがされましたけれども、やっぱり民営化したら、まさに企業はもうけのための民営化なので、もうけを優先して安全な水の供給といふのはすごく心配になるんですね。ですから、広域連携も考えられますけれども、その時にぜひ、民営化は駄目だといふ主張をなさっていただきたい。そのことを要求してこの質問とします。

○議長（向後悦世） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 新年度のほうから東総地区で研究会が始まります。その中で、民営化についても検討されることと思っております。旭市としても、状況を研究しながら考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、次の項目で、利用料金の引き下げ、基本料金引き下げ、基本水量の見直しということで、先ほど私が五千幾らと申し上げましたが、去年ですか、引き下げられていますけれども、ぜひもっともっと引き下げを要求します。

それから、高齢者世帯とか単身世帯では、水道使用量が少ないので20立方メートルで計算されていますが、まさに割高になっているということになると思うんですね。ですから、基本料金の引き下げと基本水量の見直しを要求します。それへのお答えをお願いいたします。

○議長（向後悦世） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 水道料金ですが、先ほどもちょっとお答えしました。この30年10月1日から改定して今、料金をいただいているところでございます。まだ1年を経過していないので、どのような状況なのか、まだ確認できる場所ではございません。そういう中で、今後、3年後ですね、これをめどに、その際にまた改めて検討しようということになります。その中で、やはりそのような基本水量ですね、こちらのほうの検討についても同時に行おうかと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） じゃ、ぜひその機会に要求を出していただいて、利用者の皆さんに低廉で安全な水を供給できるように頑張ってもらいたいということを申し述べておきます。

次に、介護保険について伺います。

介護保険の滞納状況については分かりました。次の項目で、サービスを受けられている市民の状況ということに移ります。

それぞれ要支援1、2は何という、また要介護1から5まで、この方たち利用されているというお答えがありました。具体的にはどのようなサービスを受けていますかという質問をして、3点の大きい項目でやられているというお答えがありましたので、私は3項目めの利用者負担助成制度について伺います。

旭市でも独自の利用者負担を軽減させるために行っているという答弁されました。私、参考にしたいのは、船橋市で利用者負担助成制度を作って利用者サービスを実施していると、この船橋市の利用者負担助成制度、これをぜひ研究していただいて、旭市でも実践してほしい、そのことを申し上げたいというふうに思います。

船橋市の助成制度の特徴として、利用者負担の40%の軽減が受けられると。収入認定の幅

が広く、基準以内であれば資産があっても対象になり、それぞれ22項目ほどの独自のサービスが受けられる、そういう制度が作られています。

ぜひ旭市でも、この船橋市を参考にして制度を作っていただいて介護利用者に有利なサービスを提供していただきたい、そのことを質問いたします。そのお考えはどうでしょう。

○議長（向後悦世） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 再質問についてお答えします。

船橋市の助成制度をいろいろ調べて内容のほうは把握しているところでございますが、現在、県内の状況ということでも調べてみました。そういった中では、県内の中で船橋市をはじめ8市町村でそのような実施をしていると。その中でも、実際に実績があるのは4市1村というような状況でございます。また、近隣におきましては、現在実施していない、それとまた実施する予定は今のところないというような状況でございます。

そういった内容についてもいろいろ調査したり研究したりというところで、今後は、国・県の動向を注視しながら近隣市との情報収集、情報交換などを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） ぜひその船橋市を参考にして、実施している所は少ないというお話で、先駆けて旭市では取り組んでほしいということで、次の学校給食の無料化についての項目に移ります。

近隣自治体の様子ということでは、東庄町では完全無料化、それから神崎町も多古町も芝山町、それから横芝光町も完全無料化を実施しています。お隣の匝瑳市では、昨年の12月の市議会で、学校給食の完全無料化実施、これを求める決議がされ、行政に実施を求めています。旭市でも、積立金、財政調整基金の一部を取り崩して、ぜひ完全無料化という方向で実施すべきであると思います。

前回の質問で、2億3,000万円を超える額が見込まれるという回答がありましたけれども、財政調整基金があるので、これを取り崩して、確かに給食費、近隣から比べれば安いという答弁もありました。安ければなおさら負担額が少なくて済むと思うんですよね。ぜひ完全無料化という方向で市長には力を注いでいただいて、旭市では、近隣でもかなりの子どもたちへのサービスというか、保障しているんだという姿勢を示してほしい。

このことをお願いして私の質問を終わります。

○議長（向後悦世） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今、高木議員から要望がありましたけれども、学校給食費担当の試算では2億3,000万円、無料化したらかかるということもあります。

旭市は、このこと以外に子育て支援、そういったものは神栖市にも並ぶくらいのいろんな政策を支援しているところでありまして、そしてまた給食費も、週に2日だけは主食を無料にしているところでありまして、今回、予算計上して主食分は全部無料化にしようというふうなことを、予算を計上しているところでありまして。

また、平成29年4月から第3子以降の保育料無料、幼稚園料無料化ということもして、——保育所の主食ですか。保育所の主食を無料にしているところでありまして、それと29年4月から第3子以降の保育料、幼稚園料無料化ということで、かなり厚い子育て支援をしているところでありまして。このような助成制度といたしまししょうか、補助制度は、一回始めちゃったらやめることもできないということの中で、慎重に財政とも、近隣の市町村、あるいは県内の市町村ともいろんな面で精査をしながら今後研究をしていきたいと、そのように思っておるところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 高木寛議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 保

○議長（向後悦世） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（12番 伊藤 保 登壇）

○12番（伊藤 保） 12番議員、公明党、伊藤保、議長より発言の許可がありましたので質問をいたします。

質問に入る前に、平野忠作議員が急逝され、合併後初めての選挙で当選し、ずっと一緒に行動をしてきた一人として、とても信じられない思いです。最後の最後まで議員活動をした姿に、謹んで敬意と哀悼の意を表します。

それでは、議会三役が終わり、1年ぶりの質問に入ります。しばらく質問をしていなかったのですが、何かと不手際があるかもしれませんが、お許しを願いたいと思います。

千葉県では、公の施設について、平成28年7月に見直し対象である99施設について新たな見直し方針を策定し、行政改革推進本部において決定しました。まだはっきりとした方向性

は見えません。引き続き検討となっております。

旭市内にある5施設のうち、旭高等技術専門学校を、専門校を除いた県の施設4施設について1項目めに伺います。

1点目、県立東部図書館が建って20年ぐらいたつと思います。この図書館には専門書が多くあり、また、ないものは国立国会図書館から引き出してくださいますので、私もカードを作って利用している一人ですが、この旭市に県立の図書館があるだけで便利であり、市民にとっては知性を高めるため、身近にある施設と思いますので、県立東部図書館の建てられた経緯と施設の概要及び年間の管理費について伺います。

2点目に、飯岡刑部岬にある光と風展望館について質問いたします。旭市の景勝地として知られる上永井自然公園施設として光と風展望館があり、建てられた経緯と施設の概要を伺います。

3点目、干潟地区にある総合スポーツセンター東総運動場について伺います。こうしたスポーツ施設は県内に数少なく、スポーツ大会が開催されております。大会の時などは、応援する声が近隣に聞こえたり、大型バスが何台も駐車したりしてにぎわっております。このような使用状況を見ると、広域性があるのではないかと考えますが、建てられた経緯と利用状況を伺います。

4点目、東総文化会館について、20年ぐらいたつと思いますが、建てた経緯と施設の概要と管理費について伺います。

2項目目の虐待についてですが、虐待にもいろいろなケースがあります。

1点目に、高齢者への虐待、障害者への虐待、そして今マスクミをにぎわせています児童虐待について。旭市の通報件数は何件あるのか伺います。

2点目、児童相談所について。設置場所とまた職員の人数は何人か伺います。

3点目、児童虐待の通報の対応について伺います。

3項目め、空き家対策について伺います。

この質問は、平成23年12月議会で質問をいたしました。当時の答えは、まだ考えていないとの回答でありました。その後、平成24年9月に木内欽市議員が質問し、その後、25年2月、26年3月、26年9月と質問をいたしました。その後、29年4月に、国の特措法に基づいて旭市空き家条例が施行されました。

1点目に、この間の苦情に対する対応についてどのように行ってきたのか伺います。

2点目、当時より空き家が増えていると思います。現在、掌握している軒数は何軒か伺い

ます。

3点目、2033年には4軒に1軒が空き家になるとのテレビ報道がありました。今後の取り組みについて伺います。

以上、3項目10点について質問いたしました。再質問は自席で行いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） それでは、生涯学習課より県の施設について、（1）東部図書館、（4）東総文化会館についてお答えいたします。

まず、東部図書館についてでございますけれども、県立図書館は、海匝・香取・山武地域の方々の生涯学習における資料・情報センターとして市町村立図書館等を支援するとともに、地域における生涯学習の一層の推進を図るため、千葉市にある中央図書館、松戸市にある西部図書館に次いで、旭市に県立3番目の図書館として平成10年11月1日に開館いたしました。

総事業費は約32億円、総工事費約24億円、敷地面積は4,093.74平方メートル、建物構造は鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨造り、地上3階建て、延べ床面積3,590.86平米、収蔵能力は約50万冊で、開架冊数が約10万冊、閉架書庫冊数が約40万冊でございます。

主な施設の内容について、1階は開架書架で約10万冊の収蔵が可能です。閲覧席は約200席、対面朗読室2室、休憩コーナー21席、交流ラウンジ10席になります。2階、中3階は閉架書庫でございます。2階の閉架書庫は14万冊の収蔵が可能、中3階の閉架書庫は26万冊の収蔵が可能です。3階は研修室が約100席、会議室が約30席で利用できるものでございます。それからあと職員数でございますけれども、正規職員が16名、嘱託9名、合計25名でございます。

施設の管理費につきましては、東部図書館の平成29年度の決算額でご説明申し上げます。嘱託職員の報酬といたしまして、社会保険料などの人件費が1,595万3,000円、光熱水費等の需用費、役務費などの物件費が3,388万7,000円、清掃、電気機械設備、保守運転管理、警備保守管理などの委託料等が2,543万2,000円で、管理費の合計額は7,527万2,000円となります。

続きまして、（4）東総文化会館につきましてご説明申し上げます。

東総文化会館は、東総地域における芸術文化振興の拠点整備を図るため、舞台芸術の鑑賞や創造発表の場としまして、地域発展と住民福祉の向上を目的として、県内2番目の県立文化会館として平成3年6月1日に供用を開始いたしました。

建物の概要でございますが、敷地面積は約1万平方メートル、建築面積は4,724.88平方メートル、延べ床面積は5,941.07平方メートル、地上3階、地下1階で、構造は鉄筋コンクリート造りでございます。ホールの席数は、大ホールが900席、小ホールが302席でございます。現在、東総文化会館は、千葉県が公益財団法人千葉県文化振興財団を指定管理者に指定し、同財団が管理運営を行っております。

平成29年度の東総文化会館の管理費について、指定管理料1億3,940万円、維持補修費・委託料、工事請負費及び備品購入費などの維持管理費が1,257万4,000円、管理費の合計が1億5,197万4,000円でございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは私のほうから、光と風展望館の状況についてご説明いたします。

まず、飯岡刑部岬展望館～光と風～は、平成13年に千葉県立九十九里自然公園北部地域の拠点施設として千葉県が建設したものでございます。

建設の経緯でございますが、この九十九里自然公園内にある景勝地の刑部岬に千葉県自然公園施設設置管理条例に基づき、展望スペースを含んだ自然環境学習施設として整備、建設されたものでございます。地上3階建て、1階は会議、研修等ができます多目的室、2階は写真等の展示などができますパノラマ展示室、3階が展望デッキ、屋上にも展望台がございます。なお、建設費につきましては、3億1,500万円と伺っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、東総運動場についてということで、設置の経緯と利用状況についてお答えいたします。

まず、設置の経緯でございますが、東総運動場は、平成元年11月に東総地区広域市町村圏事務組合香取郡町村会長、香取郡干潟町長より県の教育長宛てに県営総合体育施設のまず要望書が提出されました。その後、県の広域的スポーツ施設の整備・拡充基本構想の一環として香取海匝地区の整備計画案が作成されました。平成3年10月には、東総広域市町村圏事務組合より千葉県知事宛てに県営総合体育施設についての要望書が提出されました。平成5年度には、県において調査予算が計上されて、平成9年に敷地造成を行っております。平成11年から施設等の建設工事を行い、平成13年9月から供用開始となっております。

続いて利用状況でございますが、平成26年から29年度までの利用状況になります。まず、平成26年度が19万8,433人、平成27年度が18万4,349人、平成28年度が17万4,731人、平成29年度が18万9,178人となっております。これは利用申請書によるものということです。なお、旭市民の利用率でございますが、平成23年度のデータですが、全体の30%ということです。

以上です。

○議長（向後悦世） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 高齢者福祉課からは、大きい2番の虐待についてのうち（1）の旭市の通報件数についてということで、高齢者の虐待の通報件数についてお答えいたします。

直近の3か年について申し上げます。平成28年度は19件、29年度は20件ございました。本年度につきましては、1月末現在で25件の通報がございました。また、この通報者につきましては、ケアマネジャーからの通報が9件、旭警察署からが6件、医療機関が3件、市の関係部署からが3件、本人及び一般市民等からが3件、訪問看護等のサービス事業所からが1件ございました。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 続いて、社会福祉課から、旭市の障害者虐待の通報件数についてお答えいたします。

通報件数は、平成28年度が3件、平成29年度が3件、平成30年度は1月末現在で9件となっております。

障害者虐待の通報先につきましては、旭市では障害者虐待防止センターの業務を社会福祉法人ロザリオの聖母会の海匠ネットワークに委託しております。通報件数については、その障害者虐待防止センターと市社会福祉課に直接通報があったものの合計した件数となっております。

なお、今年度の通報者につきましては、施設関係者からが4件、本人及び一般の方からが3件、警察、市健康管理課の保健師からが各1件となっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、児童虐待の通報件数というご質問でございます。

先ほど有田恵子議員からご質問いただきましたが、子育て支援課におきましては、通報件

数については市内全域を把握できておりません。というのは、先ほども申したとおり、児童相談所であるとか、例えば警察であるとか、そちらに直接通報が届く部分については把握できておりませんので、先ほどの答弁のように子育て支援課が扱った通報、相談の受付件数ということで、お答えさせていただきます。

まず、28年度は受付83件に対し、虐待ケースの相談が31件、平成29年度は受付が109件、そのうち虐待に関連するものが64件、平成30年度1月末現在までは受付件数が75件、そのうち虐待に関するケースが11件でございました。

以上です。

すみません、続きまして、大きな2の(2)児童相談所の設置場所と職員人数について申し上げます。

まず、児童相談所につきましては、県の健康福祉部の出先機関として設置されております。まず、旭市を管轄していただいている銚子児童相談所につきましては、設置場所は銚子市台町2183番地に設置されております。この銚子児童相談所の受け持ち区域といたしましては、旭市ほか銚子市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町の4市3町を受け持っておられます。職員人数ですが、銚子児童相談所には、虐待を担当する専門職員として、まず児童福祉士が8名、兼任5名と配置されていますが、全体としては所長以下31名の職員で対応されております。(2)は以上です。

続いて、(3)の通報があった場合の対応でございます。少々お待ちください。

児童虐待に関する通報が市に届いた場合のケースでお答えいたします。まず、通報があった場合、現在、子どもが置かれている状況を緊急性やリスクの程度を、アセスメントシートを活用しながら総合的に判断し、緊急度が高い事例や子どもの安全が確保されていない高リスクの事例については直ちに銚子児童相談所へ連絡し、一時保護等も考慮した対応を依頼いたします。なお、その場合であっても、市も相談所の対応に協力し、内容によっては他の関係機関とも連携を図りながら援助に当たっております。

以上で子育て支援課からは終わります。

○議長(向後悦世) 都市整備課長。

○都市整備課長(鶴之沢 隆) 都市整備課からは、3項目め、空き家対策についてお答えいたします。

最初に(1)です。これまでの苦情に対する対応についてというご質問です。

これまでに空き家についての苦情につきましては、まずその苦情のあった現地に出向きま

して、その状況を確認させてもらっています。そして、苦情主や近隣、隣近所ですね、住人から聞き取りをしまして事情をお聞きしまして、その後、その空き家の登記情報等に基づき所有者を調べさせてもらっております。そして、そういう地域における苦情があるという情報を、内容等をその所有者にお知らせして、当該空き家を適切に管理してもらえるように文書で送ってお願いしているという状況でこれまでもやってきております。

続きまして、(2)の現在の、現在掌握している空き家の件数はどのくらいかということだと思います。

平成27年度ですけれども、総務課が実施しました旭市空き家情報抽出業務、この中では、市内の空き家件数は786件と報告されております。また現在、都市整備課でまた詳細な調査をかけておまして、その実施しています実態調査業務、この調査過程でまだあるんですけれども、その中ではおおむね1,000軒弱程度の空き家があるというふうに把握しております。

続いて、(3)の今後の取り組みということですが、今後の具体的な取り組み内容としましては、ただいま(2)でお答えしました実態調査、これで状態が、市内の空き家の状況が把握できますので、そこで得られた各種データを有効に活用するためのまず必要なデータベースを導入して、この中で取り込んでいきたいというふうに思っております。これで、対策を推進していくための体制がまず整備されますことから、地域の実情を踏まえた空き家対策をその後計画的に推進していく予定でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（向後悦世） 一般質問は途中ですが、3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時30分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） だいたい概要は分かりました。

この東部図書館は専門書が非常に多いということで、結構利用されている方が多いわけですが、この東部図書館の利用状況というのは分かりますでしょうか、伺います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） それでは、東部図書館の利用状況についてご説明申し上げます。

平成29年度の利用実績ということで、開館日数は291日、入館者数15万3,985人、個人貸出冊数3万8,099冊、登録人数は、これは貸し出しを受けるための登録ですけれども、その登録人数は9,305人でございます、その内訳でございますが、旭市が5,825人、率でいきますと63%、銚子市は1,133人で12%、匝瑳市は632人、7%、香取市は464人、5%、東庄町、275人、3%、その他976人で、旭市近隣住民で9割を占めている状況でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） この東部図書館の、非常に使いやすいというのが一つあると思うんですね。それと、図書館の中の環境というのが非常にいいということで、夏の暑い日には一日中、そこに弁当持ちでいたりする方がいるようですけれども、そういう中で、旭市は大変恵まれていて、市民図書館もあるわけでございますけれども、この旭市の市民図書館の蔵書の数というのはどのぐらいあるのか伺います。それとあと、利用状況、それを伺いたと思います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） それでは、旭市図書館の蔵書冊数と利用状況で、平成31年1月末現在の分類別の蔵書状況で申し上げます。

児童書3万9,734冊、文学書2万9,001冊、社会科学7,464冊、歴史・地理6,359冊、工学・家庭5,803冊、芸能・スポーツ5,357冊、自然科学5,038冊、郷土2,714冊、その他7,787冊、蔵書冊数の合計は10万9,257冊でございます。

図書館の利用状況でございますけれども、29年度の利用状況で、開館日数は275日、貸出人数は、一般が2万3,259人、中学・高校生が917人、児童が7,527人、合計3万1,703人でございます。貸出冊数は、一般書が4万5,257冊、児童書が4万5,566冊、その他9,684冊、合計10万507冊でございます。登録人数は1万9,765人でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 市民図書館の状況というのはよく分かりました。

この東部図書館ですけれども、この中にある冊数があるわけですが、これは県が全部引き揚げるという前回の質問があったように思いますけれども、その中で、この旭市の図

書館の蔵書、そっくり入るわけですけれども、そっくり入るんですけれども、まだもっと入ると思うんですね。その場合に、専門書とか、東部図書館に今置かれている専門書、そういったのは新しく購入するという、そういう計画とか、そういったのはまだ考えていないということによろしいでしょうかね。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） まだ県の、そもそも東部図書館そのものが新聞報道でもありますように、取りあえず見直しをするところまで話が終わっちゃってしまっていて、これからの、旭市図書館といたしましては、今も変わりませんが、今後も書物、そういったものは、一般書も含めて整備していかなければならないかなとは考えております。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 分かりました。ぜひ専門書などもちょっと市民図書館のほうにそろえていただければありがたいんですけれども、よろしくお願いします。

次に、光と風展望館についてですけれども、苦情とか要望とか、利用されている方がいると思うんですけれども、この辺についてはどうでしょうか。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、お答えいたします。

特に苦情というのは、直接には市のほうにはないんですが、私どもで把握しておりますのは、やはりあそこがだいぶ年数がたっているのと、風が強い、それから塩害が強いということで、今、エアコンが故障しているということ、それから自動ドアが故障しているということ、これは私どもも把握しております。これはもちろん県も把握しておりまして、うちのほうとしましても、早急に改善いただくように要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） これは昨年夏辺りからもうエアコンが壊れていてそのままになっているという状況であります。あそこの管理をしている方からも、エアコン何とかしてもらいたんだけれどもという、そういう要望がありましたので、これは強くぜひ言っていただきたいと思っております。特に、2階のホールについては、温度が物すごく上がるんですね。ですので、ぜひこれ県のほうに強く言っていただきたいと思っております。今は県の施設ですので、よろしく

お願いします。

この中で、現在の利用状況などというのは分かりますでしょうか。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、現在の利用状況というところで、所管しております県の自然保護課のほうに照会いたしました。現在の施設の利用ですが、まず1階で各種団体の会議とか研修とかに使われていると。それから2階のほうではパネル写真展で使っている、それから観光のイベント等もあそこで幾つか開催されていると聞いております。

施設の利用者数ですが、平成28年度ですと3万3,706人、平成29年度ですと4万13人という数字を伺っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） だいぶこの施設、人も来ております。旭市ではなくてはならない景勝の地でございますので、ぜひここで、下の階の研修室ですか、そこが全然使われていない状況なんですね。ですので、これは県に言って何とか使えるように、簡単に使えるようなそういったものを考えていっていただきたいなと思うんですね。教育、学習施設という括りだろうと思います、自然保護という形の。ですから、そういったものも含めてですけれども、あそこで休憩という形もあるだろうと思うんですけれども、せっかく来た人があそこを通り過ぎて、真っ暗じゃないかという話で帰っていくというのも、ちょっと寂しい気がするんですね。ですので、そこで少し、中でくつろげる場所等あれば、だいぶまた集客も違ってくると思います。

また、イベントもかなりだんだん行われてきているようですので、ぜひ有効な利用をお願いしたいなというふうに県に訴えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、東総運動場についてです。

東総運動場で、先ほど伺いましたけれども、現在の維持費というのはどのぐらいになっているのでしょうか。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、東総運動場の維持管理費ということでございます。

県のほうに確認したところ、東総運動場は5年ごとに指定管理契約を行っております。平

成30年度は5年目となり、財団法人千葉県まちづくり公社と契約し、年間の指定管理料は4,860万円とのことです。その他、指定管理契約に含まれない維持管理費として年間約600万円がかかっていると。それと、5年ごとに行われる陸上競技場の、これは第2種公認なんですけれども、これの公認検定のための修繕費、修繕等で約2,000万円以上が想定されると伺っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） この東総運動場というのは非常に広域性が高いので、県内5か所ぐらいしかないんですね。ですので、これはぜひ県に言って、もう少し利活用とかそういったので流していただきたいなと思います。サッカー場も恐らくあそこに、あそこできると思うんですけれども、今、特に使用されているのはゲートボールとかそういったのでございますけれども、あと、小・中学校の大会があるし、また高校の大会もあると思いますので、広域性があるので、ぜひよろしくをお願いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

東総文化会館についてですけれども、東総文化会館、皆さんもご存じのとおり、銚子が、銚子文化会館がこの4月で使えなくなります。そうすると、恐らくこの東総文化会館はかなり利用率が上がると思うんですね。そこで、その利用率ということで、先ほどお話をいただきましたけれども、この利用率、利用状況ですね、それを今の部分でちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） それでは、東総文化会館の利用状況ということで、29年度の実績でお答えさせていただきます。

大ホールの利用件数でございますけれども、166件、小ホールの利用件数が196件、合計で362件、利用率は、大ホールが59.7%、小ホールが70%、合計64.9%となっております。利用人数は、大ホールが6万8,852人、小ホールは3万2,692人、計10万1,544人となっております。利用者別の内訳でございますけれども、市町村が43件、企業が35件、学校・幼稚園が30件、サークル団体が74件、財団関係団体というのが58件、個人が38件で、その他84件となっております。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） この東総文化会館ですけれども、これもやはりこの銚子文化会館がなくなってしまう以上、また匝瑳市にはありません。あるのは東金市かな、東金市とそれから香取市に古いものがありますけれども、そうしたことを考えると、やはりこれは非常に広域性が高く、それから市民音楽グループ、また各市の文化協会とか、そういった人たちが多く使われると思うんです。ですけれども、来年の1月から3月までは休館としてリニューアルするという話を聞いております。ですので、これから、広域性があるということで、ぜひこの文化会館を旭市としても大事に使っていただきたいなど、このように思いまして、この件は終わりにしたいと思います。

次に旭市の虐待についてですけれども、まず虐待について、児童は先ほど有田議員が質問いたしましたので、これを省きまして、先ほど状況等の把握というのはしていないというお話がありました、児童のほうです。それだけちょっと聞きたいんですけれども、まず高齢者のほう、高齢者の虐待というのは、この地域包括ケアシステムの中に書かれておりますけれども、これは通報は市、あるいは夜間であればどこに電話したらいいのかなというのがあると思うんですけれども、これはやっぱりロザリオでよろしいんですか。その辺のところをちょっと、通報の流れが分からない、どこへまず第一報を入れればいいのか、警察なのかそれとも市なのかという部分で、いろんなケースがあると思いますけれども、市が休みのときもありますので、その辺のところをちょっとお聞きしたい。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、通報の先ということでお答えいたします。

通常の日中であれば、例えば暴力的な行為があったとか、そういった中で、警察のほうへ通報したりとか、または介護施設のケアマネジャーのほうへ通報したりとか、またうちのほうの地域包括支援センターのほうへ来たりというような、そういうような通常の通報がございしますが、例えば休みの日とか夜間、そういった場合には、まずその場合は連絡がつくのは警察署、また介護施設、それと市役所でいえば日直のほうに連絡が行きますので、そういったときには、例えば警察署からも日直からも、また介護施設からもうちのほうの地域包括支援センターの職員に必ず連絡が来るようになって、そういった体制を整えております。そういった連絡が来てから通常の対応を、夜でも朝でも、できる範囲で、急を要すればすぐにも対応するような、そういった体制を整えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） よく分かりました。そうすると、第一報というのは、休みでも市のほうという形で構わないということでもいいですね。

次の旭市の子ども・子育て支援事業の中で1点だけお聞きしたいんですけども、先ほどちょっと状況が把握できていない部分があるという話でございますけれども、この中に、暴力防止ということで、この児童虐待の防止と発見、それから子どもの保護に努めるとともに、家庭内暴力や虐待などの問題を抱える家庭に対し適切な支援をしていく体制作りが必要だというふうに書いてありますけれども、この下に、ネットワーク作りということで、早期発見、早期対応への取り組みを推進するというお話でございます。児童相談所等関係機関との連携を深め、総合的な支援を図りますということが書かれているわけですがけれども、この場合、市とそれから警察、それから児童相談所、これがしっかりとその状況とかそういったのをお互いに持っていないと厳しいんじゃないかなというふうに思いますので、これらを進めていく、今、これらを進めているのかどうかちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 関係機関の連携ということでお話しさせていただきます。

まず、児童虐待につきましては早期発見がとても重要なことでございます。市では、要保護児童対策地域協議会を設置し、定期的に要保護児童の実態把握と支援内容の検討を行っております。このような中で、この関係機関、16の関係機関がございまして、この中でそれぞれ代表者とまた実務者等を交えた、ケースによった会議であるとか対象者だけの会議であるとか、そういった会議を通じて情報共有を行っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 情報共有というと、その会合とかは月に1回とかそのぐらいでやっているんでしょうかね、頻繁にやっているんですかね。その辺のところをちょっと聞きたいんですね。あまり期間が長くなると、ちょっとそのままになってしまうので、その辺だけちょっとお聞きします。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） ただいま申し上げました代表者の会議、こちらにつきまして

は年1回程度でございますが、まず実務者の会議は年6回以上、また個別にそういったケースが起こった都度、即時に対応する個別支援会議などは、29年度で申し上げますと、20回開催しております。また、その前の年の28年度では32回にわたって、必要なケースが起きた場合には、緊急性を重視し、そういった会議を開催し、緊急度を図っております。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） じゃ、もう一つあるんですけども、障害者虐待防止センターとここに出ているんですけども、障害者虐待防止センター、これはロザリオの中にあるんですか、それとも市のどこにあるのかちょっと。4回終わったのか。

○議長（向後悦世） 次の項、（2）のほうでお願いします。

○12番（伊藤 保） じゃ、これだけちょっと答えて。終わりにします。

○議長（向後悦世） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） じゃ、社会福祉課から障害者虐待防止センターについてお答えいたします。

これは、先ほど回答したんですけども、社会福祉法人ロザリオの聖母会の海匝ネットワークにお願いしまして、海匝ネットワークは千葉銀行の旭支店の道路の北側にある、あそこが施設です。そこでは、電話対応を含めると365日、24時間電話対応をするということで、いつでも対応を受け付けるという状況ができております。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） じゃ、次の質問に、3項目めですか、空き家対策について伺います。

この苦情に対する対応についてお話を伺いました。私が1回目に聞いたときには、まだ対応ができていないということでありました。それから26年に22件、22件のうち7件が対応してくれたということでした。

それから、1,000件、今、なっているということなので、あれから6年から5年たっているわけですね。その間の処置というのは、やはり毎回毎回連絡とかそういった方法を、何らかの方法をとって持ち主に行っていたのでしょうか。それをちょっと聞きたいんですね。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） ただいまの伊藤保議員のご質問にお答えします。

都市整備課のほうは、平成29年から空き家に対する事務を所管するということになりました。

たけれども、それまでに総務課のほうで対応してきた経過はいただいております。それを見ますと、継続的にやはりどうしても苦情等は要望等ありますので、それについては継続的に対応しているというふうに読み取れますので、うちのほうもなかなか調べて難しいところもやっぱりあるんですけれども、現在。でも、一応その所有者を探しまして、そちらへ連絡して対応をお願いするんですが、なかなかやっていただけない場合も多くて、それについてはやはり継続して、また現場を確認して、また状況が悪くなっていれば、こういう状況になっていますよというのは、再度お知らせするように継続して行っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） じゃ、今の状況等見ると、何か所か非常に危ないところがあるんですね。せつかく29年4月に空き家対策条例ができたわけですから、今、テープが張られている所が見えるんですね、県道沿いに。干潟のほうですけれども、ああいった所は非常に道路沿いなので危ないので、ぜひ何とかしてもらいたいなというのがあります、正直言って。台風とかで崩れたら、そのまま道路になるんじゃないかなということで、その辺のところも考えながら今後の把握をしていただきたいと。危ない所は早く処置していただきたいと思います。

今後の取り組みについてですけれども、今、空き家バンクがかなり多くなっております。当然、宅建業界の方と市が一体になってやっている所があるわけですが、島根県の大田市ですか、そういった所でも多くやっております。先進地でかなりやっているので、ぜひ研究していただいて、空き家バンク制度も利用しながら、この空き家を何とか利活用できないかというふうな思いでいるわけです。

ですので、これをぜひやっていただきたいと思いますけれども、その辺の検討はしているのかどうかお聞きします。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員、項目3の（3）の今後の取り組みについての所でいいですか。

伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） ただいまのご質問にありました空き家バンクにつきましては、国の指針においても活用の方針として示されておまして、民間活力との連携というのはやっぱり空き家対策の一つであるというふうに認識しています。

先ほど申しましたけれども、今実態調査をいたしておりますので、その調査の中で、空き家がどのくらい有効活用できるのか、空き家バンク等で活用できるのかという実態も分かってくると思いますので、その実態の報告等の内容と照らし合わせまして、あとは近隣市でそういうふうな空き家バンクをやっている所もあるというのはお聞きしていますので、そういう所の事例などを研究させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 空き家バンクも、やはり今から8年前にもう既に質問しているんですけども、当時ではまだちょっと実感が、空き家バンクという実感が湧いてこなかったこともありまして、そのままになっている状況でございました。これ、利活用ということになりますので、それからまた定住促進ということもやっておりますので、ぜひお願いしたいなど思いまして、私の一般質問を終わります。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（向後悦世） これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回はあす定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時 1分

平成31年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第4号）

平成31年3月7日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程 緊急質問の件

出席議員（18名）

1番	片桐 文夫	2番	平山 清海
3番	遠藤 保明	4番	林 晴道
6番	米本 弥一郎	7番	有田 恵子
8番	宮内 保	9番	高木 寛
10番	飯嶋 正利	11番	宮澤 芳雄
12番	伊藤 保	13番	島田 和雄
15番	伊藤 房代	16番	向後 悦世
17番	景山 岩三郎	18番	木内 欽市
19番	佐久間 茂樹	20番	高橋 利彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	加瀬 正彦
教育長	諸持 耕太郎	秘書広報課長	伊藤 義隆
行政改革 推進課長	小倉 直志	総務課長	飯島 茂
企画政策課長	阿曾 博通	財政課長	伊藤 憲治

税務課長	石毛春夫	市民生活課長	宮負賢治
環境課長	井上保巳	保険年金課長	遠藤茂樹
健康管理課長	木内喜久子	社会福祉課長	角田和夫
子育て支援課長	小橋静枝	高齢者福祉課長	浪川恭房
商工観光課長	小林敦巳	農水産課長	宮内敏之
建設課長	加瀬喜弘	都市整備課長	鵜之沢隆
下水道課長	高野和彦	会計管理者	松本尚美
消防長	川口和昭	水道課長	加瀬宏之
庶務課長	栗田茂	学校教育課長	佐瀬史恵
生涯学習課長	高安一範	体育振興課長	花澤義広
監査委員局長	伊藤義一	農業委員会事務局長	赤谷浩巳

事務局職員出席者

事務局長	大矢淳	事務局次長	池田勝紀
------	-----	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（向後悦世） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（向後悦世） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 林 晴 道

○議長（向後悦世） 通告順により、林晴道議員、ご登壇願います。

（4番 林 晴道 登壇）

○4番（林 晴道） 皆さん、それにこの中継をご覧の方々、こんにちは。旭市議会林晴道でございます。皆さんの貴重なお時間をいただき、僕自身、平成最後の一般質問をここに行います。

初めに、本年4月30日、天皇陛下がご退位され、皇太子殿下が翌5月1日にご即位されます。大きな災害被害が相次いだ平成の時代、被災地の現場には、必ず天皇・皇后両陛下のお姿がありました。東日本大震災の直後、本市の避難所を訪れてくださいました両陛下に改めて感謝するとともに、天皇弥栄申し上げます。

平成は、日本人の底力と我々の絆がどれほどまでにパワーを持つか、そのことを示した時代でもありました。「いかならむことにあひてもたゆまぬはわがしきしまの大和魂」。明治、大正、昭和、平成と、日本は幾度となく大きな困難に直面し、そのたびに大きな底力を発揮し、人々が助け合い、そして力を合わせて乗り越えてきました。

急速に進む少子高齢化、激動する社会情勢に、今をともに生きる僕たち、立ち向かわなけ

ればなりません。平成のその先の時代に向かって、旭市の未来をともに切り開こうではありませんか。

今この地域は、人口減少による税収の減、超高齢化による社会保障の急増時代に突入しています。本市の財政は、今後厳しくなりますので、中長期的な財政運営や事業計画をしっかりと見きわめ、守るもの、攻めるもの、そして我慢いただくものなど、メリ張りのある取り組みが必要です。

僕は、責任世代として、これからの担い手となる子どもたちから、長年社会に貢献いただいたご高齢者のため、過去にとらわれず、未来を悲観せず、ここで一生懸命活動します。僕は、この旭市を本気でよくしたいと思っています。そのために、皆さん、一致協力のほど、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、1項、公共事業の入札問題について質問します。

日本の近代化とともに、公共事業はどんどん増え続け、天の声と言われる官製談合など、談合の仕組みも多様化しています。独占禁止法の制定や公正取引委員会による排除勧告が幾度も繰り返されているにもかかわらず、今日に至るまで談合という利益調整のメカニズムは継続してきました。日本の建設業は、諸外国に比べ全産業に占める企業数が多く、参入障壁も少ないようで、零細企業が乱立している状態であります。過当競争状態となりがちなことから、業界として受注調整を行うことは極めて自然な流れであったのだと思います。

その中、昨年10月の新聞報道で、旭市道路工事入札の談合情報の掲載があり、その情報があった業者の落札結果となったため、市当局と一部業者間に癒着があるのではと記事がございました。

千葉県及び県内市町村では、入札及び契約制度の改正が毎年行われているのに対し、本市は県や近隣市町村と比較して制度の改正が著しく少ない状況であり、前定例会において制度改正の提案型質問をいたしましたら、最低制限価格を千葉県に準拠させる制度改正と設計書の単価等の公表を、平成31年4月から実施するとの明快な答弁がありました。

そこで、(1) 制度改正と改善状況についてですが、現制度の問題点と制度改正によるその改善状況を伺います。

次に、公共事業の入札問題についての(2) 設計図書取り扱いについて、その実態を詳しく伺います。

続いて、2項、道路冠水の状況について質問をします。

日本における自然災害で、近年増加しているのが風水害による被害です。以前は、水害と

いうと河川の増水による氾濫を想像することが多かったですが、ここ数年は整備された都市部でも豪雨などによる道路の冠水が多く発生しています。近年、ヒートアイランド現象によるものと考えられ、局地的な集中豪雨、またはゲリラ豪雨とも呼ばれますが、これらが頻繁に発生しております。短時間に極端に大量の雨が降り、その処理能力の限界を超えてしまうと、下水道から水があふれだし、道路を洪水のように覆い尽くしてしまいます。冠水してしまった道路は、猛烈な風雨による視界不良とともに、非常に危険な状態となります。

そこで、（１）嚶鳴小学区の浸水について。

当地区は、市内でもとりわけ新築住宅が建ち、新たな住民が増えている地域でもあります。近年のゲリラ豪雨と重なり、通学路での冠水や浸水が非常に多くなっておりますが、その現状を伺います。

同じく、嚶鳴小学区の道路冠水についての（２）飯岡停車場線地域の抜本的な解決策についてですが、この質問は前定例会で採択された排水路改修を求める陳情書のことです。僕は、地元でこの問題を真剣に取り組み、前職の時代から長く携わり、本気で解決したいと誰よりも強く思っていますが、陳情書の内容に事実と異なることが多く含まれていることや、このような取り組みでは到底解決には至らないと確信し、議決でただ１人賛成できませんでした。

しかし、議会での採択により、旭市議会から森田健作千葉県知事に対し、意見書が提出されています。その時の陳情文の一部でございますが、浸水等の状況は悪化し、多くの被害が発生しているにもかかわらず、この地域の滞留水がどの経路を流れているか分からない中、場当たり的な工事に終始しているという中身です。僕は、この被害に苦しんでいる近隣住民のために、それから本件を長年研究して対応していただいた先輩議員やこの現場に携わった県と市の担当職員の名誉のために、間違いを問いただし、改めて抜本的な解決策についての質問を行い、最後に市長に対する提案型といたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、この路線の滞留状況は、県や市が行ったさまざまな改修工事や排水路清掃等により、合併当時と比べ、最近はやや改善していると感じますが、陳情文には悪化しているとのことで、それはどのようなことか伺います。

２点目に、近隣住民や地元議員が県土木と市建設課を招き、説明会等を行う際、毎回、排水路経路図を見て説明をもらいます。

陳情文には、この地域の滞留水がどの経路を流れていくか、区民は分からない中、実施した工事とあるので、排水経路図の区民説明に対する認識を伺います。

3点目に、問題解決に至っていないものの、県と市はその時々以最善の改修工事を行ったと思っています。しかし、陳情文には、県は場当たりの工事に終始したとありますが、本市の見解を求めます。

4点目に、合併後、この案件に関する道路排水路等の測量調査や関連改修工事と側溝清掃の状況について、詳細を伺います。

5点目に、当地域に新設、新築されている住宅等の排水を接続するに当たり、滞水や浸水状況を把握して流末排水等の排水路計画を立て、排水の接続をしてきたのか、具体的な考えを伺います。

最後に、議会でこのような陳情を採択し、旭市議会として森田知事に意見書を提出しましたが、きょう現在、知事からの回答はあったのか、議会事務局と所管である建設課に伺います。

また、このような意見書に対して知事は回答の必要がないと聞きますが、議会として提出した意見書でありますので、通常は議会に回答があるものと思います。その場合、議会事務局はその内容をどのように取り扱うのか、参考意見を併せて求めます。

次に、3項、基金の運用について質問します。

日本銀行は、マイナス金利つき量的・質的緩和政策。いわゆるマイナス金利政策を導入いたしました。このマイナス金利の影響は、長期金利の指標となっている10年物国債の利回りが、購入して満期まで待っても元本割れするという状況が続いていました。主な銀行の普通預金の金利も、マイナス金利政策の導入前は0.02%でありました、現在は0.001%なので、1年での利息は100円にしかありません。1年物の大型定期預金の金利も0.025%から0.001%に引き下げられ、1,000万円を定期預金に預けても、1年間の利息は1,000円と極めて低い水準になっております。しかし、マイナス金利の影響で住宅ローンの金利が下がったり、企業調達資金、コストなどが下がるなど、プラスの影響も出ております。

一方、資金を運用する立場から見ると、債権利回りや預金金利の低下によって、銀行や生命保険などの金融機関や年金管理運用独立行政法人GPIFといった年金基金など機関投資家でも運用は大変厳しくなっていると聞いております。本市では、金利を会計部門で運用し、平成30年度には3,900万円を超える運用益を上げていると聞いております。

そこで、運用実績と計画について、今年度の基金運用実績と計画の詳細を伺います。

以上、3項目、5点の質問を市民に選んでいただいた感謝の気持ちを込めて行いました。執行部においては、若者や高齢者が理解できるような簡潔明瞭な答弁に努めていただきます

ようよろしく願いをいたします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きな1番の公共事業の入札問題のうち、（1）の制度改正と改善状況についてお答えします。

ご質問の中の1点目の現行制度の問題点ということでございますが、現行の制度におきまして、とりわけ問題はないのかなとは思っております。ただ、申し上げますとすれば、旭市で入札制度について抜本的な改正を行ったのが平成22年ごろでございまして、そこからだいぶ年数も経過してきていること。この間、近隣ですとか県においては、制度の改正が進んできて、旭市とはだいぶ違った状況になってきたこと。あるいは、近年の入札における工事の落札率について、率がだいぶ下がってきている。さらに言えば、70%に近いような値で落札が行われている。こういったことが問題といえれば問題なのかなと思っております。

それで、これを踏まえて制度の改正ということでございますが、3点、今もう進める方向で決定しております。

1点は、最低制限価格制度の改正でございます。

これは、現行工事と建築につきまして70%、80%というような最低制限価格、一定率を掛けた形でございますが、それを改正いたしまして、工事の設計の種類に応じまして違った掛け率を掛け合わせまして、それを合計したもので最低制限価格を算出するという方式に変えるということでございます。

二つ目の改正としましては、工事の単価の開示でございます。

近隣はもう単価を開示しているということで、旭市におきましても請求があれば開示をするということで予定をしております。

3点目の改正としましては、総合評価方式の本格運用ということでございます。

平成22年に試行として始めましたけれども、その時点ではあまり効果があらわれないというようなことで、ずっと総合評価方式の本格運用は行ってきておりませんでしたけれども、近年の入札の状況等を鑑みの中で、品質というものの確保も大事だという中で、総合評価方式を導入といいますか、本格運用するという改正を行うものでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、林議員の質問にお答えします。

最初に、1の(2)設計図書の取り扱いについてで、実態、その取り扱いはどうなっているのかという質問に対しましてお答えいたします。

建設課で行っております土木工事等についての入札までの流れといたしましては、まず、測量調査のデータを基に、千葉県が公開しております資材・労務単価や経費などを用いて専用のシステムによりまして積算しております。その後、担当班内で設計図書について確認した後、金額抜きの設計図書にて工事の執行伺いの決裁を行います。決裁終了後、封印した金入りの契約事務依頼書で財政課契約検査班に入札に係る業務を依頼しております。設計図書につきましては厳重に管理しております。

次に、大きな2の道路冠水の状況について、最初の(1)嚶鳴小学区の浸水についてという事で回答します。

まず、現状についてです。議員おっしゃるとおり、近年の宅地化が進行しておりまして、特に後草地区についてはその傾向が大きく、水田等の宅地造成により、従来の保水機能の低下により、局所的な排水不良が生じている現状でございます。

この地区は、JRから総武線に向かって地盤が下がっておりまして、新七間川へ地形的に排水勾配がとれております。しかしながら、途中の総堀線が高くなっておりまして、自然勾配での排水を阻害している状況でございます。

この地区の主な排水経路といたしましては、総堀線沿いの水路で地区内の排水を集めまして、総堀線を横断し、新七間川へ排水しております。排水しているところですが、宅地化による流出量や集中的な降雨による排水量の増加のため、一時的な冠水になっているものと考えております。

また、仁玉川へ流末をとっております南側の一部につきましても、一時的な冠水が発生している場所がございます。こちらにつきましては、宅地化の進行による排水施設の断面不足や老朽化による機能低下によるものと考えております。

これが嚶鳴小学区周辺の現状でございます。

次に、(2)の飯岡停車場線地域の抜本的な解決策についてのお答えをします。

6点ほど質問がございました。

最初に、悪化していると、どの程度悪化しているのかという質問でございます。

建設課での回答です。県土木にも聞き取りしております。

県土木が平成27年度までに広原地区交差点や関係する排水路の新設、改良工事などを行ってきたところございまして、旭市も関連する流末整備を実施しておりますが、冠水の完全

解消には至っていない状況ですが、これらの取り組みによりまして、大雨等による一時的には冠水するものの、滞留する時間は以前よりだいぶ短縮している状況であります。そういったことで、短縮しているということに理解しております。

2番目に、排水経路の認識の関係です。

これにつきましては、工事の始まる前、平成27年3月16日の説明会で、千葉県が作成しました冠水箇所や流域を調査した図面のほか、県計画の図面を示しながら地元の意見を聞き、調整し、改修工事を実施しております。

3番目が、市の見解はということです。

場当たりの工事などとして発言しているが、市の見解はという質問だと思います。

千葉県及び旭市としましても、千葉県の調査した流域、経路図を基に複数の流末検討や水路等の関係団体と連携を図りながら工事を進めており、対応しているところでございます。

次に、4番目が、詳細な工事です。合併後に行われた詳細な工事について回答いたします。

海匠土木へ確認したところ、平成18年6月と平成26年10月に飯岡バイパスのボックスカルバートの清掃を行っております。同じく、平成26年11月には、県道飯岡停車場線の交差点周辺、マツヤ周辺の側溝と集水ますの清掃を行っております。そのほか、合併後に年度ごとに測量や調査などの確認をしております。

次に、排水です。接続する排水が、流末排水路の計画を立てて工事を実施しているのかという質問だと思います。

新築住宅等の合併浄化槽から接続しております排水につきましては、側溝へ流入する影響がなければ基本的には許可は出しております。ですので、部分的な調査はしておりますが、全体的なというのはなかなか難しいものがございます。新築住宅の前にやる市道側溝なりがしっかりとした構造になっていれば、許可は出している現状でございます。

最後に、知事への意見書に対する回答です。

知事からの回答はございません。しかし、建設課で対応しているのは、千葉県海匠土木事務所の維持課と今年度3月までに現地にて浸水状況の再確認と抜本的解決に向けた流末の選定や施工方法等の協議をする予定となっております。今月の3月までに、今月いっぱいです、その検討を現地のほうをよく調査するというので、今仕事を進めているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 会計管理者。

○会計管理者（松本尚美） それでは、私のほうからは、項目3、基金の運用について。

（1）運用実績と計画についてお答えします。

基金の運用実績は、現在、定期預金23本、千葉県債等14本、国債3本を運用しております。

現在の運用額といたしましては、167億2,951万円です。運用益につきましては、今年度末3,906万円を見込んでおります。

次に、計画についてお答えします。

運用に当たりましては、地方自治法第241条第2項の規定によりまして、基金の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとなっておりますので、関係課と協議しながら運用をしているところでございます。

また、これから満期を迎えます定期預金につきましては、引き続き継続的な運用を行い、運用益の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時30分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

林晴道議員の意見書に関する質問について、議会事務局に答弁を求めます。

○事務局長（大矢 淳） お答えいたします。

ご質問の意見書に対する回答は、現時点ではございませんが、これはこの件に限ったことではありません。地方自治法第99条に基づく意見書の提出は、合併後50件を超える数と記憶していますが、議会宛てに回答があったという例は、私が事務局長に就任してからはございません。就任前の事例においてもなかったと聞いております。

それと、回答があった場合はということでございますが、その場合には、議長と協議の上、執行部へ伝える等の対応になると思われまます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、公共事業の入札問題についてから再質問を行います。

(1) 制度改正と改善状況についてですが、入札制度の改正で、総合評価方式を導入するとの話を今聞きました。僕は、おとし、平成28年度9月の一般質問で、公共工事の入札制度の質問で、今後どのような対策を考えているのかというその問いに、当時の財政課長は、総合評価方式に関しては検討したが、さまざまな問題があり見送ったと、聞いてもいないのにわざわざ総合評価方式は導入しないと答弁があったことを今でもはっきりと覚えています。

しかし、その舌の根も乾かぬうちに考えを180度大転換させたのには、よほどの大きな圧力が加わったのだらうと思いますが、その説明を願います。

また、公共事業品確法の施行を受けて、国や自治体では、中小規模の公共事業にまで総合評価方式を取り入れる動きがありますが、本市の適用基準を併せて伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） なぜ総合評価方式を今回導入するということになったかということですが、議員おっしゃられるとおり、過去の答弁の中でそういったやりとりがあったようでございます。

今回、導入するというのは、入札につきまして金額だけではないということが近年考えられているんじゃないかなということもございます。新聞報道等を見ますと、免震ダンパーの不正であったり、あるいは材料の不正であったり、そういったものが発生してきていると。ですから、金額だけで落札するというのではなくて、品質を確保するための制度というのを導入することも大事なのかなと、そういった状況の変化といいますか、そういうものもあったと考えておりますし、それに当たりまして、さらに近隣あるいは県の状況を見ますと、総合評価方式、半分ぐらいの市町村がもう既に導入しているということも判明いたしましたので、この機会に改正するという決めたものでございます。4月1日から改正するというになっておりまして、既に12月に決定し、ホームページにも公開しているところでございます。

それと、基準というご質問がございました。対象となる工事につきまして、全てを対象にするというのは、望ましいといえば望ましいのかもしれませんが、事務の煩雑さと申しますか、処理のボリュームを考えまして、今回は1億円以上の工事について対象としております。それは、一般競争入札の金額と同じレベルということで考えて設定しているものでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 利点を説明いただいたその総合評価方式についてですが、制度の詳細をもう少し伺いたいと思います。

まず、評価を実施する際、市役所内部だけで評価を行うと発注者の意思により落札者を決定できてしまい、官製談合のリスクを高めてしまうことになります。そのため、外部の学識経験者を2名以上入れ、第三者委員会で客観性、透明性の高い落札決定プロセスが義務づけられていますが、外部の学識経験者をどのような基準で誰が決めるのか伺います。

また、難しい工事やPFIなどの複雑なスキームの事業の評価を行う際、発注者が技術や提案、評価をできるノウハウを持ち合わせない場合、必要に応じて専門性の高いコンサルタントを評価アドバイザーとして活用する必要がありますが、提案される技術レベルに対応できる評価能力の問題は誰がどのように行うのか、併せてお尋ねします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 総合評価の進め方についてのご質問でございますが、外部の人間ということでございました。現在、2名を予定しております。1名は大学の教授の方、もう1名は県職の技術者の方です。お二方とも、非常に高い見識を持っているということで、私どもに対する適切なアドバイスがいただけるのではないかなど、このように考えております。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤憲治） 基準といたしても、何といたしますか、ご本人の資質と申しますか、これまでの経験、現在の取り扱っている状況、それを鑑みて決めたものでございます。

お二方は、お一方につきましては、国の総合評価の委員にもなっております。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤憲治） 決めたのは、市の内部で決めました。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤憲治） 最終的には、決裁権者であります市長までの決裁ですが、案としては担当課で作成しまして、長までの決裁を仰いで、それで決定したということでございます。以上です。

あと、アドバイザーとして外部のというものもございましたが、ひとまず、今2人決めた、その方のアドバイスがどのような形になるのかというのを見守った上で、仮に問題が出てくるようであれば、また違う形での制度の改正も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 今のお話の中で、PFIだとか難しいスキームがあるようなそういうものについてのコンサルタントとかアドバイザーがほかに必要ではないのかなと思うので、その点に関してどのように市はクリアするのか、それを聞いていますので、もう一度お願いします。

最後の4回目の質問も行いますけれども、この総合評価方式の導入は、審査基準作りや審査委員会の運営など、手間と時間がかかり、必ずしも最低価格でない落札業者との契約に際しては、市民への説明責任が常に問われます。

しかしながら、一般消費者においても、質の高いものをリーズナブルな価格で買うためには、それなりの手間をかけるのは当然のことですし、企業もよい製品を提供するためには、研究開発や顧客満足度の向上にコストをかけるのも同様です。これまでの公共事業は、本市が用意した予算と仕様書に基づいたものでしたが、今後は公共主導でなく、民間も創意工夫やノウハウを十分発揮できる透明性の高い総合評価方式の導入に期待しています。その点、担当課の見解を求めます。

また、今回の改正で本市の入札制度は、市民やマスメディア等に疑念を抱かれないような公平・公正で近隣と均衡がとれたような、そのような改善にできたのか、制度のことなので、こちらは副市長の見解を求めます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 難しいスキームの場合、クリアするのにどうかということですが、まだ制度、これスタートしておりません。これからスタートするものでございます。対象の工事につきまして、新年度の予算の中では大きな工事が幾つか予定されておりますが、その種類を考えると、とりたてて難しい判断が迫られているような、そんな種類ではないのかなと思っておりますが、いずれにしても、制度は必要に応じてどんどん直していくものだと思っております。ひとまずは制度をスタートして、仮にその中で改善すべきものが見つかれば、またそれはよりよい方向に直していくことだというふうに考えております。

私からは以上です。

○議長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） 近隣と比して今回の改正がどうかと、そのようなご質問でございませ

た。

確かに公平・公正、これは入札に求められる条件であります。これについて、今回の改正に伴いまして、近隣と比して全く遜色ない制度になっていると、そのように思っております。県と比較しても同様であると、そのように考えておるところでございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは次に、公共工事の入札問題についての（2）設計図書の取り扱いについてですが、建設課土木班において設計書金額の算定を行い、予算執行者の決裁に至るまで、20人弱がこの設計書金額を知り得ることができるようです。

設計書金額は、そのまま入札予定価格でありますので、その20人弱となる方の業者対応です。いわゆる天の声に対する本市の考えを伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） ただいま業者対応はというご質問です。

業者の対応です。対応につきましては、個別の業者へ回答するものではありません。質問に対する回答書を作成し、電子入札システムにて公開しておりますので、口頭でなく文書で対応しているということですので、よろしく申し上げます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 先ほど制度改正による改善状況で、総合評価方式の導入についてありましたが、これまでの一般競争入札と比較して、総合評価方式での入札となった場合、設計図書の取り扱いや設計書金額を知り得る人の数を伺います。

また、その人の業者対応に対する取り組み等があるようでしたら、具体的にお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 特に金額が多い、少ないは対応としては同じように対応しております。金額が多い、小さいということじゃなくて、設計図書については厳重に管理しておりますので、問題ないと思っております。

それと、業者の対応につきましても、質問が仮にありましたら、先ほども申しましたが、電子システムで回答書を作成して、電子システムで公開しているところですので、問題ないというふうを考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 公共事業を実施する本市は、発注者責任という問題にいよいよメスが入っていることを認識することが大事です。

これから受注する建設業界に加え、発注する公共側の能力とモラルが問われる時代に入ってきたと僕はと思いますが、加瀬正彦副市長の見識を伺い、この項目を終わりにいたします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 12月議会でもお答えした内容になるかと思えますけれども、職員については、まず守秘義務が課されている、これは非常に重たいものでございます。それがあって、適切に事務を執行していると。

この前、新聞に出たその内容については、直ちに職員、当然、各課長に対して、こういうことは一切ないねという確認をした上で、その次の事務執行に臨んでいるところであります。

もう当然、公共団体として発注する側として、モラルを持って進めること、それは大前提にございます。

（発言する人あり）

○副市長（加瀬正彦） はい。それについては、また折を見て注意しながら進めていきたい、そのように思っております。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 次に、道路冠水の状況についての（1）嚶鳴小学区の冠水についてですが、多くの路線で冠水があり、近隣住民が浸水の被害に遭われているようです。その状況時に本市としてはどのような対応をとっているのか、伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 市内の対策、市内に確かに冠水箇所、一時的なものや局所的なものを含めると、非常に多くあるかと思えます。周辺の浸水を防ぐために、あえて道路を低くする場合もございます。平坦な地形の場合には、道路への一時的な冠水はやむを得ないものと考えておりますが、通行の支障になったり、隣接地の被害防止を図るためには、さらなる排水整備を進めていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 僕から、もう1点、現状を申し上げますが、やはり道路が冠水するような大雨の災害の事態に起こったとき、道路の水が隣接している住民のお宅、お庭なんかをまたいで隣接する畑だとかそういうところに流れていると。やはりだいぶ住宅の中に浸水があるなということを確認しておりますので、早期な対応を求めたいと思うんですが、あと児童・生徒の通学路でも、近年道路冠水の被害が悪化しています。短時間に大量の雨が降り、冠水してしまった道路は、風雨による視界不良とともに、非常に危険となりますので、学校周辺の通学路に対しては、冠水対策工事の中でも最優先にして早急な対応を求めたいと思うんですが、本市の見解を伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 確かに通学路、冠水すると子どもたちが通学するのに非常に苦慮すると思います。そういったことで、通学路につきましては、排水整備の優先順位は非常に高いものと考えております。排水の整備につきましては、流末からの整備が必要となる場合が多くなっておりますので、地形的な問題もございます。そういったところを十分調査して、可能なところから整備のほうを進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） よろしく願いをいたします。

次に移ります。

同じく、嚶鳴小学区の道路冠水についての（2）飯岡停車場線地域の抜本的な解決策についてですが、先ほどの答弁で、この路線の悪化状況や区民への説明、それに工事の計画性等のご回答で、陳情書の内容に事実と異なるものが多く含まれていたことがよく分かりました。

これまで県や市でさまざまな取り組みや改修工事を実施していますが、計画には至らず、このような現状でも新築等の住宅排水は、いまだ無計画に接続しております。それに加え、議会としては知事を頼っても何ら返事はありません。

そこで僕は思います。議会もそうですが、本市執行も他者に責任転嫁をせず、自ら行うべきことがあります。その点まず確認します。

当地域の広域排水路計画、それがいいのかどうなのか。それから、流末排水路に至るまでの整備計画、また水路清掃の状況等、それらを実行した場合、抜本的な解決につながるのかを伺います。

また、当該路線に隣接する民間事業所が自社所有で排水管を所有しており、合併以前から何度もその排水管の共同利用を依頼していたようですが、その排水管の詳細と利用依頼や現状、その時々になぜ共同利用を依頼し、また断られ続けたのかを伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） この地区の広域的な排水路計画はあるのかという質問です。

確かにこの広原地区、旭飯岡停車場線周辺は、道路が冠水しているのは事実です。しかしながら、どうしてもその地域は低いということで、過去にいろいろな排水整備をした経過がございます。そういったことで、今現在、流末の検討は千葉県といろいろ、今月いろんな面で現場を見ながら調査をしていく中で、うちのほうの今整備しております蛇園排水がございます。その蛇園排水が来年度に完了する予定でございますので、その辺のところをうまく利用できればなというふうに考えております。

それとあとは、これもまた業務委託の関係でございますので、そういったところも検討を視野に入れながら、排水路の改修のほうを進めていきたいと。いずれにしても、千葉県と連携を図りながら整備をしていきたいというふうに考えております。

それと、企業の排水の関係です。これ、何か合併前からそういう話があったとは聞いておりますが、資料がございません。そういったところで、現在のところは不明でございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 所管する、またがる課では、現在できる限りの対応をしていますが、解決には至らないことが分かりました。

そこで、市長に伺います。

いずれにしても、当路線、ここまで長い取り組みの中で、この民間所有の排水路を調査して、検討に値すると、そのように思うんですが、市長のお考えを求めます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 企業の排水管を利用してはというような部分でありますけれども、この企業の海岸まで延長する区間の中には、市有地、県有地、そして企業が持っている土地があるわけでありまして、その辺も調整がある程度難しい、大利根もあるというふうですけれども、そういった部分での調整はなかなか難しい部分があるのかなと。

それと、企業があそこに排水管を埋設したのが昭和48年ころと聞いておりますけれども、もう50年くらいになるわけでありまして、耐震化といいましようか、老朽化が進んでいるということの中で、非常に難しい部分もあるのかなと、そのように思います。

また、日華化学、企業を言っちゃってしまいましたけれども、企業があそこで営業をもう今年いっぱいやめるといようなことで、その話も少しさせてもらったところでもありますけれども、企業側の言い分としましては、次の敷地を利用してくれる会社を今模索している、探しているんだというようなことの中で、そのこのところの、後で継いでくれる敷地の営業する会社があつた場合に、その排水管の問題もまだはっきり言えないというようなこともあります。いろいろなことが重なり合ひまして、今すぐ排水管を利用させてもらいたいというような交渉には至っていないと。

それと、先ほど言いましたように、老朽化の問題でこれから相当の費用がかかるのではないかなという部分もありますので、具体的には今進めていないところでもありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 市長、県だとか大和根なんかの調整が難しいと。僕は、明智市長じゃないとこの問題が解決できないと、そう思っているから言っているんですよ。

それから、これからの排水路計画、その工事の中で国道、あそこである飯岡バイパスです。それをまたぐ工事というのは、今、既存のやつの改修以外になかなか厳しいと、そのように思うんで、ぜひ活用できるものはしてもらいたい。そういう中で、この何十年も被害に苦しんでいる当路線の抜本的な解決策が市長は描けているのか。それとも、安心・安全を提唱しながら、当地域を見捨てるのか、具体的な見解を求めます。

ちなみに、今お話ありました、当然市長もご存じであろうかと思ひますが、この工場ですが、惜しまれつつも今年の6月をもって移転するようです。半世紀、50年の長きにわたり地元雇用や経済効果に大変貢献をいただいた。東証、名証ともに一部上場の優良企業であり、ご近所や先輩、後輩などが働いている地元密着の企業なんです。その移転日が迫ってきたので、先月の6日と7日、福井の本社にいる知人の役員に、これまでの感謝とお礼をしに行つてまいりました。そして、28日には、地元の工場長と土産話を交えて、移転後の活用等の意見交換をいたしました。また、社長より言づてもいただきましたので、今後は地域住民にご報告をしたいと考えています。

あとは市長の政治判断です。この企業所有の排水路をまず調査して、活用に向けていま一

度取り組んでみてはいかがでしょうか。政治家、明智市長の見解を再度伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 広原駅前の停車場線の滞留の問題、本当に長年にわたって地元住民に大変な迷惑をかけているという部分は、もう私も市長になって、議員になったときからそういった要望も聞いておりますし、解決をしなければならぬ大きな問題ではないかと、そんなように常々思っているところでありまして、今回もそういった陳情もありましたし、林議員からもそういったお話がありました。

正直、調査という部分はまだしていないわけでありまして、排水管の埋設の老朽化、そういったものが、それと同時に、今、林議員が申しましたように、蛇園排水は無理だというような話も、国道をまたいで排水は無理だというようなこともありましたけれども、それも技術的にできないかどうか。それと工事費がどうなるのか、そういったものも十分いろいろ調査研究をして解決策に向けて努力していきたいと。

県も大利根も用地は旭市に貸してくれるということは、もう十分考えられることでありますので、それはもう林議員が言ったように解決できると思いますけれども、ただ、老朽化の問題と蛇園排水、道路をまたいで今、流末排水路、三川のところが飯岡西部の道路に埋めてある、そこへつなげる、その工事とどっちがいいのかどうかと、よく調査をしながら研究していきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 市長に申し上げます。前定例会で、あさピーを活用したイメージキャラクターを活用した出生届だとか婚姻届、3か月もたたない間に無事に発行していただきました。本当にありがとうございました。

ありがたいことに、もう記念すべき1人目がいたという報告を受けました。やはり市長が本気で取り組んでもらったら、僕なんかの意見も取り組んでもらったら、早いんです、仕事が。僕も何とかこれ間に合わせたかったけれども、市長のスピードに追いつけなかった。夢を捨てずに頑張ります。

次に、3項、基金の運用について。運用の実績と計画についての再質問ですが、直近3か年の運用益の状況と、マイナス金利導入前後では計画変更などがあったのか。そのような状況について、併せて会計管理者に伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（松本尚美） それでは、まず、直近3か年の運用益についてお答えします。

平成28年度は2,342万円、平成29年度は2,771万円、平成30年度は3,906万円の見込みです。

次に、マイナス金利政策導入前後の基金の運用の取り組みにつきましてお答えいたします。

マイナス金利政策前の平成27年度の基金の運用状況は、定期預金での運用を主として、そのほかに千葉県債での運用をしておりました。定期預金の利率は、現在と比較しますと高い利率でございました。運用益につきましては、1,900万円でした。

マイナス金利政策後は、長期運用可能な基金につきましては、定期預金よりも有利で安全な国債、県債等で運用し、少しでも多くの利子収入が得られるよう努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 基金の運用に関して、外部の金融専門家の助言を踏まえて、経営分析等を行った上で運用を行っているという自治体もあると聞かれますが、担当課ではどなたかに助言を求めることや誰かと経営分析等を行っているのかを具体的に伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（松本尚美） それでは、運用について外部の金融専門家と相談や分析を行っているかに、まずお答えいたします。

金融機関や証券会社等から国債や県債等の発行状況についての情報提供はございます。そのような中、財政担当、基金関係課と連携を図り、手元に確保しておきたい資金需要を考慮し、的確な資金運用や確実性に重点を置きまして、安全で効率のよい運用に努めております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 分かりました。

現在、マイナス金利という厳しい運用環境の中で、担当課においては大変すばらしい実績を上げていただいています。今後とも、地方自治法の運用基準に従うのは当然ですが、金利動向を注視しつつ、まず安全を第一に流動性にも配慮しながら、運用環境が厳しい中でも効率的な運用となるよう努めていただきたいと、そのように思うんですが、何と担当課長、退職とのことを聞きました。

この議場にいる11人の課長職やほかにも多くの職員が勇退されます。本当に名残惜しく、まだまだ教えていただきたいことがたくさんあるような気がします。今後も変わらぬ、僕や後進の指導をお願い申し上げるとともに、どうか健康に留意され、お元気でご活躍ください。今まで本当にお世話になりました。旭市のためにありがとうございました。

以上、林晴道、質問を終わります。

- 議長（向後悦世） 林晴道議員の一般質問を終わります。
一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 8分

再開 午前11時20分

- 議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。
引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 房 代

- 議長（向後悦世） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。
(15番 伊藤房代 登壇)

- 15番（伊藤房代） 議席番号15番、伊藤房代です。平成31年第1回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回私は大きく分けて3点の質問をさせていただきます。

1点目、学校給食について、2点目、小・中学校体育館のエアコン設置について、3点目、小・中学校のトイレの洋式化について質問いたします。

まず1点目、学校給食について質問いたします。

(1) 食物アレルギーを持つ子どもたちに対する給食について質問いたします。

現在、食物アレルギーを持つ子どもたちが多くいると聞いています。その子どもたちは給食でなくお弁当を持ってきているようです。仕事を持つお母さんもいますし、皆と同じように給食を食べたいと思っている子どもたちが満足して食べられる給食をつくることのできないか。

また、旭市としてアレルギーを持つ子どもたちが何人くらいいるのか調べ、給食として食

べさせてあげることが理想です。

(2) 給食費を完全無償化にできないか質問いたします。

現在、第3子以降は給食費無償です。旭市は何人くらいが無償で実施されているのでしょうか。旭市は豚肉、牛肉、野菜、果物、お米も旭市として自給自足ができる状態です。旭市に生まれ育ってよかったと自覚できるためには、他のところと違った満足をさせてあげることが旭市に生まれ育って、大事にふるさととして守ろうと思ってくれるためにも、第1子より給食費を無償化にすることができないか質問いたします。

2点目、小・中学校体育館のエアコン設置について。

(1) 猛暑から子どもを守るために、また冬の寒さの折にも小・中学校体育館にエアコンを設置できないか質問いたします。

体育館でスポーツ、また体の運動は体の発育に対して重要なことだと考えます。その運動着も軽く、汗にも寒く震えることもなく、健康のためにも大事な冷暖房は必要なことだと考えます。小・中学校にエアコンを設置することはできないか質問いたします。

(2) 災害時に夏でも冬でも安心して避難できる小・中学校体育館にエアコンを設置できないか質問いたします。

この前の大津波のときにも旭市も大きな被害を受けました。また、小・中学校に避難しました。その折にも体育館に着のみ着のまま避難しました。着替えもなく全員が雑魚寝をしました。体育館にエアコンがあれば、夏でも汗びっしょりにならず、避難ができるのではないのでしょうか。旭市として早急に必要なことだと考えます。

3点目、小・中学校のトイレの洋式化について。

(1) 小・中学校の洋式化はどのくらい進んでいるのか質問いたします。

今でも和式のトイレが何校か残っていると聞いています。何校くらいが完全洋式化になっているのでしょうか。また、完全洋式化を希望します。

以上で質問を終わります。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） では、私から1番、学校給食について、(1) 食物アレルギーを持つ子どもたちに対する給食についてお答えいたします。

旭市の食物アレルギーのある児童・生徒の人数は、平成30年度実施のアレルギー調査の結果によれば、171名でございます。この人数は医師の診断の有無にかかわらず、保護者の申

告によるものでございます。市としましては、平成28年度より食物アレルギーを持つ児童・生徒に対して、対応マニュアルにより対応しております。対応といたしましては、献立表とは別に献立食品調査表及び学校別日別個人別アレルギー一覧表を配布、また、同時に旭市のホームページに掲載しております。保護者の方々がそれをご覧になって、アレルギー食材について確認をし、児童・生徒が安全に給食を食べられるかの判断を行っていただいております。

一人ひとりのアレルギーに対応していくためには、給食を調理する上でいろいろな条件を整え、慎重に対応していく必要がございます。また、児童・生徒の食物アレルギー原因の食物が多様化してきている状況でございます。そのため現状では個別の除去食、代替食等の対応は行っておりませんが、対応については引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、(2)給食費を完全無償化にできないかということでございますが、現在、第3子以降給食費無料化の人数でございますが、平成30年度で222人となっております。市といたしましては、子育て世代を中心に多子世帯の経済的負担の軽減や少子化対策として、「結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり」の推進のため、各種子育て支援対策を実施しているところでございます。

給食の経費の負担については昨日も申し上げましたけれども、学校給食法第11条及び同施行令第2条に食材料費については保護者の負担とすることが規定されております。また、これも昨日の一般質問でもお答えをさせていただきましたけれども、第1子からの無料化を考えますと、31年度見込み児童数では年間およそ2億3,000万円を超える額が見込まれるということで、財政への大きな影響が懸念されます。

近隣市と比較しましても、旭市の給食の費用は低額なことから、現状の内容により引き続き保護者の経済的負担の軽減を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） それでは、2項目め、(1)猛暑から子どもを守るために小・中学校体育館にエアコンを設置できないかというご質問にお答えいたします。

小・中学校へのエアコンの設置につきましては、国の平成30年度第1次補正予算で措置さ

れました臨時特例交付金の補助採択を受け、現在、普通教室及び特別教室への設置に向けて設計業務を行っているところでございます。国におきましては、昨年の猛暑を受け、児童・生徒等の健康被害を及ぼさないよう、熱中症対策として各学級に冷房設備を整備することとされ、今回の臨時特例交付金においては屋内運動場への空調の整備は対象外となっております。体育館にエアコンを設置できないかとのご質問でございますが、教室等はある程度の空間に大勢の児童・生徒が座って授業を受ける中、熱中症対策として教室への設置を優先したところであり、体育館への設置は今のところ考えておりませんので、ご理解のほうをいただきたいと思っております。

続きまして、2項目め、(2) 災害時に夏でも冬でも安心して避難できる小・中学校体育館にエアコンを設置できないかというご質問に回答いたします。

防災計画での避難場所の指定は、各学校の体育館を指定したものではなく、各小・中学校とされております。災害時は一般的に体育館への避難になると思われませんが、暑さ、寒さの厳しい時期にはエアコンの設置されている教室の利用も考えられますので、学校施設として現在のところ体育館へのエアコン設置は考えておりません。

引き続き、3項目めでございます。小・中学校のトイレの洋式化についてということです。

小・中学校の洋式化はどのくらい進んでいるかということで、小・中学校のトイレの洋式化につきましては、これまでも大規模改修時や学校の要望なども踏まえ、計画的に改修を実施しております。現在、完全洋式化されているのは1校でございます。ちなみに学校によっては、大規模改修時に学校との協議の中で、一部和式を残してほしいとの要望もあるところでございまして、現在は計画的に進めているというところでご理解のほうをいただきたいと思っております。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、何点か再質問させていただきます。

1点目の学校給食について、(1) 食物アレルギーを持つ子どもたちに対する給食についての再質問をさせていただきます。

先日、保育所に通う子どもを持つお母さんから、来年子どもが小学校に入学するのに、アレルギーがあるのでどうしようと心配をしているお母さんがいます。食物アレルギー対応の給食の提供はできないか、再度質問いたします。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） アレルギーを持つお子さんの親御さんのご心配は非常によく分かります。ですが、先ほども申しましたように、171名ではございますけれども、一人ひとりの安全性を考慮して慎重に対応しなければなりません。そのあたりご理解いただきまして、先ほども申しましたように、個別に個票を作って対応しておりますので、学校とよく連携をして対応していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひ検討していただければと思います。

次に、（2）の給食費の完全無償化についての再質問をさせていただきます。

旭市は食材なら何でもあります。他の市にはないことです。全国でも農業生産高第6位を誇っています。もっと積極的に取り組んでいただきたいと思います。旭市は子育て支援も近隣では群を抜いて手厚くなっておりますけれども、何よりもまずは一番にこの給食費の無償化について考えていただければと思いますが、市長にお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほど担当課長から答弁をいたさせましたけれども、給食費については、やはり大金のお金がかかる、そのことも一つは考えなければならないことではないかなと。それと同時に食なら何でも、それは旭市でありますけれども、学校給食に使うとなれば、やはり学校給食の加工料とかいろんな部分で同じくらいの額はかかるということもあります。そういった部分では、そんなにも給食費が安くなるということではありません。ただ、材料があるということだけあります。

それと同時に、今旭市では第3子を給食費無償化を始めたばかりでありまして、そういった部分での保護者の皆さん方から少し還元されている部分もありますし、財政的な問題、あるいはまた税の公平・公正の面から考えまして、完全給食無償化ということは、少し考えなきゃならないことではないかなと、今すぐやれることではないのではないかと、そのように考えているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひとも市長、考えていただければと思いますので、期待しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目、小・中学校のエアコン設置についての（1）の猛暑から子どもを守るために、また冬の寒さの折にも小・中学校体育館にエアコンを設置できないかについての再質問

をさせていただきます。

普通教室、特別教室のエアコン設置は既に決まっておりますが、ぜひ子どもたちの健康のためにも、小・中学校の体育館にエアコンの設置を考えていただきたいと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） これも先ほど担当課のほうから回答いたさせましたけれども、今各教室にエアコンを設置が今設計を始めているところでありまして、これが今年中に各教室にエアコンが設置されると思いますけれども、体育館については私個人の考え方でありまして、体育館は運動するところ、汗をかくところだというような思いもあります。そのところに健康にスポーツをやる、体づくりをやるということも、さわやかな中でやるということは環境的にはいいことではないかと思っておりますけれども、あくまでやはり市の行政としましては、財源とも相談をしなければならないことでもありますので、当分の間、小・中学校の体育館のエアコンについては保留をさせていただきたい、そんなような思いでいるところでもありますので、よろしくお願いたします。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひ検討していただきたいと思っております。

次に、（2）の災害時に夏でも冬でも安心して避難できる小・中学校体育館にエアコンを設置できないかについて再質問させていただきます。

先ほどの答弁の中で教室等に避難のときはということではありますが、災害はいつやってくるか分かりません。夏でも冬でもエアコンがあれば、安心して体育館に避難ができると思います。ぜひ早急に体育館にエアコンの設置を考えていただきたいと思っております。課長、よろしくお願いたします。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） （2）災害時に夏でも冬でも安心して避難できる小学校の体育館にということ再質問をいただきました。

先ほども回答のほうをさせていただきましたが、普通教室、特別教室に現在設置のほうを準備しております。そちらが設置できれば、一時的な避難を体育館にさせていただいて、その環境に暑さ、寒さに対応する部分につきましては、教室や特別教室にまた避難していただく

とか、そういうところを考えていきたいと思います。現在のところでは、体育館にはエアコンの設置は考えてはおりませんので、ご了承願いたいと思います。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） 考えていないということではありますが、ぜひ考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、3点目、小・中学校のトイレの洋式化について、（1）、再質問させていただきます。

昨年の3月にも質問させていただきましたが、小学校に通う児童の保護者から、トイレが和式なので戸惑っていますとの声がありました。児童が家でも保育所でも洋式トイレでしたが、小学校に入学して和式トイレで困っていますとの声がありました。ぜひ全小・中学校の完全洋式化を要望いたします。市長、いかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほど担当課長から答弁をいたしましたけれども、中にはやはり和式が使いたいという児童・生徒もいるわけでありまして、そういった部分では完全な洋式化ということは少し難しいのではないかなど、そのように思います。それと同時に、各学校の状況、今洋式トイレを増やしたところでもありますので、そういった状況も把握をしながら、これからの研究課題にしていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひよろしくお願いいたします。全小・中学校の完全洋式化を要望し、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇ 木 内 欽 市

○議長（向後悦世） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（18番 木内欽市 登壇）

○18番（木内欽市） 18番、木内欽市です。

平成31年旭市議会第1回定例会において一般質問を行います。

先ほど同僚の議員、林晴道議員もおっしゃっておられましたが、平成最後の旭市議会、最後の質問となります。どうか市長をはじめ執行部の皆様には、前向きな答弁をお願いします。

それでは、順次通告に従い質問を行います。

まず最初に、農業基盤整備事業について伺います。

広大な干潟八万石、ほとんどの地域が耕地整理が完了しておりますが、まだ手つかずのところもあります。農家や地域住民から要望が出ているところもあろうかと思いますが、実施するまでのプロセスについて伺います。

次に、道路問題について伺います。

合併前からの懸案事項でありました海上支所から広域農道までの約1.6キロの整備について予算が計上されました。どのように整備されるのか伺います。

また、整備された場合には、海上中学への通学路となると思います。安全対策について伺います。

3番目、3項目めとして、生涯活躍のまちについて伺います。

この質問は昨日も有田議員、高橋議員が質問を行いました。重複する点もあるかと思いますが、私なりに観点を変えて質問を行いますので、よろしく願いをいたします。

先日、生涯活躍のまち・あさひ形成事業等に関する提案書が提出されました。すばらしいまちができるのかなと思いますが、他の施設、例えばすぐ近くにある道の駅、新しく建設が予定されている新庁舎と競合する施設、スペースが数多く見受けられます。どのようにお考えか、きょうは市長がおられますので、市長の見解を伺います。

最後に、今まで何度も伺っておりますが、庁舎に設置するという非常に高額な太陽光発電施設について伺います。

あえて非常に高額という表現を使わせていただきますが、ご存じのように、今は太陽光の材料がどんどん下がって、通常この規模ですと200万円から300万円で設置できるのです。昨日の高橋議員への答弁で、売電価格に換算すると1年間で20万円というお答えがございました。これなら理解できるんです、200万円から300万円で設置できれば。単純に10年か15年で回収できるんですから、これなら理解できるんですよ。ところが、売電した場合に20年間で400万円しかないのに、何で1,900万円も投じて設置するのか。私は何度伺っても理解できないんです。市長はどのように考えておられるのか、明快な答弁を求めます。

以上で、私の第1回目の質問を終わります。再質問については自席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 木内議員、ちょっとお伺いいたしますが、3項目めの（2）についてと、項目4の（1）、この項目はなしでよろしいですかね。通告にあるんですけども。

○18番（木内欽市） 施設の運営について。

○議長（向後悦世） そうです。はい。

○18番（木内欽市） 結構です。

○議長（向後悦世） それと項目4の無駄なスペースがあるように思われるが、のところですか。

○18番（木内欽市） 大変申し訳ございません。質問漏れです。

4項目め、新庁舎建設です。

無駄なスペースがあるように思われますが、いかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 木内議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、特に名指しで回答をお願いされました、生涯活躍のまち、ほかの施設と競合すると思われるがということでもあります。それと太陽光発電施設についてということで、お答えをいたします。

生涯活躍のまち、ほかの施設と競合する、例えば先ほどお話がありましたように、道の駅や庁舎との競合ということであると思えますけれども、道の駅は生鮮食料品、そしてまた旭市の産物の発信基地として全国に知ってもらい発信をする、そういったことが主な目的であります。今回の生涯活躍のまちにつきましては、流入者といいましょうか、旭市へ来てくれる人に対する旭市のよさ、そういったものを、そしてまた1日遊べる場所、いられるところ、そういったものをつくるというようなことでもありますので、基本的には違うのではないかなど。あとは経営努力といいましょうか、道の駅も、その生涯活躍のまちの事業者についても、経営努力をしてもらうということで、きのうも話をさせていただきましたけれども、にぎわいを復活といいましょうか、旭市のにぎわいを高めるために、そういった生涯活躍のまちをつくるという思いであります。地方創生、国のその流れにも沿って計画をしているところでもありますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

4番目の太陽光発電についてでありますけれども、きのうも質問がありました。設備費に相当の額がかかるということであるわけでありましてけれども、これは庁舎市民会議の中でも話がありましたけれども、やはり緊急の場合、先ほど来、災害のことについてもかなりいろんな面で質問がありました。そういった災害の面で自分の自家発電電力、そういったものを持たなければならない。そしてまた国の流れとして、やはり再生可能エネルギー、それは公

共施設として準備するのは当然のことだというような指導もありますし、そういった部分で費用対効果の面でかなり厳しいところがあるかと思えますけれども、公共施設として最小限の20キロですか、その部分を設備するというにしましたところでありますので、これもご理解をいただきたいと、そのように思っている次第であります。

以上です。

○議長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農業基盤整備事業につきまして回答させていただきます。

農地整備事業の実施までのプロセスにつきましては、新規地区の場合ですと、説明会、意向調査、地元の合意形成により、事業推進委員会の設立、権利者への事業推進、土地改良事業の計画概要の策定、土地改良区による事業計画に対する権利者等の同意、事業計画書に対する総代会の議決、県営土地改良事業の事業計画書策定業務の発注、県の事業計画書の審査、土地改良法の手続き、国の計画審査で事業採択となります。

なお、現在実施しております県営土地改良事業の場合ですと、同意取得から事業採択まで4年から5年の期間を要している状況でございます。

なお、区画整理の未実施の場合ですと、現況地積と登記地積に大きな差がある場合がございますので、そういった場合につきましては、国土調査等を実施した後になる場合が考えられるものでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、2番、道路問題についての（1）から回答したいと思います。

最初に、どのように整備するのかというご質問です。

海上支所南側の県道銚子旭線から広域農道までの約2.1キロのうち、未整備の海上コミュニティ運動公園から広域農道まで1.6キロの整備を計画しております。平成30年の第2回の定例会で、一般質問で回答しておりますが、この区間につきましては、現在整備中の飯岡海上連絡道と広域農道を接続する重要な区間であります。併せて清滝バイパスのトンネル工事も近々着手することとなっておりますので、将来的に交通量の増加も想定される、そうしたことで早く整備のほうを進めていきたいというふうに考えております。

次に、安全対策です。この道路が海上中の通学路にもなるというご質問になっております。

交通安全対策としまして歩道の整備が最良であるというふうに考えております。市では幹線道路や通学児童の多い道路については歩道の整備の必要性を認識しております。一般的には整備にはその用地の問題が難しいところもございますが、本地区につきましては、十分な用地もございますので、歩行者及び自転車が安全に通行できるような整備を併せて検討したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今言つた歩道のほうは交通安全対策ということで、1番と2番、続けて回答させていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうから通告、大きな4番、新庁舎建設の（1）無駄なスペースがあるように思われるといったようなご質問でございました。

まず、予定いたします新庁舎の規模、延べ床面積につきましてであります、これは総務省の起債許可標準面積、職員400人を想定した面積でございますが、1万2,000平方メートルでありましたが、これを基準に設計段階におきまして、執務室等のスペースを配置等検討しまして、極力省いた結果、1,300平方メートルほど削減を図つたところでございます。

例えば市民要望だったり、職員のほうの希望もありましたが、職員の食堂、昼食場所、そういうものもつくるようにといったようなご意見、いろいろありましたが、食堂等を専用のにつくりますと、まさしく昼休み時間等だけのスペースになって、非常に無駄な空間になってしまうというようなことで、奥のほうの会議室等を兼用させていただきたいであるとか、職員の更衣室等につきましても、極力圧縮をかけた、そして現在も今の段階でも進めておりますが、やはり文書量が相当多い中で、現在も総文書量の4割を削減する方向の中で、書庫等についても相当削減を図つて、全体として面積のほうを削減しているということをご理解賜りたいと思ひます。

以上です。

○議長（向後悦世） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時20分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、再質問を行います。

農業基盤整備事業について、先ほどご答弁がございましたが、始まる場合、いろいろなプロセスがあるようですが、一番最初はいくまでも地元からやってほしいという声が上がって、発起人会をつくる、それから役所が動いてくれると、こういう形ですかね。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、地元から声が上がってからかというようなことでご質問ございました。

今まで行ってきました土地改良事業につきましては、ほとんどが地元の要望がございまして、その後いろいろな条件等がありますので、そういったものをご説明しながら、地元のほうに入っていきまして、地元の皆様のほうにある程度合意形成等をお願いしまして、事業が進んでいくような形になっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） そうすると、どこでもそうですが、賛成の人と反対の人が出ますよね。全員100%賛成が理想なんですけど、そうはいきませんか？ しょうけれども、だいたいそういう場合どうなるんですか。10件のうち1件ぐらい反対者がいるとか、80%ぐらいになったらなるのか、その辺ちょっと分かったら教えてください。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 今までの例から申し上げますと、どの程度にいったらかというようなことで、県のほうからは一応仮同意のほうをとって、おおむね90%くらいというふうに言われております。土地改良事業は、当然ある程度実施する区域だとかそういったものを地元の中で決めていただきまして、当然参加する意欲のある方、意欲のない方というのがありますので、そういったものを地元の中で話し合いまして区域を決めていただくというようなことで、同意率を上げていくような形でやっているところもございます。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 90%ということ、これが最後の質問ですね。受益者の面積の90%、ある

いは権利者の90%か、それと政権がかわったときにこの農林予算、大幅にカットされましたね。今本人負担は10%ぐらいかなと思うんですが、これ以上この負担率が低くなるということはないと思うんです。これからなお、これからはどんどん負担率が上がってくるような、そんな気がするんですが、いつまでもこういう事業、補助金が対象になるとは限りませんけれども、その辺のところがかつたら、今のところ大丈夫とかね、分かる範囲で結構です。併せてお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） まず、面積割か受益者かというようなことで、当然これは土地改良法でいきますと3条の権利者ということになりますので、耕作を行っている者だとか、そういった者が優先されるのかなと思います。その同意をとる時期によって違ってくるんですけども、最終的には換地等を考えますと、権利者のほうが必要になってきます。土地改良事業をやる場合には、まず権利者、最終的な換地までいきますと権利者ということになります。その違いがまずあるということでご理解いただきたいと思います。

あと、農業予算の関係のほうで変動があって、地元負担がどうなるのかというようなご質問でございます。

現在行われています土地改良事業のほうは広域緊急基盤整備事業に指定されています干潟土地改良区内の区域につきましては、国が50、県が35、市が10%、農家は5%という状況になっています。あと、経営体育成基盤整備事業で行われています飯岡西部地区につきましては、国が50、県が30、市が10、農家が10%というような形になっております。現行でいきますと、そういったものが現在施工されている事業につきましては、そういった形で千葉県のほうは補助がいただいているような形であります。

あともう一点、少なくなるようなものはないのかというようなことで、ご質問がありました。

今いろんな農地の情勢等がありまして、国が進めています農地中間管理機構が集積を行う事業につきましては、若干農家の負担が軽くなるような形になっています。ただ、それには大きな土地に対する制約だとか、営農に関する条件とかという厳しいものがついてきますので、なかなか活用されていないのが現状であります。参考に、どういった補助割合かと申しますと、国が62.5、県が30、地元といいますか、市のほうが7.5、農家負担のほうは土地改良事業に関するものはない。ただし、事業計画に当たりましては、計画書の作成業務、土地

改良事業計画の概要書の作成等というものに約1,500万円から2,000万円くらいかかるものがありますので、そういったものに係る地元負担が予定されているようなところでございます。
以上でございます。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、2項目めの道路問題について。

この海上支所から広域農道までの整備、約1,600メートルあるんですが、これはあれですか、どのように例えば歩道を何メートルにするのか、今の現在の舗装されている面は全然構わないでやるのか、どのような工事予定かお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。
建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 一応道路につきましては、あの道路はたしか土地改良関係でできている道路だと思います。今度うちのほうでやる場合は、補助事業で考えておりますので、それなりの幅なりは関係になります。考えている幅は最低歩道で2メートル50はとりたいと。路肩で1.5、車道で3ですので、トータルでは11メートル50以上はとりたいなというふうに考えております。

あと、道路の線形とかがいろいろ問題に上がりますので、その辺のところは今後調査して、基準に合った線形を準備して整備を進めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） そうすると、だいたい車道は今の幅ぐらいという理解でいいですか。

それで、そうすると、歩道が2メートル50といいますと結構広いんですが、歩道は字のとおり歩行者が歩く道なんですが、歩車道、自転車も一緒に通行できるような、そんなことはお考えいただけないでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 自転車といいますといろいろタイプがございまして、自転車専用道路となりますと、交通規制がかかりますので、かなりハードルが高いのかなというふうに考えております。そうしたことで、自転車走行指導帯というのがございまして、それについては特に交通規制はございません。自転車が通行すべき車道の左側を路面標示、例えば色を塗って自転車専用という形で着色して、そういうふうなのを作って自転車のほうは確保したい

なというふうに考えております。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） じゃ、自転車は通行してもいいということで安心しました。

じゃ、次の安全対策ですが、当初昔これを質問したときに、皆さんが断る理由が、防犯灯がなくて防犯上危ないとかなんとかというお答えだったんですよ。今度はいいということであれば、当然防犯灯のようなのも設置していただきたい、当然いただけるとは思いますが、その辺のこと。それと、あれがずっと広域農道までぶつかりますと、当然あの道路を横断しなきゃいけないわけなんですよ。広域農道ね、清滝バイパス。その場合に、あの辺に歩行者用とか自転車の信号機とかをつけないと、あそこが危険ということを考えます。きょうも通ってきて見たんですが、さもそれがお金がかかるということであれば、広域農道にぶつかったら、そのまま右に行くようにして旧道を通っていただくとか、その辺のお考えはございますでしょうか、安全対策。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 一応うちのほうはこの路線はしっかりした基準に合った道路ということで考えております。そうしたことで交差点につきましては、当然スタートする運動公園のところから終点というか、広域農道にぶつかるところに対しましては、それなりの交差点の協議をしまして、しっかりした基準に合った交差点をつくっていききたいというふうに考えております。当然右折車線も考えております。

それとあと防犯灯の関係ですが、うちのほうは防犯灯ということではできませんので、一応街路灯ということで、道路の線形がちょっときついところとか、そういうところに関しては街路灯というのは設計の中で考えていきたいというふうに考えています。当然交差点の部分には街路灯は入るのかなというふうには思っています。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） その街路灯あたりですが、あれ東京電力あたりに申請をすると、年に何基かまとまってくれることあるんですよ。そういったこともお考えいただければ、市のほうの財政が負担が軽くなると思いますので、併せてお願いをしたいと思います。

それでは、3番目の生涯活躍のまちについて伺います。

この他の施設と競合すると思われるというのは、見るといろいろあるんですよ。例えば

イベント広場であるとか、あとレストラン、これだってやっぱりすぐ脇に道の駅があるんで、こちらがはやれば道の駅のお客が減るなど、そんな感じもしますし、そういったことで競合するときがあるんじゃないかなと。あと世代交流ラウンジ、これ旭市施設、行政・コミュニティゾーンとありますが、この先の質問でも言いますが、庁舎の中にもこういうのは予定しているんですよ。そういうのとのあれはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） イベント広場、レストラン、多世代交流ということで、三つほど名前が出てきました。まず、レストランのほうですが、先ほど市長のほうからも答弁いたしました。お互いに切磋琢磨して相乗効果が生まれるようにということで、持っていきたいというふうには考えております。これはある市内の店主の話ですが、道を挟んで同じ同業種でやっていて困りませんかということで私質問したことがございます。そうしたらその店主は、二つで頑張ると、よそからも買いに来るんだよと、実際東金市のほうからもここへ来るよと、旭市のあそこへ行けば何とかなるということで、1店舗では品物そろわないけれども、二つあれば何とかそろうということもあるんだよというような前向きな捉え方をしている方もございますので、そんなようにピンチと捉えるのではなくて、チャンスと捉えて事業者の方にも頑張ってもらえればなというふうには考えております。

交流ラウンジとかでございますが、市の施設との競合しているんじゃないかということでございますが、これ目的も違いますし、これはこれで拠点となる生涯活躍のまちへ人をどれだけ呼び込むかということも大切ですし、そこへ来ていただいた方が、その後道の駅へ流れるということも誘導できれば、これは相乗効果と言えらると思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） これたしかきのうの有田議員の質問で、だいたい移住者が150人ぐらいと伺ったんですが、3人家族にすれば50世帯ですか。これで果たして、（2）の運営のほうね。施設の運営のほう質問できない、ああ、そうか、すみません、分かりました。

じゃ、次の質問、新庁舎、4についてやりますが、これやっぱり無駄なスペース、皆さん方はそうでないと言いますが、さっきの生涯活躍のまちと同じようなスペースがやっぱり庁舎にもあると思うんです。こちらでやるのであれば、庁舎のほうのスペースを多少減らすと

か考えると、そういったお考えはございませんでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、お答えさせていただきます。

先ほど企画課長のほう回答いたしました、目的が違うよといった中で、庁舎はまさしく庁舎の設計方針、基本方針にあります、市民に開かれた庁舎といったような中で、市民のふれあいの場、親しまれる庁舎を目指して、行政機能だけではなくといったようなことで進めてきております。市民活動の場というようなことで、一つの部屋は150平方メートルほど、坪数でいえば45坪の部屋は1室設けてありますが、これについてはやはり再三お話をしてきておりますが、ただいま現在も行ってありますが、税の申告であるとか、選挙があれば、期日前投票であったり、やはり市民についてはいろんな発表会であるとか、展示物の掲示とか、そのようなこともできるのかなと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） あと一番上に展望室とかと、よくみんな展望室、展望室とやりますが、どこだってこれ最初だけは上がりますけれども、あとはもうほとんど使わないんですよ。あの程度の高い展望室って、そんなに見晴らしがいいとも思わないし、例えば県庁へ行ってもどこへ行っても展望室ありますけれどもね、ほとんどいないんですよ。この辺はどうなんでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） ただいま木内議員、県庁に行っても上がっている人いないだろうといったようなご意見でございましたが、具体的にパブコメでも千葉県庁であったり、群馬県庁と、具体的な名前が挙がったの意見でございましたが、上層階に展望スペースがあるから、旭市でもぜひ設けてほしいといったような意見がございました。中央病院についても何かあるようでございます。

やはり最近建設いたしました浦安市であったり、習志野市であったり、そこら辺も視察のほうをさせていただきましたが、やはり最上階には展望室といったようなものを造ってございます。現在、この旭市本庁舎の展望室がありますが、これは昭和39年当時のことで、どういった計画だったか分かりませんが、現実、現在のところの建物は本当に2階くらいの構造になっておりまして、階段も鉄骨でできた相当急な建物でございまして、そもそもが市民の

展望というようなものを想定したものではないだろうなど。現在、新庁舎で考えておりますのは、屋上のところまでエレベーター、それから通常の階段で上がっていきますので、市民の方に有効に活用していただきたい。眼下にはすばらしい文化の杜公園が広がっていると、そのような状況でありますので、有効活用していただければと思っているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 何か聞こうと思ったこと、先に答えられちゃって、ここのところ聞こうと思ったんですね。ここにもありますけれどもね。ほとんど物置みたいになっていて、今は行かないでしょう。ですから、次の質問です。

太陽光発電施設について伺います。

これが、ですから本当に皆さん方はお答えなさいますが、当初そもそも太陽光の話で飯岡の保育所するとき、やっぱり同僚議員からも随分高いんじゃないかと、当時の課長が、よろしくお願いします、よろしくお願いしますという答弁だったんです。その時の単価が坪99万円だったんですよ。今は100万円ですけども。それでその後道の駅のために、やはり太陽光のそういった話が出て、また同じこと、何をやっているのと。いいおか保育所であれだけ無駄だろうと言われたやつが、その道の駅のやつは単価が88万円ですよ。結局道の駅はやめました。道の駅載っていませんね、太陽光。そういった経緯があるのに、どうしてまたこの本庁舎のときに、しかも値段が下がっているのに、どうしてこう100万円になっちゃうんですか。そのところ聞きたいんですよ。この話が出たときに、香取市で太陽光やっていたんで、私らは聞いたんですよ。当時三十数万円ですよ。しかも地上にやるやつ。屋上は材料がかからないから安いんですよ。香取市は三十何万円でやって、もう既に、1億円か2億円かけていますが、もう半分以上は回収しています、売電で。そういった市があるのに、野立てでも三十数万円で当時やっているのに、どうしてここが100万円なのか。お答えください。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

太陽光の設置施設につきましては、今までもたびたびご意見をいただいている中でございまして、設計業者にも精査するよう指示を出してきたところでございます。今回100万円というお話でしたが、今95万円ほど、同じようなものですけども、この設計額につきまして

は、複数のメーカーから見積もりを徴して、その中で一番安い見積額を予定しておるというところで、まずございます。その上で、先ほどいいおか保育所の話であるとか、香取市の話もありました。香取市はまさしく売電を想定した大規模なものなのか、私よく分かりませんが、やはり近年、この太陽光設備のほう設置した市がありまして、これは埼玉県新座市でございます。庁舎も建てまして、太陽光のほうは別契約、別発注で行ったところでございますが、そちらですとキロ当たり72万円ほどの単価になっているのかな。それよりも私まだ高いだろうというお話もあるかもしれませんが、木内議員のおっしゃられるような、相当低額な金額でできることはちょっと想定できないなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） できないと言ったって、実際にやっているんですからね。じゃ、香取市に聞いたらどうですか。やっているんだから、同じ行政でね。それで、やっている業者にやらせればいいだけの話で、どうして民間ならキロ当たり十四、五万円のできるやつが、どうしてあなた方が頼むと100万円になるのかと、これは理解できないんですよ。なおかつ屋上にやるわけでしょう。屋上にやって、あの辺はまだ塩害もありますよ。風当たりも強い。もしもあんな市街地でやって、台風とか強風でパネルが飛んで死亡事故も起きているということもあるんです。そういった危険を冒し冒し、どうしてその屋上に設置するのかというのは、私は幾ら聞いても理解できないんですよ。じゃ、道の駅は何でやめたんですか。当初載せるという予定が。道の駅はやめたのに、どうしてこの庁舎に限っては幾らこうあっても、はるかに安くなっているのに、昔より高くなっているというのは、私はよくほかのことは分かりませんが、市が発注する工事というのはみんなこういうことがあるのかなと、特別高いのかなと、そういう感覚を持ちちゃいますよ。理解できるように説明してください。課長、結構ですよ、もう。市長、どう思いますか、これ。最高責任者として、こういう意見が、質問があつて当たり前でしょう。どうお考えですか。自分の家だったらやりますか、こういうこと。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほど回答いたしましたように、やはり公共施設、ましてや庁舎という問題で、災害時、そういった部分を含めまして、再生可能エネルギーはぜひ取りつけなければならぬと、そのような指導もありますし、それでも取りつけるキロワット数は最低限20

キロにしているわけでありまして。当初40キロとか50キロ計画したわけでありましてけれども、ちょっと工事費が高くなるということの中で、最低限の蓄電といいたいまいしょうか、発電装置はつけなければというようなことで計画したように聞いておりますので、ぜひ皆さん方にもご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） あのね、災害時のそういう施設で、例えばどこか忘れましたが、この庁舎の電気を全部太陽光で補うと、これなら理解できますよ。そういう市ありますよ、たしか。たかだか20キロでは部屋一つぶりぐらいでしょう。庁舎の電源を全部賄えるというなら、おっしゃっている意味も分かりますよ。国の指導に従ってやるんだと。恐らく20キロぐらいでは民間の住宅だったら1軒か2軒分の電気でしょう。それで、ご存じの太陽光は太陽が照らなきゃ電気発電しないんだから、夜とか雨の日はどうするんですか、じゃ。課長はノーと言えないから、これはもう市長しか言えないんですよ。課長は何だかんだやるという答弁。だから担当課は市長がいる限りノーとは言えないでしょう。

（発言する人あり）

○18番（木内欽市） だから、それは市長のお考えを聞きたいんですよ。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
市長。

○市長（明智忠直） 何遍もお答えしてはいますとおり、役所の庁舎ということの中で、そういった災害時、緊急災害時、そういったものの対応もしなければならぬということもありまして、これはぜひご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

（「議長」の声あり）

○議長（向後悦世） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 動議です。

緊急質問をしたいと思っておりますので、許可をお願いしたいと思います。よろしいですか。

内容はごみ焼却場に最終処分場がやられます。その最終処分場になっているところに大量のごみがあったという情報が寄せられました。そのことについて質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎追加日程 緊急質問の件

○議長（向後悦世） ただいま、高木寛議員から、ごみ処理施設の件について緊急質問をした
いと同意を求められました。

高木寛議員の緊急質問の件を議題として採決いたします。

高木寛議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許すことに賛成の方の起立を願
います。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 賛成多数。

よって、高木寛議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許すことに可決されま
した。

高木寛議員の発言を許します。

高木寛議員。

○9番（高木 寛） それじゃ、ありがとうございます。質問をさせていただきます。

けさなんですけれども、今、東広による銚子市、匝瑳市、旭市による新しいごみ焼却場建
設が進められています。それで、最終処分場となる森戸地先の工事が始まって、ここに大量
のごみがある、そういう情報が寄せられました。

そこで、その情報の流れの中で、ごみを処分するのに1億円ぐらいかかるんじゃないかと
いう話も寄せられました。この焼却場の建設については震災復興特別交付税、これを利用す
るということで、これには制限がありまして、期限が平成32年までというようなことが言わ
れています。ですから、きょう緊急に質問したのは、その工期に影響が及ぶんじゃないかと
いう心配で質問させていただきました。

その内容ですが、ごみが大量に出てきたということは、担当課、また市長は、この情報は
寄せられていますか。私も議員の仲間東総広域のところに出ている議員もおりますけれど
も、そちらの皆さんも情報は寄せられているかどうか、ちょっとまだ存じ上げておりませ
んが、まず担当課、それと市長には情報が入っているかどうか、お聞きしたいと思いま
す。

それで、そのごみの種類、どういうごみであったのか。そしてその量、その辺もお聞きし
ます。ですから、この処理方法、大量のごみ、1億円余りというお話なんです、これはプ
ロの皆さんが見た場合、まさにその内容でよろしいのかどうか、その辺を確認したい。そ
ういう答弁をお願いしたいと思います。

○議長（向後悦世） 高木寛議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、まず広域の最終処分場におきましては、この1月から工事に着手しておりまして、その工事区域内において樹木等の伐採を実施しておりましたところ、不法投棄、ごみが発見されたということで、これについては私どもも報告を受けているところでございます。そちらの情報につきましては、ちょっと時期的には私2月の後半と思いますが、市長のほうにも報告がありまして、私ども担当の環境課長のほうにも報告がございました。

その中で、まず工期への影響ということでございますけれども、廃棄物の処理の工程というのは、もちろん当初ございませんでしたので、多少なりの影響は出るものと想定されます。そんな中で現在、議員がおっしゃいましたように、震災復興特別交付税の対象ということで、事業期間が平成32年度までとなっております、これ現在の制度におきましては、工事が計画よりも遅れた場合には、それ以降、33年以降に実施した分については震災復興特別交付税の対象にはならないというふうに思われております。そのために現在、これからですけれども、工事を遅れさせることのないように、廃棄物を処理する方法などについても協議をして検討しているところでございます。

続きまして、ごみの種類と量等のご質問がございました。まず、その前に先ほど処理の費用についての言及もございましたが、ごみの総量等についてはまだ把握していない状況であるということでございますので、議員のおっしゃいました費用等については、不確かな情報ということでございますので、この辺はちょっとご了承いただきたいと思っております。

その中、ごみの種類ということでございます。まず、計画地の東側の境界線沿いののり面のほうから農業用のビニール等が出ております。また、計画地の中央付近ののり面から瓦やコンクリートのかげら等の、そういった廃棄物が確認されております。先ほど申しました、その量については、まだ全容が不明なところでございますので、ここでの報告は差し控えさせていただきたいと考えております。これらの処理に当たりましては、法令を当然遵守して適正な処理ということを前提に、場合によっては産業廃棄物処理業者のほうへ委託して処理するなど、現在具体的な処理方法について検討をしているというところでございます。

また、期間についてもまだ不明ではございますけれども、もちろん工期という問題もございますので、早急に行われる必要があるというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 明智市長。

○市長（明智忠直） 高木議員の緊急質問ということで、今担当課長のほうからお答えをさせていただきます。重複する部分もあろうと思いますけれども、私のほうからもつけ加えて答弁をさせてもらいたいと思います。

ごみのその最終処分場の中で不法投棄の部分があったのかという情報は市長のほうに入っているのかということでもありますけれども、先月の27日だと思えますけれども、正副管理者会議やりました。その時に担当の施設整備課のほうから、最終処分場に不法投棄があるという話を聞きました。早速これは不法投棄があるということであれば、県にいろんな申告をしなきゃならないと、そういった法律もありますので、そういった部分で申告するにしても、その地下水の問題、土質の問題、そういったものの影響がどれだけあるのかということでも今緊急に調べていたところでありまして、それがきのうかおとといですかね、県のほうへ結果が出まして、異常がないということで申請をしたところでもあります。そしてまた、その量といますか、種類ですけれども、先ほど課長が言ったように、廃プラスチックみたいなもの、それと瓦、そういったものが不法投棄されているということも聞きました。震災復興特別交付金でありますけれども、このことについては全国的に32年度というようなことで、建前は32年度いっぱいということでもありますけれども、先だって、渡辺副大臣、旭市へお見えになっております。その時にも直接私のほうからもお願いをいたしました。津波避難道路もまだまだ見てもらったとおり、本当にできない。32年度までには完成はできない。土地の地権者の承諾という部分もあるということの中で、その予定どおりにはいかない部分がいっぱいあるんだからというようなことで説明をいたしまして、渡辺大臣は、そのことは十分理解している、復興特別交付金については、精力的に政府に働きかけて、政府は自分の政府でありますけれども、ほかの閣僚にも話しかけて、延長してもらおうような方向でいきたいと、そのような回答もいただきましたので、震災復興特別交付税はまだ流動的で、果たして32年度で切れるという部分は分からないわけでありまして、これからの働きかけ、要請、要望、そういったものを強くしたいと、そのように思っているところであります。

いずれにしましても、期間に遅れないような、今そういった不法投棄が出たということが出現をしたということでもありますので、しっかりと予定に沿った、スケジュールに沿った部分でやっていくような、そしてまた、この事業については東総広域市町村圏事務組合の事業でありまして、その東広の議会議員の皆さん方にも、まだ首長、正副管理者の中で話をただけで、情報がどこから行ったのか、それも分かりませんが、そういった部分で、こ

れからきちっと東広の議会にも説明をしながら、了解をもらいたいと、そのような思いでいるところでありますので、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（向後悦世） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それじゃ、私に寄せられた情報が間違っていないことを確認しました。環境課長の答弁で、2月後半には市長にも報告したと。ですが、一番の肝心の東広に出向している、この旭市議会の議員にはなぜ知らせなかったのか。すごく疑問なんですよね。執行側だけが知っていて、その東広に出向している議員は知らされていなかった。まして私たち東広に関係ない議員は全然知らされない。まさにきょう、けさ聞いたばかりなんで、本当に真実かどうか知りたかったということは、今答弁で分かりましたので、やはりそういうことがあれば、一番先に東広に関係する議員に連絡する必要があったのではないかとこのうに思います。

それで、この森戸地区ですね。以前から不法投棄されているといううわさは流れていました。私もまだ議員にならないときなんですけれども、森戸地区の皆さん、地主も最終処分場になることに反対だという意見が多数だったということを知っています。ですから、そういう地に東広が決断して最終処分場にしたというのは、何か変に感じるんですよね。その辺、東広に関係する市長、ぜひお答えいただきたいというふうに思います。森戸地区にはもともと不法投棄があった事実を知っているのかどうか。

それから、この土地、地権者なんですけれども、地権者の皆さんはこの土地を手放した、そういう状況ですか。それともここに貸している、そういうごみが発生したときの瑕疵について、どういう取り決めがされていたのか、それも伺いたいと思います。

○議長（向後悦世） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 一つ訂正をしておきたいと思いますが、2月10日と高木議員はもうその事実を知っていたというようなことでありますけれども、私が知ったのは東広の施設整備課から聞いたのは2月27日か28日の正副管理者会議で聞いたわけでありますので。

○9番（高木 寛） 私、2月後半と言った、10日じゃなくて後半。

○市長（明智忠直） そういった状況で、県に報告するために、そういった不法投棄の現状を把握しなければ、県にも報告できないということで調査をしていたという部分で、幾らか県のほうへは遅れてしまったと。そしてまた東広の議会、全員協議会から議会、そういったものが今各市の定例議会が始まっている中で、日程的にきちっととれるというような部分があ

りませんでしたので、東広の事務局もきっといろいろスケジュールの調整をしていたと思いますけれども、そういった中で今まだ議会にも報告をしなかったということで、それは少し後手に回ってしまったのかなと、そのような思いでいるところであります。

それと、森戸町の不法投棄の部分は、そういったことは私どもも知っておりました。しかし、調査の段階、候補地の調査をする段階で、やはり業者が調査をした結果、そういったことはないというような報告を受けましたので、そこに決定をしたということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、少し私のほうで説明させていただきます。

この緊急の環境課長の担当会議が開催されましたのは2月28日に行われております。その際に、組合の議員への対応ということで、事務局のほうから説明がありまして、まず現状として全容が分からないという状況もございますけれども、3月中には全員協議会を開催して、この不法投棄ごみの状況、あと工事のスケジュール等も説明をします。当然工事等の請負費の増額も伴うだろうからということで、その辺のほうも説明をしたいということで、私どものほうには説明がございました。ということでひとつ組合のほうとしても、そういったことである程度のしっかり説明のできる内容がそろってから説明をというふうに考えていたということをお願いいたします。

それともう一点、不法投棄の森戸地区の状況ということでございます。市長のほうからも説明がありましたが、組合のほうからも先ほどの28日に説明がございまして、まず事前に県のほうの不法投棄のマップ等を調べまして、それによって確認したところでは、計画地には不法投棄があるという事実はなかったということが1点ございます。用地を取得する前に境界確認などを実施しますが、その際もごみ等は見つけることができなかったということでございます。

従前の土地の所有者でございますけれども、その方もごみが不法投棄されているという認識はなかったという報告を受けてございます。

また、土地の取得に当たりましては、ごみが発生しているかというのが後で分かった場合といった、そういった条件については、特に記載はなかったというふうに聞いております。

○議長（向後悦世） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） この森戸地区が最終処分場に決定される前に、県の書類ではそういうのがないと、不法投棄がないと。市長のお答えでは、うわさは聞いていたと。で、やっぱり行

政側としては、そのうわさが本当か、要するに不法投棄がされているかどうかというのは、県だけではなくて、私、東広にも責任があると思うんですよ。きちんと調べて、まさにごみの山のところにまたごみを持っていくというのは、いかななものかというふうに思うんですよ。市長の答弁では業者任せというか、業者に依頼して、そうしたらなかったと。それはあまりにも業者任せ。何のために東広があるんだということを言いたいというふうに思うんですよ。その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（向後悦世） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 東広の職員の中で、そういった調査の専門的な職員がいないと思います。そういったことで業者に調査依頼をしたということを聞いておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（向後悦世） 高木寛議員の緊急質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（向後悦世） これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は19日、定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時 6分

平成31年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第5号）

平成31年3月19日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長請願報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 常任委員長陳情報告
- 第 6 質疑、討論、採決
- 第 7 事務報告
- 第 8 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長請願報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 常任委員長陳情報告
- 日程第 6 質疑、討論、採決
- 追加日程第1 発議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 質疑、討論、採決
- 追加日程第4 議案上程
- 追加日程第5 提案理由の説明
- 追加日程第6 議案の補足説明
- 追加日程第7 議案質疑
- 追加日程第8 討論、採決
- 日程第 7 事務報告

出席議員（18名）

1番	片 桐 文 夫	2番	平 山 清 海
3番	遠 藤 保 明	4番	林 晴 道
6番	米 本 弥一郎	7番	有 田 惠 子
8番	宮 内 保	9番	高 木 寛
10番	飯 嶋 正 利	11番	宮 澤 芳 雄
12番	伊 藤 保	13番	島 田 和 雄
15番	伊 藤 房 代	16番	向 後 悦 世
17番	景 山 岩三郎	18番	木 内 欽 市
19番	佐久間 茂 樹	20番	高 橋 利 彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行 政 改 革 推 進 課 長	小 倉 直 志	総 務 課 長	飯 島 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財 政 課 長	伊 藤 憲 治
税 務 課 長	石 毛 春 夫	市民生活課長	宮 負 賢 治
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子 育 て 支 援 課 長	小 橋 静 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商工観光課長	小 林 敦 巳	農水産課長	宮 内 敏 之
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鶴之沢 隆
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	松 本 尚 美
消 防 長	川 口 和 昭	水 道 課 長	加 瀬 宏 之
庶 務 課 長	栗 田 茂	学校教育課長	佐 瀬 史 恵

生涯学習課長
監査委員局長

高 安 一 範
伊 藤 義 一

体育振興課長
農業委員局長

花 澤 義 広
赤 谷 浩 巳

事務局職員出席者

事務局 長

大 矢 淳

事務局 次長

池 田 勝 紀

開議 午前10時 0分

○議長（向後悦世） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（向後悦世） 議案第1号から議案第25号までの25議案及び請願第1号の請願1件並びに陳情第1号から陳情第3号の陳情3件を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（向後悦世） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 宮内 保 登壇）

○建設経済常任委員長（宮内 保） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日、本会議において本委員会に付託されました議案第1号、平成31年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第6号、平成31年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第7号、平成31年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第8号、平成31年度旭市水道事業会計予算の議決について、

議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、平成30年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第12号、旭市森林環境整備基金条例の制定について、議案第13号、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の制定について、議案第24号、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、市道路線の認定、廃止及び変更についての10議案であります。

去る3月12日午前10時より、委員会室において議案説明のため、執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催しました。

それでは、審査内容について質疑とその答弁内容を申し上げます。

議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、農村公園維持管理費について。農村公園は、市内に何か所あり、樹木剪定等の委託料の具体的な内容はどの質疑では、農村公園は条例等に基づいて指定している4か所と類似する施設3か所の、併せて7か所を農村公園として管理をしている。樹木剪定等の委託料については、東足洗の農村公園にある樹木の枝が隣接する民地にはみ出しており、高木のため業者に剪定を依頼するものとの答弁がありました。

次に、2点目として、長熊釣堀センターについて。新年度の入り込み客数の見込みと最近の状況、また収支の状況はどの質疑では、新年度の入り込み客は9,900人を予定している。直近の入り込み客数の状況ですが、平成29年度1万2,634人、平成30年度は2月末現在で1万人強となっている。収支の状況は、平成29年度の収支が1,218万8,428円、支出が1,021万288円で、若干収入のほうが上回っている。平成30年度は集計が済んでいないが、魚を放流する費用等の関係で若干支出のほうが上回る見込みとの答弁がありました。

最後に、3点目として、急傾斜地崩壊対策事業について。市内で急傾斜地危険地域に指定されている箇所が何か所あり、千葉県が行う事業の計画はあるかとの質疑では、急傾斜地危険区域については、市内で8か所指定されている。また、現在千葉県が事業主体として、海上地区見広で事業の準備を進めているとの答弁がありました。

以上、質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり議案第1号、議案第8号、議案第9号は賛成多数で、その他の議案は全員賛成で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をします。

平成31年3月19日、建設経済常任委員長、宮内保。

○議長（向後悦世） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 飯嶋正利 登壇）

○文教福祉常任委員長（飯嶋正利） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において本委員会に付託されました、議案第1号、平成31年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、平成31年度旭市国民健康保険特別会計予算の議決について、議案第4号、平成31年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第5号、平成31年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会の所管事項について、議案第10号、平成30年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第17号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての12議案について、審査過程並びに結果を申し上げます。

去る3月13日午前10時より、議会委員会室において、議案説明等のため執行部より、教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容について申し上げます。

議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、老人クラブ活動促進事業の具体的な内容はどの質疑では、すこやかシニアクラブ旭組織強化対策事業補助金として、新設されたクラブに1クラブ10万円、会員が増えた場合、1人2,000円を助成している。また、老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金として、地域の単位クラブに1クラブ4万6,000円と、1人当たり150円を助成しているとの答弁がありました。

2点目として、はり・きゅう・マッサージ等利用助成事業の具体的な内容はどの質疑では、70歳以上の高齢者に対して、はり・きゅう・マッサージまたは指圧の費用の一部を助成している。利用者に利用券を交付し、施術者の申請により給付を交付する。利用券は月2枚以内

の使用とし、年間12枚以内としている。助成額は1枚につき1,000円分となっているとの答弁がありました。

3点目として、緊急通報体制等整備事業について、地区別の設置状況はどの質疑では、平成30年度地区別の設置状況は、旭地域141台、海上地域32台、飯岡地区34台、干潟地区20台の計227台となっているとの答弁がありました。

以上、主な質疑と答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告のとおり12議案とも全員賛成で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおりご報告いたします。

平成31年3月19日、文教福祉常任委員長、飯嶋正利。

○議長（向後悦世） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、伊藤保議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 伊藤 保 登壇）

○総務常任委員長（伊藤 保） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において本委員会に付託されました議案第1号、平成31年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成31年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第14号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての7議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月14日午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

給与費明細の職員数640人と再任用職員等29人について、定員適正化計画の職員数と比較するとどうなるのかとの質疑では、職員数640人は一般会計上の人数であり、他会計を含め実数は674人となっている。定員適正化計画での平成30年度の目標値は682人であり、計画より先行して職員数が減となっている。再任用職員等については、現在週3日勤務を上限としていることから定数に入らないため、定員適正化計画との比較はできないとの答弁がありま

した。

次に、議案第2号の主な質疑について申し上げます。

中央病院の看護師宿舎の建設等に市債を充てることについて、病院の経営実態を把握した上で、本当に借りる必要があるのかとの質疑では、地方独立行政法人に移行している中央病院の施設整備、機械器具の購入に係る借り入れについては交付税算入され、中央病院の経営上利益になる部分がある。少しでも利益を得られて収益上有利になるものであれば、今の収益の状況、決算の状況から返済していけることを踏まえ、新たに起債を利用して建てるということも手法としてあるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告のとおり議案第2号は賛成多数で、その他の議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成31年3月19日、総務常任委員長、伊藤保。

○議長（向後悦世） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（向後悦世） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第1号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

高木寛議員、ご登壇願います。

（9番 高木 寛 登壇）

○9番（高木 寛） 議席番号9番、日本共産党、高木寛です。

私は、議案第1号に対して反対の立場で討論を申し上げます。

安倍首相は、戦後最長の景気回復と自慢しています。そして、この10月から消費税を10%にする方向へ進んでいます。それに国保税大幅値上げの動きがあります。国保の都道府県化が要因と指摘します。

それらに増して、安倍晋三首相は、憲法第9条を変えて戦争をする国づくりを進めています。こういう政治姿勢の国の方針に市長は、国の施策だからと何も言えない姿勢だと指摘します。地方自治体の主要な役割は、住民の生活と健康を守り、市民に寄り添った施政の予算であることです。国や県の言いなりになって、住民サービス、住民生活に犠牲を強いる予算であってはならないものです。

議案第1号の新庁舎建設事業では、建設資材が高騰しているこの時期の建設ではなく、先延ばしをすべきであり、旭市の人口予測も減少する状況ですので、庁舎建設もコンパクト化すべきだと反対します。

旭中央病院アクセス道整備事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業、南堀之内バイパス整備事業などは不要不急の事業なので、予算計上反対です。

財政調整基金などの積立金を取り崩して、学校給食費完全無料化や学校体育館へのエアコン設置や国保税軽減、水道料金引き下げなど、住民の生活と健康を守るための予算編成であるべきだと思います。

以上を指摘して反対討論といたします。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員、ご登壇願います。

（6番 米本弥一郎 登壇）

○6番（米本弥一郎） 皆さん、おはようございます。議席番号6番、米本弥一郎です。

私が胸につけているオレンジリボンは、児童虐待防止運動のシンボルです。児童虐待を根絶するには、子どもは親の子であるとともに社会の子どもであり、子育て世代への切れ目のない支援が必要であると申し上げ、議案第1号、平成31年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の立場から討論を行います。

現在、国においては、一億総活躍社会の実現に向けた取り組みや、東日本大震災からの復興、防災力の強化、さらには10月に予定されている消費税率の引き上げに対する経済対策、幼児教育・保育の無償化といった政策が展開されています。

旭市においても、人口減少に歯止めをかけ、将来の地域の成長、活力を維持していくための施策が平成31年度予算に盛り込まれています。定住促進のための奨励金交付事業や住宅リフォーム補助は、定住・移住を考える若い世代にとって魅力的な制度であります。出産祝金

支給事業、子ども医療費助成、公立保育所の給食・主食提供、病児保育を取り入れた海上保育所改築などは、子育て世代にとって安心して子育てができる包括的、継続的な施策であります。

さらに、各種住民健診や感染症予防への助成、コミュニティバスのルート再編やデマンド交通の導入により、市民の皆様の利便性向上を図るなど、子どもから若い世代、高齢者にわたる各世代が生き生きと暮らせるための事業が盛り込まれております。新庁舎建設も、有利な財源を利用しての建設となっております。また、各産業の振興策や道路整備については、震災復興、津波避難道路、旭中央病院アクセス道といった基幹道路から市民にとって身近な道路、排水の整備まで、十分配慮された予算編成であります。

明智市長並びに執行部におかれましては、今後の財政状況が決して楽観視できない状況ではありますが、市民が安心して暮らせるまちづくり、旭市は魅力的だ、住み続けたい、住んでみたいと感じるまちづくりに尽力していただきたいと要望いたしまして、私の賛成討論いたします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 議案第1号、平成31年度旭市一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

旭市は、財政調整基金、つまり貯金もたくさんあり、また有利な財源を活用し、事業をたくさん実施しても財政状況がよいと市民に説明し、私も市民もそれを信じていました。

しかし、先般の答弁で、交付税については合併時と比較して12億6,000万円の増額と、少ないのに驚きました。しかも、そのうち10億7,000万円が中央病院への繰り出し、市の分は1億8,000万円です。また、借金の返済に伴う公債費算入分として15億3,000万円となっておりますが、反面、市が自由に使える真水分の交付税は13億5,000万円も減っています。一般家庭に例えれば、生活費分が大きく減っています。これでは市民の要望に応える行政運営ができません。

そのような中で、計画性のないサッカー場建設事業の予算が計上されています。飯岡地区の活性化に資するとの名目で建設するとのことですが、先日の答弁では、活用方法が全く決まっていない。また、誘致活動などについても考えていないとのことでした。このような計画性のない施設、これでは宝の持ち腐れになってしまいます。以前、市長が文化の杜公園の利用人数、1日当たり50人から100人程度と話していましたが、それらと同じにな

ってしまいます。サッカー場を整備しても、全く施設を利用しない日が1年を通じて大半では、貴重な市民の税金を使って整備しても無駄になってしまいます。

また、平成32年度末の完成を目指す新庁舎に太陽光発電施設の設置についても、全く費用対効果を考えない設置です。民間が設置する太陽光システムは、借地をして地代を払っても収益を上げています。一般的に、行政が建設する施設は金額が高いと言われている中で、今回の庁舎の太陽光発電システムは、国の施策に沿ってとは言いながら、売電価格は20年間で400万円、設置費用は1,900万円と、なぜこのような高額な設置をしなければならないのか、私には考えられません。市民にも説明できないと思います。市民も議員の皆さんも、自分の家なら絶対に設置をしないと思います。

このような無駄なお金を使うなら、今の旭市を築き上げた高齢者の方々のための充実した施策が可能であります。しかし、行政改革という錦の御旗を掲げての敬老会事業や長寿祝金の削減など、私には考えられません。このような無駄な金を使うなら、高齢者の方々に喜んでいただける施策を充実させるべきだと考えます。

また、現在工事が始まっている3市での広域ごみ施設整備を行っていますが、これについても交付税で算入されるということですが、これについても交付税の総額では増えますが全部ひもつき分で、一般分、つまり自由に使える真水分が減ってしまいます。

このような財政状況で交付税の意味を全く理解していない予算編成では、効率的健全財政を保つことはできなく、市民不在の市政運営となってしまいますが、先ほども言いましたが、中身を見ると全部ひもつき、中央病院分の算入、これは全額中央病院へ繰出金として支出してしまいます。

また、公債費分、これは借り入れた金額の借金返済分になります。これらひもつき分を除くと、真水分、つまり自由に使える部分は逆に減っています。

また、基金が増額になっているという話ですが、借金である臨時財政対策債の残額より財政調整基金の額は全く少ないのが現状です。これでは、基金がある、つまり貯金があるとは間違っても言えません。臨時財政対策債は、本来国が交付税として交付すべき額を市町村に借金を負わせ、その分を交付税で算入するものです。

本来、財源が不足しなければ、臨時財政対策債として借金をしなくても交付税に算入されます。臨時財政対策債は、交付税の算定で臨時財政対策債発行可能額に対して交付税に算入されるもので、経営状況のよい市町村であれば借り入れを行いません。当然、その分が交付税に算入されるものであるからであります。全額財政調整基金に積み立てることができます。

しかし、本市では財源に余裕がないので借金をして、毎年借金返済のための財源になってしまいます。いわゆるひもつき財源となっています。

このような状況を市民に説明しないで、健全財政を堅持していると説明していますが、中身はますます厳しい状況となっています。また、今年10月から消費税値上げに伴う経費の増大、物件費などの施設の維持管理費の増大、計画のない施設整備や不必要な設備の設置、これらの費用の増大に伴い、市の財政状況は数年後に火の車になってしまいます。

このような予算編成では、人口が減少する中で税金などの自主財源の確保が難しい状況で、交付税に頼っている本市では自由に使える交付税が減額し、財政状況は厳しさを増して、市民が要望する行政サービスができなくなってしまいます。市民には的確に財政状況を説明するとともに、費用対効果を考え、民間企業と同じような経営感覚で施設整備を行い、施設の整備目的や利用方法などを十分に考え、事業を実施しなければなりません。市民が真に要望する施策として、行政運営をしなければなりません。行政は、市民あつての市であることを認識して、行政運営に努めていただきたいと思います。

以上で反対討論を終わりますが、賛成討論においてはすれ違いのないよう、整合性のある討論をお願いします。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員、ご登壇願います。

（12番 伊藤 保 登壇）

○12番（伊藤 保） 議員番号12番、公明党、伊藤保。

私は、議案第1号、平成31年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の立場から討論を行います。

提案された平成31年度当初予算は、市長が本定例会冒頭の施政方針の中で表明されておりましたが、合併による国の財政支援の終期を見据えた中で、歳出の見直しを進めながら、旭市総合戦略や旭市公共施設等総合管理計画などの各種計画に掲げる諸施策を確実に推進しつつ、本市の一体性の確立と均等ある発展を目指すことを基本としており、旭市総合戦略に掲げている四つの重点施策に沿って、本市が引き続き重点的に取り組むべき施策を盛り込んだバランスのとれた予算編成にされており、その成果が十分期待できるものであります。

その中には、市の基幹産業である全国トップレベルを誇る農業産地としての特性を生かした施策が予算計上されており、水産業、商工業、観光業の施策と併せ、さらなる産業振興の強化拡大が期待できるものであります。

次に、子育て育成については、3歳児以上の給食の主食部分の提供や、公立保育所におけ

る英語教育の導入、子ども医療費助成事業など、子育て支援に対する本市の取り組みは、若い世代が安心して子育てできるまちとして、皆さんに理解されていくものと期待されます。

ふるさと創出の面では、全国的な課題である人口減少対策として、本市では定住促進奨励金交付事業を行っておりますが、この4月から最大で150万円を交付できるよう、事業の内容拡大が図られ予算計上されております。若者や子育て世代にとっては魅力的な政策であり、定住・移住の促進に寄与されることが期待できます。

さらに、地域交通網の充実を図るため、コミュニティバスルートの再編、デマンド交通システムの導入等を盛り込まれており、市民生活の利便性向上も期待できるものであります。

また、市民の安心・安全を図る面では、震災復興、津波避難道路整備や旭中央病院アクセス道などの基幹道路から、要望が多い地区内の生活道路の整備まで、きめ細やかな配慮がなされており、市民の安心・安全を大切に考えている思いが感じられるものであります。

今回の予算規模は、合併後最大規模となっておりますが、これは市民の生活を第一に、子どもから高齢者までが安心して暮らせるまちづくりを積極的に行うための予算です。私が市議会議員になって以来14年目になりますが、議案に反対し、修正の動議を行い、修正案を出した議員はいまだかつて見たことがありません。そもそも予算は執行側がつくるものであって、議会はどのような事業に適正に使われるかチェックをし、適正でないものは修正の動議を行い、修正案を提出しなくてはなりません。そうでなければ、当初予算全部に反対することになります。反対となれば事業は遅れ、市民生活や市民に対する行政サービスも混乱することとなります。

このことをつけ加え、執行側におかれましては旭市民約6万6,000人の負託に応えるべく、なお一層の堅実な行政運営に努めていただき、将来の旭市の持続的発展を目指していただきますようお願いいたしまして、私の討論といたします。

○議長（向後悦世） 以上で議案第1号について通告による討論は終わりました。

続いて、議案第2号から議案第25号までの24議案について、討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第25号までの25議案について採決いたします。

議案第1号、平成31年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成31年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 賛成多数。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成31年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 賛成多数。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、平成31年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 賛成多数。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、平成31年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 賛成多数。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、平成31年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、平成31年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、平成31年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 賛成多数。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 賛成多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成30年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成30年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 賛成全員。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市森林環境整備基金条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 賛成多数。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、市道路線の認定、廃止及び変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 常任委員長請願報告

○議長（向後悦世） 日程第3、常任委員長請願報告。

文教福祉常任委員会に付託いたしました請願の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 飯嶋正利 登壇）

○文教福祉常任委員長（飯嶋正利） 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議におきまして本委員会に付託されました、請願第1号、旭市の子ども貧困対策の更なる充実を求める請願の1件の請願について、審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、3月13日付託議案の審査終了後、本請願について紹介議員及び参考人により説明を受け、担当課から参考意見を求めた後、直ちに審査を行いました。

審査では特に意見はなく、別紙報告書のとおり、賛成少数で不採択と決しました。

以上のとおりご報告いたします。

平成31年3月19日、文教福祉常任委員会委員長、飯嶋正利。

○議長（向後悦世） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（向後悦世） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第1号の委員長報告に対し質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

これより請願第1号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 討論なしと認めます。

これより請願第1号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号、旭市子どもの貧困対策のさらなる充実を求める請願について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 賛成少数。

よって、請願第1号は不採択と決しました。

◎日程第5 常任委員長陳情報告

○議長(向後悦世) 日程第5、常任委員長陳情報告。

各常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

初めに、文教福祉常任委員会委員長、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 飯嶋正利 登壇)

○文教福祉常任委員長(飯嶋正利) 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議におきまして本委員会に付託されました、陳情第1号、「幼児教育・保育の『無償化』に係わる制度の拡充、及び、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を求める陳情、陳情第3号、後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める陳情の陳情2件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、去る3月13日、付託議案の審査終了後、本陳情について担当課から参考意見を求めた後、直ちに審査を行いました。

審査では特に意見はなく、別紙報告書のとおり、陳情第1号については可否同数となり、委員長裁決で不採択と決し、陳情第3号については、賛成者はなく不採択と決しました。

以上のとおりご報告申し上げます。

平成31年3月19日、文教福祉常任委員長、飯嶋正利。

○議長(向後悦世) 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、伊藤保議員、ご登壇願います。

(総務常任委員長 伊藤 保 登壇)

○総務常任委員長(伊藤 保) 総務常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において本委員会に付託されました、陳情第2号、「会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を要請する陳情の陳情1件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、3月14日、付託議案の審査終了後、本陳情について担当課から参考意見を求めた後、直ちに審査を行いました。

審査では特に意見はなく、別紙報告のとおり全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成31年3月19日、総務常任委員長、伊藤保。

○議長(向後悦世) 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第6 質疑、討論、採決

○議長(向後悦世) 日程第6、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

各委員長の報告に対し一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 討論なしと認めます。

これより陳情第1号について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第1号、「幼児教育・保育の『無償化』に係わる制度の拡充、及び、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を求める陳情について、採択と決するに賛成の

方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 賛成少数。

よって、陳情第1号は不採択と決しました。

続いて、陳情第2号について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

陳情第2号、「会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を要請する陳情について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 賛成多数。

よって、陳情第2号は採択と決しました。

続いて、陳情第3号について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第3号、後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める陳情について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 賛成少数。

よって、陳情第3号は不採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時30分

○議長(向後悦世) 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の訂正を申し上げます。

先ほど、陳情第2号の採決について賛成多数と申し上げましたが、録画映像を確認したところ全員賛成でしたので、全員賛成と訂正させていただきます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議案第1号、会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書の提出についての1議案であります。

また、本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第28号から議案第31号までの工事請負契約の締結についての4議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 配付漏れないものと認めます。

ただいま発議案と追加議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 佐久間茂樹 登壇)

○議会運営委員長(佐久間茂樹) ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案と追加議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書の提出についての1発議案と、追加議案については、市長より提案のありました議案第28号から議案第31号までの工事請負契約の締結についての4議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成31年旭市議会第1回定例会議事日程その2、本日3月19日火曜日、この後、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、質疑、討論、採決、追加日程第4、議案上程、追加日程第5、提案理由の説明、追加日程第6、議案の補足説明。補足説明については、財政課長を予定しております。追加日程第7、議案質疑、追加日程第8、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長(向後悦世) 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議案第1号の1発議案及び議案第28号から議案第31号までの4議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（向後悦世） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長（向後悦世） 追加日程第1、発議案上程。

発議案第1号の1発議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（向後悦世） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議案第1号について、総務常任委員会委員長、伊藤保議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 伊藤 保 登壇）

○総務常任委員長（伊藤 保） それでは、発議第1号について提案理由を申し上げます。

発議第1号、会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書。

平成28年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で64万人とされ、いまや自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員である。

職種は行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたり、その多くの職員が恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっている。

こうした状況を受け、平成29年5月11日には地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立し、新たに会計年度任用職員制度が導入されるなど、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇が求められている。

来年4月の法施行に向けて、各自治体においては、任用実態の調査、把握のほか、関係条

例・規則等の改正や待遇改善に伴う新たな予算の確保などが必要となっている。

行政サービスの質と量の維持や、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望する。

1、会計年度任用職員制度の施行に伴う、賃金労働条件の整備に必要な地方自治体の財源を確保すること。

2、任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営の原則を堅持するよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣宛てでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（向後悦世） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（向後悦世） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議案第1号の1発議案を議題といたします。

発議案第1号について、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

これより発議案第1号について討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 討論なしと認めます。

これより発議案第1号について採決いたします。

発議案第1号、会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第4 議案上程

○議長（向後悦世） 追加日程第4、議案上程。

議案第28号から議案第31号までの4議案を一括上程いたします。

◎追加日程第5 提案理由の説明

○議長（向後悦世） 追加日程第5、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 本日、議案4件を追加提案し、ご審議を願うことといたしました。

追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第28号から第31号までは、工事請負契約の締結についてでありまして、議案第28号は旭市新庁舎建設建築工事について、議案第29号は旭市新庁舎建設電気設備工事について、議案第30号は旭市新庁舎建設機械設備工事について、議案第31号は旭市総合体育館屋根・外壁改修工事について、それぞれ仮契約を締結いたしましたので、これらの契約について議会の議決を求めるものであります。

詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（向後悦世） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第6 議案の補足説明

○議長（向後悦世） 追加日程第6、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第28号から議案第31号までの4議案について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 伊藤憲治 登壇)

○財政課長（伊藤憲治） 議案第28号から議案第31号について補足説明を申し上げます。

この4議案は、いずれも工事請負契約の締結についてでありまして、まず議案第28号について申し上げます。

恐れ入りますが、裏面をご覧ください。

契約の名称は、旭市新庁舎建設建築工事であります。

契約方法は、一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。平成31年1月15日に入札の公告を行い、2月1日まで入札参加資格申請の受け付けを行ったところ、特定建設工事共同企業体2者から申請があり、2者とも資格要件を満たしておりました。この2者による入札書の受け付けを2月8日から3月11日まで行い、2者から応札があり、3月12日に開札した結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した奥村・阿部特定建設工事共同企業体を契約の相手方といたしました。

代表者は、千葉市中央区新町18-14、株式会社奥村組東関東支店、支店長、永井寧であります。構成員は、旭市ニの528番地、阿部建設株式会社、代表取締役、阿部典義であります。

契約金額は35億9,640万円であります。なお、予定価格は41億1,696万円、最低制限価格は32億9,356万8,000円、落札率は87.36%でありました。

仮契約締結日は3月14日、工事の期限は平成32年12月28日であります。

続いて議案第29号について申し上げます。

同じく裏面をご覧ください。

契約の名称は、旭市新庁舎建設電気設備工事であります。

契約方法は、一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。公告日から開札日までは建築工事と同様であります。入札参加資格申請のあった特定建設工事共同企業体5者、全て資格要件を満たしており、この5者から入札書の提出がございました。開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した橋本・鈴木特定建設工事共同企業体を契約の相手方といたしました。

代表者は、千葉市花見川区作新台四丁目16番10号、株式会社橋本電業社、代表取締役、橋本淳であります。構成員は、旭市口の244番地、鈴木電設株式会社、代表取締役、時盛克良であります。

契約金額は5億5,242万円であります。なお、予定価格は6億8,958万円、最低制限価格は

5億5,166万4,000円、落札率は80.11%でありました。

仮契約締結日は3月14日、工事の期限は平成32年12月28日であります。

続いて、議案第30号について申し上げます。

裏面をご覧ください。

契約の名称は、旭市新庁舎建設機械設備工事であります。

契約方法は、一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。公告日から開札日までは建築工事及び電気設備工事と同様であります。入札参加資格申請のあった特定建設工事共同企業体3者、全て資格要件を満たしており、この3者から入札書の提出がございました。開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した三建・芝特定建設工事共同企業体を契約の相手方といたしました。

代表者は、千葉市中央区中央一丁目1番3号、三建設備工業株式会社東関東支店、執行役員支店長、山田幸男であります。構成員は、千葉市中央区本町三丁目3番15号、芝工業株式会社、代表取締役、野口恭男であります。

契約金額は7億3,457万2,800円であります。なお、予定価格は9億1,821万6,000円、最低制限価格は7億3,450万8,000円、落札率は80.00%でありました。

仮契約締結日は3月14日、工事の期限は平成32年12月28日であります。

続いて、議案第31号について申し上げます。

裏面をご覧ください。

契約の名称は、旭市総合体育館屋根・外壁改修工事であります。

契約方法は、一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。公告日から開札日までは新庁舎建設工事と同様であります。入札参加資格申請のあった4者、全て資格要件を満たしており、この4者から入札書の提出がございました。開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した旭市ニの1469番地、株式会社伊藤工務店、代表取締役、伊藤晃を契約の相手方といたしました。

契約金額は2億4,084万円であります。なお、予定価格は2億9,408万4,000円、最低制限価格は2億3,522万4,000円、落札率は81.89%でありました。

仮契約締結日は3月14日、工事の期限は平成32年2月28日であります。

以上で議案第28号から議案第31号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 議案の補足説明は終わりました。

◎追加日程第7 議案質疑

○議長（向後悦世） 追加日程第7、議案質疑。

これより議案質疑を行います。

議案第28号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第29号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第30号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第31号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑を終わります。

おはかりいたします。議案第28号から議案第31号までの4議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略して直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号から議案第31号までの4議案は、委員会付託を省略して直接審議することに決しました。

◎追加日程第8 討論、採決

○議長（向後悦世） 追加日程第8、討論、採決。

これより討論に入ります。

議案第28号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 討論なしと認めます。

続いて、議案第29号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 討論なしと認めます。

続いて、議案第30号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 討論なしと認めます。

続いて、議案第31号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これより議案第28号から議案第31号までの4議案について採決いたします。

議案第28号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 賛成多数。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 賛成多数。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 賛成多数。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(向後悦世) 賛成多数。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 事務報告

○議長（向後悦世） 日程第7、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 飯島 茂 登壇）

○総務課長（飯島 茂） それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告をさせていただきます。

お手元の報告書をご覧くださいと思います。

1つ、畳・マットほか保育所用備品一式を干潟ランオンズクラブ様より、1月8日受納いたしました。

1つ、折り畳みテーブル用台車ほか学校用備品一式を干潟ライオンズクラブ様より、2月12日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（向後悦世） 事務報告は終わりました。

◎日程第8 閉 会

○議長（向後悦世） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成31年旭市議会第1回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 向後悦世

議員 宮澤芳雄

議員 伊藤保